

目 次

(平成 28 年)

第 6 回臨時会

第 1 日目 (11 月 25 日)

| | |
|---|----|
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 議案第 46 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 議案第 47 号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 12 |
| 議案第 48 号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | 14 |
| 議案第 49 号 平成 28 年度中城村一般会計補正予算 (第 4 号) | 15 |
| 議案第 50 号 平成 28 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) | 18 |

第 7 回定例会

第 1 日目 (12 月 9 日)

| | |
|--|----|
| 会議録署名議員の指名 | 23 |
| 会期の決定 | 23 |
| 諸般の報告 | 23 |
| 行政報告 | 24 |
| 議案第 51 号 中城村税条例等の一部を改正する条例 | 27 |
| 議案第 52 号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 60 |
| 議案第 53 号 中城村北中城村清掃事務組合理約の一部を変更する規約 (平成 26 年 12 月 11 日沖縄県指令企第 408 号) の一部を変更する規約 | 63 |
| 議案第 54 号 平成 28 年度中城村一般会計補正予算 (第 5 号) | 64 |
| 議案第 55 号 平成 28 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) | 68 |
| 議案第 56 号 平成 28 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) | 69 |
| 議案第 57 号 物品購入等の契約 | 71 |
| 議案第 58 号 村道中城城跡線改良舗装工事 (9 工区) 請負契約 | 72 |

第 2 日目 (12 月 10 日) 休 会 (土)

第 3 日目 (12 月 11 日) 休 会 (日)

第4日目(12月12日)

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第51号 | 中城村税条例等の一部を改正する条例 | 77 |
| 議案第52号 | 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 77 |
| 議案第53号 | 中城村北中城村清掃事務組合理約の一部を変更する規約(平成26年12月11日沖縄県指令企第408号)の一部を変更する規約 | 77 |
| 議案第54号 | 平成28年度中城村一般会計補正予算(第5号) | 79 |
| 議案第55号 | 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号) | 87 |
| 議案第56号 | 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) | 88 |
| 議案第57号 | 物品購入等の契約 | 88 |
| 議案第58号 | 村道中城城跡線改良舗装工事(9工区)請負契約 | 90 |

第5日目(12月13日)

| | | |
|------|----|-----|
| 金城章 | 議員 | 95 |
| 比嘉麻乃 | 議員 | 104 |
| 新垣博正 | 議員 | 112 |
| 新垣徳正 | 議員 | 120 |

第6日目(12月14日)

| | | |
|------|----|-----|
| 大城常良 | 議員 | 133 |
| 石原昌雄 | 議員 | 144 |
| 外間博則 | 議員 | 149 |
| 伊佐則勝 | 議員 | 154 |

第7日目(12月15日)

| | | |
|-------|----|-----|
| 仲松正敏 | 議員 | 165 |
| 安里ヨシ子 | 議員 | 173 |
| 新垣貞則 | 議員 | 180 |
| 仲真功浩 | 議員 | 192 |

第8日目(12月16日)

| | | |
|--------|--|-----|
| 陳情第19号 | 監査委員への税理士登用について(陳情) | 209 |
| 陳情第20号 | 不服申立機関(第三者機関)委員への税理士の登用について(陳情) | 210 |
| 陳情第23号 | 平成29年度福祉施策及び予算の充実について(要請) | 211 |
| 陳情第13号 | 過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める陳情 | 212 |
| 陳情第24号 | 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書 | 213 |
| 陳情第25号 | 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書 | 214 |
| 陳情第26号 | 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提 | |

| | |
|---|-----|
| 出を求める陳情書 | 215 |
| 陳情第27号 介護保険制度の見直しに対する陳情書 | 216 |
| 陳情第28号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書 | 217 |
| 陳情第29号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情 | 218 |
| 陳情第30号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情 | 219 |
| 意見書第11号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書 | 220 |
| 意見書第12号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書 | 222 |
| 意見書第13号 無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書 | 224 |
| 意見書第14号 介護保険制度の見直しに対する意見書 | 226 |
| 意見書第15号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書 | 228 |
| 意見書第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書 | 231 |
| 意見書第17号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書 | 233 |
| 意見書第18号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 | 235 |
| 意見書第19号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する意見書 | 237 |
| 決議第6号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する抗議決議 | 237 |

第6回 臨時会

平成28年第6回中城村議会臨時会（第1日目）

| | | | | |
|------------------------|----------------|-----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日 | 平成28年11月25日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開会 | 平成28年11月25日（午前10時00分） | | |
| | 閉会 | 平成28年11月25日（午前10時57分） | | |
| 応招議員 （出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | 1番 | 石原昌雄 | 9番 | 仲真功浩 |
| | 2番 | 比嘉麻乃 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | 3番 | 大城常良 | 11番 | 新垣徳正 |
| | 4番 | 外間博則 | 12番 | 新垣博正 |
| | 5番 | 仲松正敏 | 13番 | 仲座勇 |
| | 6番 | 新垣貞則 | 14番 | 新垣善功 |
| | 7番 | 金城章 | 15番 | 宮城重夫 |
| | 8番 | 伊佐則勝 | 16番 | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 7番 | 金城章 | 8番 | 伊佐則勝 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 知名勉 | 議事係長 | 比嘉保 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 與儀忍 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 屋良朝次 |
| | 教育長 | 呉屋之雄 | 都市建設課長 | 新垣正 |
| | 総務課長 | 新垣親裕 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之 |
| | 住民生活課長 | 仲村盛和 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 比嘉義人 | 教育総務課長 | 名幸孝 |
| | 税務課長 | 稲嶺盛昌 | 教育総務課主幹 | 安田智 |
| | 福祉課長 | 仲松範三 | | |
| | 健康保険課長 | 比嘉健治 | | |

議事日程第1号

| 日 程 | 件 名 |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第47号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 議案第48号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第49号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第4号） |
| 第 7 | 議案第50号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成28年第6回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番 金城 章議員及び8番 伊佐則勝議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日11月25日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日11月25日の1日間に決定しました。

続きまして、日程第3 議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第46号

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例(昭和59年中城村条例第13号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月25日提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与を改定する必要がある。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年中城村条例第13号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている | (扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>ものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族</u>(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、<u>同項第2号に掲げる扶養親族</u>(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> | <p>ものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、<u>前項第1号に掲げる扶養親族</u>については13,000円、<u>同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族</u>(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合あっては、そのうち1人については11,000円)とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>(3) <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合</u>(前号に該当する場合を除く。)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、<u>職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行うものとする。</u></p> <p>3 扶養手当は、<u>次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> | <p>(4) <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、<u>扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行うものとする。</u></p> <p>3 扶養手当は、<u>これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にあることとなった場合</u></p> <p>(勤勉手当) 第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、</p> | <p>額を改定する。前項ただし書の規定は、<u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)</u>及び<u>扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のいない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定</u>について準用する。</p> <p>(勤勉手当) 第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、</p> |

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額 | | | | | | | 若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額 | | | | | | |
| (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額 | | | | | | | (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額 | | | | | | |
| 3～5 (略) | | | | | | | 3～5 (略) | | | | | | |
| 別表第2(第6条関係) | | | | | | | 別表第2(第6条関係) | | | | | | |
| 行政職給料表 | | | | | | | 行政職給料表 | | | | | | |
| 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
| 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 141,600 | 191,700 | 227,900 | 261,100 | 287,100 | 317,700 | 1 | 140,100 | 190,200 | 226,400 | 259,900 | 286,200 | 317,000 |
| 2 | 142,700 | 193,500 | 229,500 | 263,000 | 289,300 | 319,900 | 2 | 141,200 | 192,000 | 228,000 | 261,900 | 288,400 | 319,200 |
| 3 | 143,900 | 195,300 | 231,000 | 264,800 | 291,600 | 322,200 | 3 | 142,400 | 193,800 | 229,500 | 263,700 | 290,700 | 321,500 |
| 4 | 145,000 | 197,100 | 232,600 | 266,900 | 293,700 | 324,400 | 4 | 143,500 | 195,600 | 231,100 | 265,800 | 292,900 | 323,700 |
| 5 | 146,100 | 198,700 | 234,100 | 268,700 | 295,700 | 326,600 | 5 | 144,600 | 197,200 | 232,600 | 267,700 | 294,900 | 326,000 |
| 6 | 147,200 | 200,500 | 235,800 | 270,600 | 298,000 | 328,600 | 6 | 145,700 | 199,000 | 234,300 | 269,600 | 297,200 | 328,000 |
| 7 | 148,300 | 202,300 | 237,300 | 272,500 | 300,300 | 330,800 | 7 | 146,800 | 200,800 | 235,800 | 271,600 | 299,500 | 330,200 |
| 8 | 149,400 | 204,100 | 238,900 | 274,600 | 302,500 | 333,000 | 8 | 147,900 | 202,600 | 237,400 | 273,700 | 301,800 | 332,400 |
| 9 | 150,500 | 205,800 | 240,300 | 276,700 | 304,600 | 335,100 | 9 | 149,000 | 204,300 | 238,900 | 275,800 | 303,900 | 334,500 |
| 10 | 151,900 | 207,600 | 241,800 | 278,700 | 306,900 | 337,300 | 10 | 150,400 | 206,100 | 240,400 | 277,800 | 306,200 | 336,700 |
| 11 | 153,200 | 209,400 | 243,400 | 280,800 | 309,100 | 339,400 | 11 | 151,700 | 207,900 | 242,000 | 279,900 | 308,400 | 338,800 |
| 12 | 154,500 | 211,200 | 244,800 | 282,800 | 311,400 | 341,600 | 12 | 153,000 | 209,700 | 243,500 | 282,000 | 310,700 | 341,000 |
| 13 | 155,800 | 212,600 | 246,300 | 284,800 | 313,500 | 343,500 | 13 | 154,300 | 211,100 | 245,000 | 284,000 | 312,900 | 343,000 |
| 14 | 157,300 | 214,400 | 247,800 | 286,900 | 315,600 | 345,500 | 14 | 155,800 | 212,900 | 246,500 | 286,100 | 315,000 | 345,000 |
| 15 | 158,800 | 216,100 | 249,100 | 288,900 | 317,800 | 347,600 | 15 | 157,300 | 214,600 | 247,900 | 288,100 | 317,200 | 347,100 |
| 16 | 160,400 | 217,900 | 250,500 | 290,900 | 319,900 | 349,600 | 16 | 158,900 | 216,400 | 249,300 | 290,200 | 319,300 | 349,100 |
| 17 | 161,700 | 219,600 | 252,000 | 292,900 | 322,000 | 351,400 | 17 | 160,200 | 218,100 | 250,800 | 292,200 | 321,400 | 351,000 |
| 18 | 163,200 | 221,300 | 253,700 | 294,900 | 324,000 | 353,400 | 18 | 161,700 | 219,800 | 252,600 | 294,200 | 323,400 | 353,000 |
| 19 | 164,700 | 222,900 | 255,400 | 297,000 | 326,100 | 355,200 | 19 | 163,200 | 221,400 | 254,300 | 296,300 | 325,500 | 354,800 |
| 20 | 166,200 | 224,500 | 257,200 | 299,000 | 328,100 | 357,100 | 20 | 164,700 | 223,000 | 256,100 | 298,300 | 327,500 | 356,700 |
| 21 | 167,600 | 226,000 | 258,800 | 301,000 | 330,000 | 359,100 | 21 | 166,100 | 224,500 | 257,800 | 300,400 | 329,500 | 358,700 |
| 22 | 170,300 | 227,700 | 260,600 | 303,100 | 332,100 | 361,000 | 22 | 168,800 | 226,200 | 259,600 | 302,500 | 331,600 | 360,600 |
| 23 | 172,900 | 229,300 | 262,300 | 305,100 | 334,100 | 363,000 | 23 | 171,400 | 227,800 | 261,400 | 304,500 | 333,600 | 362,600 |
| 24 | 175,500 | 230,900 | 264,000 | 307,200 | 336,200 | 364,900 | 24 | 174,000 | 229,400 | 263,100 | 306,600 | 335,700 | 364,500 |

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 25 | 178,200 | 232,200 | 266,000 | 309,000 | 337,700 | 366,900 | 25 | 176,700 | 230,800 | 265,100 | 308,400 | 337,300 | 366,500 |
| 26 | 179,900 | 233,700 | 267,900 | 311,100 | 339,600 | 368,800 | 26 | 178,400 | 232,300 | 267,000 | 310,500 | 339,200 | 368,400 |
| 27 | 181,600 | 235,100 | 269,700 | 313,200 | 341,500 | 370,800 | 27 | 180,100 | 233,800 | 268,800 | 312,600 | 341,100 | 370,400 |
| 28 | 183,300 | 236,400 | 271,500 | 315,200 | 343,400 | 372,800 | 28 | 181,800 | 235,100 | 270,700 | 314,600 | 343,000 | 372,400 |
| 29 | 184,800 | 237,700 | 273,200 | 317,100 | 345,100 | 374,300 | 29 | 183,300 | 236,400 | 272,400 | 316,600 | 344,700 | 373,900 |
| 30 | 186,600 | 238,900 | 275,100 | 319,100 | 347,000 | 376,100 | 30 | 185,100 | 237,600 | 274,300 | 318,600 | 346,600 | 375,700 |
| 31 | 188,400 | 239,900 | 277,000 | 321,200 | 348,900 | 377,900 | 31 | 186,900 | 238,700 | 276,200 | 320,700 | 348,500 | 377,500 |
| 32 | 190,100 | 241,100 | 278,700 | 323,300 | 350,700 | 379,500 | 32 | 188,600 | 239,900 | 278,000 | 322,800 | 350,300 | 379,100 |
| 33 | 191,700 | 242,400 | 280,400 | 324,700 | 352,600 | 381,300 | 33 | 190,200 | 241,200 | 279,700 | 324,300 | 352,200 | 380,900 |
| 34 | 193,200 | 243,600 | 282,300 | 326,700 | 354,400 | 382,700 | 34 | 191,700 | 242,500 | 281,600 | 326,300 | 354,000 | 382,300 |
| 35 | 194,700 | 244,800 | 284,100 | 328,600 | 356,200 | 384,200 | 35 | 193,200 | 243,700 | 283,400 | 328,200 | 355,800 | 383,800 |
| 36 | 196,200 | 246,100 | 286,000 | 330,700 | 357,900 | 385,800 | 36 | 194,700 | 245,000 | 285,300 | 330,300 | 357,500 | 385,400 |
| 37 | 197,500 | 247,000 | 287,600 | 332,600 | 359,300 | 387,200 | 37 | 196,000 | 246,000 | 287,000 | 332,200 | 358,900 | 386,800 |
| 38 | 198,800 | 248,400 | 289,300 | 334,500 | 360,600 | 388,400 | 38 | 197,300 | 247,400 | 288,700 | 334,100 | 360,200 | 388,000 |
| 39 | 200,100 | 249,800 | 291,100 | 336,500 | 362,000 | 389,600 | 39 | 198,600 | 248,900 | 290,500 | 336,100 | 361,600 | 389,200 |
| 40 | 201,400 | 251,300 | 292,900 | 338,400 | 363,400 | 390,700 | 40 | 199,900 | 250,400 | 292,300 | 338,000 | 363,000 | 390,300 |
| 41 | 202,700 | 252,700 | 294,600 | 340,300 | 364,700 | 391,800 | 41 | 201,200 | 251,800 | 294,000 | 339,900 | 364,300 | 391,400 |
| 42 | 204,000 | 254,100 | 296,300 | 342,200 | 365,600 | 393,000 | 42 | 202,500 | 253,200 | 295,700 | 341,800 | 365,200 | 392,600 |
| 43 | 205,300 | 255,500 | 297,900 | 344,000 | 366,700 | 394,200 | 43 | 203,800 | 254,600 | 297,400 | 343,600 | 366,300 | 393,800 |
| 44 | 206,600 | 256,800 | 299,500 | 345,900 | 367,800 | 395,300 | 44 | 205,100 | 256,000 | 299,000 | 345,500 | 367,400 | 394,900 |
| 45 | 207,800 | 258,000 | 301,200 | 347,400 | 368,600 | 396,000 | 45 | 206,300 | 257,200 | 300,700 | 347,000 | 368,200 | 395,600 |
| 46 | 209,100 | 259,300 | 302,900 | 348,800 | 369,500 | 396,700 | 46 | 207,600 | 258,500 | 302,400 | 348,400 | 369,100 | 396,300 |
| 47 | 210,400 | 260,700 | 304,500 | 350,300 | 370,400 | 397,400 | 47 | 208,900 | 259,900 | 304,000 | 349,900 | 370,000 | 397,000 |
| 48 | 211,700 | 262,000 | 306,200 | 351,800 | 371,300 | 398,100 | 48 | 210,200 | 261,300 | 305,700 | 351,400 | 370,900 | 397,700 |
| 49 | 212,800 | 263,300 | 307,300 | 353,400 | 372,200 | 398,700 | 49 | 211,300 | 262,600 | 306,900 | 353,000 | 371,800 | 398,300 |
| 50 | 213,900 | 264,400 | 308,800 | 354,200 | 373,000 | 399,300 | 50 | 212,400 | 263,700 | 308,400 | 353,800 | 372,600 | 398,900 |
| 51 | 214,900 | 265,700 | 310,300 | 355,400 | 373,800 | 399,800 | 51 | 213,400 | 265,000 | 309,900 | 355,000 | 373,400 | 399,400 |
| 52 | 216,000 | 267,000 | 311,900 | 356,400 | 374,600 | 400,200 | 52 | 214,500 | 266,300 | 311,500 | 356,000 | 374,200 | 399,800 |
| 53 | 217,100 | 268,000 | 313,500 | 357,300 | 375,300 | 400,600 | 53 | 215,600 | 267,400 | 313,100 | 356,900 | 374,900 | 400,200 |
| 54 | 218,100 | 269,100 | 315,100 | 358,400 | 376,000 | 400,900 | 54 | 216,600 | 268,500 | 314,700 | 358,000 | 375,600 | 400,500 |
| 55 | 219,000 | 270,400 | 316,700 | 359,300 | 376,700 | 401,200 | 55 | 217,500 | 269,800 | 316,300 | 358,900 | 376,300 | 400,800 |
| 56 | 220,000 | 271,700 | 318,200 | 360,400 | 377,400 | 401,500 | 56 | 218,500 | 271,100 | 317,800 | 360,000 | 377,000 | 401,100 |
| 57 | 220,600 | 272,800 | 319,700 | 361,300 | 377,900 | 401,800 | 57 | 219,200 | 272,200 | 319,300 | 360,900 | 377,500 | 401,400 |
| 58 | 221,500 | 273,800 | 320,900 | 362,000 | 378,500 | 402,100 | 58 | 220,100 | 273,200 | 320,500 | 361,600 | 378,100 | 401,700 |
| 59 | 222,300 | 274,800 | 322,100 | 362,700 | 379,100 | 402,400 | 59 | 221,000 | 274,300 | 321,700 | 362,300 | 378,700 | 402,000 |
| 60 | 223,200 | 275,900 | 323,300 | 363,400 | 379,800 | 402,700 | 60 | 221,900 | 275,400 | 322,900 | 363,000 | 379,400 | 402,300 |
| 61 | 223,900 | 277,100 | 324,000 | 363,800 | 380,200 | 403,000 | 61 | 222,600 | 276,600 | 323,600 | 363,400 | 379,800 | 402,600 |
| 62 | 224,900 | 278,100 | 324,900 | 364,400 | 380,900 | 403,300 | 62 | 223,600 | 277,600 | 324,500 | 364,000 | 380,500 | 402,900 |
| 63 | 225,700 | 279,000 | 325,700 | 365,100 | 381,500 | 403,600 | 63 | 224,500 | 278,500 | 325,300 | 364,700 | 381,100 | 403,200 |
| 64 | 226,600 | 280,000 | 326,500 | 365,800 | 382,100 | 403,900 | 64 | 225,400 | 279,500 | 326,100 | 365,400 | 381,700 | 403,500 |

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 65 | 227,300 | 280,700 | 327,400 | 366,100 | 382,500 | 404,200 | 65 | 226,100 | 280,300 | 327,000 | 365,700 | 382,100 | 403,800 |
| 66 | 228,100 | 281,600 | 327,800 | 366,800 | 383,100 | 404,500 | 66 | 227,000 | 281,200 | 327,400 | 366,400 | 382,700 | 404,100 |
| 67 | 229,000 | 282,300 | 328,500 | 367,500 | 383,700 | 404,800 | 67 | 227,900 | 281,900 | 328,100 | 367,100 | 383,300 | 404,400 |
| 68 | 230,100 | 283,200 | 329,300 | 368,200 | 384,300 | 405,100 | 68 | 229,000 | 282,800 | 328,900 | 367,800 | 383,900 | 404,700 |
| 69 | 230,800 | 284,200 | 330,100 | 368,500 | 384,700 | 405,300 | 69 | 229,800 | 283,800 | 329,700 | 368,100 | 384,300 | 404,900 |
| 70 | 231,500 | 285,000 | 330,800 | 369,100 | 385,200 | 405,600 | 70 | 230,500 | 284,600 | 330,400 | 368,700 | 384,800 | 405,200 |
| 71 | 232,100 | 285,800 | 331,500 | 369,800 | 385,700 | 405,900 | 71 | 231,200 | 285,400 | 331,100 | 369,400 | 385,300 | 405,500 |
| 72 | 232,900 | 286,600 | 332,200 | 370,400 | 386,300 | 406,200 | 72 | 232,000 | 286,200 | 331,800 | 370,000 | 385,900 | 405,800 |
| 73 | 233,700 | 287,400 | 332,700 | 370,700 | 386,600 | 406,400 | 73 | 232,800 | 287,000 | 332,300 | 370,300 | 386,200 | 406,000 |
| 74 | 234,400 | 287,900 | 333,300 | 371,300 | 387,000 | 406,700 | 74 | 233,500 | 287,500 | 332,900 | 370,900 | 386,600 | 406,300 |
| 75 | 235,100 | 288,300 | 333,800 | 372,000 | 387,400 | 407,000 | 75 | 234,200 | 287,900 | 333,400 | 371,600 | 387,000 | 406,600 |
| 76 | 235,700 | 288,800 | 334,400 | 372,600 | 387,800 | 407,200 | 76 | 234,900 | 288,400 | 334,000 | 372,200 | 387,400 | 406,800 |
| 77 | 236,400 | 288,900 | 334,700 | 373,000 | 388,100 | 407,400 | 77 | 235,600 | 288,500 | 334,300 | 372,600 | 387,700 | 407,000 |
| 78 | 237,200 | 289,300 | 335,200 | 373,500 | 388,400 | 407,700 | 78 | 236,400 | 288,900 | 334,800 | 373,100 | 388,000 | 407,200 |
| 79 | 238,000 | 289,500 | 335,600 | 374,100 | 388,700 | 408,000 | 79 | 237,200 | 289,100 | 335,200 | 373,700 | 388,300 | 407,500 |
| 80 | 238,700 | 289,900 | 336,100 | 374,600 | 389,000 | 408,200 | 80 | 238,000 | 289,500 | 335,700 | 374,200 | 388,600 | 407,700 |
| 81 | 239,400 | 290,100 | 336,500 | 375,100 | 389,200 | 408,400 | 81 | 238,700 | 289,700 | 336,100 | 374,700 | 388,800 | 407,900 |
| 82 | 240,100 | 290,300 | 337,000 | 375,700 | 389,500 | 408,700 | 82 | 239,400 | 289,900 | 336,600 | 375,300 | 389,100 | 408,200 |
| 83 | 240,800 | 290,700 | 337,500 | 376,200 | 389,800 | 409,000 | 83 | 240,100 | 290,300 | 337,100 | 375,800 | 389,400 | 408,500 |
| 84 | 241,500 | 291,000 | 338,000 | 376,500 | 390,000 | 409,200 | 84 | 240,800 | 290,600 | 337,600 | 376,100 | 389,600 | 408,700 |
| 85 | 242,100 | 291,300 | 338,300 | 376,900 | 390,200 | 409,400 | 85 | 241,500 | 290,900 | 337,900 | 376,500 | 389,800 | 409,000 |
| 86 | 242,800 | 291,600 | 338,700 | 377,400 | 390,500 | | 86 | 242,200 | 291,200 | 338,300 | 377,000 | 390,100 | |
| 87 | 243,500 | 291,900 | 339,200 | 377,800 | 390,800 | | 87 | 242,900 | 291,500 | 338,800 | 377,400 | 390,400 | |
| 88 | 244,200 | 292,300 | 339,600 | 378,200 | 391,000 | | 88 | 243,600 | 291,900 | 339,200 | 377,800 | 390,600 | |
| 89 | 244,900 | 292,600 | 339,900 | 378,600 | 391,200 | | 89 | 244,300 | 292,200 | 339,500 | 378,200 | 390,800 | |
| 90 | 245,400 | 293,000 | 340,300 | 379,100 | 391,500 | | 90 | 244,800 | 292,600 | 339,900 | 378,700 | 391,100 | |
| 91 | 245,800 | 293,300 | 340,800 | 379,500 | 391,800 | | 91 | 245,300 | 292,900 | 340,400 | 379,100 | 391,400 | |
| 92 | 246,300 | 293,700 | 341,200 | 379,900 | 392,000 | | 92 | 245,800 | 293,300 | 340,800 | 379,500 | 391,600 | |
| 93 | 246,600 | 293,800 | 341,400 | 380,200 | 392,200 | | 93 | 246,100 | 293,400 | 341,000 | 379,800 | 391,800 | |
| 94 | | 294,000 | 341,800 | | | | 94 | | 293,600 | 341,400 | | | |
| 95 | | 294,400 | 342,300 | | | | 95 | | 294,000 | 341,900 | | | |
| 96 | | 294,800 | 342,700 | | | | 96 | | 294,400 | 342,300 | | | |
| 97 | | 295,000 | 342,800 | | | | 97 | | 294,600 | 342,400 | | | |
| 98 | | 295,300 | 343,300 | | | | 98 | | 294,900 | 342,900 | | | |
| 99 | | 295,700 | 343,700 | | | | 99 | | 295,300 | 343,300 | | | |
| 100 | | 296,100 | 344,000 | | | | 100 | | 295,700 | 343,600 | | | |
| 101 | | 296,300 | 344,300 | | | | 101 | | 295,900 | 343,900 | | | |
| 102 | | 296,600 | 344,700 | | | | 102 | | 296,200 | 344,300 | | | |
| 103 | | 297,000 | 345,100 | | | | 103 | | 296,600 | 344,700 | | | |
| 104 | | 297,300 | 345,500 | | | | 104 | | 296,900 | 345,100 | | | |

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 105 | | 297,500 | 346,000 | | | | 105 | | 297,100 | 345,600 | | | |
| 106 | | 297,800 | 346,400 | | | | 106 | | 297,400 | 346,000 | | | |
| 107 | | 298,200 | 346,800 | | | | 107 | | 297,800 | 346,400 | | | |
| 108 | | 298,500 | 347,200 | | | | 108 | | 298,100 | 346,800 | | | |
| 109 | | 298,700 | 347,700 | | | | 109 | | 298,300 | 347,300 | | | |
| 110 | | 299,100 | 348,100 | | | | 110 | | 298,700 | 347,700 | | | |
| 111 | | 299,500 | 348,400 | | | | 111 | | 299,100 | 348,000 | | | |
| 112 | | 299,800 | 348,700 | | | | 112 | | 299,400 | 348,300 | | | |
| 113 | | 299,900 | 349,200 | | | | 113 | | 299,500 | 348,800 | | | |
| 114 | | 300,200 | | | | | 114 | | 299,800 | | | | |
| 115 | | 300,500 | | | | | 115 | | 300,100 | | | | |
| 116 | | 300,900 | | | | | 116 | | 300,500 | | | | |
| 117 | | 301,100 | | | | | 117 | | 300,700 | | | | |
| 118 | | 301,300 | | | | | 118 | | 300,900 | | | | |
| 119 | | 301,600 | | | | | 119 | | 301,200 | | | | |
| 120 | | 301,900 | | | | | 120 | | 301,500 | | | | |
| 121 | | 302,300 | | | | | 121 | | 301,900 | | | | |
| 122 | | 302,500 | | | | | 122 | | 302,100 | | | | |
| 123 | | 302,800 | | | | | 123 | | 302,400 | | | | |
| 124 | | 303,100 | | | | | 124 | | 302,700 | | | | |
| 125 | | 303,400 | | | | | 125 | | 303,000 | | | | |
| 再任用 職員 | 186,900 | 214,400 | 254,400 | 273,800 | 288,900 | 314,300 | 再任用 職員 | 186,500 | 214,000 | 254,000 | 273,400 | 288,500 | 313,900 |
| 備考 この表は、他の給料表の適用を受けない 全ての職員に適用する。ただし、第24条に 規定する職員を除く。 | | | | | | | 備考 この表は、他の給料表の適用を受けない 全ての職員に適用する。ただし、第24条に 規定する職員を除く。 | | | | | | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の中城村職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の第11条、第12条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

2 改正後の給与条例の別表第2（第6条関係）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の中城村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶

養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠く場合を除く。）」とあるのは

「（2）扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のいないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

5 改正後の給与条例第22条中の規定について、平成28年12月期に限り、同条第2項第1号の「100分の85」とあるのは「100分の90」とし、同条第2項第2号の「100分の40」とあるのは、「100分の42.5」とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時03分）

~~~~~

再開（10時32分）

議長 與那覇朝輝 再開します。



これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（ 1 0 時 3 2 分）

~~~~~

再 開（ 1 0 時 3 3 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第47号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第47号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第47号

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和47年中城村条例第18号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月25日提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

勤勉手当の支給割合を引き上げ改定する中城村の一般職員との均衡を考慮し、特別職で常勤のものの期末手当の支給割合を引上げ改定する必要がある。

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和47年中城村条例第18号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(期末手当) 第 4 条 (略) 2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は100分の155、12月10日は100分の170を乗じて得た額とする。</p> | <p>(期末手当) 第 4 条 (略) 2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は100分の150、12月10日は100分の165を乗じて得た額とする。</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する経過措置)

2 改正後の中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第4条第2項の規定の適用については、平成28年度分に限り、「100分の155」を「100分の150」に、「100分の170」を「100分の175」を乗じて得た額とする。

(給与の内払い)

3 改正後の給与条例の適用を行う場合には、改正前の中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例による内払とみなす。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。ほかに質疑ありませんか。

(「 質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「 質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「 異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「 異議なし」と認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。

(「 討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「 討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「 異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「 異議なし」と認めます。したがって、議案第47号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されま

した。

日程第5 議案第48号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第48号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第48号

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和47年中城村条例第8号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月25日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

勤勉手当の支給割合を引上げ改定する中城村の一般職員との均衡を考慮し、中城村議会の議員の期末手当の支給割合を引上げ改定する必要がある。

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和47年中城村条例第8号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は100分の <u>155</u> 、12月10日は100分の <u>170</u> を乗じて得た額とする。 | (期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は100分の <u>150</u> 、12月10日は100分の <u>165</u> を乗じて得た額とする。 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する経過措置)

- 2 改正後の中城村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)第5条第2項の規定の適用については、平成28年度に限り、「100分の155」を「100分の150」に「100分の170」を「100分の175」とする。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の報酬条例の適用を行う場合には、改正前の中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支払われた期末手当は、改正後の報酬条例の内払とみなす。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「 質疑なし 」 という声あり)

議長 與那覇朝輝 「 質疑なし 」 と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「 異議なし 」 という声あり)

議長 與那覇朝輝 「 異議なし 」 と認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「 討論なし 」 という声あり)

議長 與那覇朝輝 「 討論なし 」 と認め、こ

れで討論を終わります。

これから議案第48号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「 異議なし 」 という声あり)

議長 與那覇朝輝 「 異議なし 」 と認めます。したがって、議案第48号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第49号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第4号)について御提案申し上げます。

議案第49号

平成28年度中城村一般会計補正予算(第4号)

平成28年度中城村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,332千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,037,069千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月25日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 15 県支出金 | | 1,253,743 | 5,892 | 1,259,635 |
| | 2 県補助金 | 823,128 | 5,892 | 829,020 |
| 18 繰入金 | | 153,037 | 4,440 | 157,477 |
| | 2 基金繰入金 | 151,879 | 4,440 | 156,319 |
| 歳入合計 | | 7,026,737 | 10,332 | 7,037,069 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------------|-----------|-------|-----------|
| 1 議会費 | | 100,615 | 697 | 101,312 |
| | 1 議会費 | 100,615 | 697 | 101,312 |
| 2 総務費 | | 1,088,657 | 4,878 | 1,083,779 |
| | 1 総務管理費 | 916,591 | 2,047 | 914,544 |
| | 2 徴税費 | 94,028 | 1,576 | 92,452 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 49,642 | 1,255 | 48,387 |
| 3 民生費 | | 2,645,037 | 849 | 2,644,188 |
| | 1 社会福祉費 | 1,153,219 | 658 | 1,153,877 |
| | 2 児童福祉費 | 1,491,818 | 1,507 | 1,490,311 |
| 4 衛生費 | | 807,752 | 2,564 | 805,188 |
| | 1 保健衛生費 | 406,506 | 2,756 | 403,750 |
| | 2 清掃費 | 401,246 | 192 | 401,438 |
| 6 農林水産業費 | | 152,004 | 300 | 152,304 |
| | 1 農業費 | 139,643 | 233 | 139,876 |
| | 3 水産業費 | 11,502 | 67 | 11,569 |
| 7 商工費 | | 144,214 | 7,977 | 152,191 |
| | 1 商工費 | 144,214 | 7,977 | 152,191 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 8 土木費 | | 465,906 | 5,326 | 471,232 |
| | 1 土木管理費 | 23,074 | 4,664 | 27,738 |
| | 2 道路橋梁費 | 282,317 | 110 | 282,427 |
| | 4 都市計画費 | 40,214 | 552 | 40,766 |
| 10 教育費 | | 724,507 | 4,323 | 728,830 |
| | 1 教育総務費 | 109,886 | 533 | 110,419 |
| | 4 幼稚園費 | 91,394 | 240 | 91,634 |
| | 5 社会教育費 | 192,263 | 3,316 | 195,579 |
| | 6 保健体育費 | 104,022 | 234 | 104,256 |
| 歳 出 合 計 | | 7,026,737 | 10,332 | 7,037,069 |

それでは歳入歳出ともに第1表歳入歳出予算補正で読み上げて御提案申し上げます。

歳入、15款県支出金、2項県補助金、補正前の額8億2,312万8,000円、補正額589万2,000円、合計で8億2,902万円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額1億5,187万9,000円、補正額444万円、合計で1億5,631万9,000円。

歳入合計、補正前の額70億2,673万7,000円、補正額1,033万2,000円、合計で70億3,706万9,000円。

続いて、歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億61万5,000円、補正額69万7,000円、合計で1億131万2,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額9億1,659万1,000円、補正額204万7,000円の減額補正、合計で9億1,454万4,000円。2項徴税費、補正前の額9,402万8,000円、補正額157万6,000円の減額補正。合計で9,245万2,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額4,964万2,000円、補正額125万5,000円の減額補正、合計で4,838万7,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額11億5,321万9,000円、補正額65万8,000円、合計

で11億5,387万7,000円。2項児童福祉費、補正前の額14億9,181万8,000円、補正額150万7,000円の減額補正、合計で14億9,031万1,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額4億650万6,000円、補正額275万6,000円の減額補正、合計で4億375万円。2項清掃費、補正前の額4億124万6,000円、補正額19万2,000円、合計4億143万8,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億3,964万3,000円、補正額23万3,000円、合計で1億3,987万6,000円。3項水産業費、補正前の額1,150万2,000円、補正額6万7,000円、合計で1,156万9,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億4,421万4,000円、補正額797万7,000円、合計で1億5,219万1,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額2,307万4,000円、補正額466万4,000円、合計で2,773万8,000円。2項道路橋梁費、補正前の額2億8,231万7,000円、補正額11万円、合計で2億8,242万7,000円。4項都市計画費、補正前の額4,021万4,000円、補正額55万2,000円、合計で4,076万6,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1

億988万6,000円、補正額53万3,000円、合計で1億1,041万9,000円。4項幼稚園費、補正前の額9,139万4,000円、補正額24万円、合計で9,163万4,000円。5項社会教育費、補正前の額1億9,226万3,000円、補正額331万6,000円、合計で1億9,557万9,000円。6項保健体育費、補正前の額1億402万2,000円、補正額23万4,000円、合計で1億425万6,000円。

歳出合計、補正前の額70億2,673万7,000円、補正額1,033万2,000円、合計で70億3,706万9,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時45分)

~~~~~

再開(10時51分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略します。

次に、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第50号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

#### 議案第50号

#### 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ911千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,898,552千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月25日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款      | 項        | 補正前の額     | 補正額 | 計         |
|--------|----------|-----------|-----|-----------|
| 10 繰入金 |          | 256,191   | 911 | 255,280   |
|        | 1 他会計繰入金 | 256,190   | 911 | 255,279   |
| 歳入合計   |          | 2,899,463 | 911 | 2,898,552 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額     | 補正額 | 計         |
|-------|---------|-----------|-----|-----------|
| 1 総務費 |         | 38,098    | 911 | 37,187    |
|       | 1 総務管理費 | 31,212    | 911 | 30,301    |
| 歳出合計  |         | 2,899,463 | 911 | 2,898,552 |

それでは歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、10款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額2億5,619万円、補正額91万1,000円の補正減額、合計で2億5,527万9,000円。

歳入合計、補正前の額28億9,946万3,000円、補正額91万1,000円。合計で28億9,855万2,000円。

続いて歳出。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額3,121万2,000円、補正額91万1,000円、合計で3,030万1,000円。

歳出合計、補正前の額28億9,946万3,000円、補正額91万1,000円の減額補正、合計で28億9,855万2,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を

終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時55分)

~~~~~

再開(10時56分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第50号は委員会付託を省略します。

次に、討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第50号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 (1 0 時 5 7 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 金 城 章

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

第7回 定例会

平成28年第7回中城村議会定例会（第1日目）

| | | | | |
|------------------------|---------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日 | 平成28年12月9日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開会 | 平成28年12月9日（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成28年12月9日（午前11時35分） | | |
| 応招議員 （出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | 1番 | 石原昌雄 | 9番 | 仲真功浩 |
| | 2番 | 比嘉麻乃 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | 3番 | 大城常良 | 11番 | 新垣徳正 |
| | 4番 | 外間博則 | 12番 | 新垣博正 |
| | 5番 | 仲松正敏 | 13番 | 仲座勇 |
| | 6番 | 新垣貞則 | 14番 | 新垣善功 |
| | 7番 | 金城章 | 15番 | 宮城重夫 |
| | 8番 | 伊佐則勝 | 16番 | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 9番 | 仲真功浩 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 知名勉 | 議事係長 | 比嘉保 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 與儀忍 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 屋良朝次 |
| | 教育長 | 呉屋之雄 | 都市建設課長 | 新垣正 |
| | 総務課長 | 新垣親裕 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之 |
| | 住民生活課長 | 仲村盛和 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 比嘉義人 | 教育総務課長 | 名幸孝 |
| | 税務課長 | 稲嶺盛昌 | 生涯学習課長 | 金城勉 |
| | 福祉課長 | 仲松範三 | | |
| | 健康保険課長 | 比嘉健治 | | |

議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名 |
|------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 | 行政報告 |
| 第 5 | 議案第51号 中城村税条例等の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第52号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第53号 中城村北中城村清掃事務組合理約の一部を変更する規約（平成26年12月11日沖縄県指令企第408号）の一部を変更する規約 |
| 第 8 | 議案第54号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第5号） |
| 第 9 | 議案第55号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 10 | 議案第56号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 11 | 議案第57号 物品購入等の契約 |
| 第 12 | 議案第58号 村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）請負契約 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成28年第7回中城村議会議定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番 仲眞功浩議員及び10番 安里ヨシ子議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月9日から12月16日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日12月9日から12月16日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。お手元に資料が配られておりますので、ごらんになってください。読み上げて報告に変えたいと思います。

諸般の報告について

平成28年9月9日より、平成28年12月8日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成28年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情、要請等の処理について

期間中に受理した陳情・要請等については12件受理し、12月6日の議会運営委員会で協議した結果、配布してあります陳情等処理一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託または資料配布といたします。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

10月12日(水) 定例理事会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

10月12日(水) 定例総会が自治会館で開催され、議長、事務局長が出席しております。

10月13日(木) 町村議会議員・議会事務局職員研修会が糸満市で開催されております。

11月9日(水) 町村議会議長全国大会が開催され、議長、事務局長が出席しております。

11月16日(水) 町村議会広報研修会が開催されております。

5 中部地区町村議会議長会関係について

10月7日(金) 10月定例会が嘉手納町で開催され、議長、事務局長が出席しております。

11月2日(水) 議員・事務局職員親善スポーツ大会が西原町で開催されております。

11月10日(木) 県外行政視察研修が茨城県で開催され、議長、事務局長が参加しております。

6 その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

その中で一番最後の沖縄県市町村総合事務組合議会というのが初めて載っていますが、これは中部議長会が2年交代でありまして、私が今回からこの委員会に回されております。この組合は県の市町村職員退職手当組合、それと県の市町村非常勤職員公務災害保障等組合、それか

ら県の市町村消防補償等組合の3つが整理統合されたものであります。ですからいろいろこういう補償関係等に関する取り扱い、内容はそういうの取り扱いということで、これは全市町村が加盟しております、この議会の議員は12名ですけれども、うるま市長以下12名となっております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。お手元の資料の1枚つづりのやつから初めまして、そして主要施策の執行状況の調書に移りたいと思っております。

それでは行政報告1枚つづりのやつで、読み上げて御報告申し上げます。主なものとしまして、まずは9月、10月、11月についてのものでございます。

9月4日には中城村陸上競技大会がございました。

9月9日村海外移住者子弟研修生の歓迎会に出席しております。今年度はアルゼンチン、そしてペルー、お二人の受け入れをいたしました。

9月11日には中部地区の老人クラブ連合会創立50周年記念闘牛大会、これは初の試みですがけれども、参加をさせていただきました。

9月23日中城村役場新庁舎建設場所についての住民説明会を行いました。数々の御意見を賜ったところでございます。

10月に入りまして、10月16日には中頭郡の陸上競技大会、これは西原町の陸上競技場でしたけれども、参加をして挨拶をさせていただいております。

10月17日にはサンライズ推進協議会の要請行動で、これは官民ともに要請行動をさせていただきました。南部国道事務所、沖縄総合事務局、そこから11月1日の東京行動まで一緒の要請行

動でございます。

18日には九州治水大会に参加をし、21日には世界のウチナンチュ大会、若者ウチナンチュ大会の芸能フェスティバルを吉の浦会館で開催をして、参加しております。

10月22日、23日にはごさまるまつり。

10月27日からは世界のウチナンチュ大会開会式。

そして28日にはナカグスクンチュ交流大会。

そして30日の閉会式と、この週は世界のウチナンチュ大会の行事がめじろ押しでございました。

11月に入りまして、先ほどお話ししましたサンライズ推進協議会の東京での要請行動、官民ともにでございます。

11月5日には村の慰霊祭がございました。

11月15日には全国町村長大会。

11月19日、20日につきましては、プロジェクトマッピングがありました。

そして11月24日、これは新庁舎のプロポーザル審査結果報告としまして、私のほうへの報告で設計がもう決まったということで、いよいよスタートをしますということでございます。土地に関しても非常に順調に推移しているようでございます。そしていよいよ設計に入っていくということで庁舎建設もいろいろ順調に推移しているということを御報告申し上げます。

続いて28年度の主要施策の執行状況調書（第3・四半期分）について、読み上げて御報告申し上げます。

ページを開いていただきまして、1ページ、まずは総務課のほうからでございます。事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、落札率、契約の相手方の順に御報告申し上げます。まずは13節中城村公共駐車場整備基本計画策定委託業務、平成28年9月30日、指名競争入札、351万円、100%、(株)オオバ沖縄支店。13節中城村新庁舎設計業務、平成28年11月30日、随意契約、

5,724万円、58.1%、(有)エン設計・米須建築設計事務所 中城村新庁舎設計業務共同企業体でございます。13節平成28年度所有者不明土地実態調査業務委託、平成28年11月14日、指名競争入札、313万2,000円、96.7%、永技研(株)。

続いて企画課でございます。企画課、11節中城村勢要覧印刷製本業務、平成28年9月12日、随意契約、336万9,600円、96.3%、(有)サン印刷。13節個人番号利用事務セキュリティ強化委託事業、平成28年10月5日、指名競争入札、732万2,400円、78.5%、(株)国際システム。13節L G W A N系インターネット系分離委託業務、平成28年11月30日、指名競争入札、1,791万7,649円、57.8%、トラストコミュニケーション(株)。同じく13節防災拠点及び地域交流施設整備事業、平成28年9月20日、指名競争入札、231万1,200円、88%、オリジナル建築設計室。19節自治体中間サーバープラットフォーム負担金、平成28年9月12日、これも負担金でございます、96万3,000円、地方公共団体情報システム機構。

続いて企業立地・観光推進課、18節護佐丸観光資源製作事業観光促進車購入事業、平成28年10月7日、指名競争入札、348万8,151円、99.2%、沖縄トヨペット(株)。19節中城村大相撲土俵入り実行委員会補助金、平成28年10月11日、補助金、100万円、同じく実行委員会でございます。

税務課のほうでございます。税務課、13節標準宅地不動産鑑定事業、平成28年11月1日、随意契約、205万6,320円、(株)はまもと不動産鑑定。

続いて農林水産課、15節中城地区農道舗装及び排水路工事(28)、平成28年9月21日、指名競争入札、2,426万40円、95%、(有)渡久地建設。13節中城地区農道舗装及び排水路工事現場技術業務、平成28年10月31日、指名競争入札、237万6,000円、95.7%、(株)沖橋エンジニア

リング。13節中城農業振興地域整備計画策定業務委託、平成28年11月7日、随意契約、300万円、96.4%、(株)リック。

続いて都市建設課、13節平成28年度久場前浜原線調査業務、平成28年10月28日、指名競争入札、264万6,000円、86.8%、(株)沖縄ランドコンサルタント。同じく13節中城村橋梁定期点検支援業務委託、平成28年7月11日、随意契約、293万7,600円、(財)沖縄県建設技術センター。15節平成28年度交通安全対策工事、平成28年9月2日、指名競争入札、251万6,400円、62.9%、(株)オパス。15節歴史の道復旧対策工事、平成28年10月6日、指名競争入札、4,336万2,000円、92.6%、(有)ヒコ建設。15節久場前浜原線建設工事(2工区)、平成28年9月12日、指名競争入札、7,573万2,840円、93%、(株)新栄組・(有)仲建設工業 特定建設工事共同企業体。同じく都市建設、17節村道中城城跡線用地費、平成28年10月12日、随意契約、999万3,207円、登又地内(1件)。同じく17節村道若南線用地費、平成28年9月30日、随意契約、123万6,827円、北上原地内(2件)。同じく17節久場前浜原線用地購入費、平成28年11月30日、随意契約、564万2,318円、泊地内(1件)、久場地内(1件)。同じく都市建設課、13節平成28年度南上原地区保留地草刈り処分業務(その1)、平成28年9月1日、随意契約、180万3,600円、(有)津城電気工事。同じく13節平成28年度南上原地区産業廃棄物収集業務(その3)、平成28年9月15日、随意契約、91万4,760円、92%、裕起リサイクル。13節平成28年度調査業務(その4)、平成28年9月20日、随意契約、637万2,000円、89.9%、(株)与那嶺測量設計。同じく13節平成28年度調査業務(その5)、平成28年11月22日、随意契約、583万2,000円、88.6%、(株)与那嶺測量設計。15節南上原地区築造工事(28-6工区)、平成28年9月13日、指名競争入札、4,138万8,840円、

93.1%、(有)大日土木。15節南上原地区坂田線整備工事(28-7工区)、平成28年11月9日、指名競争入札、3,805万9,848円、93.7%、(株)オキナワ商事。22節物件移転補償、平成28年10月13日、随意契約、1,935万7,300円、南上原地内(4件)。

上下水道課、15節登又地内排水管布設工事(28-2工区)、平成28年10月27日、指名競争入札、1,031万4,000円、97.9%、(有)石原設備。13節平成28年度南上原地内公共下水道調査測量設計委託業務、平成28年9月7日、指名競争入札、1,468万8,000円、97.9%、アート技研(株)。15節南上原地内公共下水道工事(28-4)、平成28年9月7日、指名競争入札、2,926万8,000円、95%、(株)マルケン。

続いて教育総務課、13節八ブ対策防除壁工事施工監理業務、平成28年9月26日、指名競争入札、101万5,200円、97.9%、(株)双葉測量設計。13節八ブ対策防除壁整備工事磁気探査業務、平成28年9月26日、指名競争入札、345万6,000円、94.2%、(株)沖縄共同技研。18節平成28年度理科教育設備等備品購入業務(各小学校)、平成28年10月6日、指名競争入札、80万9,352円、95.9%、(有)沖縄教育サンエンス。

生涯学習課、13節平成28年度中城城跡整備工事設計委託業務、平成28年10月28日、随意契約、86万4,000円、91.2%、(株)真南風。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 続いて、教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。平成28年9月から平成28年11月までの教育行政報告をいたします。

9月4日、中城村陸上競技大会に参加しました。中頭地区大会の選考を兼ねての大会で盛り上がっておりました。

9月9日、飲酒運転根絶県民大会に参加。県

内から飲酒運転を根絶しようとの強い意思表示がありました。

9月18日、中城南小学校運動会に参加。全児童による大玉ころがしに大きな声援と拍手が送られておりました。

21日、秋の全国交通安全出発式に参加。宜野湾市中央公民館で交通事故をなくす運動の出発式でした。

26日、短期留学及びESLキャンプ合同報告会、小中学生が英語での報告を堂々と話しておりました。

30日、第12回定例教育委員会会議、中城村集落指導委員会委員の委嘱。中城村公共交通モデル事業が話し合われました。

10月5日、陸上競技大会結団式に参加。中頭大会で2位を目指して頑張るとの意思表示がありました。

10月13日、中城南小学校での1日パトロールに参加。パトロール隊長の6年生神田さんが交通安全を呼びかけています。

21日、人権の花苗植え式に参加。津覇小学校の代表がプランターに人権の花の苗を植えました。

同じ日に13回定例教育委員会会議、中城村教育委員会臨時囑託職員発令の報告がありました。

10月22日から23日まで中城護佐丸まつりに参加。2日間で約3,000名余りの参加でにぎわっておりました。

24日、3町村ブロック小学校音楽発表会に参加しました。3町村の児童による独唱や合唱が大変好評でした。

28日、中城村ウチナーンチュ交流会に参加。中城村関係者約200名余りのナカグスクンチュが参加し、交流を深めました。

30日、グスクの響きに参加。青年会によりエイサーが優雅に披露されました。

11月5日、中城村慰霊祭に参加。戦争で亡くなった御霊を慰める行事でありました。

6日、津覇小学校音楽発表会及びPTA文化祭に参加しました。音楽発表会とPTA文化祭で獅子舞や伊豆のターファンクー等の演武が行われました。

9日、第68回県民体育大会の結団式に参加。平成28年度中城村は総合2位を目指すという決意がありました。

11月11日、交通安全対策等優秀警察署表彰式に参加。宜野湾署が優秀警察署表彰をなされております。

17日、海外移住者子弟研修生の修了式及び報告会に参加いたしました。研修生による三線、空手、太鼓等の演武披露がありました。

11月19日から20日にかけてプロジェクションマッピングに参加。城跡での映像と演技のアトラクションは大好評でした。

11月22日、第37回沖縄県青少年育成大会に参加いたしました。青少年育成功労表彰に本村の

棚原さんが表彰を受けております。

28日、第14回定例教育委員会会議がありまして、教育委員会総務課、生涯学習課、給食センター等の報告等がありました。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時28分)

~~~~~

再開(10時49分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で行政報告を終わります。

続きまして、日程第5.議案第51号 中城村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第51号 中城村税条例等の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第51号

中城村税条例等の一部を改正する条例

中城村税条例(昭和47年中城村条例第37号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月9日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、中城村税条例等を改正する必要がある。

中城村税条例等の一部を改正する条例

(中城村税条例の一部改正)

第1条 中城村税条例(昭和47年中城村条例第37号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は<u>2輪</u>の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号及び第5号</u>において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間<u>並びに</u>第5号及び第6号に定める日までの期間)については、<u>年7.3パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1</u></p> | <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は<u>二輪</u>の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号<u>及び第2号</u>において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号</u>に掲げる期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第48条第1項の申告書(法第321条の8</u></p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）</u>に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の6</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る個人の村民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の村民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認められた場合には、す</p> | <p><u>第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）</u> 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u> 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る個人の村民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の村民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認められた場合におい</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の村民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

ては、すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の村民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるもの  
に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき  
（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するもの  
を含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定に  
よりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その  
追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額  
を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額  
に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項  
各号に掲げる村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる  
期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書  
が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

（法人の村民税の申告納付）

第48条 （略）

2 （略）

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合

（法人の村民税の申告納付）

第48条 （略）

2 （略）

3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合において

においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項にお

は、当該税額に当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間に応じ当該税額に14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

いて「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

6 (略)

7 (略)

(法人の村民税に係る不足税額の納付の手續)  
第50条 法人の村民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する

5 (略)

6 (略)

(法人の村民税に係る不足税額の納付の手續)  
第50条 法人の村民税の納税者は法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期



期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るもの）にあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした

限までに施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。）なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るもの）にあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎と

日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

なる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の15の5第3項に規定する村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったとき

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

第81条 削除

は、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

- 第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

- 第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を村長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を村長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 村長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア (略)

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア (略)

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>ア 軽自動車</u></p> <p><u>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)</u> 年額 3,600円</p> <p><u>(イ) 3輪のもの</u> 年額 3,900円</p> <p><u>(ウ) 4輪以上のもの</u></p> <p><u>a 乗用のもの</u></p> <p>    <u>営業用</u> 年額 6,900円</p> <p>    <u>自家用</u> 年額 10,800円</p> <p><u>b 貨物用のもの</u></p> <p>    <u>営業用</u> 年額 3,800円</p> <p>    <u>自家用</u> 年額 5,000円</p> <p><u>イ 小型特殊自動車</u></p> <p><u>(ア) 農耕作業用のもの</u> 年額 2,000円</p> <p><u>(イ) その他のもの</u> 年額 5,900円</p> <p>(3) <u>2輪の小型自動車</u> 年額 6,000円</p> <p>(種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月10日から同月31日までとする。</p> <p>(種別割の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> | <p><u>ア 軽自動車</u></p> <p><u>二輪のもの(側車付のものを含む。)</u> 年額 3,600円</p> <p><u>三輪のもの</u> 年額 3,900円</p> <p><u>四輪以上のもの</u></p> <p><u>乗用のもの</u></p> <p>    <u>営業用</u> 年額 6,900円</p> <p>    <u>自家用</u> 年額 10,800円</p> <p><u>貨物用のもの</u></p> <p>    <u>営業用</u> 年額 3,800円</p> <p>    <u>自家用</u> 年額 5,000円</p> <p><u>イ 小型特殊自動車</u></p> <p><u>農耕作業用のもの</u> 年額 2,000円</p> <p><u>その他のもの</u> 年額 5,900円</p> <p>(3) <u>2輪の小型自動車</u> 年額 6,000円</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月10日から同月31日までとする。</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。<u>ただし、賦課期日後に第91条第1項</u></p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を村長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を村長に提出しなければならない。

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、村長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内

の規定による標識を交付する場合には、証紙徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を村長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を村長に提出しなければならない。

4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、村長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 村長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。</p> | <p>に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合において、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 村長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等については、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が所有する軽自動車等で当該法人の事業の用に供するものうち、規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>社会福祉法第107条に規定する社会福祉協議会が所有する軽自動車等でその本来の事業の用に供するもの</u></p> <p>(3) <u>地縁団体等公益のため直接専用する軽自動車等</u></p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 村長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯のものに限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯のものに限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付され

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 村長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯のものに限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯のものに限る。)を常時介護する者が運転するものうち、村長が必要と認めるもの(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身

た身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6)（略）

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、当該軽自動車等の提示（村長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、村長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（村長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動

車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、村長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（村長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(6)（略）

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、当該軽自動車等の提示（村長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、村長に対し第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（村長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊

車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、  村内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、  村長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項のただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、  同様とする。

3・4 (略)

5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、村長の指示に従い、  これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。

6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、村長に対し、第87条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、  その標識及び証明書を返納しなければならない。

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が村内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が村内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に村長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項のただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3・4 (略)

5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、村長の指示に従いこれを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。

6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、村長に対し、第87条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えてその標識及び証明書を返納しなければならない。

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が村内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第2条の4 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第11条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第11条の3 村長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして村長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第11条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「村長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第11条の5 村は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に

附 則

掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|     |        |          |
|-----|--------|----------|
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1   |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2   |

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|              |         |         |
|--------------|---------|---------|
| 第2号ア(イ)      | 3,900円  | 4,600円  |
| 第2号ア(ウ)<br>a | 6,900円  | 8,200円  |
|              | 10,800円 | 12,900円 |
| 第2号ア(ウ)<br>b | 3,800円  | 4,500円  |
|              | 5,000円  | 6,000円  |

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車~~が初めて道路~~運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |         |
|----------|---------|---------|
| 第82条第2号ア | 3,900円  | 4,600円  |
|          | 6,900円  | 8,200円  |
|          | 10,800円 | 12,900円 |
|          | 3,800円  | 4,500円  |
|          | 5,000円  | 6,000円  |

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|              |         |        |
|--------------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)      | 3,900円  | 1,000円 |
| 第2号ア(ウ)<br>a | 6,900円  | 1,800円 |
|              | 10,800円 | 2,700円 |
| 第2号ア(ウ)<br>b | 3,800円  | 1,000円 |
|              | 5,000円  | 1,300円 |

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|              |         |        |
|--------------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)      | 3,900円  | 2,000円 |
| 第2号ア(ウ)<br>a | 6,900円  | 3,500円 |
|              | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ア(ウ)<br>b | 3,800円  | 1,900円 |
|              | 5,000円  | 2,500円 |

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対す

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第82条第2号ア | 3,900円  | 1,000円 |
|          | 6,900円  | 1,800円 |
|          | 10,800円 | 2,700円 |
|          | 3,800円  | 1,000円 |
|          | 5,000円  | 1,300円 |

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第82条第2号ア | 3,900円  | 2,000円 |
|          | 6,900円  | 3,500円 |
|          | 10,800円 | 5,400円 |
|          | 3,800円  | 1,900円 |
|          | 5,000円  | 2,500円 |

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の

る第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|              |         |        |
|--------------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)      | 3,900円  | 3,000円 |
| 第2号ア(ウ)<br>a | 6,900円  | 5,200円 |
|              | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ア(ウ)<br>b | 3,800円  | 2,900円 |
|              | 5,000円  | 3,800円 |

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定め

適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第82条第2号ア | 3,900円  | 3,000円 |
|          | 6,900円  | 5,200円 |
|          | 10,800円 | 8,100円 |
|          | 3,800円  | 2,900円 |
|          | 5,000円  | 3,800円 |



るところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）

に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において村民税の納税通知書が送達される

時まで提出されたものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第

7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例）

第14条の3の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例）

第14条の3の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第14条の3の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第14条の3の3第1項</u>の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第14条の3の3第1項</u>の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第14条の3の3第1項</u>の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第14条の3の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第14条の3の3</u></p> | <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第14条の3の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項</u>の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第14条の3の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第14条の3の2</u></p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34

第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において、「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において、「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34

条の8、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所

条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第3項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第14条の3の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第3項の規定による村民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の3の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が

得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（中城村税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 中城村税条例の一部を改正する条例（平成26年中城村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る中城村税条例第82条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



|                       |          |                                                                                   |
|-----------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第82条第2号ア(イ)           | 3,900円   | 3,100円                                                                            |
| 第82条第2号ア(ウ)a          | 6,900円   | 5,500円                                                                            |
|                       | 10,800円  | 7,200円                                                                            |
| 第82条第2号ア(ウ)b          | 3,800円   | 3,000円                                                                            |
|                       | 5,000円   | 4,000円                                                                            |
| 附則第12条第1項             | 第82条     | 中城村条例の一部を改正する条例(平成26年中城村条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条 |
| 附則第12条第1項の表第2号ア(イ)の項  | 第2号ア(イ)  | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)                                         |
|                       | 3,900円   | 3,100円                                                                            |
| 附則第12条第1項の表第2号ア(ウ)aの項 | 第2号ア(ウ)a | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a                                        |
|                       | 6,900円   | 5,500円                                                                            |
|                       | 10,800円  | 7,200円                                                                            |
| 附則第12条第1項の表第2号ア(ウ)bの項 | 第2号ア(ウ)b | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b                                        |
|                       | 3,800円   | 3,000円                                                                            |
|                       | 5,000円   | 4,000円                                                                            |

第3条 中城村税条例の一部を改正する条例(平成27年中城村条例第17号)の一部を次のように改正する。

(村たばこ税に関する経過措置)

第6条 (略)

2～6 (略)

|                          |          |                                                                                    |
|--------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 新条例第82条第2号ア              | 3,900円   | 3,100円                                                                             |
|                          | 6,900円   | 5,500円                                                                             |
|                          | 10,800円  | 7,200円                                                                             |
|                          | 3,800円   | 3,000円                                                                             |
|                          | 5,000円   | 4,000円                                                                             |
| 新条例附則第12条第1項の表以外の部分      | 第82条     | 中城村税条例の一部を改正する条例(平成26年中城村条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条 |
| 新条例附則第12条第1項の表第82条第2号アの項 | 第82条第2号ア | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア                                             |
|                          | 3,900円   | 3,100円                                                                             |
|                          | 6,900円   | 5,500円                                                                             |
|                          | 10,800円  | 7,200円                                                                             |
|                          | 3,800円   | 3,000円                                                                             |
|                          | 5,000円   | 4,000円                                                                             |

(村たばこ税に関する経過措置)

第6条 (略)

2～6 (略)

7 第4項の規定により村たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、中城村税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |                                                       |                       |
|---------|-------------------------------------------------------|-----------------------|
| (略)     |                                                       |                       |
| 第19条第3号 | 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限 | 平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限 |
| (略)     |                                                       |                       |

8～14 (略)

7 第4項の規定により村たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |                                                                                |                       |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| (略)     |                                                                                |                       |
| 第19条第3号 | 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限 | 平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限 |
| (略)     |                                                                                |                       |

8～14 (略)

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中中城村税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定(「、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。) 同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第11条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第12条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中中城村税条例の一部を改正する条例(平成27年中城村条例第17号)附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第3条の規定 平成29年4月1日

- (2) 第1条中中城村税条例附則第2条の3の次に1条を加える改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

##### ( 村民税に関する経過措置 )

第2条 第1条の規定による改正後の中城村税条例(以下「新条例」という。)第43条第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来

する個人の村民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第2条の4の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。
- 3 新条例第34条の4の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、施行日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。
- 5 新条例附則第14条の3の2の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の村民税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

別紙のほうには、改正前、改正後の新旧対照表がございますので、下線の部分が改正される箇所でございます。御参照いただきますお願いいたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第6 議案第52号 中城村

国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 案第52号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第52号

#### 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求めらる。

平成28年12月9日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正する政令（平成28年政令第226号）が平成28年5月25日に公布され、平成29年1月1日に施行されることに伴い、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改正前           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 附 則<br>1～9（略）<br><u>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 附 則<br>1～9（略） |
| 10 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第17条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額</u> |               |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <p><u>（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p><u>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p><u>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第17条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p><u>12・13（略）</u></p> | <p><u>10・11（略）</u></p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例附則第10項及び第11規定は、この条例の施

行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

同じく新旧対照表、改正前、改正後がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（10時52分）

~~~~~

再開（10時55分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第7 議案第53号 中城村北中城村清掃事務組合理約の一部を変更する規約（平成26年12月11日沖縄県指令企第408号）

の一部を変更する規約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第53号 中城村北中城村清掃事務組合理約の一部を変更する規約（平成26年12月11日沖縄県指令企第408号）の一部を変更する規約について御提案申し上げます。

議案第53号

中城村北中城村清掃事務組合理約の一部を変更する規約（平成26年12月11日沖縄県指令企第408号）の一部を変更する規約について

地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり中城村北中城村清掃事務組合理約を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月9日

中 城 村 長 浜 田 京 介

提案理由

中城村北中城村清掃事務組合のし尿処理施設の閉設及び解体工事に伴い、「し尿処理施設工業用水管撤去工事（国道329号渡口交差点埋設部分）」を行う必要があり、当該工事が完了するまでの間は、中城村北中城村清掃事務組合において共同処理する必要があるため。

中城村北中城村清掃事務組合同規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約

中城村北中城村清掃事務組合同規約の一部を変更する規約（平成26年12月11日沖縄県指令企第408号）の一部を次のように変更する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 附 則 | 附 則 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| 1 この規約は、平成27年1月1日から施行する。 | 1 この規約は、平成27年1月1日から施行する。 |
| （し尿処理施設解体工事等に関する経過措置） | （し尿処理施設解体工事等に関する経過措置） |
| 2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間は、し尿処理施設解体工事等に関する事務を共同処理する。 | 2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間は、し尿処理施設解体工事等に関する事務を共同処理する。 |
| <u>3 し尿処理施設解体工事に伴う工業用水管撤去工事が完了するまでの間は、当該工事に関する事務を共同処理する。</u> | |

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表がございますので、御参照いただきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時57分）

~~~~~

再 開（11時00分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、日程第8 議案第54号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第54号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第5号）について、御提案申し上げます。

議案第54号

平成28年度中城村一般会計補正予算（第5号）

平成28年度中城村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,088,583千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

平成28年12月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 14 国庫支出金 |         | 1,053,242 | 12,055 | 1,065,297 |
|          | 1 国庫負担金 | 786,861   | 15,000 | 801,861   |
|          | 2 国庫補助金 | 261,671   | 2,945  | 258,726   |
| 15 県支出金  |         | 1,259,635 | 19,104 | 1,240,531 |
|          | 1 県負担金  | 387,301   | 7,500  | 394,801   |
|          | 2 県補助金  | 829,020   | 26,615 | 802,405   |
|          | 3 委託金   | 43,314    | 11     | 43,325    |
| 18 繰入金   |         | 157,477   | 56,790 | 214,267   |
|          | 2 基金繰入金 | 156,319   | 56,790 | 213,109   |
| 20 諸収入   |         | 106,686   | 1,773  | 108,459   |
|          | 4 雑入    | 102,356   | 1,773  | 104,129   |
| 歳入合計     |         | 7,037,069 | 51,514 | 7,088,583 |



(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費    |             | 101,312   | 104     | 101,208   |
|          | 1 議会費       | 101,312   | 104     | 101,208   |
| 2 総務費    |             | 1,083,779 | 261,962 | 1,345,741 |
|          | 1 総務管理費     | 914,544   | 269,284 | 1,183,828 |
|          | 2 徴税费       | 92,452    | 2,849   | 95,301    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 48,387    | 205     | 48,182    |
|          | 4 選挙費       | 25,989    | 9,966   | 16,023    |
| 3 民生費    |             | 2,644,188 | 221,220 | 2,422,968 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,153,877 | 33,691  | 1,187,568 |
|          | 2 児童福祉費     | 1,490,311 | 254,911 | 1,235,400 |
| 4 衛生費    |             | 805,188   | 15,915  | 821,103   |
|          | 1 保健衛生費     | 403,750   | 15,983  | 419,733   |
|          | 2 清掃費       | 401,438   | 68      | 401,370   |
| 6 農林水産業費 |             | 152,304   | 4,462   | 156,766   |
|          | 1 農業費       | 139,876   | 4,551   | 144,427   |
|          | 2 林業費       | 859       | 37      | 822       |
|          | 3 水産業費      | 11,569    | 52      | 11,517    |
| 7 商工費    |             | 152,191   | 204     | 151,987   |
|          | 1 商工費       | 152,191   | 204     | 151,987   |
| 8 土木費    |             | 471,232   | 19,210  | 452,022   |
|          | 1 土木管理費     | 23,738    | 13      | 27,751    |
|          | 2 道路橋梁費     | 282,427   | 18,663  | 263,764   |
|          | 4 都市計画費     | 40,766    | 140     | 40,626    |
|          | 5 下水道費      | 115,325   | 420     | 114,905   |
| 10 教育費   |             | 728,830   | 9,913   | 738,743   |
|          | 1 教育総務費     | 110,419   | 2,493   | 107,926   |
|          | 2 小学校費      | 181,199   | 8,839   | 190,038   |
|          | 3 中学校費      | 45,743    | 3,818   | 49,561    |
|          | 4 幼稚園費      | 91,634    | 1,075   | 90,559    |
|          | 5 社会教育費     | 195,579   | 109     | 195,470   |
|          | 6 保健体育費     | 104,256   | 933     | 105,189   |

| 款       | 項     | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|-------|-----------|--------|-----------|
| 12 公債費  |       | 574,024   | 0      | 574,024   |
|         | 1 公債費 | 574,024   | 0      | 574,024   |
| 歳 出 合 計 |       | 7,037,069 | 51,514 | 7,088,583 |

第2表 債務負担行為補正

(追加)

| 事 項           | 期 間    | 限 度 額        |
|---------------|--------|--------------|
| 村道中城城跡線改良舗装事業 | 平成29年度 | 千円<br>72,533 |

それでは歳入歳出、読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額7億8,686万1,000円、補正額1,500万円、合計で8億1,861万円。2項国庫補助金、補正前の額2億6,167万1,000円、補正額294万5,000円の減額補正、合計で2億5,872万6,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額3億8,730万1,000円、補正額750万円、合計で3億9,480万1,000円。2項県補助金、補正前の額8億2,902万円、補正額2,661万5,000円の減額補正、合計で8億240万5,000円。3項委託金、補正前の額4,331万4,000円、補正額1万1,000円、合計で4,332万5,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額1億5,631万9,000円、補正額5,679万円、合計で2億1,310万9,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額1億235万6,000円、補正額177万3,000円、合計で1億412万9,000円。

歳入合計、補正前の額70億3,706万9,000円、補正額5,151万4,000円、合計で70億8,858万

3,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億131万2,000円、補正額10万4,000円の減額補正、合計で1億120万8,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額9億1,454万4,000円、補正額2億6,928万4,000円、合計で11億8,382万8,000円。2項徴税费、補正前の額9,245万2,000円、補正額284万9,000円、合計で9,530万1,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額4,838万7,000円、補正額20万5,000円の減額補正、合計で4,818万2,000円。4項選挙費、補正前の額2,598万9,000円、補正額996万6,000円の減額補正、合計で1,602万3,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額11億5,387万7,000円、補正額3,369万1,000円、合計で11億8,756万8,000円。2項児童福祉費、補正前の額14億9,031万1,000円、補正額2億5,491万1,000円の減額補正、合計で12億3,540万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額4億375万円、補正額1,598万3,000円、合計で4億1,973万3,000円。2項清掃費、補正前の額4億143万8,000円、補正額6万8,000円の減額補

正、合計で4億137万円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億3,987万6,000円、補正額455万1,000円、合計で1億4,442万7,000円。2項林業費、補正前の額85万9,000円、補正額3万7,000円の減額補正、合計で82万2,000円。3項水産業費、補正前の額1,156万9,000円、補正額5万2,000円の減額補正、合計で1,151万7,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億5,219万1,000円、補正額20万4,000円の減額補正、合計で1億5,198万7,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額2,773万8,000円、補正額1万3,000円、合計で2,775万1,000円。2項道路橋梁費、補正前の額2億8,242万7,000円、補正額1,866万3,000円の減額補正、合計で2億6,376万4,000円。4項都市計画費、補正前の額4,076万6,000円、補正額14万円の減額補正、合計で4,062万6,000円。5項下水道費、補正前の額1億1,532万5,000円、補正額42万円の減額補正、合計で1億1,490万5,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億1,041万9,000円、補正額249万3,000円の減額補正、合計で1億792万6,000円。2項小学校費、補正前の額1億8,119万9,000円、補正額883万9,000円、合計で1億9,003万8,000円。3項中学校費、補正前の額4,574万3,000円、補正額381万8,000円、合計で4,956万1,000円。4項幼稚園費、補正前の額9,163万4,000円、補正額107万5,000円の減額補正、合計で9,055万9,000円。5項社会教育費、補正前の額1億9,557万

9,000円、補正額10万9,000円の減額補正、合計で1億9,547万円。6項保健体育費、補正前の額1億425万6,000円、補正額93万3,000円、合計で1億518万9,000円。

12款公債費、1項公債費、補正前の額5億7,402万4,000円、補正額はございませんので同額でございます。

歳出合計、補正前の額70億3,706万9,000円、補正額5,151万4,000円、合計で70億8,858万3,000円でございます。

続いて、債務負担行為の補正でございます。

第2表、事項といたしましては村道中城城跡線改良舗装工事、期間が平成29年度、限度額が7,253万3,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩(11時10分)

~~~~~

再開(11時22分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第9 議案第55号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第55号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、御提案申し上げます。

議案第55号

平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ713,576千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|---------|--------|---------|
| 2 繰入金 | | 400,000 | 70,000 | 470,000 |
| | 1 基金繰入金 | 400,000 | 70,000 | 470,000 |
| 歳入合計 | | 643,576 | 70,000 | 713,576 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|----------------|---------|--------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 | | 643,574 | 70,000 | 713,574 |
| | 1 南上原土地区画整理事業費 | 643,574 | 70,000 | 713,574 |
| 歳出合計 | | 643,576 | 70,000 | 713,576 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入のほうから、2款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額4億円、補正額7,000万円、合計で4億7,000万円。

歳入合計が、補正前の額6億4,357万6,000円、補正額7,000万円、合計で7億1,357万6,000円。

歳出のほうで、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額6億4,357万4,000円、補正額7,000万円、合計で7億1,357万4,000円。

歳出合計、補正前の額6億4,357万6,000円、

補正額7,000万円、合計で7億1,357万6,000円。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第56号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第56号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、御提案申し上げます。

議案第56号

平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ368,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-----------|---------|-------|---------|
| 1 使用料手数料 | | 26,060 | 3,500 | 29,560 |
| | 1 使用料 | 26,000 | 3,500 | 29,500 |
| 3 繰入金 | | 115,325 | 420 | 114,905 |
| | 1 一般会計繰入金 | 115,325 | 420 | 114,905 |
| 歳入合計 | | 365,132 | 3,080 | 368,212 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|----------|---------|-------|---------|
| 1 公共下水道費 | | 249,665 | 3,080 | 252,745 |
| | 1 公共下水道費 | 249,665 | 3,080 | 252,745 |
| 歳出合計 | | 365,132 | 3,080 | 368,212 |

それでは歳入のほうから。第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額2,606万円、補正額350万円、合計で2,950万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の

額1億1,532万5,000円、補正額42万円の減額補正、合計で1億1,490万5,000円。

歳入合計、補正前の額3億6,513万2,000円、補正額308万円、合計で3億6,821万2,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、

補正前の額 2 億4,966万5,000円、補正額308万円、合計で 2 億5,274万5,000円。

歳出合計、補正前の額 3 億6,513万2,000円、補正額308万円、合計で 3 億6,821万2,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第57号 物品購入等の契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第57号 物品購入等の契約について、御提案申し上げます。

議案第57号

物品購入等の契約について

サッカースタッフベンチ購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 サッカースタッフベンチ購入業務
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 金7,128,000円
4. 契約の相手方 沖縄県沖縄市諸見里3丁目6番3号
中頭スポーツ
代表 島田 裕之

平成28年12月9日提出

中城村長 浜田 京介

理由

サッカースタッフベンチ購入業務の物品購入契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして、契約書、入札結果調書、そしてこういったものでありますという写真のコピーが添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（11時28分）

~~~~~

再開（11時32分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第58号 村道中城城跡線改良  
舗装工事（9工区）請負契約についてを議題と  
します。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第58号 村道中城城跡  
線改良舗装工事（9工区）請負契約について、  
御提案申し上げます。

議案第58号

村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）請負契約について

村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）について、次のように工事請負契約を締結したいの  
で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求め  
る。

記

- 1 契約の目的 : 村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）
- 2 契約の方法 : 指名競争入札
- 3 契約金額 : 金86,184,000円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 : 金6,384,000円
- 4 契約の相手方 : (有)ヒ口建設・仲真設備工業 特定建設工事共同企業体  
代表者 住 所 沖縄県中頭郡中城村字屋宜271番地  
名 称 有限会社 ヒ口建設  
氏 名 代表取締役 與那嶺達博

平成28年12月9日提出

中城村長 浜田京介

理 由

村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき  
契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして、契約書、入札結果  
調書、図面などがございますので、御参照いた  
だきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さ  
ました。

散 会（ 1 1 時 3 5 分）



## 平成28年第7回中城村議会定例会（第4日目）

|                        |               |                       |                  |       |
|------------------------|---------------|-----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成28年12月9日（金） |                       |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂      |                       |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議            | 平成28年12月12日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会            | 平成28年12月12日（午前11時47分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号          | 氏名                    | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番            | 石原昌雄                  | 9番               | 仲眞功浩  |
|                        | 2番            | 比嘉麻乃                  | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番            | 大城常良                  | 11番              | 新垣徳正  |
|                        | 4番            | 外間博則                  | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番            | 仲松正敏                  | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番            | 新垣貞則                  | 14番              | 欠席    |
|                        | 7番            | 金城章                   | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番            | 伊佐則勝                  | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   | 14番           | 新垣善功                  |                  |       |
| 会議録署名議員                | 9番            | 仲眞功浩                  | 10番              | 安里ヨシ子 |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長        | 知名勉                   | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長            | 浜田京介                  | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長           | 比嘉忠典                  | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長           | 呉屋之雄                  | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長          | 新垣親裕                  | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長        | 仲村盛和                  | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者         | 比嘉義人                  | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長          | 稲嶺盛昌                  | 生涯学習課長           | 金城勉   |
|                        | 福祉課長          | 仲松範三                  |                  |       |
|                        | 健康保険課長        | 比嘉健治                  |                  |       |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------|
| 第 1 | 議案第51号 中城村税条例等の一部を改正する条例                                           |
| 第 2 | 議案第52号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                      |
| 第 3 | 議案第53号 中城村北中城村清掃事務組合理約の一部を変更する規約（平成26年12月11日沖縄県指令企第408号）の一部を変更する規約 |
| 第 4 | 議案第54号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第5号）                                      |
| 第 5 | 議案第55号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）                              |
| 第 6 | 議案第56号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                               |
| 第 7 | 議案第57号 物品購入等の契約                                                    |
| 第 8 | 議案第58号 村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）請負契約                                      |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。それではこれより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第51号 中城村税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本件については12月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号 中城村税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号 中城村税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第52号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質

疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 中城村北中城村清掃事務組合理約の一部を変更する規約(平成26年12月11日沖縄県指令企第408号)の一部を変更する規約についてを議題とします。

本件については12月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第53号について、確認の意味も含めて質疑をしたいと思います。

まず1点目、9月6日の説明会では、これは工業用水管にモルタルを注入してそのままにしておくという説明がありましたが、これは村道の長さや県道の長さ、これは北中城村と県の道路になると思うんですが、これは何メートルぐらいあったのか。それに対して県道と村道に関してはこれで終了なのか、後からまたいろいろ

と掘削作業とかが発生しないのかどうか。これを伺いたいと思います。

2点目に、改正後の3のほうに、「公共用水管撤去工事が完了するまでの間は」と文言があるんですけども、これは国道の渡久地十字路、その部分のことを意味しているのか。23メートルということでも話も聞いているんですが、その部分に対しての撤去工事が発生するという事なのか。これが2点目です。

3点目に、これは村道部分と、これは北中城村の村道になるんですけども、そこと清掃組合との締結文書、そういうものが発行されているのかどうか。やっぱりこれで終了ということになった場合、北中城村の自治体と清掃組合との間で何らかの締結があったと思うんですが、口頭だけの話ではまずいんじゃないかと思ったりもするものですから。それと同じく県道と国道、これに関しても県と国、それから清掃組合と締結した文書が発生しているのかどうか。あるのかどうか。この3点を伺いたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

まず延長のほうなんですけれども、県道のほうが307メートルあります。それとはまた別に北中城高校の管理道路、それが525メートル、それから北中城の村道、農道を含む部分が1,038メートル、あと国道のほうで23メートル、総延長としまして1,893メートルになります。その中で県道と北中城高校の管理道路については、モルタル注入でいいということで、これはちゃんと協議書もあります。それでまた県道について今後も工事があるかについてなんですけれども、現在のところ拡幅の予定もないということで、そのモルタル注入で完了していいですよという協議で、現在のところ終えている状況です。

それから国道部分です。国道部分については、企業局の仕切弁の改修工事がありますので、それと同時施工で撤去というふうに協議も交わされている状況です。

あと1点、北中城村の村道部分についても、この協議の中で、北中城村の部分についてはモルタル注入ではなく、そのままの埋め殺しでいいということで協議も全て終えている状況であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 北中城村とは締結ができていて、文書があるということなんですけど、県のほうでは今から工事が進む段階で、まだ文書は発生していないということになっているわけですか。その件については。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 県道とは協定書ではなくて、現在、協議書で文書として残っています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 3番に関しては、これから国道に関しては掘削作業が始まる段階でということなんですけど、課長から聞いた話でも平成30年以降に国道の場合、水道管は撤去するかもしれないという話があったものですから、それになった場合に、その時点でまた本村にもいろいろ金銭的な話があるかとは思いますが、やはりこういう書面はきっちり残して、いろいろとそういう話はなかったとか、そういうのがないようにきっちり文書は残してください、それから徐々に我々の村財政にもできるだけ負担の少ないような協議のやり方を進めていっていただきたいと思っていますので、これをよろしく願いいたします。以上です。

議長 與那覇朝輝 これで大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号 中城村北中城村清掃事務組合規約の一部を変更する規約(平成26年12月11日沖縄県指令企第408号)の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号 中城村北中城村清掃事務組合規約の一部を変更する規約(平成26年12月11日沖縄県指令企第408号)の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本件については12月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第54号、一般会計補正予算について質疑をしたいと思います。

まず1点目、これは13ページになります。2款1目9節、県外旅費(特別職)というところで26万6,000円、それについて伺いたいと思います。まず1、これは福智町の図書館落成式に出席のため、村長、副村長、それから教育長の

3名の予定がありますと伺っているんですけども、これは先週の休憩の中でもありましたとおり、危機管理上、本村の三役全てが同時にこの庁舎をあけるということに対して、私も大変危惧しているものですから伺いたいと思います。それに対して問題はないのかどうか。それが1点目です。

それから2点目が、その下の財産管理費、13節になります。委託料です。公共駐車場整備基本計画設計委託料、それとその下の公共駐車場整備実施設計業務委託料というのもあるんですが、これも含めて、この基本計画と実施計画はいつごろできるのか。それを伺いたいと思います。

3点目に、駐車場用地、この補正予算の中にあるんですけども、1万300平米ということで、坪にして3,139坪の予定になっているんですけども、これは地権者が何名いらっしゃるのか。また、それだけをちゃんと整備した場合に、駐車台数はどれくらいになるのか。これが3点目です。

4点目が、一括交付金で2億653万8,000円が出されているんですけども、これは間違いなくこれだけの金額が交付されるのか。これが4点目。

5点目は19ページ、3款民生費になります。介護保険事業のほうです。これの13節委託料、高齢者等保健飲料給付事業ということで、これがマイナス92万4,000円になっているんですけども、これは100人の予定が54人の給付になったという原因は何だったのか。約半数減っているものですから、この半分の方々はなぜ給付を受けなかったのか。申請がなかったのか、あるいはまたいろいろな事業がその中にはあったのか。これが5点目です。

6点目が28ページ、8款土木費になります。2目15節工事請負費です。その中に歴史の道整備事業工事請負費ということで、これもマイナ

スの1,750万円が発生しているんですけども、これは副村長の説明では入札残ということ聞いておりますけれども、その中で工事の変更があったのか、あるいはまたなぜ減になったのか。変更以外に何の理由があったのか。その理由を教えてくださいたいと思います。

あと32ページです。10款教育費、これは2目の20節になります。扶助費の中で要保護及び準要保護児童生徒援助費ということで274万2,000円があるんですけども、これは要保護及び準要保護の制度が40人ふえたと。中学生を合わせれば49人ふえているんですけど、これはなぜそうなっているのか。ことし1年で49人、中学校も合わせてなんですけれども、小学校にしたら40人、ことし1年で大幅にふえているんですけど、その原因は何だったのか。その7点をお願いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

まず13ページの一般管理費の特別職の県外旅費なんですけど、議員がおっしゃったように3名の特別職、村長、副村長、教育長と今予算を計上してございますけれども、その派遣については調整して、危機管理という問題もございまして、その辺は今後調整していきたいと思っております。

それから公共駐車場の基本計画なんですけど、これは9月20日に契約をいたしまして、10月31日には基本計画ということで業務は完了しておりますけれども、ただ、この中身について若干調整がありましたので、今、修正も含めてまだ作業をしているところでございます。10月31日には業務というのは完了してございます。それから駐車場の実施設計については、今からその基本計画に基づいて今から配置をするわけですけども、当然期間的に短いので、繰り返しも考えながらやりたいと思います。

それから地権者なんですけど、地権者はですね、この予定している場所は3筆で、地権者は3名です。ただ、その1筆の方は3分の1ずつ3名の方が所有していますので、その辺がまたございます。それと面積といいますか、台数については今400台を予定してございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金につきましては、この公共駐車場につきましては全体で2億5,000万円程度の予算を計上しているところでございます。その8割分ですから、2億600万円程度になります。今、県のほうと調整をしております、まだ予測ですが、来週以降に交付金の交付決定がいただけるものだと考えております。現在、各市町村の不用額を用いてこの事業を実施するものですから、不用額が幾らぐらいになるかということが、今、県と村と調整をしているところでございます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

高齢者等保健飲料給付事業につきましては、去る6月議会で予算を承認していただきました。一番近いデータが4月1日時点のデータでありました。その時点のデータでは100人を見込んでいたんですが、6月補正で7月1日のスタートとなりました。その間に介護認定をもらい、介護給付サービスを受給している方々で100世帯なんですけれども、その中には2階に子供たちが住んで十分な見守りができている世帯、そういう方々を除外して現在54人の見込みとなっています。中には民生委員、自治会長の紹介で支給決定はしたんですが、自分たちには必要ないということでお断りする世帯もありました。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。お答えします。

8款2項2目、歴史の道整備工事請負費、マ

イナス1,750万円を今回提案していますけれども、今回ですね、当初予算要求時に概算したときに設計まで入れてはいなかったものですから、実績を入れた段階で、当初は前線で鋼管ぐいの施工になるという予想でやっていたけれども、実際、実施設計を発注したら12カ所ほどは鋼管ぐいが必要ないということがわかりまして、今回の設計変更をして、今議会において不用として提案しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それでは大城議員の質疑についてお答えいたします。

32ページの扶助費の増の理由でございますけれども、要保護、準要保護の扶助費の主な増の要因としましては、平成27年度までは各児童生徒の保護者にお知らせの文書のみを配布しておりました。それが今年度より、文書と同時に申請書もつけて配布しております。そうすることによりまして、申請がやりやすくなったというのが要因だと思います。また、マスコミ等で去年あたりから貧困の問題が大きく取り上げられ、その制度をこれまで知らなかった保護者からの申請が多くなったのではないかと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それではまた今度は2回目の質疑をしたいと思います。

先ほど総務課長は、1番目の質疑に対しては検討して調整をしていくということですので、私が兄弟都市の場合には3役はもちろんなんですけれども、村長、教育長、それと議会からも議長を連れて行くべきだと思っているので、これはやっぱり交流の意味でも、村民議会を代表する議長を連れて行けば何ら問題はないだろうと思っているので、そのほうも加えて調整はしていただきたいと思っております。

あとは、やはり昨今の時代の流れを見てみますと、地震、それからいろいろな事件事故が発

生している中で、やはり3名ともいなくなるということは、大変本村に対しても、村民に対しても、何かあった場合には厳しい状況になると。代表、一番しっかりした指示を下す3名の中で3名がいなくなることになってしまいますと、やっぱり相当な村民からのクレーム、あるいはまた苦情が来るかもしれませんので、そういうところはよく相談をしながら対応していただきたいと思っております。

次2点目です。基本計画はできていると。あとは実施設計、それにかかってくるということなんですが、やはり一括交付金2億円ぐらいの金額を見てやっている。非常に本村としては村有地になるということで、喜ばしいことだと思っはいるんですが、そこに相対して、やはりすばらしい農地がこれだけ3,000坪以上も削られるということも踏まえますと、やはり一長一短、全ていいなというところにはいかないかと私自体は思っているものですから、そこら辺もよく検討をしていただいて、今回、一般質問でもその議案を出す予定にしているんですが、そこはまた詰めて一般質問で聞きたいなと思っております。

台数のほうです。それが400台を見込んでいくということですので、とりあえず坪数と台数、そののところも含めてなんですが、また一般質問で伺いたいと思います。

あとは一括交付金が2億600万円ほど出ている中で、今、県と調整しているという段階で、ほぼ取れるだろうというようなニュアンスで伺っているんですが、これはこれで間違いありませんね。わかりました。それはその旨、再度伺いたいと思います。これも一般質問のほうですね。

次19ページ、介護保険事業です。課長が言われたとおり、4月1日現在では100名の予定があったと。これが給付サービスを受ける段階で子供さんと一緒に暮らしているとか、本人がま

だ要らないとか、そういう話もあるということ  
で約半減しているという状況ですけれども、や  
はりこれはよく調べていただいて、十分な資料  
の中で予算提出していただかないと、本当に必  
要なのかというところですね。必要なところは  
必要で、やはりこれは出していかないとけな  
いということも含めて、この数、構成とかいろ  
いろな、普段のこの家族がどういう状況なのか  
ということも含めて対応はお願いしたいと思っ  
ています。

次6番目です。土木費です。歴史の道。課長  
の答弁では実施設計を発注した段階でこれだけ  
のマイナスが出たということなんですけれど、こ  
れは工事自体に関しては現状どおり、全ての工事  
がうまくいくのかということを一かつ、最後  
に伺いたいと思っています。

次7点目です。これは教育振興費です。課長、  
平成27年度はもうお知らせだけを村民の方々、  
対象になる、生徒にお知らせだけを送ったと。  
今回からはお知らせと一緒に申請書も携えて  
送った結果、40名がその申請書を見て私たちも  
該当するんだなというところでこれだけふえた  
ということですので、やっぱりこういった学校  
関係とか幼稚園、別な部署になるかもしれませ  
んけれども、そういうところに関しても、やは  
り申請書を送ったからこれだけのメンバー、人  
数が多くなったということは、やはりいろいろ  
と村広報とかに出してはいるんだけれども、載  
せてはいるんだけれども、全然そういう申請が  
あるのかどうか知らないという方々が村内に、  
恐らくもっと存在するかと思いますので、ぜひ  
こういうのは徹底して掘り起こして行って、必  
要な方には必要な分だけこういう補助を受けさ  
せてあげるということを念頭に置いて、まだま  
だ恐らく出てくると思います。そこはそれでま  
たいろいろと対応していただいて、全員が受け  
られる権利のある方はどんどん受けさせていた  
だきたいと思っているので、ぜひ広報をしっか

りやっていたきたいと思います。今の2点に  
ついて、再度お願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

工事の延長については、当初どおりの延長で  
ございます。一部ですね、今回、先ほども答弁  
しましたけれども、一部鋼管ぐいが必要ないと。  
横ボーリングで十分対応できるということで対  
応していますので、工事には影響はないです。  
以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 最後になるんですけれ  
ども、ぜひ補正予算でこれだけマイナス、プラ  
スがありはしますが、ぜひ事業として安心、安  
全な事業を進めていただいて、ぜひ村民に還元  
できるような事業をお願いしたいと思います。  
以上でございます。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の  
質疑を終わります。

ほかにありますか。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 質疑に入る前に、少し  
だけ補足説明をお願いしたいんですけれども、  
よろしいでしょうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時33分）

~~~~~

再 開（10時38分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありますか。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは議案第54号
平成28年度中城村一般会計補正予算（第5号）
についてお伺いいたします。

これは先ほど大城議員が質疑したものと若干
重複する点もありますが、その辺は確認しなが
らという意味も兼ねてよろしく御説明願いた
いと思います。

まず13ページです。2款1項1目9節旅費の件でありますけれども、これに予算額としては26万6,000円でありますけれども、この計上に当たって村長、副村長が同時に出席しなければならない理由とは、どういうことでそれを計上したのか。その辺が1つです。

それから次、同じ13ページです。2款1項4目17節公有地財産購入費の件なんですけれども、先ほどこれもありましたが、この用地取得に当たっての一括交付金の適用を想定していると思うんですけれども、その一括交付金の適用に当たっての適用項目としていろいろ挙げられておりますが、今回のこの用地取得に関してはどのような適用項目を想定しているのか。これが2点目でございます。

それから3点目に32ページ、10款2項2目20節の扶助費なんですけれども、この小学校、中学校の要保護及び準要保護児童生徒援助費ということで上げておりますが、これについては先ほど説明がございましたけれども、ただ周知方法を変えたとか、申請方法を変えたとか、そういうことをおっしゃっていましたが、今、子供の貧困というのがかなり社会問題として取り上げておりますけれども、本村もこの貧困問題という調査、それを行った結果、この増として挙がっている要因になっているのか。その辺ですね。要するに聞きたいのは、子供の貧困調査を行ったのかどうか。これをお伺いします。

それから35ページ、10款5項6目9節旅費で県外旅費19万円が計上されておりますけれども、これは職員の派遣ということ聞いておりますが、職員の派遣はどこで、どの部署で、その目的は何なのか、以上4点についてお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほども大城議員のほうから御質疑がございましたけれども、この県外旅費の特別職につい

てはどういった経緯で計上したかということですが、御存じのとおり、我々福智町とは兄弟都市ということで締結してございます。そういうこともありまして、護佐丸資料図書館のほうでは福智町のほうから町長、それから副町長、それから教育長の3名がお見えになったということの経緯もございまして、我々もそれではその特別職の3名分を計上した次第でございまして、先ほども答弁しましたが、この辺はまた検討をして、派遣については今から検討していきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金の活用につきましては、交付要綱の沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立、戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に起因する事業等に当てはまるものでございます。今回の本村の公共駐車場に関しましては、観光振興の一環として整備するものでございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時44分）

~~~~~

再 開（10時44分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

貧困の準要保護とかそういった方々の子供たちの調査を行ったかということですが、教育委員会では行っておりません。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

10款5項6目の県外旅費につきましては、これまで福智町とは子ども会の交流事業だけの交流でしたけれども、昨年、兄弟都市の締結をいたしましたのでさまざまな交流が始まると思いますが、今回、図書館の交流としまして、福智

町の図書館のオープン記念式典に合わせまして、三役とともに随行する職員と、あとは実際の図書館の担当として福智町との意見交換、情報交換、発刊物の交換について話し合うための職員の出張となっております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 2回目の質疑を行います。

特別職の県外旅費の件なんですけれども、ここで説明を聞いていますと、ただ先方は村長も副村長も一緒に来たから、こちらもそれをやるのが妥当だろというお話だったんですけれども、これは全く私は理解できないと思うんです。村長不在の際の副村長の役割は何なのか。何のために副村長の職があるのか。基本に立ち返って、これはしっかり考えて対応してもらいたいと思います。これは一緒に、同時に行きますと、結局、最終的には副村長不要論が出ても否めないんです。こういうことはね。この辺はしっかりとやってください。だから、そういう意味ではこれは副村長分の予算の執行は留保することを強く求めていきたいと思いますが、これに対してはどういうことを考えるのかお聞かせください。

それから次の公有財産購入費についてでありますけれども、けさの琉球新報によりますと、一括交付金の不用額とか事業廃止の記事が出ておりました。これはごらんになったと思います。その中にうるま市の石川イベント公園駐車場整備事業が繰り越しを経て事業廃止になったとありました。中城村のことを考えてみますと、今現在予定されている駐車場の近辺では、これといっためばしい観光施設もないようでありますけれども、一括交付金の適用の基準が非常に厳しいものになっておりますけれども可能性としてはどの程度を考えているのか。これをお聞きしたいと思います。

それからこの小学校、中学校の要保護、準要

保護の援助費についてでございますが、これは今、生涯学習課長は貧困調査はやらなかったと。教育委員会としてはやっていないとの御答弁がありました。これは村としてやられたのかどうか。その辺を再度お伺いしたいと思います。

それから職員の旅費の件であります。これは式典に出席するのが目的ならば、余り意味ないなと考えてはいたんですけども、いろいろ交流もやるということもありますけれども、今オープンしたばかりでそういう必要性は余りないんじゃないかと考えますけれども、私としてはこの式典出席とかそういうことじゃなくて、あるいは京都や奈良といった歴史のある地域の土地や観光地を訪問して、先進地域の歴史資料の保管とか、あるいは展示方法とか、そういったノウハウを学ぶのがまず先じゃないかなと。そういうことなんです。その辺を考慮して、この式典じゃなくて、そういう先進地、歴史のある図書館の先進地のノウハウを学ぶと。そういうほうの旅費とかに切りかえることはできないんですか。お伺いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 特別職の旅費については、繰り返しになりますけれども村長、副村長、教育長、特別職の派遣については今後検討するという事ですので、ひとつよろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

これまで本村は一括交付金を活用しまして観光誘客イベント、それからプロスポーツキャンプを実施しております。その成果としまして、観光客もだんだん増加して、本村の知名度も上昇していると考えております。これまで中城城跡を中心とした観光イベントも実施しておりますが、今回の計画につきましては、中城城跡でのイベントだけを対象としているものではありません。吉の浦公園で行うイベント、それから

吉の浦会館周辺で行われる産業まつり、あるいは文化まつり、こういうことに対応しようと考えております。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

子供の貧困調査についてであります。全体的なアンケート調査とかは実施しておりません。貧困の子供たちの掘り起しのために社会的環境、親の健康状態、子供への虐待とか、そういうもろもろの資料をもとに調査し、子供の居場所へつなげています。中城村は沖縄県の貧困率が29.9%、中城村の貧困率は非公表ではありますが、それより大分低い状態でありました。いち早く子供の貧困対策協議会を立ち上げ、近隣市町村よりも早く子供の居場所を立ち上げ、子供たちをつないでいる状況であります。

議長 與那覇朝輝 追加答弁です。

福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 福祉課のほうに子ども支援嘱託員を2名配置し、そういう状況の子供たちを民生委員と、また自治会長と協議をしながら掘り起こしている状態であります。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

職員の県外旅費につきましては、当初より式典に合わせた費用の予算計上ではございません。おのおのの歴史を含めた発刊物の交換をしようということで、福智町からは本村の図書館に出張に来て、いろんな意見交換をしました。逆にこちらが出向いて、向こうの歴史、発刊物の調査と情報交換ということでの予算計上でございまして、議員のおっしゃった先進地視察、ノウハウを学ぶ研修というも別に予算計上して実施しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この副村長の式典出席と予算、これは強く執行留保していただきたいと思っております。この状況においては、村民の理解

というのは到底得られないと思っておりますので、十分検討していただきたいと思っております。

それから次の一括交付金の件なんですけれども、一括交付金の査定は年々厳しくなってきております。国の監査で不適格が指摘されて、後で交付金の返済を求められるというようなケースも最近よく出てきております。特に、今現在の駐車場の問題です。これについては非常に微妙なものがあるんじゃないかと考えております。本当にこれは観光客誘致とかそういうもののために、このような場所にこのような規模で必要なのかと、そういうのを問われた場合、大変厳しいことになるところがあるんじゃないかと思っております。あとでちょっと不適格だったということで返済が求められないように、しっかりとこの辺は精査して対応していただきたいと思っております。

それから児童生徒の援助費についてでありますけれども、子供の貧困調査は行っていないというお話でしたが、教育総務課長がおっしゃっていたように、これの共戦方法を変えただけで49名も小学校、中学校の対象児童がふえてきたということがあります。これは大変いいことではありますけれども、ただ、この調査に基づいていないというのは、主にもっと潜在的な数がいるんじゃないかということでありますので、しっかりとこの子供の貧困調査を直ちに実施して、この辺の援助につなげていただきたいと思っております。そういう意味で、本格的な貧困調査というのを実施するかどうか。他市町村では既に多くの市町村がこの貧困調査をしておりますけれども、本村もやる計画があるのかどうかお伺いします。

それとあと1点、この件に関して、これは今回予算計上されるわけでありまして。新しく49名、その方々については、この子供たちについては、これは遡及してずっと、既に決定した、決まっている子供たちと同様に遡及して支給されるか

どうか。ぜひこれは支給していただきたいと思  
うんですけれども、その辺について伺いま  
す。

それから最後の職員派遣の旅費の件なんです  
が、ぜひともこの歴史資料というのは非常に展  
示とか保管というものについて、非常にノウハ  
ウがあるんじゃないかと考えておりますので、  
そういう先進地域へ派遣して、そういうノウハ  
ウとかほかの方法、技術、そういうものを習得  
させてもらうように、先ほど別予算で対応して  
いるということでありましたが、その辺につい  
てはやはりまた力を入れて、今後も取り組んで  
いただきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

貧困のアンケート調査でありますけれども、  
内容とかそういうのを確認し、また児童、保護  
者のプライバシーも検討しながら検討したいと  
思います。また福祉課のほうに先ほど答弁した  
とおり、2人の子ども支援嘱託員を配置してい  
ますので、この嘱託員を活用しながら子供たち  
の状況、保護者の状況、家庭環境を確認し支援  
へつなげていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えし  
ます。

準要保護の予算、12月で補正予算を上げてお  
りますけれども、繰り上げて遡及できるように  
努めていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲眞功浩議員の  
質疑を終わります。

ほかにありますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時12分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありますか。

金城 章議員。

7番 金城 章議員 では、議案第54号 平
成28年度中城村一般会計補正予算（第5号）に
ついて、確認の面とこれからの体制についてお
伺いします。

30ページの下水道事業です。8款土木費、5
項、繰出金が42万円の減になっています。これ
はどういった状況での減なのか。また南上原地
区では下水道は何年度までに終了する予定なの
か、それと合わせて南上原は接続率で大分上
がってくると思えますけれども、その件でまた、
要するに一般繰り出しもだんだん減ってくるの
かどうか。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村武宏。

上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

一般会計からの繰入金の42万円の減になり
ますが、下水道との接続率が今回185件ふえまし
た。それに伴いまして下水道料金がふえたとい
うことで、一般会計からの繰り入れを減にして
います。

また南上原地区においての事業計画になりま
すが、現在の計画の中で、平成29年度までに設
計を全部完了させる予定であります。工事に関
しましては、予算の補助金との絡みもありますが、
裏負担もありますけれども、平成31年度ま
では全南上原地区を完了させると考えていま
す。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 平成31年度に南上原の
下水道整備が完了すると。やっと追いついたと
区画整理事業に対して追いついてきたかなと
思っております。また住宅、土地を購入したも
のの、まだ住宅件数が、下水道が整備されてな
く接続できないという地権者からの意見もあり
ましたので、早目の下水道整備を行っていつて
ください。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、金城 章議員の
質疑を終わります。

よろしいですか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第54号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第54号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(11時17分)

~~~~~

再開(11時28分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第5 議案第55号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件については12月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第55号について質疑をしたいと思います。

1点目に区画整理事業ということで、今現在

なんですが、予定どおり進んでいるのかどうか。進捗状況は現在どうなっているのか。

2点目に、4ページの下のほうに物件移転補償ということで3,000万円マイナスになっているんですけども、その金額はどういうことで確定したのか。以上、2点お願いいたします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現在の進捗は94%、平成28年度末での状況です。予定としては換地処分が平成32年度で計画どおり進んでいます。それと3,000万円の減ですけれども、3,000万円については今回物件が1つありましたが、用地交渉が難航していますので、次年度に回して交渉をやっていきたいと。その分を工事費に回して1億円の予算となっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 進捗状況が94%ということで、平成32年度までには換地を含めて全て終了するという予定に、これは当初からの予定だと思しますので、ぜひひとつこれも含めて、また物件移転補償、やっぱりいろいろ問題はあるかと思うんですけども、着実に進めていただいて、予定どおりの完工をお願いしたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第55号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については12月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号 物品購入等の契約についてを議題とします。

本件については12月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第57号についてちょっと質疑をさせていただきます。

まず、これまで2回ほど説明をお聞きしたんですが、その中で購入理由で、今Jリーグ等が練習しているところに強風が来て、テントが飛ばされてけがをする恐れがあるために、そのベンチを購入するということで伺っているんですけども、この説明資料というよりは、このベンチの査定ですね。これはJボックスセパレートタイプシートということになっているんですけども、その下のほうに強風時には御使用にならないでくださいということが書かれているものですから、これは強風のためにベンチを買うのだけれども、強風には使えないのかどうか。それが1点目。

2点目に、今回これはプロサッカーチームの使用ということになってはいるんですけども、この使用方法が、プロサッカーチームを対象にした使用目的だけなのか。あるいはまた村内のいろいろなサッカー大会とか、そういういろいろな場面での使用も検討されているのかどうか。この2点伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたしたいと思います。

当然、仕様書に基づいて強風時には使用いた

しません、簡易的なテントが、少しの風でも飛ばされていたという現状であります。また、吉の浦公園の護佐丸陸上競技場においては、冬場は比較的風がやや強い状況でありまして、この辺についてはメーカー側に重りを準備するようにという対策を図るようしております。それから風がありますので、やはり風を抜くための開口部も設置できないかと検討をしまして、安全性を確保したいと思っております。

それからプロサッカーチームだけの使用かということでございますが、やはりこれだけの高価な備品ですので、有効利用を図るのが当然だろうと思っております。御承知のとおり、吉の浦護佐丸陸上競技場は県内でも、サッカーのメッカとして名が知れてきております。当然、中学校の大会、高校、それから一般人も大分ここで大会をするようになってきております。当然そのような大会でも頻繁に使えるようにしていきたいと思っております。今のは個人的な考え方ですが、陸上競技大会とかトリムマラソンとかの掲示のものにも、雨降りのときには十分腰かけがあるので、机を置けば併用できるかと思っています。他にもいろいろ利用方法を検討しながら、有効利用していきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 風速によっていろいろ出さず出さないは決定するかとは思いますが、ぜひ、ひとつ十分安全対策をしていただいて、これをつけたらちょっとけがしてしまったというようなことが絶対ないように、使用方法は十分に検討されてください。

あとは課長からあったとおり、利用方法、使用方法はいろいろと、村内のグラウンドを使う場合には検討するということですので、ぜひそれも踏まえてちゃんと利用価値が大きくなるような使用方法を検討してください。

あと1点です。前に保管場所はこの4基です

ね。長さがちょっと3メートル20センチぐらいあるものですから、これを4基といったら相当の場所をとるかと思うんですけども、これ保管場所はどこを考えているのか。陸上競技場の下なのか、それとも上のクラブハウスの中なのか、そこを伺います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

前に保管場所については臨時会のほうで御説明したつもりであります。現在、クラブハウスの山手側のほうのクラブ倉庫の中に4基、クラブハウスが横8,190ミリ、縦5,460の中におさまるということで、担当同士調整をしているところです。ゆくゆくはまた倉庫とか、そういうものをしっかり整備しながら、教育委員会と調整していきたいと思っております。緊急的にはその施設を使いたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 私もクラブハウスの倉庫を見に行ったんですけども、いろいろと資材と言いますか、備品が入っておりまして、大変厳しいのではないかとということも考えましたので、ぜひほかのものに支障のないように、保管場所も含めて有効な活用をしていただきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

休憩します。

休憩(11時40分)

~~~~~

再開(11時41分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号 物品購入等の契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号 物品購入等の契約については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第58号 村道中城城跡線改良舗装工事(9工区)請負契約についてを議題とします。

本件については12月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第58号について質疑をしたいと思えます。

9工区で全延長1,295メートルに達しているんですけども、この場合は道自体が。全延長が1,295メートルということで、今回でほぼ全延長が、道が全て達成するんですけども、これの終了時期というのはいつごろを予定していますか。最終的な終了ですね。この道はいつから開通できるのかどうか。そこの1点と、緑の部分がちょっと変形しているように見えるんですが、これはなぜなのか。なぜ変形しているのか。その2点伺いたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

完了年月日は平成29年度施工まで入っていますので、平成28年、平成29年、あと平成30年度までになっていきます。今進捗は、先ほども答弁しましたけれども95%進捗をしています。

それと緑の部分の変形という話ですが、これはここに山があって、のり面施工を行うため中のほうまで食い込んでいくと。あくまでも道路幅員は10メートル50センチの標準となっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この道路ができれば、いろいろと登又地域も相当交通改善につながるかと思っていますので、ぜひひとつ早目にとっても平成30年までということですので、これも事故等がないようにしっかりと対応していただいて、早目の完工もお願いしたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号 村道中城城跡線改良舗装工事(9工区)請負契約についてを採決いた

します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号 村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）請負契約については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（11時47分）

平成28年第7回中城村議会定例会（第5日目）

| | | | | |
|------------------------|---------------|-----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日 | 平成28年12月9日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開議 | 平成28年12月13日（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成28年12月13日（午後3時19分） | | |
| 応招議員 （出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | 1番 | 石原昌雄 | 9番 | 仲真功浩 |
| | 2番 | 比嘉麻乃 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | 3番 | 大城常良 | 11番 | 新垣徳正 |
| | 4番 | 外間博則 | 12番 | 新垣博正 |
| | 5番 | 仲松正敏 | 13番 | 仲座勇 |
| | 6番 | 新垣貞則 | 14番 | |
| | 7番 | 金城章 | 15番 | 宮城重夫 |
| | 8番 | 伊佐則勝 | 16番 | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員 | 14番 | 新垣善功 | | |
| 会議録署名議員 | 9番 | 仲真功浩 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 知名勉 | 議事係長 | 比嘉保 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 與儀忍 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 屋良朝次 |
| | 教育長 | 呉屋之雄 | 都市建設課長 | 新垣正 |
| | 総務課長 | 新垣親裕 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之 |
| | 住民生活課長 | 仲村盛和 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 比嘉義人 | 教育総務課長 | 名幸孝 |
| | 税務課長 | 稲嶺盛昌 | 生涯学習課長 | 金城勉 |
| | 福祉課長 | 仲松範三 | 教育総務課主幹 | 安田智 |
| | 健康保険課長 | 比嘉健治 | | |

議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名 |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に金城 章議員の一般質問を許します。

7番 金城 章議員 おはようございます。

7番 金城 章、通告書に基づいて一般質問します。1.庁舎建設について。庁舎建設・設計については決定したか。また、何組の設計(プロポーザル)メンバーで行われたのか。

各設計者等の委託における取り組みはどのように指名したか。設計の入札の案内ですね。

庁舎建設の予算設定はいくらの設定で依頼を行ったか。このことについてのプロポーザルのプレゼンにおいて建築予算も予算内におさまったかどうかちょっと回答いただければと思います。各社の予算がどのくらい差が出たか。

場所の地権者の承諾は得られたか。

2ですね、これは浜漁港についてですが、現在、浜漁港内の公園が雑草が生い茂って、除草が追いつかなくて、また東屋ですが、それも壊れかけているので、使用不可能だと思っの提案でありますので、ぜひ御検討お願いします。に浜漁港内の公園改善計画はどう考えるか。公園の芝生植えかえの考えはあるかどうか。それと周辺のフェンスの腐食等が多く見られます。浜漁港周辺に、今住宅がだんだん多くなってきていますので、その対応のためにも取りかえの時期だと思っんですけれども、取りかえの考えはないか。

大枠3.各種イベントについてであります。ことは各種イベントが多いと感じるが、各担当課はどのようにほぼ各週の開催をどう考えているか。また、今後の取り組みはどうか。まつりの時期の分散等ですね。

大枠4.健康食育についてです。現在の子供

たちの食育はどのように行っているか。学校以外での取り組みはあるか。今後、また食育についての取り組みはどうか考えているか。この食育についてですけども、今、インターネットとか、諸本とかいろいろなものが出てきます。しかし、子供たちが将来、本当の人間的な体をつくるために、健康的な体をつくるために食育というのはどのように行っているか、ちょっと最近考えさせられるものがありまして、この質問を出してあります。ぜひよろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番は農林水産課、大枠3番は企業立地観光推進課、大枠4番につきましては、教育委員会のほうで答弁をさせていただきます。

私のほうでは御質問の庁舎建設について所見を述べさせていただきたいと思いますが、議員も御承知のとおり、場所の選定も終わりいよいよスタートしていくということになります。今回、設計のほうも業者発注も終わり、これから実施設計をやっていくところでございます。後で詳細は総務課のほうから説明させていただきますけれども、現在のところ非常にいいぐあいに推移をしているようでございますし、またこれは早目早目にやるべきものだ認識をしておりますので、しっかりと一緒になってまた頑張っていきたいなと思っております。議員の皆様方のまた御協力もよろしく願いをいたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。金城 章議員の御質問大枠4についてお答えします。

食育の取り組みは、各学校の食育年間指導計

画に基づいて、栄養士と学校の先生方で食育の授業を行っております。指導計画外の食育の授業は、学校の給食主任と調整し中城村の食材・親子給食・沖縄料理等の授業も実施しております。学校以外での取り組みは、農林水産課と連携し島人参、島大根、サトウキビの収穫を体験し、給食に食材として使用し食育の授業を行っております。今後の取り組みとしましては、地元産食材の利用や災害が起こった時の訓練としておにぎり、炊き出し、非常食を利用した給食の提供を予定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

金城議員の大枠1の から についてお答えいたします。まず についてですけれども、新庁舎建設の建設業務は、11月22日にプレゼンを行いまして、有限会社エン設計、それから米須建築設計事務所の2社のJVで決まりました。6組のJVで行われております。 についてですけれども、村の入札参加資格登録者、その中から村内業者や公共施設、役場等の設計実績のあるものから選定し、指名しております。 についてですけれども、庁舎建設工事費を13億5,000万円を設定しております。これは中城村の庁舎建設基本計画に示された金額でございます。委員が今おっしゃる建設予算との誤差なんですけど、このプロポーザルの目的は中城村庁舎建設基本計画を踏まえ、これらを実現するために設計の方針、それから想像力、技術力、経験などの資質を備えた設計者を選定することから、建設予算の差を比較するものではないことを御理解していただきたいというふうにお願いたします。もし建設費の差額と言いますと、これは差額になるかはちょっとわかりませんが、予定価格内の最高額が8,320万円、最低価格が5,300万円、その差額は3,020万円というふうになっています。予定価格は9,120万円でございます。それからそのプロポーザル

が終わりまして、今後は設計に入っていくわけですけれども、村といたしましては、この設計を見ながら今後は住民説明会を初め、進めたいというふうに思っています。それからですけれども、地権者6名全員が庁舎建設事業に同意し承諾してございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは金城 章議員の大枠2 についてお答えいたします。

まず について。浜漁港内の施設改善につきましては、公園内のトイレは昨年度に改修しております。また休憩施設の東屋については、天井、梁部分のコンクリートの剝離が起きており、危険であるため現在使用を禁止しております。今後、専門の業者にも相談し改修の方法等について検討をしたいと考えております。 について。公園の芝生植えかえについては、多額の予算を伴うため、補助事業での再整備ができないか沖縄県にも確認をしておりますが、現在のところ対象事業はないとのことでした。村の単独予算では厳しいものがありますので、現在のところ実施の考えはありませんが、維持管理については、今後も草刈り作業等を漁協と地域の協力を得ながら、定期的の実施していきたいと考えております。 について。フェンスについては、これまでも台風等で倒壊した部分については、改修を行っております。現在の状況を調査し腐食等による倒壊のおそれのある部分については、今後、改修を検討したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 金城 章議員の御質問にお答えしたいと思います。

大枠3の でございますが、今年度の各種イベントについては、基本的には、昨年同様の実

施と考えております。今年度から、イベント誘致トップセールス事業を展開し、3つのイベント事業を誘致できたということで、ふえている要因でございます。まずは「白鵬土俵入り事業」、それから「中城演劇フェスティバル」、これは共催をした事業でございますが、誘致として捉えております。これが新・幕末純情伝。それからクレージーキャメルの事業が実施されることで、今年のふえた要因であります。平成28年度の事業は4月2日、3日に行われたAKB48、チーム8全国ツアー特別公演in沖縄、それから去る11月19日、20日に行われた世界遺産中城城跡プロジェクトマッピング事業や、これから行う12月17日の世界遺産中城城跡横綱白鵬土俵入り事業、1月7日、8日に行われる中城演劇フェスティバル(新・幕末純情伝)それから1月28日、29日に行われる同じく中城演劇フェスティバル(クレージーキャメル)さらに1月31日には世界遺産劇場「狂言」野村萬斎の事業。1月から2月にかけてプロサッカーキャンプの受け入れ事業。最後になりますが、3月の19日、20日に中城村グスクの響き事業を予定しているところでございます。

祭り等の時期の分散については、議員御承知のとおり屋外でのイベントですので、天気には左右されることは御存じだと思っております。沖縄県では、台風の影響を受けやすい地域ですので、1年間の台風接近は、6月から10月ごろまでに5個ないし7個接近するものと考えますと、イベントの実施時期は10月以降に開催することが、より安全性が高いものではないかということで、時期については秋から冬にかけての取り組みとなっております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それでは再質問させていただきます。

まず庁舎建設ですね。今、総務課長の話では、村内業者の指名をいつもお願いしている立場で

ありますので、その村内業者に割り当てが行き届いたことは、本当に育成を考えていらっしゃるんだなあと思っております。しかし、このプロポーザルを村内業者が今回は1社JVの下ですか、そこでもらったのはまたうれしく思いますけれども、逆に上のほうに入れられなかったのかなと何社かはあるかなと思って、その状況はどんなですかね。村内7社、8社だと思うんですけども、その全部に行き渡るように指名を配慮したのはわかりますけれども、JVの上のほうでは実力がなかったのかどうか。また、そういうことはどうなったのか、返答できますか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

今回のプロポーザルを実施しましたが、午後1時からプロポーザルを実施しています。業者のプロポーザルが10分、それに対する質問が10分ということで、本来でしたら15分間の質問事項と当てられ、その質問でやっていくんですが、6業者を指名し、それでも5時半ぐらいまでかかっております。そういうことからすると、7社というのちょっと無理がございまして、今回6社という形で進めさせていただいております。Aに該当する業者も1社あります。そういう1社あるんですが、中城の関係する業者がどこがでも受注できるような体制を組みたいということで、今回の指名となっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 わかりました。先ほど話したように村内業者で落札したということは、また本当にうれしく思っていますけれども、もう少し村内業者がやはり格上でとれるようにまた指導お願いできたらと思います。それでちょっと先ほど総務課長からありましたとおり13億5,000万円ですね、建設費用ですが以前からよく話しますけれども、この基本計画の中で

の発注はわかります。そこで設計発注というのは金額決めて、大きさ決めて、平米数決めて、その発注はわかりますけれども、どうしてもこの予算で収まるのかなと思って疑問で、それで3番の質問を出したつもりではありませんその前にひとつだけ質問、設計の完了はいつの予定ですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。
総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

基本設計計画ですけれども、平成29年5月に基本設計、それから29年末ぐらいには実施設計を終了したいというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ちょっと確認だけ。以前、課長は年度内に場所も決めると言いながら、決められなかったというのがありますので、質問に戻しますけれども、この設計完了ですね、5月までに基本計画になる。先ほど課長が答弁していた住民説明会もこの時期にやるのか。それとも29年度末にやるのか、考えはどんなですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。
総務課長 新垣親裕 お答えします。

設計の状況を見ながらということになりますけれども、今計画では2月、5月、9月というような形で3回から4回を住民説明会を計画している段階です。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 課長、これは今2月、5月、9月でした、5月以降はわかるんですけども、2月は場所決定だけを説明する予定なのかな。それとプロポーザルの案を説明する予定なのか。今プロポーザルの案も13億5,000万円でおさまっているかどうか、その件ももう一度だけ。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。
総務課長 新垣親裕 今2月と答弁したのは、

やはり基本計画をするに当たり、やはり方向性とかいろいろ設計業務の中で必要になるんじゃないかなということの考慮もしながら、2月というふうに設定します。これが2月なのか、3月なのかというのは、また進みぐあいによってまた違いますけれども、今のところそういうふうに考えてございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 住民への細かな説明があれば、いいにこしたことはないんですけども、私は以前から話をしていますように、早目の庁舎建設を望んでおります。よく毎回のごとく言いますけれども、このぼろ庁舎を早目に移転させないといけないという気持ちだけです。そのために早目の施工をぜひお願いしたいということで、毎回のごとく庁舎建設の質問を出してありますけれども、来年29年度に設計完成したと、見込みで申しわけありませんけれども、庁舎建設が終わるまでには、あと3年ですよ。2年では難しいかなと思うんですけども、3年かかると。その時期は先ほど総務課長の答弁がありましたけれども、物価高騰も考えられる。オリンピックの前ですよ。それが少し延びたら単価が上がってくると、業者の落札を考えないと、この13億5,000万円ですべてとまるとは考えられないんですよ。そこでそういうときの予算のアップとかは、ぜひ今で考えていただきたい。私はあと3億円ではとまらない、5億円ぐらい上乗せしての庁舎建設になるうかと思うんですけども、最初に設定した18億円ですか、そのぐらいは最低でもかかるんじゃないかなと建設だけでも思っています。そのプロポーザルの設計見てとまると感じたかどうか、どうですか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 ただいまの質問にお答えいたします。

物価の高騰、資材の高騰等が予想されます。

そういう中でこの設計を終え、予算建築費が決まってくると思います。その中でこの高騰する中で、高騰するか下がるか未来のことですわかりませんが、予算内で発注していいのか。時期をちょっとずらして発注すべきかについては、検討していきたいというふうに考えます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 副村長、時期をずらしてではなくて、時期を早めてのほうがいいと思いますけれども、もっと早目にこの庁舎建設ですね、場所の件から住民説明会とかいろいろな問題がありましたけれども、本当に早目につくっていただかないと、これは住民説明会もちゃんと終えて早目の着工を本当は29年度内には庁舎建設の入札を行ってほしいと切に願います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

時期を早目にさせる、させないは私の裁量とはまたちょっと違うところにあるものですから、法規上、その他もろもろ阻害するものがないという段階で、あえて時期をおくらせるようなことはないと思っております。もちろんそのときの社会情勢も含めて、検討しながらできるだけ思いは同じでございます。早目に着工して完成をさせたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 あと一つだけちょっと確認の意味で質問します。この中城村で初めてのプロポーザルだと思わんですけれども、この件で何か庁舎のいい点とか、今決まったところでいい点とかは今説明できますか。どういう感じで、この業者を選んだかどうかだけでもいいですよ。プロポーザルでの結果ですね、プレゼンの結果で要するによく選んだと思わんですけれども、どういったのが気に入って、この選ばれたのかどうかだけ。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回、プロポーザルは村内では委託もありました。企画のほうで1回プロポーザルをやっています。それと2件目で、この設計業務で庁舎建設が入っています。今回は、プロポーザルは技術提案書を各業者6業者に提案してもらって、その中で8名の委員がいて、その中で業務の理解度、業務内容、手続に対する理解度、それから業務の取り組み、新庁舎の基本的考え方、それから庁舎の取り組み体制、設計チームの特徴と、それから3番目に適格性、これについては新庁舎建設基本策定報告書など、各種計画と整合性がとれているかどうかの審査報告となっています。それと4番目に、独創性、工学的知見に基づく独創性に提案されているかどうか、これは免震構造、耐震構造も含めて、そういったのも提案しています。それから として実現性、提案内容が本当にこの庁舎ができるかどうかという内容を技術的に提案して、各委員で審査を行っています。それから課題として開発許可、市街化調整区域で予定されていますので、開発審査会等の事項に当たるため、建築の許可が可能かどうかその辺までも提案させています。それから構造は先ほど言いました耐震、免震性についても提案しています。それから防災の観点からは津波浸水想定地域で最大1メートル未満、土砂災害区域も含まれておりますので、それに対する対策はどういうふうになっているかということで、評価して各委員が100点満点を持ち寄って点数で決めて、エン設計が契約を取っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 このプロポーザルをいい点を取って、そこが選ばれたということですが、やはり災害の対策もいろいろとられているので、そこが選ばれたと思います。以前の住民説明会でもありましたとおり、津波災害の対策もちゃんととられているということを聞

いて安心しております。庁舎建設をぜひ早目の着工をよろしく願います。頑張ってください。

続いて、大枠2番について質問します。このフェンスについては、取りかえる改修を考えるとということで、いい答弁をいただき本当にありがとうございます。先ほども話しましたが、今漁港周辺に、新築の住宅がだんだん建ててきていますので、フェンスが倒れたりしたら、またそのいろいろな交通の支障にもなると思いますので、ぜひ見て取りかえしていただきたいと思います。それと公園の改修計画ですか、これはぜひ取りかえて、この漁業組合もしっかり、浜区民もそうですけれども、その管理が行き届けばぜひもう一度やっていただきたいと考えております。もう雑草が多い中、農林課は頑張って、漁業組合朝市のメンバーとか、周辺住民と一緒に何回か草刈りはしましたけれども、毎回、この草刈りではなくて、きれいなところでいろいろなまた事業ができる公園にすれば、管理承諾を得られれば漁業組合でも、各地域、この浜地区でもいいですから、その管理がしっかりするということだったら、もう一度きれいな公園にぜひしてほしいと思います、その点もう一度だけお願いできますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えします。

公園内の草刈りはこれまでも何度か行ってきております。やはり今後、いつまでもこういう形での管理というのはかなり厳しいものがあると思いますので、芝生を張りかえて、この芝生を管理していきたいとは考えております。ただし、予算がかなり高額になりますので、年次的に部分的なもので張りかえについては検討をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今課長から毎回除草処理だけではなくて、本当の使える公園を目指して、大きな予算がかかるのであれば少しずつでもそこをまた改善していくのが妥当だと思いますので、ぜひ御検討されていい公園ができることを望んでおりますので、これは浜漁港に対して、朝市もいろいろ絡んでおりまして、来客者が多くて本当に村外の方も見えるし、初めて浜漁港に来たときに印象的なものがありまして、私たち朝市を取り組ませていただいておりますけれども、来たときに余りいい雰囲気ではないと、また来たいという感覚が湧かないと思いますので、それできれいにしようということで考えております。ぜひ使える公園というか、きれいな公園を目指してやっていっていただきたいと思っております。

次、各種イベント、先ほど屋良課長から答弁ありましたけれども、このイベントは年間行事で要するに各課そろってそのイベントの実施計画とかあるはずなんですけれども、何月に行つてどういった打ち合わせ等をして、各課要するに持ち寄りイベントか、事業をその計画を出し合って検討しているのかどうかだけ、ひとつ答弁できますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

各課おのの事業イベント等を担当課のほうでは計画をしておりますが、これを持ち寄って一同に会議をするということではなくて、年に11月ごろに企画課のほうで実施計画をおのの各課からヒアリングがございます。その実施計画に基づいて予算を査定していくわけですが、その時点で要望書を挙げて、予算が確定して実施するということですので、おのの各課で実施管理しているという状況でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 実施計画の持ち寄りです。予算化をしますよね。この予算化をする前に日程調整とかは各課でまた行わないのか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

事業の日程調整については、各施設を利用するときの調整会議が生涯学習課のほうがまとめて各課の事業を調整していくものはあります。例えば吉の浦会館を予約するときとか、それから吉の浦公園の予約をするときのものについては、各課事業をバッティングしないように日程調整はされているものと認識しております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この予算化されたときにやはり皆さんで事業計画は一緒になって日にちも一緒に打ち合わせたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、ことし、少しイベント的な事業が多すぎるような気がして、それにとってまた集客率が少しことしは雨のせいと言えれば雨のせいかもしれませんけれども、それはひとつにまとめて要するに同じようなイベントとか事業はできるだけ予算を抱き合わせでもいいですから、大きくできないかどうか。要するに1つを300万円、300万円を2回打つより、600万円ですべて打ったほうがいいじゃないですか。そういうことを考えられないかどうかで、今回の質問を出したんですけども、これは別の自治体がそういう取り組みの方向に向かっていて、何度もイベントとか事業をやるのではなくて、1回ですべてやるような方向性になっている自治体が多くなっているんですよ。何回も何回も打つことも意識的にはいいかもしれませんが、大きく打って意識づけるもの。それと村民が集えるものと、若者が集える、去年ですか若者が多く集った祭りがありました。

ああいう祭りに参加しない人たちとか、村民とかを集めるイベント的なものをどうにか考えて、何度も打つのでなくて、一発で打つとか、そういうのはどうですか。こういう考えはないですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

イベントの集約として御理解をしておりますが、イベントにはおの目的とやはりスタイルというのがあります。例えばプロジェクションマッピングのときにはやはり地域の伝統芸能をコラボしたほうがより効果が得られるのではないかというものと、それからグスクの響きに関しては、伝統エイサーとか、それから琉装ファッションショーとかというコラボをしております。イベントの時間的にも夕方というのが一番ピークな時期でございますので、朝から果たして1日でこれだけの事業を1つにまとめてやるということになると、朝から時間を費やしなければならないだろうと思っております。そういうことからすると、やはりイベントを誘致するにはおの目的に合った時間帯に合わせたほうがいいのではないかと考えております。それから規模を大きく1回でというのを話ですが、やはりまとめられるものについては、今後しっかり検討して予算削減にも生かさなければならぬと思っております。もう一つ若者のイベントを考えるということではありますが、うちの課としてはやはりバランスのとれたイベントを今やっているつもりであります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今課長の答弁はわかりません。しかし、今回先ほども話しましたとおり雨のせいだけでは言えないんじゃないかなと思って、このイベントの質問を出してあります。

やはりプロジェクションマッピングはですね、今回は子供たちに夢を与えるようなプロジェクションマッピングの作成は交換しましたけれども、それももし子供たちに呼び掛けが、今回のプロジェクションマッピングは子供たちのための題材の気がしましたけれども、すぐそこで初めて披露するのではなくて、ああいうのは子供たちが参加するような感じの広報も必要じゃないかなと思うんですね。何かあのプロジェクションマッピングを見ていたらそういう気がしました。ぜひこういう広報もしてから集客はちゃんと要するに募っての予算に見合った集客を求めなければいけないんじゃないかと。それとこのプロジェクションマッピングも意外とお金かかっているんですけれども、一括交付金がある間は継続していくのかどうかだけ確認だけ。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

プロジェクションマッピングについては、一括交付金が終わった後でも何らかの形で継続したいというのが課の方針でございます。特にプロジェクションマッピングについては、中城村の伝統芸能を駆使してコラボして開催しております。さらに今年は鮮明に出てきたと思えますが、子供たちがごさまる科で学んだごさまるが表現できていくという人材育成にもつながることだということで、子供たちに対する波及効果は大いに出てくるものだと将来的には考えておりますので、ぜひ継続させていただきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり集客ですか、これは前もってその題材に合った、今回であれば子供たちですね、こういう感じで取り組んでいってほしいと思えます。それとやはり多いときには必

ず護佐丸まつりにするとか、プロジェクションマッピングにするとかではなくて、集約もぜひ検討はしたほうがいいと、この目的もあるうかと思えます。この目的も村民が本当に今、課長がおっしゃるとおり伝統文化の継承で、このマッピングをやるとか、それとまた護佐丸まつりとか、産業まつりは産業まつりでちゃんと明確なものがありますけれども、そういうものに対して、村民がどのくらい違いがわかるのかどうか、検討していただきたいと思っております。

次、食育についてちょっと再質問いたします。今、先ほど教育長から答弁ありましたけれども、各学校の栄養士と地産地消で頑張っているのは、本当にいいなと思っておりますけれども、今調べてみますと、給食の食べ残しというのが、意外と資料的にも出てくるんですけれども、そういったのはどのくらい中城村にあるのかどうか、わかります。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

給食の残量ですけれども、これは年に2回、県への報告の義務がございます。各学校は年2回調査しまして、中城小学校におきましては、ほぼ完食というふうな報告であります。残り津覇小学校、中城南小学校、中学校におきましては残量がございます。この残量はバケツにどれだけ残っているかということでの調査になっております。中城小学校は大体3.8リットル、津覇小学校におきましては15.4リットル、中城南小学校におきましては23.7リットル、中学校におきましては23.9リットルの残量となっております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ちょっとこれは沖縄の資料ではなくてあれですけれども、食べ残しが3割の子供が残したというのが資料に出るんですけれども、好き嫌いで残したとか、そういう

のもあります。この食育についてちょっとまた出したのを先ほど話したとおり、今の栄養士さんのカロリー的なものの栄養度をそういうのを食育が意外と行われているのは、よく行われていますけれども、この食育の考え方も本当に体にいい食べ方とか、食の安全面とか、今最近いろいろな情報がありますけれども、ほとんど7割の人が、この食に対しての勘違いをしているのが多いとよく言われております。この食べ方であったり、食事のあり方、これを見直す食育というのを考えてみるべきではないかなと思って、この質問を出してあるんですけれども、本当に体が人間も動物であります。体が機能する食事のとり方、このカロリー面だけではなくて、本当にいい食べ方が子供たちに教えて、今咀嚼も、子供たちもその回数も減ってきて、顎の発達とか、そういうのも未発達で、また味覚の障害も意外と多いと。この味覚を形成するのは、小学校までにほとんど形成されているということで、その味覚形成の嗜好も小学校までにはほとんど完成されるということでもあります。そこで食育に関してはいろいろな面において、やはり教育するべきではないかなと思っているんですけれども、そこで本当の日本の食の味覚に関しての教育がただの栄養面、生きていくためのただカロリー、本当の体を健全につくる食育を目指してはないんじゃないかなということでしたんですけれども、沖縄が昔やはり長寿県であったのは、この質素な食育でやはり咀嚼の回数もふえて、咀嚼する中で、人間から出るこの唾液が出る段階で、この脳が食事をするんだよということで、内臓に働きかけるらしいんですね。この回数が減ったらその内臓の機能も全然またそこについていかないと、ただ取り入れている食事ということになってしまうんじゃないかなとよく言われているんですけれども、この面に対して食事のあり方とか、考え方とか、とり方、そういう面での食育をする予定はない

かどうか、講演会とかまたそういうのをやっているのかどうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 それでは学校での食育をどういうふうなもので授業しているか答弁していきたいと思います。まず食事の大切さと基本的な習慣や、各学校で食育の授業をやっていますけれども、次は低学年になりますけれども、箸の持ち方とか、清潔な身支度とかについて。あとはカルシウムの重要性、夏の食生活、後片付けなど商品の働きについて。給食の歴史とねらいについてとか、各月にまたあったこういった食育を行っているのが現状であります。以上であります。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今、課長がおっしゃるところは全部資料でほとんど私が拾った資料にもよく書いてありましたけれども、私が言うのは、今の日本の食のあり方をもうちょっと研究して、本当の体にいい大人になれることを子供に教育したほうがいいのかと思っております。これは実は参考ですけれども、今日本が添加物は1品に対して幾らまではいいよということ言われていますけれども、この合体したときの量はだんだんふえていくんですね。その面に対して、先進国で一番の添加物の使用の品種の多さというのは、日本が300を認可している。ほかの先進国だったら2桁台でとまっているらしいです。そういうのもこの添加物も全部食べるなどとは言いませんけれども、そういうことも考えていろいろなものを作って、また地産でいい食材を使いながら、本当の食べ方、体が機能する食べ方をぜひ食育で行っていただきたいと。それともう一つ、この食育に関して私は質問しようと思ったのが、千葉県の野坂町ですか、この中学校でそういう新聞を見てですね、最近の子供はよく切れるとかよく皆さん言いますよね、そういうものが食育で変わったということ

を見て、集中力も持続力もつき、そういう落ちつきができると、この食事のとり方を変えるだけでそういう変化が出たという結果がありまして、そこを読んだときにこれは本当にこれから取り組むべきものではないかなと思って、今質問をしていますけれども、これは本当に子供たちの性格みたいなものを治ったらいんじゃないかなと思っております。これが早い子で1カ月でほとんどの子供が少し集中力も持続力もついて、やる気も意外と出るらしいですよ。それと一番いいことはスポーツをやっている子供。全然体力的な取り組みが全然違うらしいんですね、持続力、耐久力みたいなのが、それも本当に今栄養的な食べ方も一緒にですけども、このとり方と考え方をぜひもう一度教育員会でぜひ取り組んでいただきたいと。もう一度だけ答弁。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

どういったことができるか、またこれから校長会等で協議し、検討してまいりたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 いろいろなお話ししましたけれども、ぜひこれから先んじて今の食育の件、今貧困の問題が挙げられていますけれども、このものにも本当かかってきます。この貧困問題、食育をそこがしっかりしていないとまた貧困のメンバーがまた余計多くなると、健康的なものにも左右するということになりますので、あと一つだけ、健康保険課の課長にも少しだけ、まだ1分ありますから質問したいんですけども、この食育を妊婦に対しての食育の指導とか、要するにそういうのはどういうふうに行っているか。この食育も子供ができたときから親が食べる物で子は育つとっていろいろな関心があるというこの資料に載っていましたので、そこを少し答弁できますか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

妊婦における食育ということなんですが、健康保険課においては、以前は母子手帳と言っていました。現在親子健康手帳とありますが、その交付時に妊婦さんの現在の体の健康状態などを聞き取りする中で、貧血などまた低体重や過体重というんですか、ふえる体重のその辺のリスクの説明などをする中で、また今後気になることがあれば連絡していただいて、随時、相談に乗っている体制を整えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 そうですね、課長の答弁ですが、この低体重もう少しこの出産後に体重も肥満につながるようなデータも少しばかり上がってきますよね。そこもこの生まれてきたときから食育に対して、いろいろなものを知識を持たせて、ぜひ健康でいい子供たちが誕生することを願います。それとぜひ庁舎建設も早目の施行を願っております。よろしく願います。以上で、一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩(11時03分)

~~~~~

再開(11時12分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

2番 比嘉麻乃議員 それでは改めましておはようございます。議席番号2番 比嘉麻乃、通告書に基づきまして、御質問いたします。

大枠1、子育て支援について。このほど本村の人口が2万人を達成し8月31日には記念式典が開催されました。人口2万人目が出生に伴う新生児ということでさらにうれしく思います。これからも本村での出生がふえることに期待をして質問いたします。6月定例議会におきま

しても質問いたしました。本村は現在就学前まで通院医療費助成がなされていますが今後さらに小学校、あるいは中学校卒業までの拡充は考えていますか。現在の村長の考えを伺います。

現在本村では子ども医療費を医療機関の窓口で一度支払い、後日口座へと払い戻しを受ける償還払い（自動給付）が実施されていますが、今後更なる子育て支援として窓口で医療費を立て替える必要のない窓口無料化（現物給付）の実施の考えはありますか。

大枠2．護佐丸バス70歳以上の運賃無料化について。最近全国的に高齢者の運転による交通事故が多発しております。県内でも2015年に75歳以上の運転者による人身事故が272件発生し残念なことに亡くなっている方もいらっしゃいます。現在70歳以上の運転者には高齢者講習を受ける事が義務づけられているそうです。そこで高齢運転者のハンドルを手放すきっかけづくりと家に閉じこもりがちな高齢者の外出を促すために本村在住全ての70歳以上の方に対し護佐丸バス運賃を無料化にしてはどうでしょうか、伺います。

大枠3．奥間南上原線の舗装工事について。在奥間南上原線のわだちがひどくその凹凸でハンドルが取られることがあり危険です。先日もその凹凸のせいでバイクが横転し手足にケガを負った人を見かけました。改善の余地は無いか伺います。

大枠4．中城中学校修学旅行について。中城中学校の修学旅行が今月の12月5日から7日までの2泊3日で実施されました。これまで、中城中学校の修学旅行は2学年で実施されていましたが、平成28年度より3学年での実施となりました。3学年の12月というのは高校入試の3カ月前で受験生にとって大切な時期で保護者も生徒も一生懸命に入試に向け、取り組んでいる時期です。どうしてこのような時期に修学旅行の実施になったのか。学校側の決定だとは思

いますが理由を伺います。それでは答弁お願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては健康保険課、大枠2番につきましては企画課、大枠3番につきましては都市建設課、大枠4番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の子育て支援について。比嘉麻乃議員当選以来、一貫してこの質問で非常に重きを置いているというのは認識をしております。私も御承知のとおり、子育て支援という面では、1丁目1番地を銘打って進めてきておりますけれども、今回の就学前の医療費無料化から中学校卒業あるいは小学校卒業まで現在の村長の考えということでございますので、現在の考えを述べさせていただきます。私としましても、以前の議会でもお答えしたと思いますが、多岐にわたる子育て支援の部分をどの方面を最優先で考えるかということはずっと考えてきましたけれども、結論から申しますと御質問のこの医療費の無料化、これは中学校卒業までの医療費の無料化という捉え方で考えていますが、最優先で考えなくちゃいけないものだと思っております。今の時代の流れも含めて、そして本村の先ほど2万人達成のお話もありましたけれども、これからの子育て支援という人口増に対する子育て支援という面では、まず最優先で取り組むべきものだという考えのもとで、現在、担当課から予算の計上を含めて、来年の4月から可能かどうかも含めて、今一番に考えているところでございます。かなり前向きにやっていきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 比嘉麻乃議員の御質問大

枠4についてお答えします。

中城中学校の修学旅行をなぜこの時期に設定したのか、中城中学校へ確認したところ、今年度の修学旅行の計画は平成26年度中に行ったとの返事でした。2年生で実施していた修学旅行を3年生へ移動した理由として2学期の学校行事において、2年生対象の行事と全学年の対象の行事が集中し、非常に負担が大きいということです。9月には職場体験学習、地区陸上競技大会、10月には地区駅伝競走大会、運動会（または文化祭）、そして中間テスト、11月には校内合唱コンクール、標準学力調査、期末テスト、12月（または1月）に修学旅行というように学校行事が組まれておりました。そのため、大きな行事を分散させるために、修学旅行を2年生から3年生に移動させたそうです。以上です。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 それでは比嘉麻乃議員の大枠1についてお答えします。

まず については、先ほど村長のほうからも答弁がありましたとおり、最優先で取り組むということでしたので、担当課としても現在新年度予算編成に向けて、子ども子育て支援の最重要施策の一つとして調整している状況であります。ですので、今後とも担当課としても取り組みを強化していきたいと考えます。 については、現物給付を実施した場合、国民健康保険の療養費等国庫負担金の補助金において減額調整の制度があります。そのためやはり財政の厳しい国民健康保険特別会計ですので、さらなる一般会計からの繰り入れについて負担をお願いすることとなるため、現段階においては、現物給付の実施は考えておりません。また国における減額調整制度の見直しの話もありますので、その辺を注視して考えていきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。  
企画課長 與儀 忍 護佐丸バスの70歳以上

運賃無料化についてお答えいたします。

新聞やニュースなどで高齢者による交通事故が多発していることがこのごろ報道されております。運転者の加齢による運動能力や認知能力の低下が主な原因であると言われていたことから、国や警察、各自治体におきましては、高齢者の運転免許の自主返納を推進しております。また国におきましては、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進めるとしております。しかし、地方など公共交通機関が十分ではない地域におきましては、移動手段の確保に支障を来したり、また、外出することが億劫になったりすることなどが心配されているところでございます。現在、護佐丸バスの運賃につきましては、一般の方は、1回につき200円、65歳以上の高齢者や障がいのある方などにつきましては、1回につき100円としております。高齢者の交通事故防止や引きこもり対策の観点から、70歳以上の高齢者に対し、護佐丸バスの運賃を無料にすることはどうかという提案につきましては理解できる場所もございしますが、本村におきましては、当初から高齢者に対しまして、半額の運賃を設定していることや、民間バス運行事業者の理解、地域公共交通協議会での議論、沖縄総合事務局からの認可の関係から、すぐの実施は困難であると考えております。国や県の動向や無料化による効果、本村財政への影響なども見きわめた上で検討したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 では奥間南上原線の舗装工事についてお答えします。

今回指摘された路線のほかにも村道ウフクビリ線、賀武道線等多数の路線のわだちがひどく凹凸がありますが、この奥間・南上原線については、交通量も多く特に中城団地から上のほうの浜田荘の前の凹凸がひどい状況であり、優先

順位からしても、改良が必要と判断し新年度予算を確保してまいりたいと思います。ただ、路線延長が長く、単費での施工となるため凹凸がひどい箇所から年次的に改良してまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 私も村長がおっしゃるように最優先に取り組むことは本当に大切だと思います。そして、前向きに考えているというお返事だったので、とてもうれしく思っております。ぜひ新年度予算に入れていただき、取り組んでいただきたいと思います。現在、県の子ども医療費助成の基準は入院が中学校卒業まで、通院は就学前となっていますが、先日の新聞でも県のほうも基準の引き上げを検討しているということもありましたので、それにも大きく私は期待していききたいと思います。小学校卒業前までかなと思いましたが、中学校卒業まで考えているということなので、すごくうれしいです。本村のこの子供通院費、医療費が中学校卒業までとなりましたら、子育て世代にとっては安心、そして安心して子育てができると思います。そして、これからこの本村で子育てをしようか。そして子供たちを生み育てようとしている方々にとっても明るい見通しと、そして希望が持てると思いますけれども、やはりこの実施はいつごろからなるのか、お答えください。お願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えします。

もちろん今検討しているというか、この実施をするのであれば、実施をするつもりではありますけれども、来年の4月の診療からしっかりとそれを取り組んでいきたいと。今財政のほうでもそれを行った場合のシミュレーションといますか、そういうのもしっかりとやりながら今ここでやりますとお答えをしたいところですが、最終的に精査をさせていただいて、

そして決定をし、3月の予算にしっかりと計上して議員の先生方の議決を経ながら、この実施に向けて頑張っていきたいと、現在の私の心境でございます。しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ぜひ来年4月からの取り組みをよろしくお願いします。というのは、最近の子供の医療費がどこまで無料化なのかで引越先を決めているという人もいます。なので、もし今引越しを考えている人は恐らく今年度中にこの引越場所を決めると思いますので、実は私の友人も中城に引越したいということで電話がありましたところ、何歳まで医療費は無料なのという質問が先に来たぐらいです。なので、もし来年の4月からというふうになった場合には、どこよりも早く中城が4月から中学生は医療費、通院費が無料だよということで大きくアピールをしていただいて、人口増加にぜひつなげていただければなと思っておりますし、早くこの小学校、中学校の保護者たちに安心した子育てをさせていただきたいと思います。それではの窓口無料化について再質問いたします。南風原町では御存じのように少子化対策、そして貧困対策として、平成29年1月から病院窓口無料化の実施がほぼ決定いたしました。そして全国の市町村で見ますと、約8割の市町村で窓口無料化を実施しておりますが、そのことに関しましては、本村としてはどういうふうにご考えでしょうか。南風原はこれからやるんですけれども、本村はいかがでしょうか。やはり窓口無料化に一步踏み込めないということは、ペナルティーがあるからでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時32分)

~~~~~

再開(11時32分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

やはり現物給付を実施した場合、南風原町においてもペナルティーについては、ちょっと懸念されていると思うんですが、中城村においてもやはりそれも重要なひとつの予算が確保できるのかなの部分も出てきますので、またそれとほかに業務、事務的にどのような事務的な調整が必要なのか。例えば医療機関との現物給付ということになりますと、一度支払いをとめておくということになりますと、病院との市町村独自で調整が必要になるなど、多岐にわたっている業務的な負担も出てくると考えられますので、その辺も含めてちょっと難しいのかなということで、現在考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 南風原町に聞きましたところ、南風原町はペナルティーを受けて立とうではないかというその気持ちでやっているそうです。確かに、厚生労働省は窓口無料化を病院の窓口無料化にした場合は、過剰な受診がふえ、それに伴い医療費もふえてくるというふうに懸念しているそうですが、親が子供の体調を気にして不安になるのは当然だと思いますし、少々なことでは親は仕事を休んでまで窓口が無料だからといって、病院に連れていく人は受診する人は、私はいないと思います。逆に実は重い病気なのに受診することができなくて、重症化することが逆に心配ではないかというふうに思います。早期発見、そして早期治療で結果的にはペナルティー以上に村負担の医療費の軽減にもつながるのではないかと私は思います。何よりも命にかかわってくることなので、だからこそ全世帯への窓口無料化を実施してほしいのですが、もしこれに時間がかかるのであれば、立てかえが困難な世帯からでも実施することはで

きないでしょうか。那覇市とかで今やっていますことも医療費貸付制度の実施の考えはないですか、伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

これも一つの政策的なことでございますので、あえて答弁させていただきますが、比嘉麻乃議員がおっしゃったようなことは、私どもも天秤にかけたとは変な言い方ですけども、これをとった場合にはここを失うことがあるも含めて今検討しているところでございますし、今御提案のあった那覇市がやっている貸付制度、これについては、真剣に考えてみたいと思います。ただ現物給付自体になりますと、ペナルティーだけの問題ではなくて、私ども実は議員時代からこれを取り組んで一般質問をさせていただきましたけれども、非常に大きな壁があるといいますが、その医師会との問題、沖縄県全体の問題、足並みがそろって初めてこれは大きく効果が出てくるところがございまして、各病院と理解がある病院とおのおのとの契約を結ぶというよりもやはり本当のところは沖縄県全体で沖縄県が音頭をとって、では全ての自治体はこれでいきましょうということやれるのであれば、いいスタートが切れると思うんですが、今はまだ足並みがそろっている状態ではございませんので、今議員がおっしゃったような提案という部分については、貸付制度ということについては、十分検討できる範囲だと認識をしております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 こども医療費貸付制度につきましては、早急に取り組んでいただきたいと思います。それをやはり進めるには困窮世帯の調査を早くしていただきたいと思います。やはり貸し付けする制度なので、こういう調査が必要だと思いますので、それをまた早急をお願いいたします。本村全ての子供たちが平等で

健やかに育つ環境をつくってほしいと思います。本村は子育てしやすいまち、全国2位に輝いた村です。他市町村にできて、中城村にできないということはないと思います。本当の意味での貧困対策、そして少子化対策、そして子育てしやすいまちに取り組むなら窓口無料化あるいは早急にできるこども医療費貸付制度を取り組んでいただきたいと思います。どんどん実施されていく新制度の導入で職員の皆さんも大変だとは思いますが、健康で元気な子供たちが育つ中城村をつくるためにもよろしく願いいたします。先日、私が敬老会の司会をしました後に、1人のおばあさんが私に声をかけてくれました。いつも楽しくありがとうございます。でも私たちはこうやって元気に御飯も食べるし、病院にも行くことができるから私たちよりも貧しい子供たちにお金を使ってねというふうに言ってくれました。なので、その優しい人たちのために、そのまたかわいい子供たち、そして孫のために私たち一緒になって頑張っていきたいと思います。

ではその優しいお年寄りの方のために、今度は大枠2についていきたいと思っています。現在、本村の70歳以上の高齢者は11月末現在で2,426名いらっしゃいます。その全ての高齢者の方がもし護佐丸バスに月1回乗車した場合の運賃は24万2,600円です。月4回乗車した場合だと97万400円になります。既に運行開始をしている護佐丸バスでの無料化になりますので、1人乗っても10人乗っても燃料は変わらないと思いますけれども、無料化したことによって財政への影響はありますでしょうか。いただいた資料を見ますと65歳以上、1カ月護佐丸バスに乗っている人は4月388名とか、多いときには7月の495名になっています。1年間でしたら1月に約500人の65歳以上の人が乗っているということなので、1年にすると6,000人ですね。それをバスの運賃で計算しましたら60万円です。

その無料化した場合、もし乗車人数が2倍になった場合でも年間120万円の運賃となるわけなんですけれども、その財政への影響はありますか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

護佐丸バス全体の乗車に対する70歳以上というふうなことでの集計はできないんですけれども、65歳以上の乗車割合は約20%でございます。平成27年10月から平成28年9月までの運賃収入、これはバス会社のほうが総合事務局への報告が10月から9月ベースでありますので、それで計算しますと、1年間で約306万円の運賃収入があることになっております。そのうちの51万円が収入できなくなるというふうなことになります。そうしますと収入の約6分の1が減収というふうなことで財政的な影響はこういうものだろうというふうなことで考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 年間51万円でしたらすぐにでも私は希望したいと思っています。確かにこの中城村は細い道など通ると路線バスとかもないので、護佐丸バスは本当に感謝していることだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。この運転免許を手放せない理由の多くはやはり車がないと買い物あるいは通院と生活に不便があるという声が多いです。買い物した際の荷物運びですとか、あと病院に行くときも高齢者のために、また自家用車に近いのはタクシーだとは思いますが、護佐丸タクシーにつきましては、様子を見ながらまた今後、私なりに考えて、そして次回にでも質問していきたいと思いますが、まず護佐丸バスのほうから実証していただきたいと思っています。確かに護佐丸バスの運賃は65歳以上が100円という高齢者にとっては本当に優しい運賃ではありますけれども、高齢者の方にとって、この中城村が自分たちのために運賃を無料にしたのなら減多に

行かないサンエーに行ってみようかねとか、あるいは宜野湾のリウボウに行ってみようかねということで、行動範囲が広がって楽しい日々を送ってくれるのではないかなって私は思います。本村で力を入れている子育て支援もとても大切だとは思いますが、これまで本村のために貢献してこられた高齢者のために70歳以上の方の護佐丸バス無料をするということで、高齢運転者による事故防止ですとか、あるいは家に閉じこもりがちな高齢者の外出がふえ、気分転換になりそして健康づくりにもつながるのではないかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

では次に大枠3について再質問いたします。課長がおっしゃるとおり私も浜田荘の前から凹凸がひどくて今朝もそこを通りながら1日も早くこの道路をきれいにしてほしいなというふうに思いました。修繕してほしいなと思いつつ、きょうここに来ましたが、本当に凹凸がひどいです。単費での施工になりますので、ひどい箇所からの修繕になるとは思いますが、ぜひおっしゃっていたように新年度で予算を確保していただいて、早期の改善を願っていますが、やはりこの浜田荘前を通ると本当に危険です。私は毎日通っているので、ここはちょっと凹凸がひどいなというところではハンドルを強く握りしめることができるんですけども、初めて通る人はやはりハンドルはそんなに強く握っていないと思うので、少しでもハンドルがゆがむと事故になると思います。大事故になる前にお願いしたいと思います。やはりこの浜田荘前につきましては、凹凸がひどいので危険です。今年度の予算でどうにか修繕することはできないでしょうか。新年度ではなくて、今年度の予算でお願いしたいんですけど。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。
私も現場に行くときに、毎日通っている路線

ではありますけれども、確かに浜田荘のところを今凹凸がひどくて、すぐにでも改善したいんですけども、ほかの路線も維持管理の範囲でやっていく場所が結構あるものですから、どうしても今回、積算したら浜田荘のところ50メートルをやったとして、450万円予算がかかるということであれば本年度予算では厳しいと。それと検討したのが、これは土木用語でオーバーレイと言って、かさ上げして舗装をやる工法もあるんですけども、それをやってまた来年ここを改良するということは二重の経費になっていきますので、来年度新年度予算が確定できればやっていきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 奥間南上原線は、通勤・通学で朝夕利用者の車が多いので、本村にとっても重要な生活道路になっていると思いますので、ぜひとも早い修繕をお願いいたします。大枠4の中学校の修学旅行について再質問していきたいと思っております。

先ほど教育長のほうから26年度中に考えたことだということだったんですけども、2学年の行事が多くて負担になるからということで、その中に職場体験があります。職場体験は中学2年生で行われますけれども、その中学2年生でやる職場体験を私は1年生に持っていてもいいんじゃないかなというふうに思っています。それぐらいこの高校入試というのは、大切なことだと思うんですね。これまで中学2年生で行っていたことで、これまでは忙しくなかったのでしょうか。でも忙しいからといって、わざわざ受験の3カ月前にやるのはちょっとどうかなと思います。私はこれまでバスガイドとして多くの修学旅行生を案内してきましたけれども、中学3年生の12月に県外から沖縄に旅行に来るという生徒はまず記憶にないです。中学3年生でしたら、大体沖縄に来るのは5月ごろとなっています。私が調べたところ、沖縄県中頭郡、

要するに西原町、中城村、北中城村、北谷町、嘉手納町、読谷村と9校の中学校がありますけれども、その中で中学3年生で修学旅行を行っているのが、ここ中城中学校だけありますけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

麻乃議員がお話にもあった2年生職場体験学習を1年生にできないかというお話ですね。それは既に学校長とはお話をしております、ただもう次年度の修学旅行までもう契約がなされているので、早くても30年度からになるかと考えております。2年生は確かに先ほど申し上げたように行事が、2年生の行事と学校全体の行事が集中してしまっていて、私もこの職場体験については、1年生に移行して修学旅行を30年度から2年生に移動するというのを校長とも既に話し合っておりますので、そのように進めていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ぜひ職場体験を1年生に持ってきて、早く中学2年生の修学旅行に戻していただきたいと思っております。2泊3日の修学旅行といっても出発前日は荷物の点検ですとか、あるいは旅行の話、そして修学旅行が終わったら回復日ということで、1日お休みですよね。なので、この時期に5日間も受験勉強ができないというのは、学校だけでなく塾に通っている生徒たちは5日間も学校での勉強、そして塾での勉強ができなくなるわけなんです。受験生にとっては本格的な受験勉強をする大切な時期でもありますし、生徒だけではなくて、教師の皆さんも実は修学旅行の計画どころではないと思うんです。子供たちのことで受験のために一生懸命、先生も取り組んで本当は修学旅行の計画どころではないんじゃないかなって私は思います。そしてこの12月というこの時期はインフルエンザも流行しますので、やはりこの時期よ

りは5月のほうがいいのかなと思います。もし3年生でやるんでしたら、5月のほうがいいんじゃないかなというふうに思います。やはり今でも今後、中学3年生でこうやって修学旅行を続けていくのかという不安に思っている保護者が多いです。私のところにも無名でどうにかしてくれないかという保護者からの電話が入ったほどです。すごく私も共感して今回一般質問に上げさせていただきました。何度も言うように本来なら中学2年生での実施に戻してほしいのですが、どうしても3年生というんでしたら、せめて5月ごろを提案していただきたいと思っております。平成30年度に中学2年生にすることなんですけれども、恐らくわかります飛行機ですとか、あとはホテルの契約上の問題で一、二年は旅行社と契約をしているというのはわかりますけれども、もう1年でも早く、来年度はきっと難しいかなと思いますけれども、今の1年生が2年生に上がるときにでも2年生にやっていただきたいなと思います。一生に一度の中学生での修学旅行を心から楽しんでもらうことを願ひまして、大卒4の質問を終わらせていただきます。では少しお時間がありますので、一言いいでしょうか。子供の帰宅を呼びかける村内放送が10月から5時30分になりまして、童神の曲はとてもいいと思います。ありがとうございます。新聞に子供が登校しているのを見ました。この音を聞いて5時30分には帰ろうという気持ちになったという作文を読んで、すごくうれしく思いますし、これまで地域の人たちも子供たちが遅くまで遊んでいるのに、いつ声をかけていいのかわからないという人たちもいたようなんですが、もう音楽が鳴ったから帰らなさいよというふうに声かけができるようになったというふうに聞いております。そして、9月の一般質問のほうで企画課のほうに要望しました自治会加入の要望なんですけど、早速チラシをつくってもらって今南上原にもそれが到着して、

これから加入率を挙げようねということで、みんなで頑張っております。そして都市建設課の新垣課長、田んぼのようなちゅらばる公園が今もう全面芝生植えかえをして、とてもきれいな公園になっています。まだ入ることができないんですが、芝生がちゃんと生えてきて、また数カ月後には子供たちが楽しく遊んでいるのを楽しみにしております。では私からの一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時55分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、新垣博正議員の一般質問を許します。

12番 新垣博正議員 ハイサイ、こんにちは。午後のトップとして一般質問を行います。それでは通告書に従いまして、大枠1、無形文化財の保存継承についてであります。無形文化財への育成、支援はどのように行っているか、お伺いいたします。保存、継承する団体等への通年を通しての育成支援はあるのか、お伺いいたします。伝統文化を伝承する人材に対し、「伝統芸能保持者」としての認定証などを与えるなどの考えはないかお伺いいたします。

大枠の2番、学校現場における教職員の勤務時間の管理について。沖縄県人事委員会による「2016勧告」が出されていますが、勤務条件改善の要請をどのように受けとめているか、所見を伺います。学校現場の実態を把握した上で「適正な勤務環境の確保に向け、勤務管理システムの導入等実効性のある具体的な取り組みを進める必要がある」旨の指摘がなされていますが、どのような見解、対応を考えているのかをお伺いいたします。超過勤務実態の記録を

3年間保存することを徹底することとされていますが、現在それが徹底されているか伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番、大枠2番ともに教育委員会のほうで答弁をさせていただきますが、私のほうでは議員御質問の教育委員会に係ることではありますけれども、の伝統芸能保持者の認定などとはどうかという非常にユニークな発想で大変私としては個人的には興味があるなど。伝統芸能に携わる方々のモチベーションも高くなるでしょうし、これがひとつの地域おこしの起爆剤にでもなれば、少なからずいい影響が出てくるものではないかなと思っております。教育委員会の協議を待ちたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣博正議員の御質問大枠1、2についてお答えします。

大枠1の教育委員会は、補助金を含む直接的な育成、支援は行っておりませんが、村から自治会運営補助金の中で、歴史、文化活動費ということで、各種活動団体への助成は行っております。また、育成として発表の場は重要だと考えておりますから、護佐丸まつり等各種イベントへの積極的な出演依頼と出演謝礼金等による助成は実施しております。でお答えしましたが、通年を通して直接的な育成支援はございません。伝統芸能保持者の認定について、現段階では考えておりません。保存団体の現状と課題を踏まえ、保存団体からの意見・要望等の意見の聞き取りを行い、伝統芸能保持者としての認定も必要なのかも含め、検討したいと考えております。

大枠2の これまで、教職員の出勤の管理は行っておりますが、勤務時間の管理は行ってい

ません。出勤時間や退勤時間の記録はとっていないのが現状です。学校現場において、勤務環境の整備は、課題として捉えております。教育委員会は、これまで、学校現場の勤務時間の管理について関与して来なかったのは事実であります。今後は、出勤・退勤時間を正確に把握するために、どのような勤務管理が、学校現場にふさわしいか、教育委員会と校長会・教頭会と協議しながら検討を考えていきたいと思えます。、で答弁したように、現在、学校現場では勤務時間の管理について、具体的に取り組んでいませんので、超過勤務の記録の存在はございません。今後は、勤務管理体制を整備していくとともに、超過勤務の記録をとり、保存していくよう対応してまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは順を追って詳細の質問を行います。無形文化財に指定されているのが、県指定で伊集の打花鼓（ターファークー）、そして村指定で津覇の獅子舞という2つですよね。私もそういう認識を持っていますが、今、教育長の答弁では全くないということで、ほとんどが出演依頼だけ、それに伴う謝礼金といいますが、そういったのが発生するというので答弁をいただきましたが、やはり文化財の中でも無形文化財というのは、型を保存していったり、継承していくというのは非常にエネルギーを使うと思います。そして、それを正しく後世に伝えていくという役割も担っていると思いますし、それは保存していく方々だけではなくて、やはり村を挙げてとか、地域を挙げてかかわっていくということが私は必要ではないかなと思っております。私も個人的には若い時代には伊集の打花鼓（ターファークー）を、演技した経験がありますので、何らかの形でやはり支援策が必要だろうというのはずっと思い続けてはいたんですけれども、今日に至っても衣装のつくりかえとか、道具の整備とか、

そういったのは単発的に補助をいただいているんですけれども、通年を通して演技を継承していく。あるいは技を磨いていくというようなことに対しては、何らその保存団体の自助努力に任されているというような現状を鑑みますと、いつの日にかこれらにも限界が来ないかなというのを心配、危惧をしております。そういった意味においても、ぜひ育成については真剣に考えていただきたいと思うんですけれども、そこでちょっと確認したいんですけれども、指定を受けている芸能と未指定の芸能の策というのはどのように違うのか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（13時38分）

~~~~~

再開（13時38分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 県指定を受けることによって、何が違うのか。村指定を受けることで、この芸能に対して扱いの何が違うのか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

県指定、村指定、今おっしゃっていただきました伊集の打花鼓（ターファークー）と津覇の獅子舞、まだ指定を受けていない和宇慶の獅子舞の直接的な違いというのは、現状ございません。補助金に対しても今先ほど直接的な支援は行っていないと教育長が申し上げておりましたけれども、必要な衣装や、道具につきましては各種補助金を使っております。和宇慶獅子舞におきましても、自治会が補助をいただいて道具、衣装等の整備はしている現状でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは指定を受けたからといって、何か特別に教育委員会やあるいは県も含めてだと思えるんですけれども、違いというのは、特になんかということですよ。た

だ、指定を受けたからほこりがあるよという程度のものなのか、その程度の話にどうしても聞こえてならないんですけれども、それに関しては何らかの形で支援策があってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、これまでそういったことを検討されたことというのは全くなかったんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁の追加になりますけれども、各団体、保存会に対しての補助とか、村の支援としては変わらないというところでの答弁としております。やはり県指定、村指定になるとやはり格式としての違いが出てくると思いますので、それによって出演依頼も違ってくるところもあると思います。先ほど来、育成支援をしていないと申しあげましたけれども、何もしていないということではなくて、現状を踏まえすと、直接的に保存会に対して育て上げるという育成というのはちょっと村では無理があるんじゃないかなと、地域で引き継がれた地域でしか守っていけない技術や思いも含んだ伝統文化でありますので、手助けとして協力して盛り上げる支援の方法を考えますと、発表の場を積極的につくると、そこへの招待をする。運営費につきましても、助成やその活動を広く世間に知らしめるところでの発信。それに興味を持ってもらって知名度を上げると、それが活性化につながるということで、村としては、今申しあげたような支援をしているつもりでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 出演依頼とかが多くなればなるほど、ある意味では誇らしい部分もあるとは思いますが、そういう反面裏返しで非常に負担がかかるという現実的に避けられない部分もあります。こういったのが悪い意味で捉えれば重荷になってしまって、この芸能を継承するのに対して、非常に負担感を感じてしまう

という状況に陥り始めている部分も私はあるんじゃないかなと思っているんですよ。そこでやはり指定を受けたからには指定としての相応の価値と支援策があってもいいんじゃないかなと思いますし、その辺がないというのが、逆にいえば今まで不思議だったなというふうに気がしてならないんですけれども、今後、指定を受けたというような誇りと、そして村全体としても誇りだということで、しっかりと検討していただければと思います。ちょっと研究していただければと思います。それで飛びまして、3番のほうに移らせていただきます。 ですね、芸能保持者というのもこれも全くないし、検討もないということなんですけれども、せめてお金の支援がなかったら、やはりこういう箔をつけるというのが正しい言葉かどうかわかりませんが演じる側にもそういったほこりを持ってもらって、それなりに認められたというような思いがするような何らかの認定書というのを与えても私はいいいんじゃないかなと思います。結構、この芸能保持者という言葉はよく使われます。例えば組踊とか、琉球舞踊の中でもそういった演じる方に対してはそういう言葉が使われます。それに対してはどのような支援策があるのかというのは、私もよく存じてはないんですが、このなんといいですか、組踊とか琉球舞踊とはやはり同じ芸能であっても地域で受け継がれていく芸能というのはやはりこれはある意味、ことをちょっと意味するんじゃないかなと思います。やはり地域で守っていかなければならないという限定された中で保存・継承するというのは、それ相応のエネルギーも使いますし、思いも使います。そして、何ととっても単純に商業主義に走るわけにはいかないということもありますので、どうしても自腹を切って、負担を狭めながら継承していかなければならないということ考えた場合には誇りをもって、この芸能を保存・継承していくということに対しては、こ

のような伝統芸能保持者というような認定書などを与えていって、若い人たちにも私もこのように認められたんだ。そしてそれをしっかりとまた技も技能も磨いていって、また次の世代にしっかりと伝えていくんだという誇り、そういったモチベーションを高めるような中身にはなるんじゃないかなと思いますので、これも十分検討してみたいかなと思うんですけども、再度、この意見を言いましたので、それに対してどのような考えをお持ちなのか、もう1回伺いたします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

今、御意見がありました演者の誇り、モチベーションが上がる点からは非常にすばらしい御提案だと思います。村長答弁でもありましたけれども、活性化は今後につながるものであれば、非常にすばらしいと私自身も思っております。そこで保持者になってのメリット、デメリットというのを少し考えてみました。おっしゃるようにこれまでの御尽力への感謝、敬意を払うというところでは名誉を含んだ点では非常にすばらしいメリットにつながると思います。しかし、1回の表彰ではありませんので、継続して保持者を維持しなければならないということから逆に保持者であるがゆえに縛りや責任も伴ってくると思います。また、生活に支障が出ないとも言えません。なぜかと申しますと、保持者認定であるがゆえにいつでもどこでもどんなときでも出演しなければならないというような責任感とかがついてきたり、あくまでも無償ボランティアの出演でありますので、それが精神的苦痛やまた生活の収入の支障へつながらないということも言えないものですから、その辺も考慮しながらまた伊集の青年に少し話を聞いたんですが、県指定の、無形文化財だから簡単に演技できないというお声も聴きました。より厳格的になるところでの理解をつけているも

のですから、それによって伝統者離れということも進むこともあり得るなということもありますので、行政において、むやみやたらに指定をするのではなく、当事者である活動団体にも保持者の認定が必要なのかということも含めて、保存・継承に役立つのかなど意見を聞いて、検討してまいりたいと思います。先ほどありましたけれども、国の重要無形文化財というのは、いわゆる人間国宝と言われている方に対しては、国は200万円の助成をしているようで、県におきましても、個々の認定はしているんですけども、民俗文化におきましては、国指定が9件、村指定が6件ありますけれども、どれにおきましても各保存会が保持団体として指定を受けておりますので、その辺の現状も御報告しておきます。民俗文化財というのは、衣食住でなりわい。宗教、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の文化財を指すものでありますので、特に民俗芸能とは民俗行事の中に伝承された地域住民の郷土芸能でありますので、個人が作り、受け継いだというところではなくて、地域のものが主たる構成員となって、団体として保存しているところの認定のほうが正しくないかなと認識しております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 いろいろと見解といいますか、述べていただきましたけれども、団体ということも私も十分理解はしているんですよ。でも団体を構成するのは一体誰なのと言ったら、やはり人間が演じるんですよ。やはり人間が演じるということを忘れてはならないと思うんですね。団体という無形の何と申しますか、団体は自然人ではないんですよ、団体は。やはり生身の人間が感情もあるような人間がこれを演じていって、これまで長い歴史の中で、継承してきたというのが、この無形文化財、踊りなん

ですね。という意味においても、別に私は国や県の基準にとられる必要は全くないと思います。やはり中城がこの芸能を愛しているのかというのに、照らし合わせた場合にどう思うのかということで、自分たちでやはりその基準をしっかりとつくっていただいて、評価していく、これが後に継承されていく。ただ単に与えただけから重荷を背負う。私はだから の順番で に持っていったんですけれども、 が全くなくて、 だけ与えて重荷だけ背負わしてあなた方はちゃんとしっかりとルールを守りなさいよ、社会的秩序も保ちながらやりなさいよとかというふうにもうがんじがらめにするようなことで私はこういった提案をしているわけではありませんので、あくまでも日常生活も営みながらこういったものが地域で受け継がれていくということの大切さというのを訴えているわけでありまして、そこだけ焦点を当てて飛躍して行って、何といいますが、本当に人格も高潔でというのが、監査委員の基準の中でもあったようですが、そういうふうな意味合いでがんじがらめで捉えるというわけではなくて、やはり地域に大切にこれまで保存して継承されてきたものだから、そういったのに少しでもモチベーションを高める上でも必要ではないかということで、提案をしたままでありますので、その辺は誤解のないようにしっかりと団体とも膝を交えて、今後後世に伝えていくためにはどのようなものがベストなのかということは今後考えていただきたいということをここで打ち止めしまして、次の質問のほうに移らせていただきます。

大卒の2番、教育長の答弁でしたが、ほとんどがないいづくしで、現状も把握されていないという実態、これはちょっとびっくりしますよね。今まで本当に変な意味、野ざらしにする状態といいますが、全く勤務状態が把握されていないというのは、摩訶不思議で聞いていてびっくりするような状態なんですけれども、学

校現場にはタイムカードの存在はしないんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

教育現場ではタイムカードは私も30年余り勤務してきておりますが、一切設置されておられません。出勤はどういうふうにやっていますかという、出勤簿に押印をするということで管理されている状況です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ちょっと驚きと言いますか、私はその以前にちょっとこの話を聞いたのでびっくりもしているんですけども、村長、その状態は知っていました。タイムカードがない状態があるというのは。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

知りませんでした。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 多分知らないと思いますね。村長も民間の会社で仕事をされた経験がおありですので、どんなに小さな二、三名ぐらいの零細企業でもタイムカードぐらいはあって、社長は出勤・退勤というのかな。そしてそれに伴って給与計算とか、そういったのにやられていくと思うんですね。その実態はわからない状態で今日まで来てこれだけ新聞で取り上げられるようになって何となく動き出したようなことで、新聞記事には中城村がことしの11月から調査をしたというふうに書かれているんですけども、その状況をちょっと聞かせていただけますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

マスコミでも取り上げられておりましたので、本村4学校におきまして、勤務時間帯の管理についてどうしたらいいのかということもありましたので、まずは実際に結局学校現場に負担増にはなるんですけれども、どうしてもやはり管理体制というのを考えなければならないということもあって、まずは1カ月限定ということで11月分の調査を依頼しました。今学校現場から上がってきておりますので、この集計に関しては今集計中でありまして、またこの集計結果をもとにして校長、教頭と体制をどういうふうにやっていくかということを協議してまいりたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ちょっと最初に戻りますけれども、この2016年勧告というのは非常に私は重たいものだというふうに思っております。特に学校現場における教職員の勤務実態の管理については改善の余地があることから、管理監督者においては、所属職員の勤務時間を正確に把握するための取り組みを引き続き求めるとともに、任命権者においても学校現場の実態を把握した上で適正な勤務環境の確保に向け勤務管理システム導入等実効性のある具体的な取り組みを進める必要があるというふうに指摘をされております。勤務管理システムが全くない状態で来て、全くいわゆる世間一般で言う残業状態というのもわからないということになるんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

教職員の皆さん、やはり公務員におきまして特に教職員に関しては公務員の中でも特殊性がやはりあります。時間外勤務、要するに残業というふうな時間帯につきましては、文科省でも大きくその辺は取り上げられて課題として提示

されております。ですから時間外手当につきましては、昭和41年以前ですかね、それがあったみたいんですが、これはちょっと私の今意見になりますけれども、その以降、残業手当に関しては教職員の残業手当は莫大なものになっていく。これは教職員の職種から考えるともう本当にいろいろな多種多様にわたった対応があるわけです。ですから、それ以降、教職員調整額ということでの残業手当に代わる一律の4%の手当てが毎月支給されているという状況が今現在に至っています。ですので、この時間外業務に関しては当たり前存在しているという前提で今文科省のほうでも、この教職員調整額というのがついていくということになっておりますので、現在教職員の時間外勤務というのははかり知れないというのはおかしいですね、当たり前今存在しているというふうに捉えております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 同様な指摘が最近の新聞では県立病院のほうにも指導が行われたというのを御存じだと思います。北部病院、あと南部医療センターあたりに、ここもやはり学校現場と病院も似ていて、聖域と言ったらおかしいですけども、特殊勤務というような環境であってそういったものがかなり疎かになっていて、もう超過勤務が恒常化していたというところで指摘をされていると思います。近年、全国的なニュースになりましたが、電通の事件がありました。過労死の自殺に追い込まれるという悲劇があったんですね。これは見過ごせないなと思うんですね。こういう実態を現実的に企業ではありますが、民間で起こった教職員の間でもそういった事件が起こりかねない緊急な事態の一手前まで、私は来ているんじゃないかなと思います。2014年の都道府県別の病休、精神疾患の割合というのが、データで示されておりますが、沖縄県は病休、退職者が420名、そしてそのうち精神疾患で病んでいるのが174名

ですね。総数の割合にしますと2.86%ですね。これはもう全国の倍、トップレベルのトップです。そして精神疾患に至っては1.19%ということで、大阪とか、広島というのも全国的には何かその割合が高いということで、全国的なニュースの中では取り上げられるらしいんですけども、大阪で0.73%なんですね。そして広島が0.84%、群を抜いているという実態がこのデータでも示されております。こういった実態を結局のところは見過ごしてしまっていて、指摘されないと動かないという現実はもうちょっと常軌を逸しているというふうに言いたくなるような現状であります。そういった先生方に教えられている子供というのは、非常にストレスがたまっている人間に教育を施されるということは、余りいい環境ではないんじゃないかな。ましては医者にとっても例えてもストレスがばんばんたまっているお医者さんに診察をしてもらったら、ちょっと怖いというようなイメージで私たちは受け取ってしまうんですけども、まさに子供たちがそういう環境の中に置かれている先生から教をこうというような状況が続いてしまうと一体この教育環境はどうなってしまうんだろうというのを心配するんですね。そういう意味においては、ぜひこのタイムカードに準ずるものでもいいですから、設置するという考えは全くないんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

タイムカードまたはICカードとか、ほかの市町村でもそういう採用していくという話はちょっとは聞いてはおります。先ほど博正議員のお話の中で精神疾患の教職員も多くなっているという話がありましたが、この時間の管理と要因というか、あるというか、この辺の関連性というのはすぐには出せないと思うんですが、

私もこの教職にかかわってきた中で、やはり適正といいますか、この子供たちとのかかわり保護者とかかわり、同僚とのかかわり、やはりこれまでのこの先生方がかかわってきたいろいろな状況の中で、精神的にそういう時間的な量というよりも、そういうコミュニケーション能力とか、そういう対人的な部分のものが一番要因が高いんじゃないかというふうにそういう精神疾患の休職に関してはそういうふうに捉えておりますので、ただ時間管理に関してはもうこれは労基法でもうたわれておりますので、しっかり捉えていきたいというのが考えております。ただ、このタイムカードに関してはまた予算的なものもありますし、このカードで個々の所要の時間が出されるのか。それともまた手作業になってやっていくのか。そうなるとまた管理職の負担につながっていきますので、その辺タイムカードを押すことによって、自動的にまた勤務時間も出されるようなそういうシステムがあれば、またそれも採用のひとつになっていくのかなと思います。ですから、今後この辺はまだ予算との兼ね合いもありますので、検討してまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。何か聞くところによると県庁あたりではちょうど駅の改札のようにしてピット、データを読み取って出勤・退勤というのを瞬時に記録されるというふうに伺っております。また最近はパソコンの中にもそういうふうなソフトがあって、専用のパソコンを入りに置けばそれを番号で入力していけば記録されるという方法などいろいろなシステムが開発されてあるようですので、教員だからということで特殊という言葉でごまかされないでやるそれなりの入力の方法もいろいろあると思いますので、しっかりとこれは管理していくということを私のほうからも強く働きかけていき

たいと思います。それでこの出退勤記録が3年間保存されていなければという法律もあるようですが、この法律の根拠というのは御存じですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 この3年間保存というのは私自身もちょっと勉強不足で存じ上げていませんでした。申しわけございません。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 これほとんど認識がないというふうに、これもびっくりするんですけども、労働基準法の第109条という条項がありまして、労働者名簿、賃金台帳及び雇い入れ解雇、災害補償、賃金、その他、労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならないというふうになっております。これは罰則もあるんですけども、罰則の存在というのでも知りませんでしたでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えします。

労使の中ではそういったことをきちんとやらなければならないということは聞いておりましたが、罰則まではちょっと把握しておりませんでした。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 私がこういう質問を通告しているわけですから、関連資料はぜひ準備して答弁に備えていただければなと思います。それではしょうがないので、私が読み上げます。この労働基準法第109条、同条に違反したときは使用者は30万円以下の罰金に処せられるという罰則規定が労働基準法第120条にまた規定をされているようであります。これは、厚生労働省が国会で答弁した中でも述べられているとおりでありますので、そういった認識はぜひ持っていていただいて、法令に違反したら罰則もあるん

だよということは今後とも認識をしていただいて、改善に取り組んでいただきというふうに思っています。特に中学校に関してなんですけれども、部活動などが日常化している現状というのは、これもいわゆるボランティア的な捉え方のほうが一般的にも捉えられていると思うんですけども、それでもやはりこれは数えようによっては勤務時間、働いている時間だという捉え方もあるわけですね。その辺の改善というのは考えがあるのか、ないのかを伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

部活動についても先生方の厚意をもって、先生方が御指導をしているという部分は強く感じております。特にこれは部活動は時間外の活動になります。ただし、学習指導要領の中に今回の、現行の学習指導要領には、部活動のあり方について、やはり教育的効果は高いということと記述はされております。さらにこの部活動においてはしっかりと業務改善にもつなげなければならないということで、県のほうからも提言されておりまして、この一部の職員にやるのではなくて、全職員体制で実施していくということと、あとは外部指導者を特に地域のそういう経験のある方、また知識のある方々をボランティアとしても活用していくということもあります。あと活動時間、活動時期の適正化ということも挙げられておりまして、時間制限をしっかりと設けて実施するようにと、夏時間、冬時間というふうに時間を設定していくということも出ております。それとノー部活動デーの設定です。これも教職員の残業をできるだけ減らすということでの1つの方法として、今挙げられております。あと1週間に必ず休養日も設けるようというふうなことも挙げられております。さらにこの外部指導者への先

生方だけではなく、しっかりと共通理解をして子供たちへの指導も外部指導者にも学校の方針と経営方針等も含めて伝達もしていくようにということで挙げられております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 改善に向けて少しでも意識を向けていただきたいと思います。それでこの土日を返上して指導に当たる部活動のあり方というのを見直すべきだ。負担軽減に取り組むべきだということが県とか、そういったところでも取り上げられてきているようであります。それでこれを含めると過労死のラインを越えているというふうに言われているんですね。過労死のラインというのは、月何時間ぐらいの労働時間が過労死というラインなのかを、もし存じ上げているのであればお答えいただけますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(14時15分)

~~~~~

再開(14時15分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 80時間以上というふうに言われています。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 お答えいただいたとおりであります。まず基本的なところからちょっと労働時間について、お話ししたいと思います。労働基準法では原則1日8時間、週40時間働く時間を上限としている。だが労使が同法36条いわゆる三六協定を結べば、残業は事実上捉え方によっては無制限になるという捉え方もあるようであります。しかしながら、人間の体ですからこれはやはり限界があると思うんですね。以前に沖縄県教職員組合がアンケートをとったときに3割近くの教職員が超過労働の月80時間の過労死ラインを越えているとの推

計を公表したというふうに言われております。こういう実態が現実的に沖縄でも起こっているということですね。そういう意味においては、政府は過労死防止対策白書というのをまとめてありますが、これはお目通しいただいたとか、存在があるというのを知っておられたでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えします。

過労死防止白書を初めて私も聞きました。初めてです。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ぜひこういった政府が発表しているものではあるんですが、お目通ししていただいて、今後の過労死防止等にあるいはまた労働時間の適正な管理というところにも目を向けていただくように提案をいたします。ぜひ先生方がよりよい職場環境、そしてそれをつくり上げていくために教育委員会もさまざまな支援策と言いますか、そういった対策を講じていただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(14時18分)

~~~~~

再開(14時29分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、新垣博正議員の一般質問を許します。

11番 新垣博正議員 こんにちは。議長のお許しも出たところ、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず大卒の1番から読み上げていきたいと思っております。大卒の1番、防犯、交通安全について。村内各地区からの防犯灯、カーブミラー、ガードレール設置要請の対応と、その状況について。

村内各自治会、住民よりそれらの設置要請等が行われていると思うが、どのように対応し、取り組んでいるのか。それらについて現在どれだけの数の要請が村内各地域から上がっているのか。防犯灯、カーブミラー、ガードレール等について個別で、お答えいただければと思います。

大枠2番、教育現場における種々の取り組みについて伺います。戦後71年を経てさきの大戦の記憶が薄れていく中、ますます“平和”の重要性が増していると考えますが、各学校現場における平和学習の取り組みが気になることがあります。以下のことで質問させていただきま。全国的に戦争体験者の高齢化で、戦争“語り部”の減少が懸念されておりますが、本村でもそのような“語り部”的な学習への取り組みがあるのかを伺います。「学校現場に政治を持ちこむな」という声がある中、平和教育、平和学習を実施するに当たり、どうしても政治を意識しなければならない現状もあると考えます、特に本県においては、平和を語る上で米軍基地問題は避けては通れないことだと考えております。そのことに関し、学校現場では児童生徒に対し、どのような認識をもって対応しているのか伺います。

続いて、新学習指導要領について。3番目、

新学習指導要領では、アクティブラーニングの推進ということで、児童生徒の能動的学習参加を促しております。聞こえはよいのですが、考え次第では、教師個人の考え方、理念さえも封印されることにもなりかねず、教育現場での教師に対する外圧につながることにないか危惧されております。教育長の考えを伺います。今後外国語教育の充実を図るとして小学校3年生から英語の授業が始まることとなっておりますが、国の数だけ言葉もあるのに、なぜ英語なのか、選択肢はないのか。それに関して文科省から何らかの説明があるのかということ

です。学校現場において教職員に対するさまざまな制約が広がる中、教職員のますますの過重労働が懸念されております。特に最近表面化してきた教職員の時間外労働の問題に関して、各地区教育委員会の対応が注目されておりますが、本村教育委員会においてはその件に関して、実態の把握、もしくは対策等は講じられているかということなのですが、5番に関しましては、先ほど博正議員からも質問があったのに重複しておりますので、かいつまんでちょっとだけは質問させていただきたいと思っております。以上、よろしくお願ひします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣徳正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課のほうでお答えいたします。

大枠2番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の平和の継承と申しますか、大枠2番の平和について少し所見を述べさせていただきますが、議員おっしゃるとおりさきの大戦での記憶が薄れていく中ということで、御質問であります。私も同感でありますし、また語り部が当然毎年少なくなっていくといいますが、じかに声を聞く機会は当然少なくなっていくと思っております。それをどう継承していくか。これは村行政としましても、いろいろな例えば写真展だとか、歴史資料館を利用した平和展だとか、いろいろな形で教育委員会と手を携えてその辺は積極的に取り組んでいきたいと考えております。詳細につきましてはまた教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣徳正議員の御質問、大枠2についてお答えします。

まず 学校現場では、毎年6月を「平和につ

いて考えよう」と位置づけ、平和教育旬間や平和教育週間を設定して平和に関する取り組みを行っております。ことしも、小学校では、戦争体験者をお招きし、戦争の悲惨さや平和の尊さなどを語っていただいております。

学校現場は、政治には中立的な立場をとっていますので、教員による政治思想の介入はないものと考えております。慰霊の日に向けての特設授業や社会科の授業、5月15日沖縄県が祖国復帰した日、さらに、米兵が、不祥事を起こしたときなどに、戦後、沖縄は日本から切り離され米軍の施政下に置かれていたこと。沖縄県民が基地の存在があるがゆえに、アメリカ軍人に虐げられ民主主義が踏みにじられていた歴史があったこと。日本復帰したことなど、児童生徒へは、米軍基地問題について、現状説明にとどめられております。

「学習指導要領とは何か」について、お答えします。全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文科省が、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたものです。社会の変化等に応じ、およそ10年をめぐりに改訂されております。次期学習指導要領では、社会において、自立的に生きるために必要な「生きる力」を育むという理念をさらに継続し、新しい時代に必要となる資質・能力の育成や教科等の新設及び目標・内容を見直し、子供たちの主体的な学び、対話的な学び、深い学びができるよう指導方法を工夫し、授業改善を行うことを求めています。そのため、次期学習指導要領は、教育現場の教師に対し外圧となるものとは考えておりません。

中学校の外国語活動においては、学習指導要領の中で英語を取り扱うことを原則として記載されております。その他の外国語については、「英語の目標及び内容等に準じて行うものとする」と記載されており、英語以外の選択肢はあ

るものと考えます。英語を選択している要因として考えられることは、英語が広く世界でコミュニケーションの手段として用いられている実態があります。例えば、国際的会議の国際連盟では、英語は使用語(使われる言葉)となっていたり、ノーベル賞の授賞式では英語でのスピーチが慣例です。また、各種学会の論文は、英語で作成されたりしております。

これまで、教育委員会として、教職員の勤務時間管理については把握していませんでした。今回マスコミ等でも報じられましたので、11月分のみ出勤・退勤の時間の調査を実施いたしました。しかし、学校からの調査を現在、集計中であり、集計がまとまりましたら、結果を元に、今後の対応策を教育委員会と校長・教頭と協議し、検討したいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠1についてお答えします。

について。毎年、交通安全対策特別交付金を活用し防犯灯・道路反射鏡の設置を行っており、設置数については、毎年平均、防犯灯3基、道路反射鏡4基程度を新設している状況であります。設置箇所については、自治会、地域の方々から要望のあった場所や、各自治会から都市建設課に対する要望書を提出していただいておりますので、その要望箇所の現場を確認し、優先順位をつけて設置しています。

について。今年度までの要望数について。道路反射鏡41カ所、防犯灯48カ所、ガードレール3カ所となっており、その要望箇所から優先順位をつけて平成26年度には、道路反射鏡5カ所、防犯灯4カ所、ガードレール1カ所、平成27年度には、道路反射鏡4カ所、防犯灯3カ所の新設を行っております。平成28年度は、道路反射鏡4カ所、防犯灯3カ所を設置予定をしています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 では順を追って再質問をさせていただきたいんですが、今回、私の一般質問というよりは、どちらかといったら意見書の文言に終始してしまうのかなというようにところもございしますが、ぜひ皆さん御理解いただきたいと思います。まず第1番目に、今都市建設課長に答弁いただいたんですが、この予定されている中に久場地区がありますかということですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

各自治会の要望書の中で一番久場自治会が要望書が多くて平成26年13カ所、27年度にも貞則議員からの要望書が1カ所、27年の3月にもありました。しかしながら、現場を確認したら優先順位が低いということで判断していますので、それでほかの自治会のほうを充ててやっています。本当は緊急を要すれば優先的にやりますけれども、現場を確認して必要かどうかというのは判断し決定していますので、この辺は御理解くださいということをお願いします。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 課長が言われることはよくわかるんですよ。ただこれは手前みそでちょっと申しわけないんですが、久場というところはどうしても人口が多い地域になっておりまして、その人口割からしても久場の要望というのは、ぜひ優先的にしていただきたいなというふうに思っております。ぜひまたその辺も勘案していただいて、対処していただければと思っています。課長に対しては以上です。

続きまして、大枠2番の教育現場における種々の取り組みについて、私なりにちょっといろいろなことを申し上げたいんですがよろしいでしょうか。まず過去の戦争の歴史を検証して伝えていくことは大変重要なことだと思っています。先ほど村長のほうも同じ考

えだということで、大分力強いお言葉だったと思っております。特に悲惨を極めた沖縄戦の実相を語り継ぎ児童生徒たちに平和がいかに尊いかを教えることは、平和教育の根幹をなすべきことで最も重要な取り組みの1つだと考えております。しかし、私はもう1つもう一步踏み込んだ平和教育の取り組みが必要に思えるのですが、それ我々大人を含めて子供たちも戦争というものがいかに悲惨で恐ろしいものかはさまざまな場面を通してよく知っているとは思っておりますが、しかし感覚としてはどうでしょうか。戦争は過去の出来事で今の自分たちは関係ない全く違う次元の出来事だと捉えられているように感じられて仕方がありません。子供たちの書いた平和についての作文などを目を通して見るんですが、その中では戦争は嫌だ、平和は大切なんだ。いつまでも今の平和が続くように願います。自分も平和を守っていきたいです。というように言葉をつないでいますが、これはこの間の慰霊の日の中学生の生徒会長が読み上げた文の中にもやはりそういうふうなことが書かれておりました。平和は大切だと、そしてその平和を守っていきたいんだということを書かれておりました。ただ、その平和を守るためにどうしたらいいのかという確固とした答えを子供たちに示せていないのが、今の私たち大人であり、学校現場における平和教育の現状ではないかと思っております。凄惨を極めた地獄のような沖縄戦も過去の出来事であり、現実として自分とは関係のない。絵空事のようなしか思えないところで終始しているというのが実態ではないでしょうか。教え子を二度と戦場を送らない。その決意のもと、戦後教育が始まったと思っております。二度と過ちは繰り返さない、そのことを社会においては地域の大人が、家庭であれば親が、学校であればその教師が子供たちに対して、きちんと教えていくべきことだと実感いたしております。なぜ、さきの大戦は起

こったのか。なぜ日本中が戦争へ戦争へと突き進んだのか、あの当時、なぜ社会は親はそして教師は住民を子を教え子を「万歳、万歳」と叫んで戦地へ送ったのか。なぜ一億総玉砕という言葉は何の抵抗もなく、受け入れてしまったのか。そのことの理由を、そして原因を追及し、検証を重ねることで平和について皆で考えるそれが今私たちに求められていることではないかと思っております。その原因を明確化することにより、平和を築くために今何をなすべきか。社会においては我々大人が果たすべき役割。そして教育現場においては、教育者が子供たちに対して果たすべき役割。そしてその子供たちは自分たちの未来に対して果たすべき役割。そのことをしっかり見つめ、そういった現実味のある平和教育、平和学習の取り組みが必要だと考えております。その件に関して教育長、ぜひお考えを聞かせていただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

今の語り部の話にしても、大変大切だなと思っています。ただひとつに今の教師のほとんどが戦争体験がない人、私もそうですけれども、そういった意味で少し薄れている感はあるのではないかなと思います。徳正議員がおっしゃっている戦争の悲惨さ、恐ろしさ、こういったものを本当にどうしてそういった悲惨さ、恐ろしい戦争が起こったのかということをお子孫たちに説いていかない限りなかなか浸透していかないと思っております。そういったことで学校現場においても、教育委員会と協力しながら多くの語り部をお招きして、学校、小学校、中学校と連携しながら一緒に本当に戦争の悲惨さだよということを訴えていく必要があるということには同感しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 教育長、ちょっと突っ込んだ質問をするんですが、先ほど教育長、

この政治的な中立的の立場で今教育現場に立っているという話をされていましたが、私いつもそれを思うんですが、教育現場において、政治的中立というのはどういうふうなことを政治的な中立と言っているのか、教育長の考えでよろしいです。ちょっと聞かせていただけますか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 政治思想というのがありますけれども、この政治思想に偏らないといいですか、そういったのが中立的立場ではないかなと。ですからあるものを捉えてこうだ、ああだということではなくて、これはこういうふう考えられるという指導していくのが私はひとつの中立的な立場を守っていくことで必要ではないかと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 中立的立場というのは本当に難しい範囲で、人それぞれ皆さん、中立については思いがあると思います。ただ、よく高江での抗議行動の話も今からするんですが、その中においてもそこの警備に当たっている機動隊の皆さんは全て異口同音に、私たちは中立なんだと言います。でもやっていることというのは何でこれが中立なんだろうということが多々あります。ほとんどそうです。例えば辺野古での抗議活動のときに、カヌー10何隻カヌーが出たときにそこに対峙した海保の巡視船、これがそれ以上の数でそれに対処したんですね。それ彼らは中立と言うんですね。そういう話になってしまったら、私の偏見的なところも出てきてもいいかもしれませんが、でも本当にその中立というのは、我々は本当にもっと自分に問いかける必要があると思うんですよ。それはそこにいる皆さんも一緒なんですけど、特に教育現場においてもその先生方が確固とした自信を持って、今子供たちに対してほしいというのが今の私の気持ちなんです。というのが今からちょっとその話もするんですが、学校現場にお

ける政治との関連性についてなんですが、なぜこのような質問をするかといいますと、せんだって小学校の高学年ぐらいの女の子、児童3人が私たちが吉の浦から辺野古に行こうとしているときにバスの中からちょっと顔も知っていたので、その子1人、それでちょっと会話を交わすことがあったんですね。そのときに冗談めかして、今から辺野古で抗議に行くけど、みんなも一緒に行こうというふうに言ったんですね。そしたらそのうちの1人の女の子が「えっ」という顔をして、「何ね、辺野古って」ということが返ってきたんです。そしてその後の2人の女の子に顔を向けて、「知ってる」とみたいな感じで、あとの2人の女の子も「えっ、何のことだろう」というふうな顔をしていました。私はもうその反応がすごくショックといいますか、残念といいますか、何とも言えない複雑な気持ちになったんですね。そこでまた伺うんですが、この沖縄の過去の戦争と平和はもとより、現在の戦争と平和を学ぶ重要な拠点となっていると私は考えております。この沖縄で、学校現場での平和教育の一助として沖縄の米軍基地問題に焦点を当てた平和学習などを行うことを進めたいと思いますが、その辺のことはどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時53分）

~~~~~

再開（14時54分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

今の質問なんですが、学校現場、特にこの辺野古の基地の問題に関して、特化してそういうふうに授業で取り上げるというのは多分どの学校でもすぐ取り上げてはいないと思います。ただ例えば中学校の公民の中では日米安保は教科

書の中には言葉として出てきますので、そういった教科書と関連した状況の中で教師はこの沖縄県の今抱えている問題もやはり材料として、資料として話は出してくるかと思います。また、歴史の学習の中でもやはり太平洋戦争とそして日本が復帰したというような歴史の中で今現在の沖縄のあり方についても触れるというのは先ほど教育長のほうにもありましたが、教師はそういった部分で、今現在の辺野古基地問題に関しては先生方としては触れていくかというふうに考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 今主幹がおっしゃるように、今悲しいかなこういう取り組みを県内のそういう公立の学校でやられているかといったら多分やられていないと思います。その教師個人の思いでもってそのグループ的なことでやっているところはあるかもしれません。というのは、向こうの現場にも今高校生であったり、大学生であったり、そのサークル的なものでもそこへ訪ねてくる子供たちもいます。生徒たちもいます。それにはその教師の方の率先性でもって来る生徒たちが結構いらっしゃいます。そういうのをいろいろ話を聞いたりして、その子たちのやはり意識が高いんですね。平和に対する意識がすごく高いです。今言うように「辺野古ってどこなの」「高江ってどこなの」と最初はそうだったかもしれませんがけれども、でもそれに関心を持って足を運んで、その現実を見てその子たちはいっぱい学んでいくんですよ。そしてそれを持ち帰ってまた自分の友人なり、知人に知らせているという、それで何遍かまた足を運んでくるというそういう生徒たちや若者たちも实际います。だからそれが公の部分では取り込めないというのは、それはいたし方ないのかなと思いますけれども、でも皆さん一緒だと思うんですね。平和は大切なんですよ。そうですよね。平和は大切なんです。ただそれだけな

んですよ。ではその平和を守るために我々は何をするべきかというのをただそれだけなんです。今先ほど言われたように、その平和学習の一環としてできないかということなんです。というのが、今行われていることは全く一緒なんです。その沖縄戦のガマの見学のようによく行きますよね、子供たちは。沖縄戦を疑似体験するというので、ガマのほうに行ってそこでその当時をしのぶということもちょっとおかしなことではありますけれども、それと一緒になんです。昔はそういうところに住んでいたんだよと、戦争当時はそこにいたんだと。それでおじいちゃん、おばあちゃんたちはそこで身をひそめて砲弾から避けていたんだという話をみんなされます。それでそういう経験をなさった方々がそういう話も子供たちにします。それと一緒にんですよ。それは昔のこと。では今はどうかということなんです。今、そういう子供たちを引き連れて、ぜひそういう高江であるとか、辺野古にいる。そこはほとんど7割、8割はもう本当、今で言う前期高齢、後期高齢の皆さんです。もうお年寄りの皆さん、すごいパワーではあるんですが、7割、8割はそういう人たちがそこに陣取っております。そして座り込んで声を上げて、それを阻止しています。新しい基地をつくることに反対して。なぜかと言ったら、そういう方々ほど戦争の悲惨さをひしひしと感じていると思うんですね。その身近にいたということで、その恐ろしさを絶対もうこれ以上、子や孫たちには経験させたくないということで、そういう活動をなさっています。そういう話をよく聞かされます。まさにその行動だなと思っております。それと同じようにそこに行って、では今の現状を子供たちに教える。今こうこうでここはよくマスコミなんかで言われているように、もう政府からしたらそこにいる人たちはならず者であり、犯罪者なんですよ。言うことを聞かない、ただそれだけで。それで足を引

張って、手を引っ張って引きずり出してそこからゲートを全部取り払って、排除して、本当に悲しくなります。あの経験をしてみたら本当に人というのは、あんなふうに分の力を全て手を引っ張り、足を身動きできない状況というのは、本当に屈辱的です。そういうことまでされていながらも、みんなそれを平和のため、それで未来の沖縄のためにということで頑張っている方がいっぱいいらっしゃいます。ぜひそのことを伝え、そのことを見てほしいんですね。なぜこんなにおじいちゃん、おばあちゃんたちがこんなにまでして、杖をついて、老体に鞭打って頑張っているのかというのを。それは他人事ではないんですよ。皆さんそう思って向こうで頑張っているんじゃないんです。そのことを私は本当にぜひ伝えてほしいんですね、子供たちに。それを伝えることができるのは、教育現場の中において、それは先生方がそれを伝えてほしいということがあるんです。先ほど博正議員の質問の中でもあったように、本当に教職員というのは、今すごい多忙を極めているブラック企業的な時間の中で、多忙を極めているという話をされておりましたが、そこに輪をかけるようにそういう話を持っていったら大変ではあるとは思いますが、でも実際そこは大切なところだということで、ぜひやってほしいんですが、どうですか。もう一遍お願いします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

徳正議員と思いは同じだと思います。教え子を二度と戦争に送らないという、私も信念に持っております。ただそういったことをどのように子供たちに伝えていくかというのは、なかなか難しいというか、校長会、教頭会にもそういったものを出して、意見等を聞きながら対応していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 現在、本村において

は建白書を実現する中城村民会議という取り組みの中で、毎月2回、辺野古、高江に行く行動を実施しております。これに参加することもまた本村、各学校の平和学習の一環として捉えることができるのかなと私は考えております。今言うように、そんなに堅苦しいことではなくてもいいと思うんですね。ついでにちょっとあの辺を寄ってみようかぐらいでもいいと思うんですよ。北部の山原の山を散策するいろいろな動植物がいます、そこには、中南部で見られないような植物もいっぱいあります。そういうのを見るというのを口実でもいいと思うんですよ。そういう中에서도、その行動をとれることも可能かなと私は考えていますので、ぜひその辺のことは検討してもらいたいなと思っております。それは教育現場だけの話ではないんですね。我々大人もそうなんです、大体我々の日々の営み、日常の全ては平和だから存在するものであって、平和だから皆さん朝の日課の散歩もできるし、平和だから毎日の仕事も勤しめるし、平和だからそれぞれのスポーツも楽しむこともできるし、平和だからそれぞれ子供たちは部活で汗を流し、一生懸命それぞれの夢に向かって打ち込めると思っているんですよ。この恩恵をただ座って手を合わせ、祈るだけでは守られるものではないと私は考えております。平和を守るためには我々一人一人がふだんの努力を惜しまずにしていかなければ平和は天からおりてこないと思うんですね。それで今そういうことを高江や辺野古で行われることを我々、常に意識してほしいと思うんですね。そこで1つ私最近ずっと前から聞こうかなと思っていたことがあるんですが、執行部の皆様なんですけれども、執行部の皆さんはここにいらっしゃる偉くなられて課長という職を得られております。その前までは皆さんよく職労を通してそういう基地の反対であるとか、そういうものによく顔を出されて、参加をされていたのを私とても頼もしく

覚えておるんですが、そういう課長になられたときのその縛りがあるのか私ちょっと聞いてみたいなとずっと前から思っていたんですけれども、副村長答えられますか。なぜ、課長になったらそういう行動には自粛するような何か規則みたいのがあるんですかね。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

徳正議員がおっしゃる縛りとかそういうのはありませんが、なかなか組織から抜けたというか、この安堵感があってなのかという感じはします。課長になってこの部分で組合から大きい大会などについては、呼びかけ等いろいろある中で、こういう現状に今、高江とか辺野古については平日でありますし、なかなか年休をとって行く機会が少ないのかなということを考えられます。この趣旨に対しては皆さん、これまで運動した中で趣旨についてはみんな御理解をしているというふうに考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 そういうことであれば、皆さんも燃えつき症候群的なものなのかなと今捉えたんですが、ぜひそういうことにも皆さんがそういう興味を示し、そういう行動を起こすということは、本当にほかに今部下というんですか、その各部署のその人たちにもすごく励みになることではないかなと私は思っておりますので、ぜひ皆さんの率先的な取り組みを期待いたしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。これはまた教育委員会のほうになるんですが、実はよく周辺住民の方からも話があったり、よくテレビの中でもインタビューを受けた方でよく言われることに、国が決めたことに反対してもしょうがないじゃないかということをよく聞くんですね。それでもう諦めてしまつて、もう見ざる、聞かざる、言わざるを決め込んで、ただ黙り込んでいるという状況が多々あります。でも物事というのは、国が決め

るものではなくて、私たち国民が決めるという本質を見誤ってはいけないと思っております。憲法の定めるところの主権在民の主役は私たち国民であることを常に主張し続ける必要があると思っておりますが、そこでもう一つ、お聞きしたいんですが、教育現場における主権者教育の実態、どのようになされているのか。例えばその主権者教育の具体的な取り組みなどがあつたら聞かせていただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

主権者教育に関しましては、6年生では浅く民主主義について指導すると思っておりますが、さらに深く指導する中では、中学校3年生の公民のほうで授業の中で取り上げて話されているというふうに捉えております。やはり日本は法治国家という部分で、この主権者ということをお子孫たちには指導していると捉えております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 この今言われたように日本は法治国家だということをみんなが意識する必要があると思うんですね。あるところで法治国家、法治国家と言って騒いでいる方もいらっしゃるんですが、まさにそれに関してはよくあれは全て放置した法治国家だというふうなこともあります。学校現場に政治を持ち込むなということをよく聞くことがありますが、そんなものは到底不可能な話で教育現場においては教科書採択問題であったり、国旗国歌法の強要問題であったり、まさに戦前の軍事教育にも見られるように教育現場ほど政治利用はされるものではないのではないかと私は考えているんですよ。だからこそ現場の教職員の皆さんには先ほど述べたように戦後の平和教育の原点とも言えるべき教え子を二度と戦場へ送らないの言葉を実践し、そのためにはいかなることがあっても体を

張ってでも子供たちを守っていただきたいと願っております。

新聞紙上に児童生徒が沖縄戦体験者に話を聞く特集記事の連載が組まれておりますが、読まれた方もいらっしゃると思いますが、その聞き取りの中で生徒からなぜあのとき「おじいさんたちは、大人たちは戦争に反対の声を上げなかったの」という質問を受けていたんですね。それに対する答えが「あの時代はそんなことが言える時代ではなかった。そんなことを言ったら捕まりよったよ」と答えております。私は果たしてそれが本当に正しい答えなのだろうかと思っておりました。その方にとって実際はそうだったかもしれませんが、しかし物事には必ず順序というものがあり、そうなる前には物が言えなくなる前には絶対、物が言える状況があったと思うんですね。物が言えなくなったのではなくて、物が言えるときに物を言わなかった。そしてついに物が言えない状況に世の中がつくられたということではないんでしょうか。まさに物を言わぬ民は滅びるの例えと一緒にではないでしょうか。なんだか最近、当時と今の時代がすごくオーバーラップして危機感を感じざるを得ませんが、決して他人事ではないと考えております。

この間、あるテレビの番組の中なんですが、この方が言っていたものに「今、戦場において流される多くの子供たちの血は基地が存在する限り、私たち基地を支える人たちの手を真っ赤に染める。そしてその責任から逃れることはできない。これはそのテレビ番組で退役した元アメリカ海兵隊員の言葉なんですが、その昔、ベトナム戦争の当時、この沖縄が現地の人たちから悪魔の島と言われていたことと全く一緒です。我々はその責任から逃れることができないんです、基地がある限り。その基地から戦闘機が飛び立ち、そしてそこで爆撃、空爆をしてそこにいるちっちゃい子供たち、多くの子供たちの血

が流れるんですよ。それを基地を支えている私たちの手を真っ赤に染めるまさにそのとおりだと思うんですね。そのことを私たちはもっと認識すべきことではないかと思っております。軍事基地が存在するという事は、そういうことなんですよ。だからこれ以上、沖縄に基地をつくらせない、人殺しに加担をしないという思いで、老体に鞭を打ち子や孫たちのために声を上げ続けている人たちがいるということです。その人たちは決して政府から犯罪者扱いされるような言われは何一つありません。そういう気持ちをもってその人たちは米軍基地建設に反対しているんですね。

そして頑張る人たちがいる反面、当の子供たちが何の関心も示さず、辺野古が何なのか、高江が何なのか知らないということは、本当に悲しいことだし、その無理解、無関心の先にはまたもやあの戦前のような一億総玉砕的な破壊に向かうのではないか、破滅に向かうのではないかという危機感を感じ禁じえません。決して、そうならないように戦争のない平和な未来を守るために今この場所にいる私たち一人一人が行動し、立ち上がることを希望しております。ちょっと時間はあと少しなので、次の質問にちょっと移らせていただきたいんですが、これは先ほど博正議員の質問にあったんですが、新学習指導要領についてですね、急ぎちょっとかいつまんで、先ほどお話しされたようにそれらの問題が表出してきたということで、もはや知らぬ存ぜぬでは通らないと思いますので、教職員の職場労働環境の整備は喫緊の課題として取り組む必要があるととても感じております。皆さんそうだと思うんですが、何か学校というのは普通の職場とはやはり何か一線かけ離れているのかなというふうなものを私たちは何の疑問も差し挟むことなく、今日も生きていると思うんですね。労働時間がどのくらいあるのか、それがその教職員に対してどれだけの実効性を持

つのかというの、これは役場の執行部の皆さんもよく知っていると思うんですよ。労働時間が幾らあるというのは、教職員の現場にはそれがないということ自体がとても特殊では済ませていられないのかなと思います。その辺のことにに関して、もう一遍ちょっとしっかりとした取り組み。どういう取り組みができるかというのをお聞かせいただければと思いますが。これはぜひ職場環境に関しては、また教育総務課の課長のほうもいろいろ思いがあると思うんですが、ぜひ課長のほうからお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えしたいと思います。

先ほどうちの主幹から答弁あったと思いますが、これまで教職員の勤務体制に対しては、教育委員会は実際のところ把握しておりませんでした。このたび、マスコミからそういう報道があって、実際に調査に取り組んでいるのが現状であります。これからの対応ですけれども、先ほど教育長からもあったんですけれども、校長会、教頭会、それぞれあります。実際に現場にいるのは校長、教頭でありますので、どういった対応ができるのか、どういった管理ができるのかを協議して、これから管理に携わっていきたいと思っております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 ぜひ実のある、実効性のあるものにしていただければと思っております。最後にちょっと面白いブラック企業川柳というのが手元にありますので、それを読み上げて、その質問を終わりたいと思います。残業代出たら年収1,000万円というのがありました。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣徳正議員の一般質問を終了終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで

した。

散 会 ( 1 5 時 1 9 分 )

## 平成28年第7回中城村議会定例会（第6日目）

|                        |               |                       |                  |       |
|------------------------|---------------|-----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成28年12月9日（金） |                       |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂      |                       |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議            | 平成28年12月14日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会            | 平成28年12月14日（午後2時59分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号          | 氏名                    | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番            | 石原昌雄                  | 9番               | 仲真功浩  |
|                        | 2番            | 比嘉麻乃                  | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番            | 大城常良                  | 11番              | 新垣徳正  |
|                        | 4番            | 外間博則                  | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番            | 仲松正敏                  | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番            | 新垣貞則                  | 14番              | 欠席    |
|                        | 7番            | 金城章                   | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番            | 伊佐則勝                  | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   | 14番           | 新垣善功                  |                  |       |
| 会議録署名議員                | 9番            | 仲真功浩                  | 10番              | 安里ヨシ子 |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長        | 知名勉                   | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長            | 浜田京介                  | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長           | 比嘉忠典                  | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長           | 呉屋之雄                  | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長          | 新垣親裕                  | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長        | 仲村盛和                  | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者         | 比嘉義人                  | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長          | 稲嶺盛昌                  | 生涯学習課長           | 金城勉   |
|                        | 福祉課長          | 仲松範三                  | 教育総務課主           | 安田智   |
|                        | 健康保険課長        | 比嘉健治                  |                  |       |



議事日程第4号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。昨夜9時50分、名護市安部の海岸でオスプレイの墜落事故が起こっております。人家にも近く重大事故であり、今後の新聞報道等注視していきたいと思っております。

それではこれから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

3番 大城常良議員 おはようございます。

3番 大城常良であります。議長のお許しができましたので、これより通告書に従いまして、12月定例会一般質問を始める前に、しばしお時間をいただきたいと思っております。きのうの15年度の沖縄県の人口動態のほうが出ておりまして、ことしも沖縄県は出生率が42年連続の全国1位ということになっております。合計特殊出生率のほうも1.96ポイントということで、これは31年連続1位。一方で離婚率のほうも12年連続1位ということで、相反してよく考えてみますと、シングルマザーが毎年毎年ふえてくるかなというような危惧もしているものであります。あと1件は、先ほども議長から話がありましたとおり、昨夜9時過ぎに名護市沖ということテレビではあったんですが、オスプレイの不時着、私から言えばあれは胴体のほうが完全に割れておりまして、墜落ではないかという感じでもあるんですけども、やはり我が沖縄県はこういう事態がいつ起こるかかわからないということも含めまして、一步間違えれば県民の本当に生命が危ぶまれるという大惨事になりかねないようなことでありまして、激しい怒りを感じているところであります。この事故は起こるべくして起こった事故ではというふうに私は思っているものですから、県民の命を守るためにも、我が村議会としても、厳重な抗議を提案したいと、

要請するものであります。

それでは通告書に従って、一般質問に入らせていただきます。大枠1番、(学校給食)共同調理場の運営について伺いたいと思っております。本村の児童、生徒に対し毎日、安心、安全な給食を提供していただいておりますが、調理場で働く現場からは職員数(調理員)の不足が指摘されているがどのように考えているのか、教育長の見解を伺いたいと思っております。教育総務課長が共同調理場の所長を兼任しているが、調理場に所長を置く考えはないのか伺います。危機管理マニュアルは確立されているのか伺います。

大枠2番、新庁舎建設についてであります。

現在の進捗状況はどうなっているのか。建設費18億円と仮定し、返済等のシミュレーションを作成して、今後の村財政への負担と影響を示せると思いますが、伺います。村民に対して理解を得るために、丁寧な説明会が必要だと思っておりますけれども、そのほうを伺います。

大枠3番、公共駐車場整備計画について。

3月定例会で公共駐車場整備基本計画委託料として800万円計上されましたが、進捗状況を伺います。これに関しても今回の補正予算で質疑もいたしました。それに関連して二、三質問をさせていただきます。以上、簡潔な御答弁よろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会でお答えをいたします。

大枠2番、大枠3番はそれぞれ総務課、企画課でお答えをさせていただきます。私のほうではきのうの御質問にもありましたけれども、新庁舎建設についての所管を述べさせていただきますが、現在、順調に推移していると認識しております。場所も確定をし、そしてプロポーザルで設計も委託先が決まりました。今後、住

民の方々への説明会も含めて、早目早目に進めていければいいなと思っておりますので、また皆様の御理解のほうもよろしく願いをいたします。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

教育長 吳屋之雄 おはようございます。大城常良議員の御質問大枠1の は私から。については教育総務課長から答えさせます。

本村共同調理場は、平成27年度より調理員1名が運営主任として、調理場の事務を主として業務を行っております。調理員の不足の対応としましては臨時調理員で対応しております。新年度におきましては、臨時調理員の増員を予定しております。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それでは大城議員の質疑の大枠1番の から答えていきたいと思っております。

共同調理場の所長は、現場を統括する意味でも兼務ではなく調理場に所長を置いた方がよいと考えております。将来的には、運営主任が所長にできないか、それを検討してまいりたいと思っております。

次、大枠3番ですけれども、中城村共同調理場「危機管理作業マニュアル」は平成19年に作成されております。本年度一部修正を行っているところでございます。以上であります。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

私のほうからは大枠2の と 、それから大枠3についてお答えいたします。

新庁舎建設の進捗状況については、地権者の6名の事業同意の承諾をいただいております。設計者の選定は村長からもありましたように、我々プロポーザル方式を採用し、中城村新庁舎建設事業プロポーザル審査委員会設置要綱に基

づきまして、9月20日にはプロポーザルの審査委員8名が委嘱され、11月22日に会議室におきまして、審査委員会が行われその結果を村長に報告し、11月30日には事業者、設計業者の委託契約を有限会社エン設計と米須設計事務所の2組のJVで行っております。今後はこの設計事務所とともに設計事業を進めながら今後は作業に移りたいというふうに思っております。

それから について、9月23日に住民説明会を開催しておりますが、その中でも多くの御意見がございました。設計業務の委託先も決まりましたけれども、今後の村民への説明については実際の設計業務の開始する中で、改めて説明会の場を設けるということを今考えています。このことについては、金城議員の質問もございましたので、重複しますが、申し上げておきます。

それから大枠3についてですけれども、公共駐車場の整備については、平成28年9月30日に基本計画策定委託業務を発注いたしまして、10月31日には業務を完了してございます。今後の状況につきましては、基本計画をもとに地権者への事業の説明及び、事業同意取得に向けての説明を行ってまいります。また、補正予算にも計上してありますように、用地費・補償費及び委託費の追加交付申請を行い、実施設計物件調査なども同時に行って、用地交渉を進めてまいりたいというふうに、今考えてございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 庁舎建設に伴う村財政への負担並びに影響についてお答えいたします。

庁舎建設には、国や県の補助金を活用することができないため、庁舎建設基金や村債、一般財源を充当することなどを考えております。基本設計におきまして、概算の建設費用を見積もりまして、財源をどのようにするか概略を立てたいと考えております。実際の建設費用が不確

定である現時点では、村財政への影響を示すのは難しいため、実施設計等を通しまして、建設費用を算出した上で将来の本村財政に及ぼす影響を考慮するとともに、でき得る限り建設費用の抑制に努めたいと考えております。なお、建設費用全てを庁舎建設基金で賄うことはできませんので、建設年度における一般財源の確保、後年度以降の公債費など、村財政への影響はあるものと考えております。どれぐらいの影響があるかということの具体的な数値につきましては、基本設計及び実施設計における建設費用などの算出後になるものと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 改めまして、大枠1番のほうから再質問をさせていただきます。

まず共同調理場のほうですが、現在の調理員の方々は今何名で対応しているのかわかるのか。そして、1日何食分の調理をしているのか伺いたしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

平成28年度調理員の数でありますけれども、正職員が4名、臨時職員6名の合わせて10名で調理を行っております。食数としましては、日々、数は違うのですが、平均しまして1,835食をつくっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 私も二度ほど調理場に出向いて実態調査ということになるかもしれませんが、どういう働き方をしているのか。調理員の方々と話をしながら聞きとりをしたんですけれども、現在、調理員の方々は業務のサイクル上、食事時間も長くて30分、短い方は15分程度で終わっていると聞いております。平成25年より職員が5名、それから臨時が5名の10名体制になっておりましたけれども、平成28年度までの4年間で、これは111食ふえてい

るわけです。25年から28年までですね。27年度からは先ほど言われたとおり職員が4名、これは正職員ですね、臨時の方が6名ということでその体制になっておまして、食数の増加と正職員の減というのは、妥当かどうか教育長お答えできますか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

できましたら本採用が一番いいけれども、財政との絡みで29年度から先ほど答弁したように1名臨時職員の増を考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これだけの食事時間、妥当な食事時間をとっていないということでございますので、これはサービス残業的な、残業といえますか、それが常態化しているというふうに見受けられますので、そこも踏まえて十分議論していただいて、果たして臨時社員1人で十分なのか、そこも再検討していただきたい。ちなみに北中城村ではほぼ同じ食数なんです。1,900食に近いんですけども、その中で係長が1名、正職員が5名、臨時、日々雇用を合わせたらトータルで12名の職員で対応しているということになっております。それが果たして本村これで十分な人員対応なのかなということも踏まえますと、2名が今欠員で、1名を補充することなんですけれども、これでも果たして火に油、それぐらいのものではないかなと思いますので、これはもう十分に議論していただいて、本当に現場とこれで十分なのかということも確かめながら進んでいただきたいというふうに思っております。これは実際に調理場から正職員、あるいは臨時職員の要請があったと聞いておりますけれども、ありましたか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

調理場と職員労働組合から増員の要求がござ

いました。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、増員の要求があったということなんですけれども、恐らく3名ほどの増員依頼があったと思うんですけれども、そこを1人にしたということですので、十分こどももう一度現場と話し合っていたきたいというふうに思っております。まず総合的に見まして、教育長の学校給食に対してどのような見解を持っておられるのか。毎日のように児童生徒が本村でも1,900名ぐらい食べる食事に対して、どういう御見解を持っているのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

教育長 吳屋之雄 お答えします。

学校給食については、安全・安心な食事ということと、それからアレルギー対策が重要だと考えております。それについては、前もってメニューをあげまして、その保護者と調整して例えばエビにアレルギーのある方でしたら、それを保護者と本人とそれから学校と調整しまして、それを取り除くというふうにあレルギー対策も行っております。そういったことが重要ではないかなと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の教育長が言われたとおり、アレルギー対策そのほうも聞いてみましたら、全ての食事はそのまま学校に持っている。その中で食事をしながらアレルギーのある子供は各自で取り除いて食べたり、あるいは重度の場合には食べてないということも話を聞いているものですから、アレルギーに対してもこれからどんどん中身を精査していただいて、どういう状況で本当にアレルギー対策までできるのか、そこもひとつ検討をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、スキルアップのために調理員といたしましても、いろいろなところで研修会、

それからそういうのがあるとは思いますが、それに参加は行っているのかどうか、これをお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えします。

調理員の研修ですけれども、まず西原町、中城村、宜野湾市の3ブロックの研修会がございます。そこで各調理場を回って、どういったことをやっているのか。あとは中部の市町村の研究会がございます。そこでは毎年1回研修会を行っております。中部の学校給食研究会というのもございます。そこでも毎年研修会を行っております。そこに参加しております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 例えば今職員4名、臨時6名ということなんですけれども、これは全員がこの研修会に参加しているということですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

宜野湾ブロックの場合は、平日にやっている関係で正職員。残り中部学校給食、中部給食研究会の2カ所は夏休み期間中で給食がないときにやっていますので、そこには臨時職員、正職員も合わせて参加しております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 夏休み前に臨時職員の契約解除があるということを目にしたことがあるんですけれども、これは実際はどうか、教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 夏休み前というんですか、一応契約は半年更新でやっております。ただ、夏休み期間は給食がないものですから、20日間は休んでもらっているのが現状でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 共同調理場の建物自体も年々劣化していくと、掃除しないといけないところが、多々出てきているという中で20日間というよりは1日交替でもできれば清掃のほうに回して、こういう夏休み期間でしかできないようなこともあるはずですので、そこはもう20日間ずっと休ませるのではなくて、ぜひ掃除もひとつの仕事ですので、これも考慮に入れながらその辺の回転は行っていただきたいと思いません。

続いて のほうにいきたいと思います。課長先ほど運営主任を所長に将来的には考えているということなんですが、将来的というのは来年、再来年、いつごろからの予定でそれを考えているのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

現在の運営主任は、調理員から運営主任に回って事務をやるようになって、今2カ年目があります。採用は現業職採用ということで、事務の経験が少ないということで、事務の経験をしてもらってその所長に適格だということが判断できたときに所長にできたらいいんじゃないかなということで期日は打ってはおりません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、期日は打っていないということですが、これは早目に対応していただいて、これも調理場からはぜひにというような話を伺っているの、教育長も含めて協議していただきたいと思いません。教育長と課長の両名の方に聞きたいんですけども、年間にどれぐらいの頻度で調理場に行かれていますか、教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 トータルすると、詳しい日数は数えたことがないんですけど、十五、六回

は行っております。そのうち運営委員会というのがありまして、それは2回ですね。それから時々教育委員の皆さんと一緒に子供たちがどのような給食をいただいているかということ进行调查といいますが、見ながら給食にも出かけて行ってあります。そのほか職員から要請がなくても時々、課長と一緒にどういう状況なのかということを見るために出かけてあります。トータルで十五、六回だと思います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

不定期ではあるんですけども、大体月2回は調理場のほうには行っていると思います。何か問題があった場合は、ほとんど四、五日続けて行く場合もございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 現場で働く調理員の方々は日々、児童生徒の食事、給食をつくっているという中で、大変厳しい仕事に邁進しているということですので、ぜひ時間があいた場合には行って激励をするなり、頻繁に足を運んで行ってもらいたいなというふうに思っております。

次の3番に移りたいと思います。異物混入の件ですが、危機管理マニュアルの件なんですけれども、平成19年に作成したということで、こちらに管理マニュアルもありはするんですけれども、この中で食中毒、それから異物混入、過去何件ぐらいあったのか。過去5年ぐらいでいいですので、お願いいたします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えします。

過去の件はちょっと覚えておりません。ことし6件あったと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、課長のほうからは

ことし6件あったということなんですけれども、普通は異物混入した場合には異物混入報告書を携えて学校に行き、どういう状況で、どういう原因で入りました。報告書に原因はこれですというようなことも報告に行くかと思うんですけれども、誰がどのようにして学校あるいは異物混入したところに行っているのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

まず異物混入があった場合、学校から調理場のほうに報告がございます。調理場でどういった経緯でその異物が混入したかということを追及しまして、それをまず教育委員会のほうに提出します。そこでその原因を特定しまして、運営主任のほう为学校のほうに説明に伺っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この前も学校に行った際に聞いたんですけれども、異物混入ありますかと、年間二、三件はあるかもしれませんよという話もしていたんですけれども、運営主任が行くということであるんですけれども、これは所長を兼任している課長も同行していくのが妥当な話ではないかなというふうに思っているんですけれども、そこはどのような考えで運営主任だけを行かせているのか、伺いたしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

確かに兼務ではありますけれども、所長でありますので、同行するのが筋かと思っておりますけれども、これまで業務の関係で同行していないというのが現状であります。これからはできるだけ時間をつくって、同行できるようにしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 学校で話を聞きましたら、運営主任一人でかわいそうな顔をして来て

いたと、それを説明しているいろいろやって帰っていたんですけども、ちょっとかわいそうだなというふうに思ったという話も聞いているものですから、ぜひひとつ関係者の管理をしている方も同行して、ぜひ行っていただきたいというふうに思っております。これは異物混入対策に対して、現場での訓練、そういったものは毎年何回かはやっておられますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えします。

毎年やっているかということですが、まず一番は、その異物混入があったとき、それからまたその対策をどうするかというのが一番多いあれであります。年に1回先ほどありました3町村の研修会、そこでまた異物混入に対しては集中的に研修をしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 できるだけ異物混入というのはないのに越したことはないと思いますので、ぜひ職員の管理も十分に徹底しながら異物混入がないように、現在の調理場の労働環境は改善しないといけないところが多々あると思います。それが児童生徒へ安全な給食を提供するためにも現場の声に十分耳を傾けて、今後改善に取り組んでいただきたいと思っているので、課長、それから教育長よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、大枠2番のほうに移りたいと思ひます。新庁舎建設についてでありますけれども、プロポーザルで決定はしたということなんですけれども、その中でプロポーザルをするに当たり、審査する上で技術提案書というのがあるはずなんですけれども、これは委員に対して何日前に配付されたのか、伺ひます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

委員にいつ配付したかという御質問ですけれ

ども、6業者には10月4日に指名通知を行っています。それから提案を11月11日まで約40日間資料配付して技術提案まで作成して提出してもらっています。8名の委員には11月11日締め切りですので、11月14日月曜日には配付してあります。それから22日にプレゼンして決定してきょうに至っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これから庁舎建設、初めてのプロポーザルというようなことも本村ではあるかと思うんですけれども、約1週間で業者からの資料、技術提案書が配付された。8名の委員がいるかと思うんですけれども、この8名の委員もこれは初めてのことでありますということで、これは1週間の資料配付で副村長のほうも10分しかやっていないという話も聞きましたので、これはその期間、あるいはこの時間で十分プロポーザルが開けたのかという疑問が浮かんできているものですから、そのほうはどうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回の技術提案については、きのうも金城議員に説明したとおり、6つの項目から委員を採点しています。業務の理解度、業務の取り組み、適格性、独創性、実現性、課題ということで6つの提案を技術提案させています。これは1週間あれば2枚のペーパー、A3のペーパーでいろいろな耐震性、免震性、構造とか書いてありますので、1週間あれば十二分に審査できると思っています。10分間のプレゼンに対しては短いか、長いかという話がありますけれども、10分で十二分にプレゼンできる内容になっていました。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 手元にプロポーザルの審査公表ということで、審査委員長のほうからの用紙があるんですけれども、その中でも本庁

舎計画は限られた予算内で庁舎として機能性とクオリティの確保はもとより、津波や土砂災害への対応という厳しい制約の中で取り組む必要があると、はしよって言いますけれども、その結果、1等案はプロポーザルに求められる要件を明快に解決して、表現され説得力のある提案として高く評価された。とりわけ簡潔な一体型の庁舎計画は配置計画や資質、配置の柔軟性があり、経費変動に対する面積調整及び構造計画の選定に有効であるということも踏まえて、それが他地域の庁舎建設にないこの場所ならではの建築表現となり得るものである。好評化でつづられているんですけれども、ちょっとこの詳細を見ましたら、地図もあるんですけれども、これで本当に大丈夫なのかなと。プロの方々やめたこちらにこういうのもありはするんですけれども、プロの方がやめたから大丈夫だろうとは思いますが、そこもまたじっくり今後とも私たちは、チェックしていきたいというふうに思っております。

続いて、プロポーザルで業者選定も終わりました。29年5月までに基本設計、29年末までには実施設計の完了予定で進んでいると、きのうの答弁でありましたけれども、設定額が13億5,000万円という、これはプロポーザルに提案した金額なんですけれども、この算出方法というのは、どういうやり方で出されたのか、お願いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

算出方法については、中城村の新庁舎建設計画、そのほうに載っているというふうに理解しておりますけれども、まず面積が4,700平米、その積算で平米当たり、その計画の中では平米当たり30万円ということで計算なされて13億円というような積算でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 比較検討した中城村新



庁舎建設基本計画策定報告書ですね、これは25年10月に出されてはいるんですけども、これは比較検討した庁舎、南風原町、北谷村、読谷村、これは建設して大体どれぐらいになるのか、これ総務課長わかりますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

このほうも計画書の58ページのほうに載っていきまして、竣工年月日、南風原町が1998年、それから北谷町が同じく1998年、読谷村が1997年というふうになっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 ほとんど10年を超えている庁舎ですので、その金額で本当につくれるのかという疑問を呈されたわけでありましてけれども、もう1回協議・検討していただきたいというふうに思います。あとは地権者6名が同意の承諾を得られたという答弁でありましたけれども、これは借地ではなくて、100%買い取りで、用地取得できるのか伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、9筆の6人の地権者がいらっしゃいます。この6人のうちの二人の地権者が借地というような形で今合意を得ています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 借地が恐らく2,928平米、今回取得する土地の約40%が借地ということになるかと思うんですけども、現在本村においては、公共施設が9カ所あるんですけども、その中の合計借地面積が3万9,020平米、坪数にして1万1,805.5坪、これの年間の借地料が今2,361万1,000円、これが年間発生しているわけでありまして。さらにあと2,000平米以上、借地でやるということになった場合には、また約200万近くの借地料がくっついて2,500万円を毎年支払わなければならないという状態になってしまうものですから、それを考えるとどうし

ても地権者との用地買い取りの交渉、これができないのかどうかお願いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今の買い取りの話でございますけれども、当然我々基本的に買い取りを前提に交渉してまいりました。これが基本でございます。これがベストでございましたけれども、どうしてもその地権者の方のその買い取りの同意が得られない、ベストではないけれども、ベターでいこうということで村長の判断もありまして、そういうふうになっております。まだ契約までにはまだ交渉の時期もございますので、その辺はまた交渉の余地はまだあるというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これはできるだけ買い取りをしていただいて、こういったのは毎年負債と一緒にですよ。この借地というのは、毎年毎年払うのが決まっているということでございます。これは村長もよく御存じのとおり土地は借りれば10年、20年あるいは50年、全て返済しないといけないと、買っておけば何十年間の後には村の村有地になるということですので、ぜひひとつこれも十分に踏まえて、これは私からひとつ提案があるんですけども、村長、毎年2,000万円ぐらいの予算を組んで、それを公共施設、先ほど言った平米数の用地買収を年間少しずつでも進めていかれないのか、そこはどうか。予算面のところもあろうかと思うんですけども、2,000万円の予算を組んでいただいて、その予算で毎年少しずつできるところから用地を買収をしていくというような発想はどうですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

一つの案としては今議員から提案していただいた件も十分検討の中に入ってくると思います

けれども、場所によりけりもありますし、その地権者の御事情もありますので、最優先されるのは地権者の事情ということから我々は、例えば地権者のほうから、これは買い取ってもらえないかだとか、例えばの話ですよ。そういうものであれば今のお話で何とかそこに今まで大変お世話になってきたわけですから、何とかして希望をかなえてあげられないかなとか、そういう検討の中では入っていきますけれども、常に優先するのは地権者の意向をしっかりと聞いて、そして我々で財政的な部分もありますので、しっかり判断をしていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、確かに村長が言われたとおり、予算面もありますし、一番はやはり地権者との双方の合意がなければできない話ではあるんですけれども、そこはひとつ十分協議していただいて、できるところから少しでも借地を減らしていくという意味でも、ぜひ協議は行っていただきたいというふうに思っております。

次 のほうですね、企画課長のほうから先ほど恐らく実施設計が終わってからの話になるだろうということでございますけれども、これは9月議会でも善功議員が聞いて、同じ答弁であったんですけれども、やはり建築金額が18億円というような数字も出ている中で、ぜひシミュレーションだけは出していただきたいと。それをお願いして は終わりたいと思います。

次 のほうですね、先ほどのうの答弁のほうで課長のほうから29年2月に基本の方向性、5月、9月、計3回説明会を予定しているということでありましたけれども、9月23日の説明会では特に防災面に対して、村民が非常に不安を抱いているということが恐らく、全課長あるいは議員の方々もわかったというふうに思うんですけれども、その地震・津波に対して、答弁

というよりは質問されたことに対して、ちゃんと受け答えのできる地震・津波に精通した専門家あるいは琉大の神谷検討委員会の委員長、彼も含めて、ぜひ説明会には呼んでいただいて、それをちゃんと村民が納得できるような説明をしていただきたいと。今一番村民が危惧しているのは防災、地震・津波に対してのことしかない、私は思っているものですから、防災面に対してできるだけ確実な情報を村民に与えていただきたいということも踏まえて、ぜひ専門家を招いて説明をしていただきたいというふうに思っております。課長やる予定はありますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

去る9月23日の説明会におきましても、当然我々、防災の面というのは予想されましたので、委員長の神谷先生にも打診して出席のお願いをしました。ただ、どうしても日程の都合が合わないということで、参加できませんでしたけれども、議員がおっしゃる専門家、我々は神谷先生を専門家と位置づけていますけれども、ぜひ出席を依頼したいというふうに考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 やはり説明会というのは、村民に対しての説明ですので、そういった方を呼んで、その方ができなければ説明会をずらしてまでも、ぜひ一緒に参加していただいて逐一村民の声に反映させていただいて、解決をしていただきたいというふうに思っております。庁舎建設に関しては私のほうでは用地の買い取りとそれから村民への納得のいく説明を果たさない限り厳しいものになっていくのかなというふうに思っているものですから、村民の理解が得られるように行政として説明責任を十分果たしていただきたいと思って、3番のほうに進みたいと思います。

公共駐車場整備についてでありますけれども、

これも補正予算の中で場所、それから平米数が決定し、これから実施設計に入っていくと聞いておりますけれども、地権者が3名おられるということで、それは交渉は始まっているのかどうか、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今予定している公共駐車場の場所については、3地権者ですかね、いらっしゃいます。今その地権者のほうにはそういう計画があるということとは打診はしてございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、課長打診はしてあるということでの答弁ですけども、承諾しているわけですよね。これはもう買い取りで売ってもいいというようなところまで話は水面下では進んでおられるのか。そこを教えてください。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

買い取り云々というよりは、まずその地権者の確認とそして意志があるかどうかということと、相続関係もございまして、そういった形の相続が可能かどうかというような調査をしてございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 やはりまだ決定していないところで用地交渉はできないのかなという雰囲気ではあるんですけども、この敷地面積が3,139坪、広大な用地であるものですから、私も見に行ったんですけども、本当に農地としても1等地、また場所としても1等地という感じがしたんですけども、あれだけの大きな用地を工事するのに関して、例えばこれもシミュレーションになるかと思うんですけども、大体工事費はどれぐらいかかるのか。その工事費は一括交付金も含め活用されるのか、それをお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

工事費については約1億5,000万円、それから今一括交付金を充てられたということですけども、そのほうも一括交付金で充てられるということで、今考えてございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 ことしの祭りの件なんですけれども、護佐丸まつりが2日間、それからグスクの響き、あるいはプロジェクトンマッピング、これで護佐丸まつりが8,344人、グスクの響きが約1,273名、マッピングが2日間で3,665名という状況で今回あったんですけども、マッピングに関しては去年の3分の1程度しか入場者数がないものですから、これは観光課長どういう状況でこれだけ減ったのか。原因がわかるのであればお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

2016年のプロジェクトンマッピングの参加者の減というのがありますが、やはり昨年1万人を超して、今回3,000人というのは大分減っておりますが、今回2日間に渡り、沖縄周辺に雷雨注意報が出ている状況で、どうもお客さんの出足をくじいたかなということとあります。実質的には中城城跡では雨が降らず実施はできた状態ですが、天気によって左右されたんじゃないかなというふうに思っています。広報活動、それからポスターなどは前年同様しっかり職員が頑張っておりまして、考えられるのは天気かなと思っておりますが、詳しい部分につきましては、これから皆さんの意見を聞いてさらに分析していきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今課長のほうから天気のせいではないかということなんですけれども、

天気のせいにしてはあまりにも減少幅が大きすぎるというふうに思っているものですから、ぜひこれは原因を突きとめて、本当に天気だけなのか、あるいは広報それから周知も徹底してやったと私も理解はしているんですけども、なぜ人数がこれだけ減少したか、それは徹底して検証のほどお願いしたいと思います。あとは今吉の浦、それから成田山、普天間自動車教習場、イオンライカム、そこを借りての駐車場の確保になっているわけですけども、今回開かれたまつりの中で、この駐車場の状況はどうだったのか、教えてください。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

まつりのときの周辺駐車場の利用状況と受けとめておりますが、今回、先ほどの御質問にもありましたとおり、3,000人の状況からすると今回、土日普天間自動車学校の敷地も借用できたせいもありますが、スムーズに駐車はできているということであります。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 やはり入場者数が少なくなればそれと駐車場も使い勝手が、使いやすくなるということでありますけれども、そこら辺も踏まえて、4番目の質問に移るんですけども、総務課長から駐車台数が補正予算の中で400台駐車が可能という答弁があったんですけども、この数字的な根拠というのは、どこからはじき出してきたのか。教えてください。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

まずこの数値の根拠は2014年におけるプロジェクションマッピングの入場者数が8,310名であったことから、最大利用数が8,310人と見込んでおります。駐車場の場合、駐車利用率、それから乗用車一人当たりの乗車人数が影響し

ていきます。その中で中城村城跡のイベントの際、交通手段を国土交通省から出された都市公園利用実態調査の広域公園を参考に算出いたしました。この調査では乗用車利用率が68.4%ですね。入場者数の68.4%であるため、8,310人の68.4%、一人当たり4名と考えまして、1,421台が必要台数というふうなことになりました。そこで我々現在、使用している駐車場、吉の浦公園が320台、吉の浦会館が150台、普天間自動車学校が250台、成田山駐車場が150台、それから浜漁港が150台、計1,020台は確保できるだろうと、収容が可能だろうということで、先ほど申しあげました1,421台から現在の台数1,020台を差し引くと約400台が不足になるのではないかとということで、400台の駐車場を確保したいということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 最大の駐車台数を見込んでのことだというふうに理解しましたけれども、とりあえず駐車場用地が本村の財産になること自体はこれはいい話だと思っております。私が心配しているのは優良農地1等地ですよ、そこをつぶして駐車場をつくって、それからあと四、五年すれば一括交付金があるのか、ないのか。恐らく縮小あるいは廃止ということに現状の政府のやり方を見ておりましたら、なりかねない中でそれが終わった場合、果たして今までどおりプロサッカーチーム、あるいは年間10ぐらいのまつりを開催して、今までどおり本当にできるのかどうか、それができなくなった場合にこの公共駐車場はどう利用していくのか。これは中長期的な計画の中で村民の理解が得られ、それから本村のさらなる発展のためにつながるような政策を進めていただきたい。そのように思っております。以上で終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩（11時08分）

~~~~~

再開（11時19分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、石原昌雄議員の一般質問を許します。

1番 石原昌雄議員 こんにちは。1番 石原昌雄。通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

大枠1番、民泊・民宿について。村長の施策の中に、世界遺産中城城跡入場者数15万人の達成がありますが、中城村を訪れる観光客やサッカーキャンプの応援客の村内受け入れを進める時期と考え質問します。民泊の現状はどのように取り組んでいますか。民泊を今後どのように支援する考えがありますか。民宿について取り組むことはありますか。

大枠2番、各字公民館の活用拡大について。村内の各字公民館は、補助事業などを取り入れ環境のよい施設となってきました。しかしながら、その利用状況は低いと思慮されます。これまでは各種団体の活動の場合などが利用の主であり、今後は地域の活性化やボランティア活動の場として、常に公民館がオープンしてほしいとの声もあります。以下の質問をします。各字公民館はどのような拠点と考えますか。近隣市町村の公民館の利用や書記等の配置状況はわかりますか。常に公民館をオープンするには書記などの配置が必要ですが支援する考えがありますか。貧困対策の支援箇所としても考えられるがどうですか。

大枠3番、村道井水線の改良計画について。南上原地区は、村道整備がおくれがちであったが、区画整理事業が進んでいく中で、多くの村道が整備され、また、新設されてきました。しかしながら、区画整理事業の対象外になった地域は、村道整備がおくれています。計画を伺います。村道井水線、新田線の改良計画はありますか。井水線は行きどまりとなっているが、

延長してその解消が必要であります。今後の計画に入れられますか。答弁よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては企業立地・観光推進課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては企画課、福祉課、そして大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の大枠1番、民泊・民宿について、少々所見を述べさせていただきますけれども、議員おっしゃるとおりその民泊・民宿について、我々中城村はホテルの計画はございませんし、また実際ありませんので、そこにどうやって広げていくか、特に民泊のほうですね、私も歓迎式などで経験はございますけれども、後で企業立地のほうから詳しい答弁をさせますが、やはり受け入れ家庭の裾野をどう広げていくか。これは非常に可能性の高い事業でございますので、積極的に我々行政としてもそこには一歩踏み込んだ形で支援なり、あるいはいろいろな相談事も含めて、一緒になってやっていきたい分野でございます。将来的には、今大型MICEの誘致に成功して、いろいろな土地利用の見直しが入ってきますので、将来的にはホテルの話も出てくるとは思いますけれども、しかし、これはまだ数年後の話でございますので、これからはそこも踏まえた形で民泊のほうの応援をしていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では石原昌雄議員の御質問にお答えしたいと思います。

本村の民泊の現状は、NPO法人しまんちゅ活力支援隊が44世帯で受け入れ家庭を確保

して、沖縄生活体験の受け入れをしているところでございます。県外の神奈川県の高등학교を年間3校から4校を3年目になりますかね、受け入れている状況でございます。今後も、継続して、先ほど村長から基本的な考え方が答弁されたようにNPO法人しまんちゅ活力支援隊と協議しながら、できる限り世帯の拡充それから体験プログラムの開発、それから昨年パンフレットも作成しましたので、修学旅行受け入れのピーアールもかねて活動していきたいと思っております。それから民泊についてですが、民泊については基本的には制度的なものもでございます。取り組みについては、修学旅行生の受け入れやアフターMICE、中城湾港にはクルーズ船の寄港徐々にはありますが、ふえてきているということも踏まえて、中部圏域一帯的に観光・レクリエーションの拠点として、サンライズの開発も含めながらホテルも民宿も踏まえながら今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 各字の公民館についてお答えいたします。

各字の公民館は、地域の幅広い年代の方々が集い、親睦を図りながら地域づくりの活動拠点として、また、伝統文化の継承、福祉事業、地域の安心・安全を維持するための防犯対策、災害時の避難所としての防災拠点など、地域住民にはなくてはならない大変重要な施設であると考えております。

次に、公民館の利用及び書記等の配置状況についてお答えいたします。近隣市町村における公民館の利用状況等につきましては、ほぼ本村と同様な公民館の利用形態であると考えております。また、書記等の配置につきましては、西原町におきましては、書記を配置している自治体に対し、町から毎月4万5,000円を補助し、ほぼ毎日、公民館へ常駐しているようござい

ます。北中城村におきましては、14自治会中、4自治会におきまして、書記を配置しているようでございます。村からの補助金はなく、自治会育成交付金を充当しているようでございます。

次に、書記等の配置に対する支援についてお答えいたします。社会教育法に基づく公民館につきましては、市町村教育委員会や管理団体等が職員を配置することになります。しかし、地域の自主的な組織団体である自治会が設置する公民館いわゆる自治公民館につきましては、専任職員等の配置は、それぞれの地域の判断であると認識をしております。地域づくりにおきましては、常に自治会長あるいは書記などがいる公民館は、公民館の多様な利活用が広がり、地域活性化につながるものと考えておりますが、村としての支援につきましては、あらゆる角度から検証する必要がある、さらに、財源等の課題があり、現時点では厳しいものと考えております。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

大枠2、 について。各字公民館については、ほぼ全公民館を介護予防体操で活用し、高齢者の健康づくりに役立っています。子どもの支援箇所としましては、地域の方々がボランティアで公民館を活用し、放課後の居場所として学習支援、スポーツ交流を行っている自治会があります。正式な居場所事業として、県と調整しながら次年度貧困対策の予算が活用できるよう進めている状況であります。介護予防体操と同様、子供の居場所事業としても有意義に活用できるように今後地域の方々と調整しながら進めたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠3の については関連しますので、一括でお答えします。

この地区も当初の南上原土地区画整理事業計画の地区に設定していましたが、減歩率等が高

く現在の地区から除外した経緯があります。質問の改良計画ですが、村道整備としての計画は集落性が少なく、費用対効果を鑑みても、現段階では計画はありませんが、南上原土地地区画整理事業も終盤にきていることから、次の展開として、この地区も市街化調整区域であり現在の土地利用からも、利用度が低く新規の土地地区画整理事業が可能か調査し住宅地としての整備を行う必要があり検討しているところです。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございます。それでは順を追って再質問をさせていただきます。

まず大枠1番の ですけども、中城村での民泊受け入れは修学旅行生の高校生のみになっています。1カ所の高校で300人程度来ますけれども、そのうちのおよそ半分、150人程度が本村の受け入れになっている状況だと思えます。そして、他市町村にも協力を得て受け入れ体制を整えているところなんですけれども、受け入れ民家をふやしていけば、より多くの生徒が中城村で民泊させることができ、そして本土の若者たちとのつながりが広がっていくものと思えます。村内での受け入れ民家をふやすための具体的な考えもありますでしょうか、お願いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

御質問のとおり、民泊が抱える課題は受け入れ家庭が少ないということであります。今年度も茨城県、長野県、神奈川県からの高校生が民泊に来ておりますが、半分は他市町村と協力で受けているようなもので、学校からすると1校分の受け入れを1市町村で受け入れを希望されているというのが現状であります。それを受けて村としては去年民泊をふやすためにパンフ

レットも作成して、全家庭に配布しているということですが、毎年広報紙等で周知をしながら民泊の楽しさというんですかね、それも説明しながら受け入れ家庭の拡大を図っていきたいと思っています。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 その民泊受け入れの拡大というのは、ぜひ積極的にお願いしたいと思っています。先ほど答弁の中にもありましたように民泊のマニュアル、あるいはプログラムの開発というのもやはり村のほうもしっかり一緒になってやってもらいたい。今回、パンフレットが作成されて、そういう紹介もできているんですけども、こういうのも含めて、民泊をどういう形でやっているんですよみたいなのを村内にももっと知らしめていって、本村ではやはり最初にあったようにホテルとか、そういうのがないわけですから、そういう宿泊しての中城村での効果というのは、今のところ民泊しか期待できないので、そういう面での取り組みをお願いしたい。民泊自体がイメージ的には大変だよみたいなところではなくて、こういうことがあるんですよみたいなところも村を挙げてやってもらいたいというふうに思います。

次に民泊の受け入れをしているんですけども、そのときに入村式あるいは離村式というのをやっていますけれども、村長先ほどありましたように何度かは参加されたかと思うんですけども、実は先日の政務調査で青森県の南部町というところにその取り組みを調査することができました。そこでは歓迎式典、また対面式というのがしっかり行われておりまして、郷土芸能などの披露も取り入れて、町のピーアールをして、歓迎ムードを高めているということでパンフレットを見ながら説明にもそのようになっていました。この南部町の取り組みでは行政の担当者が窓口となって受け入れの農家とうまく連携して進めておりました。村と受け入れ農家

というところが、常に連携を取っているということがわかってきました。中城村においても入村式や離村式について、もっとせっかく来たんだからいい印象で、単なる堅い話だけをやっけて持ち帰るのではなくて、和やかな雰囲気を受け入れて、和やかな雰囲気ですべて帰ってもらうとか、そういうことも今後やってほしいと思うんですけども、この辺については、どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

これまでも入村式、離村式については、護佐丸とともに迎え、送別したりはしておりますが、主体としてNPO法人が今主体としている状況です。せっかく民間活力で一生懸命やっているものに、村がすぐ加わって村が式典とか、そういうものをやるというものではなくて、村ができる範囲でやはり民間を主体としながら村ができるものを支援していきたいというのが考えであります。村を挙げてやるということであれば、一生懸命式典に携わりながら村も支援していきたいと思っています。まずは主体のNPO法人の意見も調整しながら進めてまいりたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 確かに中城村ではNPO法人しまんちゅ活力支援隊が主体となって民泊を受け入れているんですけども、今後、村はどのような関わり方を考えていくのか。また、その支援の仕方についてもやはりしっかり今の時期から見直さなければいけないと思います。と言いますのは、これまで観光客の誘致、あるいはサッカーキャンプの誘致、順調に進んでいます。人は来ました。さあどうするかというのが課題だと思うんですけども、だから今のうちから幸いにNPO法人が4年程度先んじてそういう事業をやっているわけですから、村もい

よいよ自分たちが呼んだお客さんをどう村内で受け入れて取り組んでいくかという時期にもう来ていると思います。そういう中ではこのNPO法人と村がやはり合体していかないと、これはどちらかというと、イメージ的には事業みたいな感じがするけれども、一つの会社ではなくて村民で取り組むというのが、今の民泊の状況ですので、村としてもっと力を入れて、あるいは修学旅行の方々も中城村がいいんじゃないかという受けのよい地域に持っていかないといけないと思うんですけども、そこら辺についてどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

そうですね。行政が絡む事業については、やはり学校側としても安心・安全という商標と言いますか、そういうのがいただけだと思います。積極的にこれから調整をしながら一緒になって頑張っていきたいと思っています。可能性は十分取り組める事業だと思っています。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 ぜひこれからの取り組みを一緒にやっていくと、もっと波及効果があらわれると思いますので、よろしくお願ひします。民泊については、おおよそそういう形で支援をお願いしたいんですけども、次の民泊についてですけども、青森の南部町では民泊をやっている家庭に対して、また民泊の許可をあっせんしていると、というのは一般客がまた来れるわけですね。ですから中城村の場合はどちらかというと、一般客が今観光客、あるいはスポーツの応援だと一般客もどんどん来ます。そういう面からすると民泊のことにしても、今のうちから取り組まなければいけないだろうと思います。民泊については保健所の管轄ですので、そこら辺の状況もしっかり村のほうでも

先んじて調べてもらい、民宿ができる家庭がふえるとその中でさらに別の形での交流ができると思います。そういう面では民宿について、村としてはどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

民宿は宿泊施設という形になると思います。その場合、施設の衛生の確保、それから宿泊者の安全・安心なサービスの提供等が民泊とは違ってきます。その辺が重要であることから、やはり宿泊業者になるわけですね。そのためにはやはり旅館業法の営業許可を取得しなければならないということでもあります。許可は保健所の指導のもとで、衛生確保等の対策がとられておれば許可が下りるということですので、これも合わせて指導しながら受け入れ家庭を拡大していったほうが良いということ考えております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 民宿も中城村においては必要な箇所だというふうに思います。民泊・民宿などがもっともっと定着していくと地域においては、いわゆる地産地消、中城村に来た人は中城村のものを食べて帰るとか、そういうふうな状況もおのずから生まれてきます。民泊農家は料理とか、そういうのをする場合、そういうふうな材料を整えるわけですから、そういう部分がふえていけば、そのほうに農産物とかの提供とか、いろいろなもので発展してくると思いますので、ぜひとも民宿も含めて、民宿に関しまして、村長どうですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、民宿も含めて需要がどういうぐあいなかが、まず第一だと思っていますので、その辺の調査もやりながらになると思います。ただ、

御承知のように先ほど担当課長から答弁がありましたけれども、少しハードルが高くなりますね。旅館業法も含めた今その部分がかかなり厳しくもなっているようですので、それは法規的なものですので、それをちゃんと理解をしてそして一番いいのは村民の方々の家庭において、そういうものを我々が啓発しながら、そこに答えていただけるものがあれば、もちろん喜んで協力はしていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 そういう形でぜひ観光客、それからそういうふうなお客さんの受け入れと一緒にやってほしいと思います。

次に大枠2番のほうに移っていきます。各字の公民館はいろいろな補助事業を受けて、施設も充実してきました。しかしながら、地域活動の拠点としては、まだまだ十分とは言えないと思っています。老人クラブや子供会の活動が昼間の時間帯に行われ、それから青年や婦人会などは夜の時間帯に活動をしています。あわせて行政との連携事業も最近は行ってきております。そして、さらに今後は各字の公民館におけるサークル活動、あるいはボランティア活動も行われていくと見られます。公民館がいつでも使える使いやすい、要するに常時オープンのものであってほしいというふうに考えています。先ほど答弁にもありましたように近隣市町村の職員の配置も、この公民館利用の手助けになっているものだと思います。本村においても毎日とはならないにしても、週に何回かは職員がいて、公民館が利用できるような支援をしてほしいというふうに思います。そしてまた先ほどもありましたように、今後またこの貧困対策の支援の場所としてボランティアが活動しやすい場所づくりとしても期待されますので、あわせてそれもよろしくをお願いします。

大枠3にいけますけれども、残念なことにまだ計画が取り組まれていないんですけれども、

ここは生活道路でもあり、ある程度でこぼこの箇所もあって、雨上がりには水たまりも結構できています。ほかの地域と比較すると極端に整備の行き届いていないイメージがありますので、そこら辺の補修等の計画にも取り組んでもらえますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

維持管理の件ですけれども、井水線については、奥のほうに3件のお家がありまして、よく電話が来まして、でこぼこがある場合はうちの職員がすぐ対応しています。それと村道新田線1号、2号がありますけれども、これについても維持管理でできる範囲は管理してやっています。あとその地域全体を見ると、今その道を新設の単線を開けることの計画ではなくて、面整備で全体を網羅した計画にしないと、この一帯の土地利用はできないんじゃないかなと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 維持管理で当分の間はやっていくという答弁ですけれども、あわせてよろしくをお願いします。確かに面的なことですと、もっと大幅な計画が必要だと思うんですけれども、そこら辺も積極的に事業を入れてください。以上で質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時52分）

~~~~~

再 開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、外間博則議員の一般質問を許します。

4番 外間博則議員 こんにちは。午後一番の一般質問、議長より発言のお許しがありましたので、一般質問を行います。

それでは大枠1. 環境問題及び整備についてお伺いいたします。まず3点ございます。津覇小学校（体育館）裏の駐車場の周辺の防犯灯について、必要性があるのではないかと思いますので、設置の考えはあるか伺います。農道（勢理原2号線）の改修工事の時期はいつごろか。またいつ予定しているか伺います。村内において放置車両があちらこちらで見受けられますが、パトロール等を実施し、放置した方へ通知するための指導をどのように考えるかお伺いします。

大枠2. 農業振興についてお伺いします。今現在、島ニンジンの品質改良、琉大の教授を中心に島ニンジンの改良の研究を現在行っております。その進捗と成果ですね、進捗をお伺いいたします。現在、耕作放棄地がこれからまた答弁の中で面積数も出てくると思いますが、現在の状況ですね、また今後どのような指導を行っていくかお伺いします。以上。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、農林水産課、住民生活課、それぞれでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては、農林水産課のほうで答弁をさせていただきます。

私のほうでは、大枠2番の耕作放棄地についてでございますけれども、いろいろな策を講じてその対策に努めているつもりではありますが、残念ながら抜本的な解決には至っておりません。これからも我々ができること、そして議員の皆様方からの御意見も伺いながら、この耕作放棄地対策については、しっかりとした策を講じていきたいと思っております。今後とも諦めずにやっていきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（13時34分）

~~~~~

再 開（13時34分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 訂正いたします。大枠1番の つきましては教育委員会ではなく、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 都市建設課のほうで答えていきたいと思えます。

大枠1の ついてお答えします。村道立川線には小学校の体育館近く角に防犯灯が1基設置されています。議員が質問している職員駐車場周辺には住宅もなく、防犯灯設置については、緊急性からまず設置するものではないですが、体育館横に水銀灯が設置されています。学校に確認したところ、現在タイマーが壊れているとのことでした。修繕することによって解決になると思えますので、その辺は学校のほうに連絡すれば防犯灯は今のところは必要ないかなと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは外間博則議員の大枠1の 及び大枠2についてお答えいたします。

について。農道の改修工事については、9月補正で予算化をしておりますので、早急に実施したいと思えますが、時期については、農道周辺の菊栽培農家の意向でもあります菊出荷ピーク時を避けて年明け1月中には着手したいと思っております。

大枠2の 昨年度は、村産の種子と渡名喜村産等の種子を植えつけて栽培を行い、長さ、太さ等の特性比較調査を行った結果、本村の島ニンジン重要形質のばらつきが著しく、品質退

化が進んでいることが明らかになりました。現在の進捗状況は、在来集団の特性調査や遺伝・環境による影響調査、優良種子選別の検討、優良集団の選抜、試験圃場での栽培密度、耕土実験等による栽培法の検討を行っている段階であり具体的な成果には、まだ時間を要するものと考えられます。今後も各種調査や優良集団の選抜及び栽培法の検討を継続し、島ニンジンの遺伝変異の影響についても追究し、品質の向上及び栽培方法の統一に向けて研究を行ってまいりたいと思っております。

について。本村の農地面積は567ヘクタールあり、平成27年末の調査結果に基づく耕作放棄地は206ヘクタールとなっております。そのうち再生利用が可能な荒廃農地が37ヘクタール、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地が169ヘクタールという状況となっております。再生利用が可能な荒廃農地については、農業委員会が実施する農地利用意向調査の結果に基づき、農地中間管理機構等の活用を促し、農地貸しての掘り起こしに取り組んで農地利用の推進を図っていきたく思えます。また、農業委員会等に近隣住民から苦情等のある荒廃農地もありますので、今後、除草及び伐開等の適正な保全管理をするように所有者に対して指導強化を図っていきたく思えます。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。住民生活課長 仲村盛和 それでは外間博則議員の質問の大枠1の ついてお答えします。

道路、公園など公有地の放置車両については、パトロールや地域からの相談などにより把握し警告書の貼りつけ、警察への通報や陸運局への照会を行い、所有者が判明した場合には所有者に適正な処分を指導しています。また私有地の場合には、土地所有者に管理責任があることから、村で撤去・処分は行っておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 改めまして再質問をさせていただきます。順を追って質問いたします。

大枠1、 についてであります。津覇小学校の体育館裏になりますかね、職員駐車場がございます。本来であれば道路側のほうに体育館側のほうから設置すると駐車場の中のほうまで防犯灯の機能性と言いますが、ライトアップできて駐車場のほうも明るくなるのかなと私自身考えましたので、そういう設置を求めていましたが、どうしても体育館側からしますと、やはり駐車場までは暗い状態といいますが、水銀灯もちろん私も確認しましたが、部活終了時、夕方6時半から7時ごろまで30分間自分も父兄の方々が出入りするのを見たところ、やはり駐車場の中のほうが大変暗い状態で送迎する側の父兄の父母の方々もちょっと暗いんじゃないかなという、そういう要望もこれまでありましたので、子供たちも走ったりして、部活を終えたら走ってくるものですから、ちょっとしたけがとか、そういうのもあり得るのではないかなと思ひまして、危険性があるんじゃないかなと私自身思ひましたので、敷地内ということになると、体育館の学校敷地に防犯灯の設置はどうかと考えましたが、そのお考えを教育委員会のほうから答弁いただきたいんですけどもよろしいでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

自分も早速、夜が更けてから津覇小学校裏の職員駐車場のほうを確認してまいりました。議員おっしゃるように、その駐車場の周囲には防犯灯がなく、暗い状況になります。体育館の端のほうから水銀灯で照らされておりますけれども、駐車場まではちょっとまだ暗い状況にあります。あとはプール側から、この水銀灯で照らせるのか、またその駐車場内に防犯灯の設置をしたほうがいいのか、この辺学校側と調整して、

またお金もかかることですので、財政とも調整して検討してまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 もう一度だけ質問させていただきますけれども、具体的に言うと駐車場入り口側と出口側ですね、上のほうの両方出入り口があります。これは川を隔てていますので、橋がかかっています。その部分なのか、入り口部分と出口の部分に両方の設置するという解釈でよろしいでしょうか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 今は出口、入り口両方設置するか、それとも小学校のプール側から設置するか、検討してみたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 ただいまの答弁の中でございましたけれども、やはり入り口のほうと出口のほうですね、入り口から入る方もいるし、出口からも込み合っている場合は、そういう出入りがあるのを見かけましたので、両方明るい状態で防犯灯なり、プール側からの水銀灯で対応ができるのであれば、そのように駐車場部分が効果的に明るくなる状態であれば、安全が保たれると思います。ぜひ父母の方、児童の父母の方からも、要望等がたくさんございましたので、安全面に関してもやはり必要でありますので、ぜひ検討いただいて、設置を強く要望いたします。

続いて 農道ですね、勢理原2号線改修工事についての時期ですね、いつごろかという質問をしましたが、製糖期も今週土曜日の大安の日に製糖が開始されます。それに対して、製糖が始まるとやはり先ほど答弁にございましたけれども、この周辺に菊畑もございます。一番その菊畑寄りのほうがちょっと陥没してアスファルトもひびが入って、大型車両が通るたびに凹凸ができ、破損が広がるんじゃないかなという私の懸念もございまして、時期的にも製糖期のそ

の時期とかち合わないような時期とか、さとうきび生産農家がたしか向こう二、三戸、四戸、それだけ農家がいらっしやいますので、これとかち合わないような工事ですね、施行日から工事完了まで、いつごろから着工して、施工完了までの期間ですね、およその期間でよろしいですから、お答えできればよろしく願います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

工事は延長的に10メートル程度の工事規模です、それは1カ月以内には完了すると思われ、どうしても菊の出荷農家がしばらく出荷までは待ってくれということもありますので、あとは周囲に当然キビ作等もありますので、その辺は担当にも地域の農家とは出荷調整をしながら工事を進めるようにということで工事を行っていききたいと思います。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 予算も計上され、一番自分が感じたのが製糖期ですね、大型車両の往来が激しい勢理原2号線ですので、工事中に大型車両が入り込めないというような形にならないように、重ならないようにその時期等の調整をいただいて、工事着工がスムーズに進められるように頑張ってくださいと思います。

続いて に移ります。現在、国道沿いも含め、やはりそういう公園とか、公共施設内の周辺に放置されている車両、ナンバーなしの廃車が行く箇所で見られるんですけども、この部分について、施設といいますが、国道にしましては、歩道に面した潰れ地といいますが、買い上げされた土地で、国有地もあるわけですよ。その中に放置されたものも含めて、そういうパトロールして警告することは可能なのか、これも重ねてお伺いします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

まず日ごろからパトロールは行っておりますので、何台かナンバープレートが外れた車両は把握しております。それに先ほど申し上げましたように警告書を張りつけています村有地であれば道路管理者と協力しながらどういうふうに撤去していくかというのは相談できるのですが、国有地に関しましては国道管理者へ情報を提供し対応してもらいたいと思います。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 大変難しい問題ですね。住民課長にはやはり国道についての説明、ちょっと厳しいところもパトロールいただいて、国道事務所とも調整をしながら撤去に向けて頑張ってくださいと思います。

続きまして大枠2です。農業振興の第一でありますブランド品種の開発と品種改良、島エンジンのこれまでの実績経過を伺いましたところ、例年どおり3年目になりますか、2年目ですね。次年度からは3年目を迎えるということで経過も着々と進めていっていることと思います。これまで実施計画を行ったところで、これまでに3農家さんのハウスで、今現在研究されているということですので、この圃場でそういう結果的、これまでの成果が出ているか、この研究をしている施設ハウス内の状況、今現在出荷中かなと思いますけれども、時期的にいうとそうなりますけれども、現在はどのようなちょっとした成果は出ているのか、太さ、長さ、この基準の中でどれぐらいまでクリアしてきているか、その成果、わかる範囲でよろしいですから、答弁よろしく願います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

これまでの成果ということですが、昨

年の6月ぐらいから琉大の先生にお願いして、特性の調査、今の段階というのはあくまでも特性いわゆる形質や、色など、その辺の他の品種種子と市販の種子とか、渡名喜村の種子とかと植えつけをして、その成長過程とか、どういふうな形で違って行くのかとかを調査しております。一括交付金で設置しましたビニールハウスについても、そのこのほうで、一応3農家ありますので、種子についてはそこで採取していただいて、それを琉大のほうで当然比較するために植えつけ栽培をしている状況です。具体的な成果というのは、いわゆる品質の固定と、あと栽培方法の統一ということですので、これは今後、またある程度の期間は必要になるかと思えます。今現状はそういう状況です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 研究としましては、次年度も継続して行っていくということでございますので、今後も北浜が主ですよ、向こうの島ダイコン、通称北浜デークニでしたか。ございますけれども、これもあわせて品種的な中城のブランドとして研究成果も上げていただき、早目に農家の皆さんに普及できるような体制で頑張っていたきたいと思います。つけ加えてよろしいですかね。きのうの答弁にございましたけれども、教育長のほうから学校給食でもレシピの中に島ニンジン、地元産地の野菜が使用されているということで、品質も上がればやはり村内で消化する意味でもブランドの野菜が使われているということは、子供たちにとっても大変地元で生産された野菜が使用されていることは大変よろしいと思えます。そのためにも、成果を求めるのではなくて、少しでも早目に研究成果を出していただきたいと思えます。

続いてに移ります。耕作放棄地の現状ですね、これまで耕作放棄地については、指導、警告も含め、耕作放棄された農地に対しては、やはり農林水産課としても農業委員も含めてパト

ロール等を行い、この現状復活、耕作できるような状態にあるという現状であります。今指導しているということですが、現在荒廃地、休耕地を含めて、村全体で206ヘクタール、そのうち再生が可能な農地、開発といいましたらあまり雑木やススキなど、そういう相当は荒れていないような土地ですね、それを早急に早目に37ヘクタールのほうを先に先行して指導と3条申請もございますので、貸し付けとか、そういう耕作できない、もちろん理由としては、高齢化による労力不足で農地が放棄されているというような状況ですので、早目に37ヘクタール、可能なところだけでも早目に解消していただいて、あとの全体の206ヘクタール、可能なところでも農地管理機構等そういう中間管理を行う中で、やはりあまりひどい荒地、それはちょっと時間をかけていかないといけないと思いますので、農地所有者の方に草刈りなど、やはり道路に面して農道ですので、多くの車の往来もあるし、小学校、中学生もこの農道を利用して通学したり、下校時によく見かけるものですので、やはり道路にも妨げにもなるような相当な荒地があちらこちらにございます。その指導を草刈り等を行っていただけるか、早目に現状としては農地を解消するのが第一ですが、その道路面とか、そういう迷惑になるような農地も多く存在していますので、その点指導をどのように行っていただけるか、よろしければ答弁求めます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

耕作放棄地の所有者に対しての指導については、これまでも何度か直接郵送をして指導を行っております。それで解消ができた部分もあります。今議員がおっしゃるように農道とか車両の通行とか、歩行者通行に支障があるよう

あれば、当然ながら所有者に対しての直接指導もいたしますが、もし危険を伴うものであれば、やはり農林水産課としましてもそういった草刈り等を維持費で何とか処理するように考えたいと思います。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 確かに荒地ですね道路にも影響のあるようなそういう土地に対しては草刈りを行っています、一時的に終わってしまうのではなくて、また翌年も、年が越すたびに指導をするわけにはいかないですね、その中で自分の土地管理、財産ですので、強くペナルティーもございませんので、農林水産課の指導を強化して自分の圃場ですから、ちゃんとした管理をしていただくような指導を今後も続けていただきたいと思います。以上、本日の質問を終わりたいと思いますが、最後に村長の公約である住みよい村、住み続けたいまち中城村でございますので、これからも小さい児童・生徒の皆さんが安全に部活も終えて、帰宅するまで安全管理ということで、先ほど言いましたように防犯灯はぜひ必要だと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上で質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で外間博則議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨ、チューウガナピラ。通告書に基づきましてこれより一般質問を行います。

大枠の1番、中城城跡と周辺整備事業についてでございます。中城村第四次総合計画の(後期)基本計画が次年度スタートします。中城城跡の保存整備とともに、県営中城公園整備事業等、周辺整備と関連して以下質問をしたいと思っております。まず 中城城跡の整備事業についてお伺いします。現在執行中の城跡線整備事業の完了年度をお聞きします。 県営中城公園整備

事業の進捗状況をお聞きします。 中城城跡の正門と管理事務所の設置計画について伺います。

県の事業で進めるいわゆる廃墟関連の情報はないかお伺いします。 城跡や県営公園へ誘導する県道の新設計画はないか伺います。

大枠の2番、奥間斜面部分の県との協議経過について。9月定例会で奥間喜納原斜面部の無届け伐採面積が1ヘクタールを超えれば林地開発の対象となり、林地開発許可制度については県知事の許認可事項となり、森林審議会等で審査及び現地調査を行い、許可・不許可の判断をすることになると思われるとの答弁がありました。9月29日に南部林業事務所・農水課及び事業者の「森の郷おくま」と再度現場立ち会いを行い、早急な測量結果報告を指示しているが、その後の経過報告を伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課のほうで、大枠2番につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の城跡の周辺整備事業についてでございますが、言うまでもなく本村にとりましては、先人たちに築いていただきました、この大きな宝物でございますので、当然、私としましてもその周辺整備も含めた保存などいろいろな事業がありますけれども、粛々と進めていきたいと思っておりますし、最大の課題は、これは御質問にあります、廃墟をどうするか。これは旧ホテル跡地でございますけれども、それにつきましても昨今では多少の光が見えてきたような気がいたします。当然のごとく沖縄県ともしっかりと手を携えて、この問題に村としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。詳細につきましては担当課のほうでまた答弁させていただきます。大枠1

の つきましては教育委員会のほうで答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 伊佐則勝議員の御質問大
大 1 の についてお答えします。

平成25年度に基本整備計画の見直しを行い中
城城跡事業完了年度が平成41年度までの計画と
なっております。今後の調査の進展や自然災害
の影響、文化庁の補助金の減額などにより、完
了が延びる可能性もあります。今後の計画は平
成28年度から平成32年度までの一の郭整備。平
成33年度までで仮設道路の一部撤去と二の郭整
備完了。平成34年度で南の郭整備。平成35年度
から平成40年度まで西の郭整備。平成41年度で
北の郭・三の郭・周辺的环境整備を行うことにな
っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では大 1 の

についてお答えします。

について、平成30年度完了予定で進めてい
ます。 について、県の都市モノレール課に確
認したところ、28年度見込みの事業費ベースで
用地取得が76%、工事は47.1%進捗している
とのことでした。 について、現在廃墟ホテルに
関しては、建物の登記等の資料と現存する建物
の状況が異なることから、建物所有者同意のも
と測量等調査をしている段階であるとのこと
でした。今後の予定はまだ決まっていないとい
うことで報告を受けています。 について、現段
階において新設の県道計画はないとのこと
でした。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 伊佐議
員の御質問にお答えしたいと思います。

大 1 の について。中城城跡の正門と管理
事務所の設置計画についてですが、基本的な考
え方になると思いますが、よろしくお願いま

す。平成3年3月に中城村・北中城村共同で策
定した中城間切歴史的環境ネットワーク構想・
中城城跡公園基本計画の中で、史跡中城城跡地
区の検討は、現在の城内の進入は、城の裏門側
の駐車場から城内に入っているが、
城の構えは城郭の西側の本来の表門であるこ
とが。当計画では表門からの城への展開を図る、
また広域的な道路、アクセス道路、そして城内
へ進入する駐車場や園路などの見直しを提言し
ております。それに基づいて、現在村としての
実施は先ほど都計課長からもありましたとおり
歴史の道の整備、それから大瀬線、ウフクビリ
線等が着々と整備され、現在城跡線については
整備中ということであります。そういうことに
基づきまして、先ほど村長からもありましたと
おり城跡の表門の西側にはホテル等の建設をさ
れた廃墟といいますが、それがあります。その
ために大きく地形が改変されているところで
ございます。そのような当地区については公園計
画の核となる中心的位置であり、先ほど整備さ
れた道路の主要アクセス道路と駐車場の位置も
県営公園でも位置づけられているところであり
ます。また、そういう施設が整備されますとや
はりこの城の中心的機能を担う位置でありま
すので、構造物の撤去後は、歴史的環境の回復
を図りながら御質問のある正門と管理事務所は
そのような施設にあわせて検討していかなけれ
ばならないものだと考えております。以上で
ございます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員
会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛
之 それでは伊佐則勝議員の大 2 についてお
答えいたします。

事業者である「森の郷おくま」のほうからは
10月12日付で測量結果の報告が村にありました。
伐採届出済以外に無届伐採が0.3ヘクタールあ
り、合計で1ヘクタールを超えておりましたの

で、村としましては事業者に対し森林法の林地開発に該当するため今後、沖縄県の指導を受けるよう指示をしており、10月20日付で村から沖縄県に対し、開発面積が1ヘクタールを超える旨の報告をしております。沖縄県は11月10日付で事業者に対し、森林法違反行為の中止及び復旧計画の提出について指導を行っており、11月21日までには当該開発区域の復旧・防災に係る計画概要書の提出と、それに基づく復旧実施計画書を12月21日までに提出するよう指導を行っております。11月24日には、沖縄県に事業者から復旧防災計画概要書の提出があり、違法伐採した区域の復旧計画及び崩壊地の復旧計画と排水・擁壁等施設計画についての概要が示されております。今後につきましては、12月21日までに提出される復旧実施計画に基づいて、沖縄県と事業者による協議が行われ、その後、村のほうにも具体的な復旧防災計画が示されるものと考えております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

まず のほうでございますけれども、教育長から答弁がございました。世界遺産である中城城跡の保存・整備事業として今後とも文化庁の補助金をしっかり活用していただきまして、その事業執行をさらに推進していただければなと思っておりますので、年次的に計画的に保存・整備作業に邁進していただきたいと思っております。

次、いかになりますか。やはり城跡の周辺整備事業との関連が強くなってきますけれども、やはり例の廃墟ホテルの撤去なしにはなかなか整備事業もスムーズに進まないというふうなことも考えられます。そこら辺、後ほどまた答弁にもありましたけれども、そこら辺が早目に片づいてもらって、やはり県営中城公園の整備事業もスムーズに進行していただければなという

思いを託しながら再質問に移ります。現在、進行中の城跡整備事業の完了年度につきましては、30年度というふうな答弁をいただいております。先ほど屋良課長の答弁の中にありました平成3年のこれは中城村と北中城村で共同策定したというふうなことでございますけれども、中城間切歴史的環境ネットワーク構想の策定、平成6年には同じく共同策定した中城城跡公園基本計画の中で、いわゆる周辺整備として、やはり表門から入り口を設定していくと、そこから城跡を展開していくというふうな計画がうたわれているかと思っております。その中で要するにそこにアクセスする道路網の整備に事業着手して、ウフクピリ線あるいは大瀬線、現在城跡線の整備中でありまして、これが30年度には完了する予定との答弁がございました。そうしますと、城跡線が行きどまりになっておりまして、そこから後は県営施設公園の整備事業に入っていくかと思っておりますけれども、そこから駐車場をつくって、いろいろな施設をつくっていくというふうなことになるかと思っておりますけれども、平成30年の完了予定で廃墟の問題があるので、ちょっと再質問もなかなか難しくなっているんですが、県としては城跡線が30年度に完了する。最終部分については、既に完了しているわけなんですけれども、県のいわゆる駐車場整備を初め、その城跡周辺の上のほうの県営公園の整備事業に取り組む予定かどうか、そこら辺わかりましたらお伺いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現在、城跡線跡が30年度に開通予定しております。その公園敷地内の入り口までうちのほうで整備して、その後は西グスク駐車場を整備し、今の廃墟跡地を通して、一の郭の正門まで整備していくという計画ですけれども、今県のほうとしてはまだ駐車場の詳細設計も発注していない状況ですので、当分の間は工事も厳しいかな

と思っています。県営公園の完了年月日は30年を予定していますが、おそらく今の段階ではあと5年延びる計画になるかと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 では次の進捗状況についてでございますけれども、用地取得関係でこれは28年度末見込みの事業費ベースで用地取得が76%、工事の進捗が47%というふうなことでございます。まだ半分程度というふうな報告がございました。実は第四次総合計画の中にも中城公園整備事業については、列記されておまして、その県営中城公園整備事業、概要といたしますが、平成8年度に策定された中城公園基本計画に基づき、平成9年から進められている整備事業として「歴史・自然と共生する文化創造の公園」をテーマとするということで、中城城跡周辺については、中城城跡の計画的な保存整備とともに周辺地域と一体となった県営中城公園整備事業を促進しますというふうな総合計画の中にも明記されてございますし、先ほど事業年度の話がございました。それからしますと事業期間というのが平成9年から平成30年度までが事業期間ということで、ちょうど城跡線はもう入り口までいっていますよと、その事業期間の年度が30年度まででというふうなことになっておりますけれども、やはり課長の答弁にもありますように、おくれが生じていくのかなということで、どうですか5年もおくれそうでございますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の工事の進捗47%を見ると、どうしてもあと5年はかかるかなと思っています。それと普天間自練の問題、それからウーグスク登又線の村道の問題もまだ解決していませんので、その辺の解決をクリアしないと全体的な工事がかめないというのがあって、あと5年間はかかる

と思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 のほうでございます。県営公園の整備事業と関連していきますので、まずは廃墟ホテルの撤去なしにはその事業計画は進行しない。中城城跡公園の基本計画の中で表門からの城の展開を図るとのことでありました。管理事務所等以外の施設の計画等についてありましたら、お伺いしたいと思います。それについては当然廃墟も全部撤去した後の事業、いわゆる公園基本計画の中で、管理棟以外の施設等の計画がありましたら、お聞かせ願いたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（14時31分）

~~~~~

再 開（14時32分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

史跡区域以外は県営公園の範囲でございまして、どうしても県営公園の施設としての位置づけが必要だと考えております。当初の構想からまた変更がありまして、今のところ施設の整備は県からはないということをお聞きしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 今の質問は中城公園につきましては、大きく分けて3つのゾーンぐらいに分かれていますね。今の城跡線の入り口から駐車場をつくって、そこに何か歴史資料館かなにかそういうふうなこともあったと思います。それはあくまでも県営中城公園の事業の範囲内。私がお聞きしているのは、いわゆる城跡内の整備の中で、いわゆる管理事務所、管理棟以外にも何か併設するような計画はお持ちでしょうかというふうな確認でした。なければならないで結構

でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（ 1 4 時 3 5 分）

~~~~~

再 開（ 1 4 時 3 5 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え
します。

城跡の指定区域内のほうには基本的事務所等
の建物が建てられないということで、現在のと
ころないということでございます。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8 番 伊佐則勝議員 のほうですね、廃墟
関連になりますけれども、廃墟関連につきまし
ては、現在測量等の調査が入っているというこ
とでしょうか伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 都市計画モノレ
ール課に確認したところ、測量して登記簿原本と
合わせながらの測量を行っているということで
聞いています。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8 番 伊佐則勝議員 測量も早期に実施され
て地権者との補償額等の交渉で、早目に廃墟の
問題が片づけばおのずと周辺事業の進展も早く
なるかと思しますので、それにつきましてはお
互いに見守っていくしかないのかなと思ってお
ります。

引き続きまして、 の県道の新設計画の件で
ございますけれども、新設道路の計画は現在の
ところないという答弁でしたけれども、いわゆ
る私の質問の仕方が間違っていたらごめんなさ
い。いわゆる中城区域、村域を通る県道の施設
というふうな意味ではなくして、おそらく新設
道路の計画はないですよというふうな答弁につ
きましては、中城村域を通る新設道路の計画、
あるいは予定は今のところないですよというふう

な答弁だったかと思えます。これは北中城村地
内を要するに計画している県道がございます。
それは課長も確認済みでございます、やはり
その県道もいわゆるこれは野嵩方面から北中、
ウーグスク、それから久場崎と熱田ぐらいの間、
国道329におりていく。そこが新設道路として、
県のほうでもまだその計画は生きているという
ふうな話を情報として聞いております。その道
路について、説明をしていただきたいんですが、
よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

私の知る限り説明していきたいと思えます。

今回、去年の連絡会議でその件について、これ
は平成9年に中城村、北中城村で県の土建部長
と覚書をされています。その中で北中城村道を
ウーグスク登又線の拡充ということで、今の登
又農園から行ったところから中古車センターが
ありますけれども、そこから入って県道146号
線まで出る通過交通を伴った道の計画ですけれ
ども、これは北中城村がやりますよというこ
とで覚書されています。村は村道の平田線の廃止
をやりますと、それから北中城村は普天間自動
車の練習場移転に伴うのは北中城村でやります
よという覚書をやっていますけれども、去年の
会議の中では、県としても今中城公園北駐車場
250メートルありますけれども、そこを早目に
整備してくれと要請はされていますけれども、
北中城村としては、まだ基本設計段階で工事す
る段階ではないと事業認可もとっていないとい
うことで、今の現在の道になっています。その
件については、約1キロ余りの道の計画があり
ますけれども、前に進んでいない状況です。以
上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8 番 伊佐則勝議員 中城公園のいわゆる事
業年度、事業期間といえますか、平成9年から
スタートしました。先ほどの城跡の整備計画も

やはりその若干前からあって、結局は中城村としてはそのアクセス道路を整備していくということで着実に進めてきたと、もうその城跡線も今完成間近だと30年度にはもう完了というふうなところ。おそらく先ほども覚書の話が出ておりましたけれども、やはり中城村としてはちゃんとしっかり年次的に事業を進めて、持ち分についてはしっかりとアクセス道路をつくり上げてきたと。お隣ではあるけれども、よその村になりますけれども、なかなか私どもからは何も言えないところはあるんですが、こちら辺、やはり中城公園あるいは城跡への誘導するアクセス道路として、ぜひとも再度北中城側と詰めの協議ができないか。と申しますのは、その県道がうまくいって完成したことを想定しますと、いわゆる県道329号から久場地区に近いんですね。熱田地区に近いというふうなこともあるんですが、まず避難道路としての活用も挙げられる。クルーズ船も入ってきます。クルーズ船の乗客。前々の定例会でもそういうふうなクルーズ船の話、それを中城城跡に引っ張ってくるというふうな話が出たんですが、そのクルーズ船のお客さんを城跡に誘導してくるというふうな道路としても非常に勝手がいいというふうな思いを持っております。つきましては、そこら辺のところ、やはり北中城側と再度協議の必要性を感じておりますけれども、そこら辺についてはお考えどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

中城公園の一環としての道路整備計画ですので、あくまでも窓口は都市計画モノレール課が音頭をとって、連絡協議会も年に一、二回ありますので、その中でも村も何回か提言はしているんですが、相手がいることですので予算が今のところないと。基本計画もまだやっていないという段階ですので、その辺は県のほうからその覚書を遵守するように、おそらくそう

いう指導も入ってくるだろうと思いますので、村から直接北中城村に行って、交渉というのはいかないものだと思っています。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（ 1 4 時 4 6 分）

~~~~~

再 開（ 1 4 時 4 6 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 協議ができなかったら、非常に難しいですね。これは中城村単独で要請するわけにもいかないことですよ。そうであれば中部広域あたりで要請をするというふうな手立てについては村長どういうふうな感じになるんですかね。難しいのかどうか。計画は生きているそうです。ただやはり北中城村のほうでそういうふうな事情があるというふうなことで、ごく最近の情報でございます。市町村から要請がないんだというふうな話も一部情報として入ってきております。だから足並みがそろわないことにはうまく要請もできないかと思っておりますけれども、そうであれば東西道路もやはり中城村として必要になります。北中城村にはなりませんけれども、そこら辺はもう一度協議する必要性は非常に高いのかなと。繰り返しますけれども、先ほどのクルーズ船の問題、あとは避難道路の問題、そこら辺も考えると中部広域あたりでもし取り上げられるのであれば、一番よかったのかなというふうなことではございますが、村長、その件について一言できましたらお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

隣同士の兄弟村でございますので、非公式には打診的な部分は行えるような気がいたします。今中部広域の話もありましたけれども、中部広域での話となっても、やはり主導権を握っていただくのは北中城村ということになるものです

から、ただこれは確かな情報ではないかもしれませんが、多少諸事情があるようなニュアンスを聞いておりますので、なかなか奥歯に物が挟まったような言い方になってしまいがちではありますけれども、知らない中ではありませんし、非公式にしる、多少の話し合いは可能かなとは思っております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 情報ですからあれですが、その県道の開通によって大城地域下水道整備ができるということで、それも含めるとやはり今のダムの問題がございます。水質の問題、そこら辺の問題も片づくのではないかなというふうな県の考え方といたしますか、直接私聞いておりませんが、下水道の整備にもつながっていくというふうなことでそういうふうな話も関連して直接的なあれではないけれども、そういうふうな波及効果というのかな、そういった話も伺っております。これは余談になりますけれども、皆さん新聞に記者席というのがあります。ちょっと面白いあれでしたので、ちょっと読み上げさせてもらいます。これはきのう、一昨日ぐらいの新聞ですが、県議会の要するに記者席ですので、県議会議員の質問の中で、新たな観光資源としてロープウェイ整備を提言した県議さん、県外事例を視察し、高コストでもないと可能性を見出した様子で高いところから見ると青い海が一段とよく見えると強調したと。県には市町村から提案はないが、具体的な相談があれば意見交換をしたいとの答弁を引き出したというふうな記者席の記事が載っております。やはり再度アプローチしてもらって、非公式でも結構かと思えます。やはり兄弟村と一緒に要請行動ができれば、ぜひとも首長同士、非公式なり、まずはお会いしてもらってそういうふうなメリットの面を村長から強調していただいて県道がしっかりとまだ眠っているようがございますので、たたき起こしていただければ

なと思っております。

次に移ります。大卒の2番、報告を受けました。二、三お聞きしたいと思います。1ヘクタールを超えていたというふうなことございます。1ヘクタールを超した場合には林地開発の対象になるとの話が9月定例会でありました。今回の件につきましては、コンマ3ヘクタールが無伐採というところで、その林地開発からは外れているのか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

0.3ヘクタールが無届伐採ということで、当初0.9ヘクタールとなっておりますので合計で1.2ヘクタールで事業者側がそのまま1ヘクタールを超えたままで開発を継続したいということになりますと、やはり林地開発の許可が必要になってきます。多分、今回の県の森林法による指導については、復旧を行いなさいと。無届伐採については、造林をして戻しなさいと、あとは崩壊した部分については、ちゃんと対策をとりなさいということの指導でありまして、もし事業者がそれののっとなって復旧をします。そうなりますと、1ヘクタール未満での開発ということになりますので、林地開発の対象にはならず、別の各種の許可が必要になるかと思えます。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 県からの指導がまたあるようですけれども、具体的な復旧計画の内容を把握しているようでしたら伺いたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今の段階では県のほうには実施計画書のほう

が21日に提出ということになっておりますので、概要については、例えば無届伐採については造林をして、復元をしていきたいと。あとの土砂の崩壊部分については、調査測量を入れて検討したいという報告のみです。実施計画については、21日以降になるかと思えます。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 21日以降に復旧実施計画、21日までに提出されるというふうなことですね。それで県と事業者との協議が行われ、村のほうにもその時点で具体的な復旧防災計画が示されるというふうな手はずになっていくのかな。その場合に自治会への同じような具体的な防災復旧計画の説明が事業者から予定されているか。そこら辺はどうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

この県との実施計画についての協議で県から承認が得られれば事業者から地域に対して、これは確認はとっておりませんが、地域への説明はなされるものかと思えます。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 本件につきましては、今後とも引き続き県としっかりと連携して、対策を講じていただくことをお願いしまして、本日の一般質問をこれにて終了いたします。

議長 與那覇朝輝 以上で伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時59分）

## 平成28年第7回中城村議会定例会（第7日目）

|                                                 |                 |                        |                                    |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成28年12月9日（金）   |                        |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成28年12月15日 （午前10時00分） |                                    |         |
|                                                 | 散 会             | 平成28年12月15日 （午後4時06分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄                | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃                | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良                | 11 番                               | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則                | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏                | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則                | 14 番                               | 欠 席     |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                  | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝                | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         | 14 番            | 新 垣 善 功                |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 9 番             | 仲 眞 功 浩                | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                  | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介                | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典                | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄                | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕                | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和                | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人                | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌                | 生 涯 学 習 課 長                        | 金 城 勉   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三                | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 安 田 智   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治                |                                    |         |

議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |



議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 皆さん、おはようございます。10月定例会の一般質問最後の日で、きょうはトップバッターであります。ひとつよろしくをお願いします。

それでは議長から一般質問のお許しが出ましたので、質問をさせていただきたいと思えます。

まず大枠の1番、吉の浦会館機能強化の整備計画について。文化振興・文化活動の核となる吉の浦会館の役割と施設の充実について。

吉の浦会館施設老朽化への対応について。吉の浦会館の大幅な改修か新築の構想はあるか。

大枠2番、教育行政について。南上原地域では人口増加に伴い、就学前の児童が増加し、南小学校においては今後児童の受け入れに必要な教室が足りなくなる事態が予想されるが、その対策は。津覇小学校、中城小学校への校区変更の問題が出ているが、対象地域の住民や保護者の方々への説明や校区変更の進捗状況は。伺います。

大枠1番の から に関しては関連事項の質問になると思えますので、一括して質問をしたいと思えますのでよろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番ともに教育委員会のほうでお答えをさせていただきますけれども、私のほうでは大枠2番、南小学校の件、あるいは津覇小学校、中城小学校の件で所見を述べさせていただきますが、この問題は大変大きな問題、課題だと捉えております。であるがゆえに、教育委

員会にそのままどうぞということではなくて、当然、私も一緒になってこの問題に取り組んでいきたいと思っておりますし、詳細は後ほど答弁させていただきますが、でき得る限り今の状態を維持できないのか、あるいは増改築などのことも念頭に入れながら、その時代時代に合った形でしか対応はできないとは思いますが、しっかり一緒になって取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。仲松正敏議員の御質問、大枠1 と大枠2については私から、大枠1の 、 については生涯学習課長から答えさせます。

1の 中城村における農林水産事業等の振興、生活改善の推進、住民の教養知識の向上、健康福祉の増進及び地域連帯感の高揚を図る等、コミュニケーション活動の場として重要な役割を担っていると考えます。施設も催しや住民健診などの事業での利用もふえているため、施設課題の改善も含めて利便性の向上を図り、充実させていただきたいと考えております。

大枠2の 中城南小学校は平成25年度に開校いたしました。南上原地区の著しい人口増加により教室数が足りず、平成27年に7教室増築しました。しかし、児童数の増加により受け入れ教室が足りなくなることが予想されます。対策として、校舎と運動場との間に増築を考えております。

中城南小学校の児童数の増加により、小学校の校区の変更を検討してまいりましたが、工区の変更を行っても中城南小学校は増築しなければ教室数が足りないことから、校区の変更は増築後に検討してまいりたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 大枠1の 吉の浦会館施設老朽化への対応についてお答えいたします。

施設建設から23年が経過し、各所に経年劣化に伴う老朽化が見られます。過去にも雨漏りなど、支障、問題のある部分の改修工事などを行ってまいりました。今後も経年劣化に伴う改修は必要と考えております。

続きまして 吉の浦会館の大幅改修か新築の基本構想はにつきまして、現段階での構想はございません。耐用年数からも建てかえは検討しておりません。施設課題の改善としまして、今後躯体に影響を及ぼさない範囲での施設改修及び施設整備により機能強化を図れるよう検討してまいりたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは順を追って大枠1番のほうから再質問をしていきたいと思っております。

吉の浦会館は村民にとってさまざまな文化芸術を身近で観賞、体験、交流する場、また文化芸術を創造、発信、継承、育て広げる場で、人と人とのつながりを地域づくりに生かす場として重要な役割を担ってきました。一方で、会館として既に23年がたち、耐震性の問題や老朽化によって施設の設備等に多くの課題が出てきております。村民が将来に希望を持ち、日々元気に暮らしていけるよう、歴史と文化が薫るまち中城村として、文化芸術振興を初めとする村民生活に潤いを与える事業を続けながら、吉の浦会館施設等のあり方を見直していくことが真に求められていることとして提言いたします。

まず初めに、会館の耐用年数はどのくらいと考えているかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

吉の浦会館は平成5年11月に落成式を行っており、建設から23年が経過しております。農林畜水産業関係補助金により事業実施をしておりますことから、同交付規則に規定されております鉄筋コンクリート構造の耐用年数は50年と

なっております。それからしますと、あと27年の耐用年数があると考えます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 吉の浦会館の年間を通しての利用率はどうなっているか。それと村内、村外の利用率の割合はどのくらいか。わかりましたらお聞かせいただけますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

昨年度の利用数につきましては2万8,976人です。ことしは9月30日現在で2万6,530人です。利用者の村内、村外の区分けについては、一人一人、村内、村外という区分ができませんし、利用申し込み者が村内であっても利用者が村外などありますので、村内、村外の区分の統計はとっておりません。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今の数字からすると、吉の浦会館というのは相当年間を通して利用されているという感じがします。やはり耐用年数が50年といっても、建設からもう23年ですか、20年以上も経過したら老朽化に伴う改修工事が必要となってくると思います。

それでは、吉の浦会館の現状と課題について伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

さまざまな要望、課題はございますけれども、現在、吉の浦会館の機能として不足している多目的トイレ、授乳室の新たな設置やトイレ個数の増などは検討すべきかと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 過去に雨漏りなどがあり、改修工事も行ってきたと言われていますが、今後も補修や施設整備の機能強化を図る必要性があると思われまますので、過去に改修工事はいろいろ行ったと思うんですが、もう少し具体的に詳しく教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。  
大きな工事なんですけれども、平成23年度以前に調理室のロビーとクーラーの修理をしております。平成24年度から平成26年度にかけて一括交付金を使った整備としまして、平成24年度に屋根の銅板の撤去工事と、雨漏りの補修工事としてシート防水工事を施工しております。それに伴いまして太陽光の発電システムの設置工事もしております。空調の改修とLEDの交換。平成25年度には吉の浦会館入り口フェンスと看板の修理、改修をしております。平成26年度に事務所、小中会議室、和室の空調改修をしております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 やはりこれだけ年数がたつと、いろいろ改修工事もされております。吉の浦会館の利用者や来館者から、会館に対しての不満や要望とか声があると思うが、どのような内容等があるか伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。  
正式な陳情書や要望書としていただいておりますが、これまで議会における一般質問や文化関係団体等からの要望としまして、舞台裏の通路の拡張、スポット照明や音響の改善や強化、女子トイレの増などトイレ改善、授乳室、おむつがえ台などの要望を口頭で伺っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 先ほど聞いた改修工事の中身、トイレの改修工事や音響設備、照明設備、舞台の向上についての改善工事がなかったので、それらのことを伺いたと思います。会館に来られて、まず誰もが利用するのはトイレだと思います。特に女性はトイレに関して敏感で、においがして換気が悪いとか、水の流れが悪い。イベントや発表会のときに女子トイレの

数が少なく、列をつくって長く待つ。そういった不満の声が聞こえます。本村では唯一、多目的に使われているこの施設であります。誰もが利用するトイレに対して不満の声が出ているのは、本村にとって大きなマイナスのイメージを持たれ、大きな問題だと思うが、それに対してどのような対処をしていくか伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。  
開館から23年がたっておりますので、トイレの古さは感じられますが、掃除も定期的に行い、また芳香剤等も活用して、汚い、臭いイメージを持たれないような管理はしているとの認識ですが、議員の御指摘のとおり、今までもその流れの改善というは行っているつもりなんです。どうしてもイベント等のキャパがいっぱいの状況で、大量の人が一斉に利用されると、どうしても流れが悪かったり、においの問題というのは起こってしまうところでの意見ではないかと思いますが、今後、トイレの数の不足というのは認識しておりますので、検討をして対処できるように考えていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ちなみに会館のトイレの清掃というのは、週何回行われているかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。  
最低でも週1回は行っておりますけれども、イベントの後や汚れがひどいときは随時掃除を行っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 先ほども答弁がありましたけれども、トイレの設備について若い母親からの意見があって、会館では乳幼児の健診や住民健診の話もありましたけれども、乳幼児の母親からの要望として先ほども聞きましたが、ベビーチェアやトイレの中に荷物置き場の設置、

トイレの面積を広くしてほしいなど、小さい子供連れの親にとって不便な思いをしているなどの声が多数ありますので、やはり子育てで大変なときに施設を使いやすくして、少しでも子育ての負担を軽くしてあげることは大切だと思いますので、ぜひしっかり考えて対処していただくよう、よろしくをお願いします。

やはりトイレを気持ちよく使うことができれば、施設全体の印象がよくなり、逆にトイレに対して不快感を持つと、どんなにすばらしい施設でもよい印象は持ってもらえません。そう考えていただいて、トイレの改修についてはぜひ頑張っていたいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に音響設備に関してお聞きしますけれども、確認ですが、今までに音響設備を一度でも改修したことがあるかどうか。どうですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

大幅な改修はございませんが、10年ぐらい前にミキサー、音量を調整する機械の交換と、昨年度はケーブルを交換しております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 そのようにミキサーとかケーブルを交換したとおっしゃっておりますけれども、音響設備に対して村内で催し物やイベントのときに、いつもかかっている音響の専門の方に聞いたところ、今、会館で使っている備品は改修はしたけれどもかなり古いものだと。現在はどこでも使われていないそうです。それで、会館で催し物があるときはやむなく自分の音響機械を持ってきて対応しているとの話を聞いております。私もいつだったか、民謡のチャリティー公演のときに、スタンドとマイクが足りなくて持参したこともありました。私も琉球音楽にかかかっていて、本村の文化協会設立当初から吉の浦会館を利用させてもらっていますが、これまで音響設備に関しては、私とし

ても何度も改善を担当課のほうにお願いしましたが、歌い手を生かすも殺すも音響ですと。何回も苦い思いをしてきました。それは、村外から吉の浦会館を利用された方々からも、そのような不満は指摘されております。

それと皆さん、記憶に残っていると思いますが、去る10月に行われた海外移住研修生の修了式に、研修生がウチナーグチを使っただけの紙芝居の発表の場でプロジェクターの機械が機能しなくて、研修生も参加された方々もとても不快感を持ったと思われます。たしかそのプロジェクターは昨年も故障したと記憶にあります。そのような状況の設備に対して、一刻も早く改善されるべきと思うが、課長のお考えは。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

今、御指摘の備品の古さや不備、また保守契約で保守委託をしてもらっている会社からの持ち込み、あとプロジェクターの問題等というのは、運営する課として利用者に御不便をおかけして大変申しわけなく思っております。これまで一向に改善されなかったというお話につきましても、言いわけになるかもしれませんが、これまで農村改善センター吉の浦会館として施設目的を持った建設及び施設整備でありました。その後もその目的に沿った施設管理をしていますが、一般的に多くの利用が各種大会や式典、講演会などに利用されておりました。利用での問題はなく、音楽とか演劇の発表会等では御指摘のような音響、照明の問題があるかと思えます。その辺を踏まえまして、前回の議会答弁でも述べましたけれども、来年度ですね、吉の浦公園施設の整備計画の策定を一括交付金を使ってチャレンジしてまいりたいと思っております。その中に吉の浦会館の機能強化として、御指摘のあった内容も含めた整備ができればと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 吉の浦会館は農村環境改善センターとしてつくられてはいるが、村内で唯一、多種のイベントを行う施設なので、せっかくいい舞台発表をされても施設の整備が悪ければ舞台の質も落ちてしまうと思います。さきの熊本震災のチャリティー公演でも、客席のお客さん、多数の方から音響の質が悪いという話が聞こえました。また私の近くに座っていた職員も、そういう話をしております。あのときは確か村長もデュエットで出演されたと思いますが、音響がよければもっとすばらしい喉を披露することができたと思います。もともといい声はしているんですが。

次に照明器具や舞台に関してお聞きしますが、照明器具、たしか設置はされていると思うんですが、今まで琉舞とか日舞のときに、この照明器具がほとんど使用されていないと思うんですが、この照明器具は故障をしているのか。チェック体制はどうなっているのかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

スポットライトなど、照明器具に関しては設置しており、機能しております。個々の利用については把握しておりませんが、利用は可能となっております。チェックにつきましては、定期保守のチェック項目には今入っておりませんので、今後は定期的なチェックをしてまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次に舞台、どんちょうの位置に関してですけれども、余りにも中のほうに入っていて舞台が狭く、舞踊家の方からもう少し、たしかどんちょうは前のほうは1メートル30センチから1メートル40センチぐらいは空いていると思います。後ろのほうも狭くて、特にお琴の方なんかは琴が大きくて、とても通路に不便だと言っております。どんちょうをも

うちょっと前のほうに寄せれば舞台も広くなり、後ろの通路も歩きやすくなると思いますが、そのどんちょうに関して少しお聞かせいただけますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

舞台とどんちょうにつきましては、議員の御指摘のとおり、使い勝手がよくない状況かと認識しております。現場も確認したんですが、簡易な改修では対応できないと思いますけれども、施設全体の改修レベル、先ほど申し上げましたように施設全体の整備改修計画等で対応できればと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 もしその改修ができる事業があれば、ぜひ改善していただきたいと思っております。

施設の設備等に関してはあらゆるジャンル、全て同じだと考えられます。今回、吉の浦会館の音響設備を含めたことを取り上げて話をしておりますけれども、例えばサッカーも一緒だと思います。スポーツ面でも、ピッチが悪ければ、どんなにすばらしいプロの選手でも、ドリブルしてもボールはコントロールがうまくいかないと思います。いいプレーができないと、やっぱり施設整備がなされていないと、そういうことからしても、やっぱり村長はぜひこの吉の浦会館の施設の整備をよろしく願います。

続きまして大枠2番のほうに移ります。全国的な少子化傾向は中城村においても例外ではなく、本村では下地区の津覇小学校、中城小学校の児童生徒数が大幅に減少し、学校小規模化が進んできています。一方で、上地区の南上原地域では人口増によって児童がふえ、南小学校は大規模化し、上地区と下地区の学校間で教育条件、教育環境、学校運営等でさまざまな問題が生じ、村内の学校間に明らかに格差が生じてきていることは、もはや見過ごすことができない

状況であります。このようなことから小学校の適正規模、適正配置を進め、村内全域にわたって教育の機会均等と公平性を確保することが緊急の課題となっております。学校の適正規模、適正配置の基本方針について教育長に伺いますが、この基本方針に沿って今後とも学校教育の取り組みがなされると思います。やはり大切なのは児童生徒の教育機会の均等、これが最も大切だと思えます。児童数によって学校間、または生徒間で格差が生じないようにするためにも、学校の適正規模、適正配置について、教育長の見解を伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それでは、私のほうで答弁させてもらいたいと思えます。

小学校の適正規模の学校は、学校教育法規則第17条で決まっております。学級数がおおむね12学級から18学級が適正となっております。適正配置は通学距離がおおむね4キロ以内が適正と言われております。学校施設費国庫負担法からいきますと、過小規模学級は5学級以下、過大規模学級は31学級以上となっております。本村の小学校におきましては、平成28年度には中城小学校11学級、津霸小学校11学級、中城南小学校19学級となっております。先ほど議員からもあったように、中城小学校区域、津霸小学校区域は児童数が少なくなっているんじゃないか。南は多くなっているということで、どのように考えているのかということでもありますけれども、住宅事情もございませぬ。教育委員会では過小規模学級、あと過大規模学校にならないようにと考えているところであります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 やはり学校の小規模化が教育に与える弊害と問題点を、さまざまな角度から整理し、早急に対策を講じていくことが求められておりますので、しっかりと検討をしていただきたいと思います。

学校が小規模化してしまうと、各学年2学級以上にすることによって人間関係に配慮したいというクラス編成ができ、また習熟度、別指導等、多様な指導体型をとることができる。先ほども言ったように、スポーツでクラス対抗戦ができ、競争力が養われ、部活動においてもより多くの種目を多くの人数でできるため、生徒のモチベーションが上がるなどの利点があるが、しかし、近い将来、津霸小学校、中城小学校の小規模化が進むと、そういった利点がなくなることに対して懸念を抱いておりますので、しっかり対処していただくようお願いします。

児童数が増加する地域における教室の確保についてお聞きしますが、南上原地域においては人口増加に伴い、就学前の児童が増加し、南小学校では今後、児童の受け入れに必要な教室の確保が困難な状況になると思われるが、受け入れ教室の確保については先ほど教育長からも答弁がありましたけれども、その対策をどのように考えているかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

先ほど教育長からも答弁があったかと思いますが、議員おっしゃるように、南上原地区の人口増加によりまして、中城南小学校は平成27年度で7教室増築しました。それでも児童の増加が大きく、受け入れ教室が足りないことが予想されております。その対策としましては、校舎と運動場との間に増築を今考えているところでございます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 校舎と運動場の間に増築するとおっしゃいましたけれども、その建物の構造上、何教室ふやせるかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。まだ設計に移ってはおりませんが、今、設計

事務所と協議しまして、どのような構造ができるかと協議をしているところでありますけれども、1階部分はピロティにしまして、2階、3階を普通教室にして、計4教室を増築できるんじゃないかと。将来的にもしそれでも足りない場合は、1階のピロティも普通教室にできるんじゃないかということで、トータルしますと6教室の増築は可能だと考えているところであります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 最初、3階建ての構造と、建物ということで、最初は2階と3階を教室にして、子供の児童数を考えたら下の下駄ばきのほうもふやすということですが、建物全体は一度に教室にしないで、児童の増加を見ながら教室をふやすということを考えると今おっしゃっていましたが、やはり現在の南上原地区の増加率を考えると、一遍に1階部分も教室にしたほうがいいと思うが、また追加で増築するとなると、いろんな手続上、経費と時間もかかり、職員の仕事もふえると思います。どうですか。一度に6教室つくれないか。そういう考えはないですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えします。

議員おっしゃるように、一度に6教室を増築したほうが経費的には安くつくと思います。ただ今、その芝生、現在増築を予定しているところが運動会等で本部席となっているところです。そこを全部教室に使いますと、運動会等でその本部席がつかれるのか。その辺は学校と協議をしながら、これから設計になりますので、その辺は一度に6教室をつくるのか、最初は4教室にするのかは、これからの検討事項になってくるかと思っています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 また新しく校舎を増築

するということですが、本村は新庁舎建設も進めていて、将来的には財政も大変厳しくなってくると思います。そのような状況で学校校舎を増築して教室をふやすというのは、校舎建設の予算確保については大変厳しいと思いますが、その辺はどうですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

確かに村では、今、庁舎建設を進めているところではありますが、どうしても中城南小学校の児童数が多く、教室が足りませんので、同じ時期にはなってくるかと思いますが、中城南小学校の増築は進めていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 予算の確保は大変厳しいと思いますけれども、つくる段階になって予算が確保できないとかそういったことにならないよう、しっかり頑張っていただきたいと思います。

続きまして、南上原地域では先ほどから話しているとおり、人口増加に伴い就学前の児童がふえ、南小学校においては近い将来、児童の受け入れに必要な教室の確保が困難となることが予想され、校区変更の問題が出ている話を聞いているが、現在どのような状況か伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

中城南小学校の児童数の増加により、我々も校区の変更を検討してまいりました。しかし、校区の変更を行って津覇小学校、中城小学校に子供たちを転校させても、今、南上原地区だけの児童数でも教室が足りない状況にありますので、教室の増築を考えております。その場合、教室を増築して校区変更するのは父兄に説明がつかないんじゃないかということで、増築をし

て、その後校区変更も必要でしたら、またそのときに校区変更を検討してまいりたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 この校区変更については、私のところに住民や保護者からいろいろ問い合わせがありました。ほかの議員の方にもそういう問い合わせがあったと聞いております。この校区変更については、毎月行われている教育委員会議で審議し検討されたと思いますが、いつごろからその校区変更の審議をされたのか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えします。

教育委員会では平成27年度末あたりからこの南小学校の児童数の増加に伴い、検討をしてみました。教育委員会議では平成28年度から協議しております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 校区変更についてのいきさつというのは先ほどから伺ってわかりますけれども、では、その審議内容について伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

まず校区変更を行った場合、どの地区を中城小学校に変更、どの地区を津覇小学校に変更するかということと、何年生から転校をさせるのか、すぐ一度に、1年生から6年生まで転校させるのかという協議を行ったところであります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 南小学校の新設校舎の段階においては、新垣、北上原、サンヒルズ、登又の児童をそのまま中城小学校に通学させる案とか、そういう検討はなかったですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えい

たします。

中城南小学校が開校する前は、北上原、新垣、サンヒルズ、登又は中城小学校区域でありました。当初はそこに全部、中城小学校に、もとに戻すという案もございましたが、津覇小学校の児童数が余りにも減少傾向にあるということで、2つに分けたほうがいいんじゃないかという案もございまして、そのほうで当初は検討をしてみました。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今回、かなり住民や保護者に校区変更の情報が流れておりますので、地域住民の代表者として自治会長を交えて、今回の校区変更について、何らかの説明はされるかどうか。その辺をお聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

校区変更は増築を終わってからの検討になりますので、増築が終わって教育委員会のどういうふうな仕様ということが決まりましたら、地元への説明会を行いたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 校舎を増築された後に説明会ということですがけれども、やはりその期間までまだまだ大分日にちがあると思います。その間、やっぱり今情報が流れておりますので、その情報がいろいろ錯誤して、校区変更に対して悪い噂が流れてしまうおそれがありますので、その辺はもう少し早目にできないか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

早目にできないかということですが、教育委員会としての結論がまだ出ておりませんので、今、説明して逆に混乱させるような状況になるかと考えております。増築をすることによって校区変更をせずともよくなる可能性もございまして、その時点で増築をしたときに校



区変更まで必要なかどうかを検討しまして、住民説明会を考えていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 やはり校区変更となると、多くの問題が出てくると思います。例えば、校区変更の対象児童が新1年生からということになった場合、その1年生の児童に兄弟がいたら別々の学校に通学することになり、親からすると兄弟が同じ学校に通えば上の子が下の子の面倒を見てくれる安心感があったのに、別々の学校だと不安も大きくなると思います。また学校行事等も、例えば運動会や学芸会、そのような行事に関しても同じ日ですと、別々に行くことになって、保護者の負担も大きいと思います。それだけでなく、他地区だと防災の面からも津波の心配までしなければならず、それからするとやはり校区変更に対して多くの反対意見が出てくると思います。校区変更の説明会については、教育の機会均等と公平性を考えると一方的なものであり、村民からすれば到底納得しきれないやり方だと考えられますので、結論をこれから出す前に、もっといろんな案を出し合っただけで検討し、十分な議論をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時56分）

~~~~~

再開（11時07分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 質問の前に、本日の新聞に載っていましたが、13日に起こったオスプレイの墜落事故に対して、「県民や住民に被害を与えなかったことは感謝されるべきだ」と米軍のトップであるニコルソン四軍

調整官の言葉に、胸が震えるほどの怒りを覚えて、一言の謝罪もなく、逆に抗議に対し怒りを示したという。以前から欠陥機と指摘されてきた、そして配備に強く反対をしてきました県民が、起こるべくして起こった今回のオスプレイの墜落事故は住民地域に近いだけに、あわや大惨事になりかねなかった。絶対にこの配備を許せない。心からの怒りで抗議をするものであります。

以上を申し上げて、一般質問に移りたいと思っております。

大枠1番、待機児童対策について。認可外保育所の今まで果たしてきた役割について、自治体が担うべき児童の保育、待機児童の対策など、その役割を認可外保育園が担ってきました。認可外保育園の果たしてきた役割は大変大きいと思っておりますが、行政としてどのように認識をしておりますか。待機児童はゼロ歳から2歳児が多い。手のかかるゼロ歳から2歳児は、公立、認可園を問わず、断られることがあると聞いております。その対策について伺います。県の実施する環境整備事業（認可外保育所施設研修補助事業）の利用状況と、その補助金の使い道などについて伺います。

大枠の2番、介護保険についてです。第6期事業計画保険料で、中城村は3ランクで高いほうに位置しております。その中で、全員住民税非課税で年収が80万円以下の方が年間保険料3万7,785円、一方で本人が住民税非課税で年収が80万円以下でも、世帯に住民税課税者がいると保険料が7万5,571円と2倍になる。世帯に住民税非課税者がいると、なぜ2倍になるかお聞きいたします。各字の公民館でやっている健康体操や筋トレに参加する人は女性が多く、どこでも男性が少ない。そこで体育館のトレーニングルームを利用し、利用者の少ない昼間の時間に開放して、65歳以上の男性の健康維持活動ができないか伺います。以上、よろしくお願

いいいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番ともに福祉課のほうで答弁をさせていただきますけれども、私のほうでは少々誤解がある御質問がありましたので、あえてお答えをさせていただきますが、大枠1番の手のかかるお子さんを断っているということでございますが、絶対にそういうことはございませんので、誤解のないようお願いいたします。しっかりした入所規定がありますので、手がかかるからといって断るということは絶対に公立認可園ともございませんので、ここであえて発言をさせていただきます。

それと については認可外保育園の方々、先生も含めまして、園を経営されている方々は、これは議員おっしゃるとおり、大変大きな役割を持っていると認識をいたしております。そういうことで認可外保育園から認可園への移行などにつきましては、私どもとしましても親身になってその園の希望がかなうように職員一同努力をしているところでございます。これからも認可外保育園、認可ももちろんそうですが、同じ子供たちでございますので、しっかりその辺はどういうことが子供たちのためによくなるのかを考えながらやっていきたいと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 安里議員の御質問にお答えします。

大枠1の 村内の認可外保育施設には30年以上、保育業務に携わっている施設があります。村内に認可保育施設が設置されていない時期から村内の子供たちの保育の受け皿として、子供たちの成長と、保護者の負担軽減に大変大きく

役割を果たしてきているものと認識しております。

村長の答弁にもありましたとおり、入所を断ることはありません。まず入所に関しましては、入所期限内の申し込みが第一の条件になります。その申し込みの書類によって、入所措置点数をおのおのの子供たちにつけます。その点数を用いて入所措置会議を開いて、どの子供たちも平等に公立保育所、認可保育所に入れるように入所会議を開いております。

村内の認可外保育施設8施設がこの補助金を活用し、保育の質を高めております。補助対象経費は、認可外保育施設における質の向上を図るために必要な保育材料、備品、環境整備、修繕に充てて、認可外保育施設の負担軽減を図っております。

大枠2、介護保険料について。 介護保険料は保険者である沖縄県介護広域連合会が設定します。介護保険料は介護サービスに係る給付実績と、これから予想される給付見込みによって算出されています。本人の所得や世帯の課税状況、また負担能力に応じて設定されています。

各字公民館で介護予防体操を行っています。が、議員おっしゃるとおり、女性の参加者が大部分を占めています。中には半分以上男性で占めている自治会もあります。福祉課としては、特に65歳から70代前半の方々が介護予防体操への参加が少ないということで、生涯学習課と今調整をし、トレーニングルームを4月から活用できるように考えているところであります。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 認可外保育所の今まで果たしてきた役割については、大変重要だと認識なされていることはわかりましたが、公共の施設を利用するときと同じ中城村の子供たちなのに、公立と認可外の子供たちとの差が大きく感じられると。これは課長もお聞きになっていると思いますが、中城城跡の見学に行った

ときに、当然無料だと思ったのに認可外と聞いた途端、「公立でないから入園料が発生します」と言われて入園料を支払ったと。別の保育所の話も聞きましたが、電話をして、「中城村の保育園ですが入園料が出ますか」と、「入館料が出ますか」と聞いたら、「無料です」と言って、そこまで行ってから認可外と聞いた途端お金が出るということで、「お金を持っていなければ夕方までに持ってきたらいいですよ」と言われたということで大変憤慨をしておりましたけれども、どうして公立と認可外との差があるのか。村長は御存じですか。御存じないかと思えますけれども、それについてはどのように認識していらっしゃるでしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

公立保育所、認可保育園、認可外保育園の子供たちは、中城村の子供たちは入場料は全員無料であります。私もこのことをある施設の園長からお聞きしました。城跡の担当のほうに確認しましたところ、無料であるとの返事をいただいています。無料になるには事前に免除申請が必要であるということでありました。私はそれを聞いて、またその施設の園長に免除申請はされましたかと確認しましたら、していなかったということでございました。これから中城公園に入園する場合は、事前に免除申請をするようにということでお話しております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 これは申請書が必要なら必要だということで、そのこの保育園のほうに通知というか、その場ででもいいですので、それを指導するのがこの公園の管理協議会ですか、そこがすぐお金が出ますと言われてお金を払ったと。もう1カ所は電話をしてから行ったそうです。電話をして、子供たちですが行っていいですかと聞いたら、「無料です」と言われて行って、そこに行ったら認可外と聞いた途端

お金が出ると言われたそうですので、とても憤慨をしておりました。公立は人数が多いからだと思いますが、公立でも申請をしているんですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

城跡管理協議会の窓口で入場料とか払って観覧するという手続ですが、基本的には、まず公立等を問わず団体が観覧を申し込む場合は、まず村内、村外問わず団体割引の申請とか、また遠足等があれば免除申請等の話があると思えます。今回の件については、まず免除申請書が出されていないということが原因だと思えますが、本来、小学生以下は無料なんです。そこで入場料を取るというのが、今のほうでは把握できていないという状況でございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 管理協議会に規定があるかどうかわかりませんが、電話をして「無料です」と。未就学児ですよ。たくさんじゃないです。年長組だけだから10名以下だと思うんですが、それについてお金を払いに、また夕方持っていったということも聞いているし、またある保育所では、こっちも未就学児で年長組ではあるんですが、行くときに「行きます」という電話はしているそうですので、申請書が要りますとか、そういった配慮が必要じゃないかと思うんです。行ってからお金が出ますと。どうしようかと。お金を持っていけばいいですが、また通園バスのほうに取りに行ってお金を払ったということで、大変認可外はお金が出るのかという感じで、とても憤慨なされてしまったので、私もそれは認可外だからと。そして、小学生以下は無料である、しかも村内の保育所ですので、そこにお金が出るということとはとても考えられないと思えました。非常に配慮が足

りないといえますか、それを感じました。団体と言っても10名ぐらいですので、その場で「次はこういうふうに申請してください」というような配慮をして、無料で見学させるべきだったんじゃないかと考えております。保育園のほうでは、この世界遺産というのがどういうことなのか、どういうものなのかということ、やはり小さいころから中城村にはこういった世界遺産があるよと、それを誇りに思うと同時に城跡というのがどんなものであるかということ、やっぱり子供心にもそれを認識することはできると思いますので、そういった面で何で中城城跡なのかといったときに、園のほうではそういった中城村の遺産、世界でも重要なものということです、それをやっぱり子供たちにもお話しして聞かせるために行ったのに、非常に不愉快な思いをして帰ってきたと言っていました。管理協議会で規則とかそういったものがなされているのであれば、見てみたいものだと思っておりますが、今後、やはりそこまで、この何名以上からが団体か知りませんが、そこで申請書が必要ですよと、そういった話をちゃんとしないで、すぐ認可外だからあなた方はお金が出ますよと。団体だからと言わないで、認可外だからということだったと聞いていますので、それに対して今後はどのような指導をしていきますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

確かにそういう状況をお聞きすると、気配りが足りなかったのかと思いますが、これは実際に私も今聞いて対応に苦慮しておりますが、状況を聞いてまた対応したいと思いますが、まず中城城跡への団体の申請については、私も手元に資料がありませんが、基本的には未就学の子供たちは無料ですので、そこからお金を取った

ということはありませんので、確認させていただきます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 たださえも認可外保育園についてはいろいろと公立との差を、今まで何回かほかの人も質問をしていて、認可外と公立との差が非常に大きいということも言われておりますので、職員はこういったことについて、認識を深く持ってほしいと思います。当然無料だと、そういうことで行ったと。電話もしていますので、何で申請書があるということもわかりませんでしたので、管理協議会にも言って、そういった決まりがあるかどうかを聞いてみたいと思っております。

公立に通っている子供たちの親御さんには、税金とかそういったのが高いのか、認可外に通っている子供の親御さんなんか、同じように税金を払っているのに何でそういう差があるのかと、父母の皆さんの中ではそういう意見がありますので、それもよく認識してほしいと思っております。

それは終わりました、待機児童でゼロ歳から2歳まで、村長から私が誤解しているというお話がありましたが、認可園でやっぱり大きい子で4、5歳の子は先生が30名に1人ですよ。ゼロ歳から2歳は3名に2人の先生がつくということで、やっぱり公立ではきちっとやられているかもしれませんが、ほかの園ではやはり小さい子は取りたくない。そういうことがあって、ほとんど認可外保育園に小さい子を預けている状況です。その対策も考えてほしいと思います。

次に、県の事業で認可外保育所施設研修補助事業ということで、県が実施する研修を受講した保育所に限り、先ほどおっしゃっていましたが環境整備とか修繕費、そういった事業があるということですが、具体的にこういったものに使えるかということは御存じですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

保育の質の向上に必要な遊具、用具、あとは教材、保健衛生費などがあります。また建物の修繕にもこの補助が適用できます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 それで、これは村のほうに申請書を出して、何々を買いますということで申請書を出しますよね。そうしたら、村のほうがこれはだめとか、これはいいとか決めて保育所のほうに通知をしますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時34分）

~~~~~

再開（11時34分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

4月に入って、村のほうから施設のほうに補助金申請の案内をします。6月までに、施設から村へ申請があります。それを受けて村が7月ごろ、県のほうにまとめて補助金申請をします。9月ごろ、決定通知書が来ます。それを受けて、各施設へ村のほうから補助金決定、事業を開始していいですよという通知をいたします。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 保育所の話では、中城村は決定通知が来るのが遅いと。6月に申請書を出して、11月ですがまだ来ないということですので、もしクーラーとか何とかが買えるかどうかわかりませんが、それを申請した場合には、冬になってからそれが来るんじゃないですかと笑っていましたが、11月になってもまだ来ないということについてはどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

前年度までは9月で補助金交付決定を各施設へ行いました。議員おっしゃるとおり、平成28

年度、今年度はちょっとおくれてまして、11月25日に施設のほうへ補助金決定通知をしております。2カ月おくれが生じました。施設のほうへ確認したところ、事業執行には問題ないというお話を聞いております。担当のほうがいいということは理由にはならないんですけども、そういうおくれが出たことは本当に申しわけない。各施設に対して、本当に子供たちのために必要なものは早目にそろえて保育の質を向上するべきだと思います。この件に関しては、今後、そういうことがないように来年度からは頑張りたいと思います。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 それで、研修を受けていないとその補助金が受けられないということですよね。それについて那覇市のほうでは、同じような研修を3回やっているそうです。なぜかと言ったら、この日に受けられない保育園が出てきたときに、次の日に受けられる。またそこでできないと次の日に受けられるということで、漏れがないように3回も研修を行っているという話を聞きました。それとまた北中城村の大庭学園ですか、福祉関係の学校がありますけれども、そこで週に何回ですかね。大庭学園も無料で保育士の資格を取らせるための研修をそこでやっているということで、担当とかが工夫をすれば漏れがないような対策がとれると思うんです。小さい保育園だと、家庭的保育所みたいなのは5、6名ぐらいですよ。そのときに1人は食事をつくったりいろいろやるし、1人がこの子供たちを見ていて、1人が研修に行った場合、この子供たちを誰が見るのかということになるわけです。だから、それを講師を呼んで土曜日にやるとか、日曜日にやるとか、保育に支障を来さないような方法が考えられないかどうかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 この事業は毎年、全認

可外保育施設が実施しております。県の研修もこの全認可外保育施設は受けています。議員おっしゃったとおり、やっぱり小さいところはそういう事情もあると思いますので、また近隣市町村の状況を聞きながら、できるところは今後またやっていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 何回も聞きますけれども、この補助金で、この認可外保育園で小さい保育園も、これ公立は誰かが欠席した場合、加配がありますよね。認可外保育所というのは、よっぽど本人が病気じゃない限り休めない。そういう中で、1人の保育士でも欠けた場合、やはり子供のほうにそのしわ寄せが行くと思うんです。だからこの保育に、子供たちに支障がないような、そういった研修方法ですか、それを考えてほしいと思っております。ちゃんと考えてほしいと思います。

それで、その補助金が見えるものについて課長はお聞きになっているかと思うんですが、1保育所がカメラを要望したらできないと言われてたそうですけれども、通園バスにこのお金を使うということで不可が出たということですが、どうしたらカメラや通園バスに見えるのかお聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 この事業の補助金にしましては、県の要綱で限度額があります。カメラ、通園バスが不可ということは担当から聞いていませんので、確認して返答をしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 カメラはできないと言われてた。担当かどうかはわかりませんが、カメラを買うと申請を出したら、カメラはできませんよと。なぜできないかと言ったら、これは家族が使うからできないと、そう言われたそうです。カメラというのは、保育園では非常に

必要なんです。なぜかと言ったら、卒園アルバムをつくるのに非常に必要です。これは園ですので、写真でもってその1年間の活動状況、子供たちの活動状況を、1年を通してどんな生活をしてきたかというのを写真で見ることになりますので、絶対にこれは必要不可欠なものだと思っております。通園バスも1カ所、ちゃんとした通園バスがありますけれども、それについても家族が乗り回すわけではないです。それでも通園バスにはなぜか不可が出たということです。県のほうに電話をしたら、県のほうはいいですよということでそれに使ったということもありますので、ぜひ大人の目線で見ただけじゃなく、子供の目線で見たいものをやってほしいと思っております。今、担当は男の人ですよ。この担当は女性のほうにお願いしたいと思っておりますけれども、どうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 職員ですので、女性、男性は問わないと思います。今、担当は議員おっしゃったとおり男性であります。経験もありますし、また認可保育所、公立保育所、また認可外保育所の園長先生方からもいろいろ相談を受けて、信頼されているとは思っています。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 なぜ女性がいいかということですが、やはり女性は、男性だとやっぱり子供の気持ちがわからないとは言いませんが、子供の目線でものが考えられるか。女性だと母性本能というのがあって、絶対に子供たちがマイナスになるようなことはやらないと思います。男の人だと園長さんとは仲良しかもしれません。園長とかその保育士なんかとは仲良しかもしれません。経験があると言っていますが、そんなないんじゃないですか。若い人なのに。絶対に担当は女性に変えるべきです。中城村はいつも男性ですよ。それはいいとして、なるべく母性本能を持っていて、子供

たちを中心にものを考えてくれる人を配置してほしいと思います。

この事業ではなく、牛乳とかそういったのは村の事業ですよ。認可外保育所に配られている牛乳ですけれども、なぜ牛乳に限定しているのかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

今、議員のおっしゃっている事業は健やか保育事業の件だと思います。以前はミルク代というメニューがありました。現在はそれをいろいろまとめて、給食費として支払いをしておりますので、必ずミルクという限定ではありません。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 あと一つ、認可外保育所の中で、6名に1人はやはり障害、何らかの障害を持っている子たちがいると言われていいますので、保育園からのお願いといいますが、それが60名ぐらい子供たちがいれば、そのうちの10名ぐらいは変だなと思う子がいるそうです。それで臨床心理士を1年に1回ぐらいはそこに回して相談ができるように希望をします。

介護保険の広域化でそれが決まるということですが、この前親のほうに来て、何で私は収入がないのにこんなに介護保険料が出るかということで、80万円以下だけれども、その世帯に住民税課税者がいるということで倍になると。なぜか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 非課税世帯を本人は非課税ですが課税世帯ということで保険料が高くなっております。窓口にもたくさんの相談者がお見えになりました。それをまた一つ一つ説明して、一応納得してお帰りになりました。広域連合に確認したところ、標準は9段階、それを介護広域は負担能力に細かく対応できるようにということで12段階に設定してあります。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 12段階に設定したのは非常にいいとは思いますが、この息子が課税者で親は非課税だと。息子は自分の保険料も出すし、親の保険料も出すということで、皆さんは税金の二重取りじゃないかと私は思っています。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

各世帯、状況が違います。二重取りではないと考えます。おのおのの世帯、その人に合った課税をしているものと広域連合からは返事がありました。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 何かかそういったお話、相談がありましたので、私はそれを聞いていますけれども、広域連合でどういう感じでやられているのか、私も検討してみたいと思います。

のほうですけれども、各字の公民館でやっている健康体操には女性が多いということで、このトレーニングルームを開放することはできるんですか。福祉課長、男の人の健康づくりについてです。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時54分)

~~~~~

再開(11時54分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

体育館のトレーニング室の利用につきましては非常によいことだと思いますので、先ほど福祉課長の答弁にございましたけれども、福祉課の事業目的で現在使用していない午前中の時間の使用は可能だと思いますが、今、担当で検討をしているということです。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 でも、今度介護の

1、2が保険から外されるということで、非常にいろいろ心配をしておりますけれども、それが地域の支援事業に移行された場合、サービスの確保ができるかどうかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

要支援の方の事業が市町村へおりてきています。福祉課としては介護予防体操を充実させ、いろんなメニューをこれからも考えていきたいと思えます。介護予防を充実していくことにより、介護認定率が下降傾向であります。そういうことは元気なお年寄りがふえてきている状況で、これからも介護予防体操を充実させ、介護認定率を下げていきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 介護1、2は今度保険から外されることで、地域には大変な仕事が入ってくると思えます。ただ、この1、2から外された場合にサービスが抑制される、ということで重症化になるという心配がありますので、そこを重視してその介護予防をやってほしいと思っております。老人クラブのない字がありますので、そこのお年寄りの対策とか、村老連との情報交換や連携、そして連携をして認知症対策や健康づくりに取り組んで頑張してほしいと思っております。いつだったか、お年寄りに予算をつぎ込むのは枯れ木に水をやるのかと言った大臣がおりましたが、若い人はちょっとわからないかもしれませんが、枯れ木でも水をやれば芽が出る、元気が出ると認識しておりますので、人生最後まで元気でいたいものだと思っております。

中途半端な質問になりましたけれども、私の一般質問はこれで終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(11時59分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

6番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づいて、6番 新垣貞則、一般質問を行います。

大枠1番です。久場地区の住みよいまちづくりを図る。久場地区から泊地区の排水路対策の今後の取り組みは。吉の浦火力発電所から発生する騒音対策は。久場地区の拝所に説明板を設置する方法は。

大枠2番です。健康長寿社会の実現に向けて。

生活習慣病の対策として(早世の予防の取り組みは)。高齢者の健康づくりを図る取り組みについて(認知症対策は)。環境を整備して健康なまちづくりを図るには。

次、大枠3番です。人材育成を強化して中城村の活性化を図る。吉の浦公園を整備して人材育成を図るには。(陸上競技場の管理棟ドアの修繕、ハードルの購入、水銀灯の設置)中城村の「中学生・高校生・大学生」を2020年東京オリンピックに参加させると取り組みは。以上、簡潔な答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、住民生活課、教育委員会のほうでお答えをいたします。

大枠2番につきましては健康保険課と福祉課。

大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは議員お尋ねの大枠3番の人材育成についてでございます。先ほど貞則議員から、本村で活躍する中学生、高校生のいろんな記事やら名簿やらをいただきましたけれども、大変スポーツを通して人材育成をしていくという観点からは、大変我々もそれに向けて取り組んでいかなければ



ならないなと思っております。環境をつくっていくのが我々の仕事だと思っておりますので、これが東京オリンピックにつながるかどうかは別にいたしましても、そういう思いで、また教育委員会と手を携えてやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

教育長 吳屋之雄 新垣貞則議員の御質問、大枠1の については私から、大枠3については生涯学習課長から答えさせます。

久場地区の説明サインの設置についてはかなりの予算も必要とするため、村単独の予算では財政上困難であると考えております。一括交付金を活用した設置は可能かと考えられますが、できる前提として村の文化財指定を受けないと実施は困難であると考えております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠1の についてお答えします。

平成28年11月29日、火曜日に、光栄県議を介して安里ヨシ子議員、それから新垣貞則議員、新垣徳正議員、仲松正敏議員4名で県の港湾課と面談し、きょう、質問している管理の協議を行いました。導流堤の新規事業として要望をお願いしましたが、厳しいとの回答になりましたが、村としては緊急性を要することから地域排水を管理する必要性もあり、県に対して資材の提供をお願いしたところ、鋼管の10メートル掛ける（ファイ）1メートルを、7本から10本を提供することになりました。1本当たり40万円から50万円します。今後はこの鋼管を利用して、現在の排水をスムーズに流水するように県港湾課と占用申請協議を行い、今年度の予算で施工費が確保できるよう努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それでは新垣貞則議員の質問の大枠1の についてお答えいたし

ます。

沖縄電力は環境保全協定に基づいて、騒音について年1回の測定報告の義務があり、毎年4月に測定結果の報告を受けております。測定地点は吉の浦火力発電所の敷地境界の3地点で測定を行っております。これまで報告されている内容では、測定値は協定に定める基準値内に収まっています。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 新垣貞則議員の大枠2の 及び についてお答えします。

の対策といたしまして、集団健診及び個別健診において特定健診を実施し、その結果に基づき生活習慣病の発病予防と重症化を防ぐ必要のある方々へ専門職の保健師及び管理栄養士による保健指導と、また専門医療機関への受診が必要な方へは医療機関への受診勧奨を行っております。そういうことをすることによって生活習慣病を予防できるということで、その対策を行っております。

について。健康なまちづくりを図るには、全国、また沖縄においてもやはり生活習慣病による予防が取り組まれており、中城村においても予防可能な生活習慣病を予防することで健康なまちづくりへつながると考えており、今後も特定健診の受診しやすい環境整備、専門職による特定保健指導の行える環境整備を図ることだと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣貞則議員の質問にお答えします。

大枠2番の 高齢者の健康づくりとして介護予防体操を各字公民館、吉の浦会館、老人福祉センターで体操を行っております。特に認知症に特化した体操として拮抗体操、ノルディックウォーキング、ヨガ体操、指の運動ということで琴教室を実施しています。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 大枠3番、 についてお答えいたします。

吉の浦公園施設や備品につきましては、不備や不足があることは認識しております。その改善に向けまして、次年度に吉の浦公園施設整備計画の策定を一括交付金事業としてチャレンジしてまいりたいと考えております。計画的に整備を行っていき、しっかりとした整備計画を進め、機能強化を図ることで競技者の練習環境及び村民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境が整えられ、人材育成につながると考えております。

オリンピック競技者へ直結する具体的な取り組みではございませんが、これまで国内のトップアスリートを招いてスポーツ講演会を実施し、競技力の向上、オリンピックを目指す高い意欲や意識を育てる取り組みを行ってまいりました。またマスターズではありますが、県内在住の世界レベルのアスリートであります福里氏によります「トップアスリートから学ぶ陸上教室」を開催し、子供たちに身近に世界レベルを見て感じる体験を通して、夢を持ってもらう取り組みも行っております。

また、各種大会で優秀な成績の結果、県外派遣になる選手につきましては、人材育成による派遣費の助成も行っております。11月の沖縄県民体育大会におきまして、女子空手個人型で優勝しました與那覇綾子さんの活躍は東京オリンピック出場に向けて大きな可能性を秘め、期待が高まっております。競技者になり得る強化指定選手などについては、今後、国や県、関係機関や協議組織と連携を図り、何らかの支援や助成を検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは大枠1番です。久場地区の住みよいまちづくりを図るについて質問をします。

です。久場地区から泊地区の排水路対策と

いうことで、今後の取り組みについては、先ほど都市建設課長から答弁がありましたように、泊側の排水路はヒューム管7本から10本入れて排水をスムーズにするとありました。それで今年度の予算で執行できるように予算確保に努めるとありました。非常にすばらしいことだと思っております。

それでちょっとお聞きしたいことがあるんですが、久場から泊地区にかけての排水路がありますが、それはこういった対策をなさるおつもりですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

各自治会とも排水が詰まっているところは、うちのほうで年に二、三回しゅんせつしていますので、もし地域の自治会から詰まっていますよというのがあればすぐに対応してまいりますので、よろしく願います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 都市建設課長も現場を確認していると思いますが、久場地区から泊地区にかけての排水路は今冷蔵庫が捨てられています。それからペットボトルが捨てられて、ごみやヘドロがたまっています。その対策として先ほど維持管理の範囲内でやるというのがありましたので、非常にすごいことだと思っております。このヒューム管と排水路の掃除を一緒にやったらスムーズに行くと思います。これはもう長年の懸案事項ですので、それをすることによって久場地区から排水路の環境整備ができると思います。

次、吉の浦火力発電所から発生する騒音対策に質問をします。地域住民から吉の浦火力発電所のマルチガスタービンからの音がうるさいとの連絡を受け、10月に電力、行政、久場地区の住民で現場を確認しました。電力からは騒音の時間、風向、風速を測定し、データを後日説明するとありました。いまだに説明がなされて

いないです。やっているのは一部の人だけにデータを説明しています。今後も発電所から発生する問題が出てきます。村として発電所から発生する課題について、どういうふうに対策をするつもりですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

これまで沖縄電力から発生する諸問題については、吉の浦火力発電所の立地に伴う地元三者連絡協議会でしっかり検討をし、課題を解決してきました。ただ今回、この協議会の期間が3年間という期間でありまして、既に期間が過ぎてはおりますが、沖縄電力が今継続についての難色を示して、これについて村としては地元の要望を受けておりますので、継続開催できるように要請を今しているところでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、課長からありましたように、三者連絡協議会の目的は吉の浦火力発電所の運転開始に伴い、久場区、泊区に対し環境の保全に鑑み、三者の円滑な連携の体制の構築を図り、地元住民も安全・安心な生活環境を期することを目的とありますので、それで今、三者連絡協議会はないような状況で、開催されていません。こういった課題がどんどん出てくるとお思いますので、ぜひ三者連絡協議会は必要だと思っておりますので、行政のほうも必要だと言っておりますので、これを開催できるように電力と調整をして、騒音の問題とか、先ほどの排水路の問題とかいろいろな問題があると思えます。そこら辺を電力とそのように調整をして、よろしくをお願いします。

次、です。久場地区の拝所に説明板を設置する方法について質問します。平成28年5月26日付で久場自治会長から生涯学習課長宛てに久場区拝所タントゥイナー、ウフガーなどの掲示

板の設置の依頼文書がありました。説明板設置については、村の文化財指定を受けないと実施は困難であるとありました。村の文化財を受けるには、こういった流れで村の文化財の指定を受けられますか。そして教育委員会としては、各地区の先人から受け継いだ文化財を保存し後世に継承しなければなりません、どんな方法で継承していくつもりですか。そして中城村文化財保護条例の趣旨は何でしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

久場地区からの看板設置の依頼がございました。今、御発言にあったように一括交付金の活用でしかできないと。その前には村の指定を受けないといけないと回答した次第でございます。村の文化財指定につきましては、各字もしくは教育委員会が調査した上で重要性をもって文化財保護審議会に諮ります。そこで認定されて、初めて村の文化財の指定となります。文化財の保護継承につきましては、文化財につきましては、もちろん過去から引き継がれている重要なもので、未来永劫継承していかなければならないというところで、有形文化財につきましては保存と継承のために予算を使いながら修繕、もしくは保持に努めていくことを目的としております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 久場の拝所は本土の高校生、修学旅行生を民泊で預かって、毎年15名ほど村文化財ガイドの比嘉盛昭さんが久場の拝所の歴史を説明しています。集落祭祀は毎年5行事を実施しています。久場集落は米軍に接收され、戦後の厳しい時代の中、新部落を建設し戻ってきました。拝所に説明板を設置したら平和学習に役立ちます。村の文化財には無形民俗文化財、有形民俗文化財があり、また史跡その他の文化財に久場のムラガーがあります。この久場のムラガーを有形文化財に指定できないで

しょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、村指定の文化財になるためには十分な調査が必要だと思っております。久場地区で継承されている伝統はございますが、村として十分な詳細調査がなされていない現状がございます。現在、一括交付金を活用しまして村内全域の悉皆調査を字単位で順次実施しております。久場地区におきましては、平成29年度に調査を行う予定でございます。その調査を実施した後に、地域内において重要性の高いものを村の調査の結果をもとに村の指定文化財として指定を行っていき、その上で看板設置等の検討をしてみたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 久場のムラガーのほろがその他の文化財に入っていますので、全てが文化財には該当しないと思いますので、まずそれを指定してから先ほど言ったような掲示板とかができると思いますので、そこはまた調整をなされてください。

宜野湾市は一括交付金事業として文化財説明板標識設置事業として観光振興及び文化財文化教育に処するため、各地区の公民館に地域文化財案内板を設置しています。久場公民館にも地域文化財案内板を設置して、久場の拝所や文化財の紹介ができ、観光振興及び文化教育が図られると思います。久場公民館に地域文化財案内板を設置する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

ただいま御意見のございました宜野湾市の文化財関係に関する一括交付金の事業を含めまして、本村でも一括交付金を活用した事業として検討してみたいと思っております。また重複にもなりますが、その基本として村の文化財、

全てを調査した上で、一括交付金事業として実施したいと思っておりますので、この1件だけではなくて、村内の重要性の高いものを全て含んだ事業として実施していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 私が言っているのは、その文化財指定じゃなくても公民館のほうにこういったマップが宜野湾市はあるんです。そこで拝所とかいろんなものがあるものだから、そこで公民館に標示板ができるんです。これは文化財指定を受けてなくてもやっています。公民館に拝所のとかがいろんなものできますので、それができないかということです。宜野湾市がやっていますので、中城村も一括交付金でできると思います。これは文化財指定を受けなくても案内板は設置できます。宜野湾市はこれを喜友名とか、それから我如古とか、いろんなところを整備してやっていますので、これを一括交付金でやっていますので、そういったのも参考にして中城村も取り入れたほうがいいと思います。

それから近年、祭祀や行事などの信仰をめぐる個々の考え方、社会環境の変化、産業構造の変化も時代の変遷とともに移り変わっております。そこで久場地区はみずからの地域の祭祀を保全伝承し、後世に継承していく責任を担っています。以上のことから各拝所に説明板を設置して、それから歴史的貴重な祭祀、行事などが埋もれ去ることがないように大切に保存していきます。一括交付金を活用して、こういった各地域の文化財に説明板や、公民館には文化財案内板を設置してください。そうすることによって文化財の保護と継承につながると思います。

次、大枠2番に行きます。健康長寿の社会実現に向けてです。生活習慣病の対策として早世の予防の取り組みは、沖縄県の生活習慣病による死亡率が約5割を占めています。若い世代

から介護になってくる人が多く、6割が脳卒中です。脳卒中を引き起こす原因とされているのが慢性閉塞肺疾患です。沖縄県は肺疾患の死亡率が全国一という不名誉な結果となっています。慢性閉塞肺疾患は何が原因で起こりますか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

慢性閉鎖性肺疾患とは長期の喫煙などによって起こる肺の炎症の疾病で、やはり原因としては喫煙、たばこが主な原因とされています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、健康保険課長から答弁がありましたように、長期の喫煙などでもたらされる肺の炎症、疾患です。肺気腫や慢性気管支炎がこれに含まれます。肺の生活習慣病と言われているたばこ1本の煙には約40種類の発がん性物質が含まれます。1日3時間以上、他人のたばこの煙を吸う場所にいる女性は子宮頸部から発がん物質が検出され、がんのリスクは3倍から4倍に増加することが報告されています。国立がん研究センターの研究発表では、他人のたばこの煙を吸い込み、受動喫煙で肺がんになるリスクは、評価は、従来のほぼ確実にから確実に上がったと公表されています。日本では肺がんによる死亡のうち、男性が70%、女性は20%で喫煙が原因とされています。厚生労働省の専門会議でたばこ白書が出ています。たばこ白書のポイントとして、こういった内容ですか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

たばこ白書のポイント内容ということでありましたが、現在、ちょっと把握しておりませんが、勉強不足ということもありますが、文書の通知等をまた確認して報告していきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 厚生労働省のたばこ白書が新聞に出ていまして、他人のたばこの煙を吸う受動喫煙は肺がんの危険性が確実に高まると。受動喫煙が原因の死者は年間1万5,000人、日本の防止対策は世界最低レベルとなっています。それから、この医療費などに係る損失は4.3兆円と挙げられています。

次、全国的に糖尿病の患者数がふえています。糖尿病は重症化すると目、神経、腎臓を傷める原因となります。また心臓や脳などの欠陥を傷つけ、生活の質を低下させる。脳血管疾患の原因にもつながり、重い障害が残ることが多く、寝たきりの原因や腎臓透析の原因になります。腎臓透析は1人年間500万円から600万円かかり、国保医療費を押し上げ、大きな経済負担となっています。その対策はどのようなことを実施していますか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 人工透析の対策ということで、本村においてはやはり、現在、生活習慣病予防の中で実施しております。慢性の腎臓病により腎臓の機能が低下することによって透析が必要となると言われていますので、その主な原因であります高血圧、糖尿病、脂質異常などのやはり生活習慣病の予防が重要だと考えていますので、その早期発見、早期治療を行うためには特定健診をまず受診していただき、その結果に基づく保健指導、それに取り組んでいます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 沖縄県の働く世代の健康は、生活習慣病から糖尿病を発症し、それが原因で脳卒中や心筋梗塞などの病気になり、施設で寝たきりの状態が10年から20年も続き、村の医療費が伸びて社会保障費を増加させ、村の財政を圧迫します。那覇市は早世の予防として、働く世代の健康受診率、内臓肥満、肺がんの死

亡率、喫煙率、アルコール性肺炎による死亡率の統計を出して早世の予防に努めています。本村は生活習慣病などのデータ分析は実施していますか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

働き盛りの生活習慣病のデータ分析ということですが、本村におきましても平成27年3月に策定しました保険事業実施計画を策定します。その中において分析はしておりますが、那覇市のような少し細かな部分はないかと思いますが、分析のほうを行っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 多分、那覇市のようにできないと思います。これは職員が二、三名いて初めてこういったデータがとれますので、若い人たちが健康であることが中城村のすばらしい未来が築かれると思います。早世の予防科学的根拠を得るために、琉大との連携とかそういうのはとれないのかと思っていますので、今後そういった方法があるか、検討なされてください。

次、です。高齢者の健康づくりを図るには、認知症対策について質問をします。認知症は10年後は700万人になり、政府統計では65歳以上の高齢者は5人に1人に当たるとされています。中城村でも平成27年3月現在で702人と、約5人に1人の割合で認知症になっています。高齢者健康づくりとして公民館を活用して介護予防事業とし、とよむ貯筋教室、それからちゃ〜がんじゅ〜教室をやっています。平成27年度の事業の効果はどうでしたか。それと同じようにふれあい事業を実施しての事業の効果はどうでしたか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

先ほどの答弁と重なりますが、介護予防体操

は週15回、吉の浦会館、各字公民館、老人福祉センターで実施しています。特にちゃ〜がんじゅ〜教室は週3回、津覇小区域、中小区域、上地区ということで、送迎もしながら実施しています。その効果として介護認定率が下がり、健康な高齢者がふえています。それよりも高齢者が外に出て、知人、友人と会話することが一番の効果だと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 こういった介護予防の教室が終わったら、公民館を活用してサークルとかをやっているところ、事業が終わってからも継続しているところ、そういった地域はありますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

介護予防体操は4カ月スクールで行っています久場地区、伊集地区は続けて踊りとかそういうサークル活動をしていると聞いています。また、北浜地区でも女性を中心に高齢者も集まり、カラオケとかゆんたく会を実施しています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、課長からお話がありましたように、久場はあけぼの会を組織して、毎月第3水曜日に健康づくりを高齢者の方々がやっています。公民館の活用方法をサークル化してやれば、もっともっと認知症の対策とか、また高齢者の健康づくりに役立つと思いますので、そこら辺はまた普及してやられてください。

それから先ほど公民館を活用して月12地区を巡回指導して高齢者の健康づくり事業を実施しています。中城村の高齢者は毎年ふえ続けています。各地区の公民館を活用しての健康づくりを図るには、認知症の専門的な知識を持った専門職が必要だと思っています。そうすることによって各地区の公民館が活性化し、高齢者の健康づくりが図られ、医療費の削減になり、社会保障費の抑制につながります。北中城村は認

知症施策総合事業ということで、常勤1人、それから非常勤2人を配置して認知症対策に取り組んでいます。本村の認知症対策職員は何名いますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

認知症推進事務局を設置し、キャラバンメイトということで1名、認知症推進委員が研修を受けて3名いますが、それぞれ兼務でやっています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 県のほうも認知症のほう、窓口を担当職員を置くようにというのがありますので、そういったところで今後予想される認知症も、もう将来的には4名に1人になるかもしれませんので、早くそういった対策をやってください。

それから厚生労働省の資料からですが、介護が必要になった原因として2010年の1位は脳血管障害が21.5%、認知症が15.3%です。認知症が年々増加しています。認知症の原因としてアルツハイマー病、神経細胞が死滅し脳全体が萎縮する病気です。認知症はアルツハイマー病が50%から60%を示します。しかし、軽度認知障害は脳内ネットワークを活性化すれば回復につながるかとされています。つまり、学習、トレーニングをすれば認知症は予防されるといわれています。こういった運動が認知症の要望に効果があるとされていますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

先ほどいろいろなメニューを答弁しましたが、私の考えではノルディックウォーキングが一番効果があるのかなと感じます。ウォーキングをしながら下半身も鍛え、上半身も鍛えられるということで効果があります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 軽度の認知症障害の疑

いがある人は、イリノイ大学研究では、息がはずむ程度のウォーキングを1時間、週3回、1年継続したら認知機能がよくなった。またカナダでも通常の歩行よりも強いウォーキングなどの運動を週3回以上している人は、認知症が原因とされているアルツハイマー病のリスクが半分になったとされています。それから飛騨高山市ですが、健康づくりウォーキングとして、各地域に健康づくりウォーキングコースを設定しています。ウォーキングは健康にこういった効果があるとされていますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 ウォーキングは有酸素運動に分類されると思います。その効果として、体脂肪の燃焼、血液の循環がよくなります。それで脳の血流もよくなり、認知症にも効果があります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 飛騨高山市では健康ウォークの効果です。生活習慣病の予防になると。それからスタミナがアップする、老化を防止する、ストレスを解消するとありますので、そういうことでウォーキングをたくさんやられてください。

次、です。環境を整備して健康なまちづくりを図るについて質問をします。吉の浦総合スポーツクラブ主催による第7回護佐丸ウォーキングが11月17日に開催され、定員150名は10日間で定員に達しました。今回は特別に来賓挨拶で、文化庁の山下信一郎氏が挨拶をし、一緒にウォーキングをして中城湾の絶景を楽しんでくれました。護佐丸ウォーキングの参加者から、途中途中雑草や木が大きくて中城湾が見えない、見えるようにしたら日ごろから歴史の道としてウォーキングをする人がふえるので、雑草や木を切ってほしいとの要望があります。一括交付金の中に文化財及び文化財周辺環境美化整備事業があります。参加者の要望を聞いて環境を整

備できないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

まずイベントに対し誤解を招かないために御説明いたしますが、護佐丸ウォーキングは非常に人気のあるイベントで、今回も開始から、早い段階で締め切りいたしました。お断りした方も何十名とおります。そのような状況もありますので、ウォーキングの実施前には都市建設課の協力により、実施の影響範囲となる歴史の道コース全長の草刈りを行ったことから、ウォーキング実施中参加者からそのような意見は事務局として聞いておりません。ウォーキング終了後、多くの参加者からアンケートの回収をいただきました。どれも賞賛と感謝の内容で、とても好評を得ております。景観不良や雑草の苦情などの意見はございませんでした。また文化庁の山下信一郎氏からも、整備後の活用がすばらしく、文化振興のみならず健康増進と村の特産物の島ニンジンの食事提供もありましたので、地域特産物の推奨と非常にすばらしいとお褒めをいただいております。

景観につきましては、コースの随所でよい眺望が望めたと思います。場所によっては視界を遮る大木、雑木もあります。それは自然の参道でございますので、また民地でございますので、視界を遮る大木だからということで、邪魔だからということで切ることができない場所もあることを御理解していただきたいと思います。しかし、議員御指摘のようにイベント時には手入れをしておりますが、常時そのような状況ではございません。その状況も踏まえ、一括交付金活用による事業実施を都市建設課で検討している状況でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 これも私は住民から聞いた、参加者から聞いた、そういった途中途中木が生い茂っていますので、それを切ったら中

城村の海とか見えるよということ言われています。

それでは次、現在、老人福祉センターは沖縄県で早目に建設され、ここで健康づくり教室などが開始され、高齢者の方々の健康づくりとなりましたが、建設してから約50年余りがたち、老朽化しています。現在、老人福祉センターの施設はどんな状況でしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

老人福祉センターは来年40歳を迎えると思います。現在の状況、ことしの夏、全面クーラーを入れかえしまして、サークル活動、調理教室、運動教室が快適にできるように整備いたしました。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 40年経過ですか。担当のほうから、事務所は雨が降ったら雨漏りし、事務所は亀裂があって少し凹凸しています。10年後の将来像として中城村民一人一人が自分に合った幸福を感じ、生き生きと健康に暮らせるまち、健康都市の実現を目指さなければなりません。そのために（仮称）護佐丸健康センターをつくり、ここから健康づくりの拠点として高齢者の健康づくり、子育ての健康支援を図ったほうがいいと思う。村民一人一人が健康に暮らせる社会を目指して、これからそういった基金とかをやらないといけないと思います。すぐにはできないと思いますので、そういった基本構想とか基本計画、そういった基金を考えていますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 老人福祉センターの建てかえになると思いますが、現在のところ予定はありません。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 少しずつそういった基金とかはやられたほうがいいと思いますので、



今後の課題として考えていってください。

次、大枠3番です。人材育成を強化して中城村の活性化を図るです。備品倉庫の修繕、ハードルの購入、水銀灯の設置ですね。先ほど生涯学習課長のほうからありましたけれども、備品管理倉庫の修繕として119万1,000円がこれに組まれています。いまだに直されていませんが、なぜいまだに執行されていないのか、その理由を説明してください。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

当初予算では現状復旧、今ある棟と同じ機能を有する、同じものをということで計画しておりました。吉の浦公園施設整備計画の策定を来年度行うというところがございました。というところから、この方法でいいのか、お金のかけられない方法はないかということで現在検討しております。予算措置もされておりますし、もちろん使い勝手が悪い状況も把握しておりますので、年内には対応したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 当初予算で護佐丸陸上競技場の管理棟ドアの修繕費が組まれています。119万1,000円組まれて、今ドアがもうあかない状況になっているんです。子供たちは棒高跳びのマットも出せなくて練習できない状況になっているんです。当初予算で119万1,000円組まれています。それで、なぜいまだに執行されていないのか、その理由を説明してください。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

当初予算の119万1,000円につきましては、備品倉庫のドアの修繕費ということで計上させていただいております。重複しますけれども、現況復旧の予定で予算計上はしましたが、設置後2年から3年では全体改修が入る、予定変更になり、当初の計画と内容が異なったために金額を落とした修繕ができないかというところで検

討をしていった中で現在の予算執行ができていない状況でございます。修繕がおくれてしましまして、使い勝手が悪い状況から利用者に御不便をかけている状況に関しましては、申しわけないと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 課長、すみませんが、私は今、管理棟がもう閉まっています、そこには備品倉庫がありますよね。ここもあかない状態というのはわかりますか。これはそのまま放っておくんですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

予算執行の改善までは完全な形の復旧にはなりませんけれども、御指摘のあったところを再度、確認して、修繕までに対処できることがあれば対処したいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは次に行きます。陸上競技場は子供たちが陸上、小学生、大人の皆さんが練習をしています。午後6時ごろには暗くなります。生徒たちがけがをしますので水銀灯の設置、駐車場も暗くて生徒たちが交通事故に遭わないか心配です。体育館の1階のギャラリーに水銀灯が30個ぐらいあると思います。それを使用して陸上競技場と駐車場に水銀灯を設置する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

現在、修繕の予算も今年度初めに見込んでいた内容以外の余力はございませんので、個別への対応というのは現在困難かと思えます。先ほども申し上げましたが、次年度以降の吉の浦公園施設整備計画の中で検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 こうした課題は施設整備をすることによって、子供たちが伸び伸びと

スポーツができます。そこで人が成長し、人が育つんです。教育は導きだと思えます。子供たちの可能性を信じて、施設を整備して個々の能力を伸ばして、子供たちをトップの選手に導いていくんです。そうすることによって人材の強化が図られ、地域の活性化が図られる。私は人材育成なくして中城村の発展はないと思っていますので、教育委員会もそういった制度をしっかりとやってください。

次、です。中城村の中学生、高校生、大学生、2020年東京オリンピックに参加させる方法について質問をします。私は中城村から初のオリンピック選手が出てほしいと、いつも夢を追っています。それを達成するためにはどんな方法があるのかを探しています。村長も教育長も子供たちに夢の話をよくします。素晴らしいことだなと思っています。中城村初のオリンピック選手を育てるには、村長を初め、行政の皆さんの力なくしてそれはできません。

教育長に伺います。オリンピック選手を育成するには中学校の時期が大切です。中城村から初のプロ野球選手、多和田真三郎さんも野球専門の米須先生、仲程先生の指導のおかげでピッチャーとして活躍しました。先輩方は沖縄1位になり、全国大会で3位の実績を残しました。素晴らしい指導者のもとですばらしい指導を受けたことで、多和田さんはプロ野球選手になれたと思います。中城村からオリンピック選手を育成するためには、中学校の先生方の役割は非常に大きいものがあると思います。中城村からオリンピック選手を育成するために、中学校にどんな人事を考えていますか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

私も議員と同感でありまして、先ほど生涯学習課長からもありましたが、女子空手個人型で優勝した與那覇綾子さんが東京大会では金メダルを取るんじゃないかと、大きな期待を持って

おります。人事についてということですので、それにお答えしますが、教職員の人事は御存じのように、学校長が教員需給計画に基づいて行われます。教育長は学校長から校務分掌や教科等の適材配置について要望や要請を伺い、その内容を中頭教育事務所の人事担当者と面談し、学校長の要望、要請を優先順位をつけて伝えるのみであります。そのため、人事異動の権限は中頭教育事務所にあるため、オリンピックに関連した人事配置については、教育長としては要望はできますが、人事の配置というのではありません。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 学校長と教育長と調整をされて、素晴らしい人材はたくさんいると思います。先生方がですね。やっぱりオリンピックに出るには、全国大会に行けるような中学校にしないと、プロ野球もオリンピックの選手も出ないと思いますので、そこら辺は学校長とも相談されてください。

ことし5名の国体選手が出ました。こういった国体選手が出るということは非常に素晴らしいことだなと思っています。陸上では西波照間匠さんが棒高跳びで、兼次祐希さんが5,000メートル、山内梨愛さんが400メートルリレー、バスケットでは稲嶺明莉さんがキャプテンとしてチームをまとめて5位入賞できました。また比嘉杏美乃さんが柔道で参加しました。三重県は全国大会や国際大会で活躍できる選手を強化していて、オリンピック選手を育成するためにトップアスリート応援基金を設立して選手強化をしています。本村も全国大会で戦える子供たちを指定して、トップアスリート応援基金を設立する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

オリンピックや国体で戦えるトップアスリートの育成については、村単独では限界があるか

と考えます。そのため、村単独の取り組みというよりは、国のJOCだったり、また県の沖縄県体育協会、関係機関、団体とも連携を図りながら、村としての対応を検討したいと考えます。基金設立につきましても、国、県においてはオリパラ選手輩出事業なども取り組んでおります。支援方法についても検討したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 5名の国体選手が出ていますので、ぜひこういった子供たちを強化指定してオリンピック選手に育てるような対策をとられてください。

次、村長にお伺いします。沖縄県中学校駅伝大会が11月19日にありました。女子の部で4位という成績を残しております。来年度は沖縄1位を目指して頑張っています。夏休みには全部活動、約250名余りの生徒たちが地区陸上大会に向けて陸上競技場や6,000メートル、1,200ウオーキングコースで練習を頑張っています。ウオーキングコースを全天候型にしたら、生徒たちの競技力の向上にも役立ちます。将来、中城村から初のオリンピック選手の育成が図られると思います。そのほかにも子供からお年寄りの方々の健康づくりにも役立ちます。新都心や県総合の全天候型のウオーキングコースでは、たくさんの方が健康づくりウオーキングを取り入れています。全天候型にすることによって、高齢者のひざや腰の負担も軽減され、平たんだから転倒防止も図られます。たくさんの方々がジョギングやジョギングをする人がふえて、医療費の削減が図られ、社会保障費の抑制につながると思います。そして、吉の浦公園に子供からお年寄りが集まり、お互い同士挨拶を交わし、ゆいの村、ゆいのまちになると思います。村長が目指す住みたい村、住みたくなるまちにつながると思います。生徒たちにオリンピックの夢を、子供からお年寄りには健康を。次年度、生涯学

習課長からありましたように、吉の浦公園整備計画があります。その中に吉の浦公園のウオーキングコースを全天候型にする、取り入れる考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それではお答えいたします。

新垣貞則議員、議員当選以来、今の件は私も耳にしておりますし、またお気持ちもよくわかるつもりでございます。今お話がありました次年度から行う吉の浦公園一帯の整備事業計画の中にこれが取り入れられるかどうかも含めて、しっかりと検討をさせていただきたいと思えますし、またオリンピック選手、もちろん沖縄から個人でオリンピック選手になった、メダルを取ったオリンピック選手はおりませんので、中城村出身のオリンピック選手が個人でメダルでも取れば、これは史上初になりますので、そういう大きな夢なども広がっていくような気がいたします。そういう意味では、何ができるかは今ここでは申せませんが、思いは同じでございますし、またそれに向けてできるものを一つ一つクリアしていければいいなと思っておりますので、一緒にひとつ御協力のほどもお願いしたいと思えます。よろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 最後に今、村長から話がありましたように、西波照間 匠君は棒高跳びで今回4メートル95センチを飛んでいます。オリンピックに出るには5メートル60センチを飛ばせば2020年の東京オリンピックに出れる。ということは、あと約60センチ飛ばせばオリンピックの代表選手に選ばれる。そのほかにもたくさんの子供たち、先ほどの空手の與那覇綾子さんとか、たくさんの子供たちが、人材がいますので、今がチャンスです。東京オリンピックがあるからやらないといけないと思えます。中城村から初のオリンピック選手を育てるためには教育の現場、それから現行政、地域全体でその機

運を高めないと、地域全体の盛り上げが必要であります。夢のような話ですが、できないことを考えるのではなく、できる方法を探すのです。中城村の子供たちは宇宙のように、無限の才能を持っています。その無限の才能を開花させるためには、今できることをやればいいのかと思っています。それで中城村から初のオリンピック選手を出す、山びこ、山びこ、山びこ、現実に行えるようになると思います。

今できる方法として、私の考えですが、トップアスリートの応援基金を設立する。そして全国大会や国際大会に出る選手を強化指定して、大会参加費、強化合宿、遠征費などを支援していきます。村長と教育長は子供たちに夢を与える政策をやっています。中城村からオリンピック選手を出す。その夢を現実にするためには、村長、教育長の力なくしてはできないと思います。行政の力が必要ですので、私にできることがあれば協力します。熱い志があれば必ずできると思いますので、中城村から初のオリンピック選手が出るために、みんなで頑張ってください。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時37分）

~~~~~

再開（14時48分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、仲真功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲真功浩議員 皆さん、こんにちは。最後の質問者であります。皆さん、私も含めてありますが、長丁場で少々お疲れのところがあるかもしれませんが、最後までしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは通告書に従い、一般質問を行います。まず初めに、村が主催、共催、後援するイベン

ト等についてお伺いいたします。中城村が300万円以上の予算を計上して主催、共催、後援する祭りやイベント等にはどのようなものがあり、その目的、予算規模、開催頻度等はどうなっているのかお伺いいたします。村がイベントやその関連事業の主催者となる場合、村以外の者が実施するイベントや事業の共催、後援となる場合にはどのような事務手続を経て決定されるのか。また、共催や後援に関する事務取扱要領等は制定されているのかお伺いします。

大枠の2点目に、教育行政についてお伺いいたします。中城小学校及び津覇小学校には音楽教科担当の職員が配置されておらず、学会会等の行事対応で支障を来していると聞いておりますが、現状と今後の対応についてお伺いいたします。中城ジュニアオーケストラに所属する村出身の団員数が徐々に減少しているようですが、団員構成の現状と中城ジュニアオーケストラの運営や活動の課題についてお伺いいたします。文部科学省が実施した公立小中学校施設のトイレの状況調査の結果が公表されましたが、本村の現状と改修計画等はどのようなものになっているのかお伺いいたします。

大枠3点目に、新庁舎建設についてお伺いいたします。新庁舎建設については、現建設候補地に対し多くの村民が津波対策等の面から懸念をしておりますが、どのように対応するのかお伺いします。新庁舎建設候補地の用地取得の交渉を始めているようでありますが、現状と対応についてお伺いします。新庁舎建設の予算規模はどのようなものになっているのかお伺いいたします。簡潔明瞭な答弁を期待します。よろしくお願ひします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 仲真功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては企業立地・観光推進

課。大枠2につきましては教育委員会。大枠3につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、本議会でも何度か答弁をさせていただきましたが、新庁舎建設についてであります。御承知のとおり、今プロポーザルで設計業者も決まり、場所の選定も終わり、いよいよスタートをしていく中で、やはり一番大事な部分、議員の御質問にもあります津波対策、防災関係も含めた形ですばらしいものが設計としてでき上がってくるものと期待をしております。これからでございますが、できるだけ早く着工にこぎつけることができるように、法規上のクリアも含めて今後は取り組んでいきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

教育長 吳屋之雄 仲眞功浩議員の御質問、大枠2の については私から、 については生涯学習課長、 については教育総務課長から答えさせます。

について。今年度の中城小学校と津覇小学校においては、専科は理科専科を配置しております。両校に音楽専科が配置されていない理由ですが、学校における職員の数は、教職員配置基準に基づいて決定されています。そのため、今年度の中城小学校と津覇小学校の学級数は両校とも13学級となっており、専科を担当する人数は1名のみとなります。そこで専科担当が1名の場合、理科専科または音楽専科のどちらかを配置するかは、学校運営上、校長の裁量で決定されます。今後の対応策としましては、次年度の人事異動において音楽指導ができる教諭を優先的に配置してもらうよう、中頭教育事務所へ要請しているところであります。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、仲眞功浩議員の御質問にお答えしたいと思います。

大枠1の です。中城村が300万円以上の予算を計上して主催、共催、後援する祭り、イベント等についてですが、イベントについては各課にまたがりますので、私のほうで取りまとめ答弁させていただきたいと思っております。まず世界遺産中城城跡プロジェクトマッピング事業、予算規模1,450万円、開催頻度は毎年でございます。目的が、中城村における観光振興の一環として、世界遺産中城城跡において光を音楽を融合させた、プロジェクトマッピングを行い、中城城跡の新たな魅力の創出と日没後の観光メニューを提供することで集客力の増加を目指します。また事業を実施することで、地域活性化や地域経済への波及効果を図る目的としております。

次に世界遺産劇場、中城狂言、予算規模が1,080万円、単年度でございます。目的が文化芸術による地域活性化、地域文化の国際発信及びインバウンドの増加を目指し、世界遺産中城城跡において中城村歴史文化振興発信事業を実施する。また、中城城跡を観光やイベントの拠点として活用するため、世界遺産をステージとした利用方法を構築し、中城城跡の新たな魅力を発信していき、年間来場者数15万人を目指す。

3番目に、中城村グスクの響事業、1,769万円。毎年。目的は、世界遺産に登録されている県内のグスクの所在地の伝統エイサーの集結、披露、琉装ファッションショーのイベントを開催し、世界遺産中城城跡と中城村の伝統芸能を生かした観光振興を促進することで、中城城跡への年間来場者数の増加を目指す。

4番目、とよむ中城産業まつり、予算規模500万円。開催年度、3年間隔。平成27年度に行いました。目的は、中城村内で生産、製造、または提供される全産業の製品を村内外にア

ピールするとともに、販売量と市場の拡大を図ることを目的に開催する。また製品の展示及び即売に通じて、生産、加工、販売及び消費する方々が交流や商談を行うことで、中城村の産業の振興発展、さらには住民生活の向上に寄与することはもちろんのこと、斬新な発想や消費者の声を反映した新たな製品や産業の誕生を目指します。

5番目に、中城護佐丸まつり、予算規模1,000万円。3年間隔。平成28年度に行われています。中城護佐丸まつりは村民全員参加により、触れ合いを広め、連帯意識を高め、郷土愛に満ち、生きがいあふれる活力ある郷土づくりに努めるとともに、心豊かな暮らし、住みよい村、とよむ中城づくりに寄与することを目的としております。

次に中城村文化まつり、予算規模が240万5,000円です、それについては委員からの要望もありまして掲載しているところです。開催頻度については3年間隔の、平成26年度に行われております。自然と風土、歴史と伝統に培われた郷土の文化及びその資料を広く村民に公開するとともに、意欲的な舞台発表を通して文化の継承と創造発展に寄与し、村民の文化の向上を図ることを目的に開催するという主なイベントでございます。

次に でございますが、村以外の者が実施するイベントや事業の共催、後援になる場合にはどのような事務手続を経て決定されるかということですが、基本的には村から交付金を補助して、実行委員会が行う事業を行うものは村事業として捉えて主催で行っております。それからイベント業者から共催等の依頼を受けた場合には、そのイベントの事業の趣旨内容等を精査の上で、その都度上司にお伺いを立てて判断しているところでございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉
生涯学習課長 金城 勉 大枠2、 につい

てお答えいたします。

団員数63人のうち村の出身者30人となっております。現状としまして、毎週土曜日、午後2時から5時までの間、中城小学校の多目的教室を使用しまして、父母会が中心の指導により練習を行っております。活動費につきましては、村からの育成補助金10万円と、団員1人当たり月1,000円の年間1万2,000円の団員費を徴収して活動資金としております。運営としまして、楽器も結構そろっていて、運営も父母会を中心にまとまっていらっしゃるって、練習会場も確保されているという点からは、ほかのジュニアオーケストラと比べても非常にいい環境で、運営状況もいいのではないかとこのところ伺っております。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝
教育総務課長 名幸 孝 それでは大枠2、
についてお答えいたします。

本村の現状は、小中学校のトイレの便器の数は237基ございます。設置状況としまして、洋式便器が121基、和式便器が116基ございます。率にしますと洋式トイレが51.1%、和式トイレが48.9%となっております。次に改修計画でございますが、洋式便器の目標設置率を80%といたしますと、70基の便器の改修が必要になります。70基を改修しますと高額な費用になるため、単年度での改修は難しいと思われれます。財政と協議し、計画的に改修できるように検討してまいりたいと思っております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕
総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

大枠3について、新庁舎建設についてなんですが、 から まで、先ほど村長からも答弁がございました。それからまた新庁舎建設については2名の議員から質問もございましたので答弁が重複しますけれども、御了承をお願いいたします。まず について。平成23年の東日本大震災において津波被害の恐怖を目の当たりにし、

全国的に津波に備えるという意識が大変高まりました。本年も熊本県であのような大地震が起き、いつ起こるかわからない災害への備えは大変重要であると認識してございます。御承知のとおり、本村の地形は大地と斜面地、平地と特徴的な地形でございますが、新庁舎については災害時の拠点となることから、できる限り安全な場所に建設することは大変重要なことでございます。土砂、津波、両方のリスクが想定される地域でありますので、さまざまな観点から最もリスクの低い場所を決定させていただきました。津波対策については最大水深高が1メートル未満であり、設計において村道吉の浦線の高さに合わせて造成することで浸水や津波被害を軽減し、それから地震、津波などさまざまな災害を想定しながら、どのような設計、工法がより安全かを検討しながら進めていきたいと考えております。

それから について。新庁舎建設については現在、地権者の皆様に庁舎建設の計画地としての説明をさせていただき、お願いしてまいりました。幸いにも地権者の皆様、6名全員に事業同意を承諾していただいたところでございます。11月30日には有限会社エン設計、それと米須建設設計事務所のJV（共同企業体）と設計業務委託を行ってございます。

について。庁舎の予算規模についてでございますが、現在、現段階では新庁舎建設基本計画でしか申し上げられませんが、概算で18億円になっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは、改めて細かい説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど総務課長からお話がありましたが、最後になりますと、どうしても前の議員の方の質問と重複するところが出てきますので、私のほうでもこれはなるべく視点を変えて、確認の意味も込めて再質問という形でさせていただきます

ますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それではまずイベントと祭りについてお伺いしますけれども、今、毎年多額の予算をつぎ込んで行われているのが、中城城跡の入場者をアップするためのイベントであり、これは本当に地域活性化につながっているのかというのを私は非常に懸念をしております。入場者数15万人達成、これが数値目標として大きく前面に出て、本当に地域活性化に結びつくような事業展開はなされていないというような気がしてなりません。このイベントを通して、具体的にどのような地域活性化を狙っているのかお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

イベントにおける地域活性化にどのようなものがあるかということでございますが、やはり出演する方々の人材育成であったり、それから地域の出店者の購買、販売意欲であったり、それから村民が集って地域の特産品で販売しているものを知ること、やはり地域活性化につながっているものだと認識をしております。さらにはイベントを通して子供たちに出演してもらって、それがまた将来の人材育成につながると。希望も持っているところであります。今まで中城城跡の入場者数も2000年の年には約6万8,000人の状況です。それから見ますと、観光を誘致するというのであれば、全国的に視野を持たなければならない。イベントがなければ、今までどおりの中城城跡の知名度であったと感じております。今回このような、例えばプロダクションマッピングをやったおかげでほかのプロダクションからも、ぜひここでイベントを、コンサートをさせてくれという相談もきています。それがまさしく地域に呼び込んだ地

域の活性化であり、経済効果だと思っております。今回御質問のように、目には見えない経済効果ではありますが、どうか今、中城城跡を世界に売り込んでいく、知名度を向上させる。そして中城村に中城城跡があるという村民に誇りを持たせるための基盤づくり、種まきだという御理解をいただきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今、知名度アップ、とにかく知ってもらおうと。そういうのが主な段階だというのはわかりますが、確かにそうだと思うんです。だけど、それと並行してその受け皿をどのようにつくっていくかというのが、実は大事な問題だろうと思っています。今の状況ですと、イベントを打ってお客さんを集めて、お客さんは終わったら「はい、終わりました。楽しかった。すばらしかった」、それでバスに乗って帰って、「はい、終わり」と。次のイベントでもまた同じようにたくさん集まっていたいて、喜んで帰ってもらったということで、後に残っているのは何かというようなことでありますけれども、そこにあるのはただ入場者数が今のところそこでふえて、あるいはその入場者数が1人当たり400円ですか。その売上料がふえるというような、そういう単純な構造になってしまっているわけです。残念なことに、今までそこに周辺に一つのお土産店としてありましたきなこやさん、これも見切りをつけて撤退してしまったと。そういう状況を考えますと、やはりただこのお客さんを集めて入場者数をふやすと。そういうことはもう、それはそれで大変重要なことなんです、その後の受け皿として、そこにどういう経済効果をもたらすかと。そういうことを考える時期にきているのではないかなと思うんです。今15万人というのは、そうですね、今、沖縄には700万人の観光客が来ているという話です。その2%でも中城村に立ち寄ってもらえれば、14万人です。それ

が来るということになります。たった2%ですよ。

そういうような状況も考えると、一番の大きな問題は、中城村がまだ観光業者、観光者の皆さんじゃなくて、多分、大きい原因は観光業者の皆さんにとってまだ魅力がないと。そういう状況であって、中城村のほうに業者から送り込めていないという状況だと思うんです。このような状況をどう打開していくかというのが一番大きな問題だと思うんです。それで考えますと、700万人という観光客を考えますと、ほんの少しだけ何パーセントか寄っていただければ、5万人、10万人とふえちゃうわけです。これをいかにしてやるかと。そういうことも並行して考えないと、イベント依存の活性化というのは非常に難しいものがあると思います。この辺は重々考えてやっていただきたいと思うんですが、なぜ中城村に観光業者からそのコースに入れてもらえないか。そういうことをチェック、あるいは聞いたことはございませんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

まず観光業者の、なぜコースに入っていないかということは、これまで観光事業として中城城跡に取り組んでいなかったという知名度の低さがありまして、まだ旅行会社としても魅力度がわからないということがあります。もう1点目には、時間的なコース設定、中城城跡は点であり線がないということもありまして、いかに素通りしているかという多さが出てきております。そのようなことも考えまして、まず知名度をアップしなければならないと。御指摘のとおりですが、いかに観光客を導くか、私たちも今悩んでいるところでございます。皆さん、村民の知恵もお聞きしながら、できるだけ導ける、また素通りを避ける、それからそこに落とす経

済効果も図りながらというのが一番理想と考えております。一つ一つ、一生懸命頑張っておりますので、まずはこの3年間、知名度アップの事業を展開してきました。それから特産品づくりも手がけてきました。今年度からはまたそういう御指摘のとおり、もう少し課題を見つめ直して、またさらに観光推進を図っていければと思っています。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 最近の新聞だったんですけども、中城村の吉の浦会館でゆがふ塾の発表会があったと。それが中城村の観光振興とかそういうものについての発表だったらしいんですけども、これをごらんになられたかどうかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 参加しております。ただ、時間的に次の会議がありましたので、4時ごろ退席しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私も新聞で初めて知ったんですが、この中で中城城跡を生かすすばらしい発表があったと聞いております。このようなことを参考にしながら、あまりくどくど申しませんけれども、イベント依存というのを、ただ単に入場者数はふえるかもしれませんが、やはりその受け皿づくりというのがもっとも大事なことであって、それを本当にこういう提案とか、真剣に考慮して考えて検討して、次の段階へと進めていただきたいと思います。この辺はしっかり対応していただきたいと思います。

それから次に移りますけれども、最近、中城村がチケット販売等の営業活動を伴うイベントの主催者、後援者になるケースが多くなっておりますが、主催者、共催者ともなれば相応の責任が発生すると考えております。したがって、おいそれとそれを引き受けるわけにはいきませ

ん。しっかりした基準、企画で当該事業の適否を定め、適切な事務処理等を経て決定する必要があると思うが、どのように考えますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

イベントの主催、共催、後援の範囲ですが、村としては何らかの村とかかわりのあるものについての共催をしているわけでありまして、単なる企業から共催してくれということで共催しているものではないということを御理解いただきたいと思います。ことし、イベントが多くて、いろんな世界遺産劇場等に共催をしておりますが、その事業については沖縄県戦略的課題解決型観光商品等支援事業の一括交付金を活用した事業で、企業と一緒にアイデアを出してコンペ事業に応募して取り組んでいる事業ということでもあります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 実は2001年7月に、兵庫県明石市で発生した明石市花火大会歩道橋事故というのがありましたけれども、課長はこのことを記憶しておりますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 はい、覚えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 その件に関してマスコミ報道では、兵庫県警察の警備体制の不備、それから事故対応の問題ということで報道されましたけれども、結局は9遺族が明石市、それから兵庫県警、それからニシカン、これは警備会社ですね。そこを相手に民事訴訟を起こしました。そして、結果的に2005年にこの神戸地裁はこの3者に対して、明石市、それから県警、警備会社に対して5億6,800万円の賠償を命じま

した。これはどうして明石市がそのようなことになったと思われませんか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

詳細についてはちょっと存じておりません。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これは不備はあっても、やはり主催は明石市なんです。そういうこともありまして、やはりそういうものに対しては必ず主催者である、特にこの自治体については責任が問われます。その辺も踏まえて、やはりそういうものを決定するに当たっては、ちゃんとした事務取扱手続要領、これが必要だと思えますけれども、どのようにお考えですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

御指摘のとおり責任は法律上あるかもしれませんが、イベントを実施するに当たっては安全対策もしっかりし、事業計画に基づいて行う必要があります。そのような主催、後援等のものについては今までと同様、上司にお伺いを立てて、その都度ケース・バイ・ケースで行きたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長はそのような事務手続要領というのは必要ないと、そういう結論でございますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の話などは、主催する部分については村が当然全ての責任を負うということでやっていくわけですから、私が最終的にこれは主催で、あるいは共催でという判断をしながら、もちろん担当課も含めた、これはいろんな多岐にわたっ

てのイベントなどがあるものですから、全てがしゃくし定規に行くようなものではないと思っています。ですから、最終的にこの内容もしっかりと把握しながら説明も聞いて、それで最終決断を下すべきものだと思っています。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 あくまでもこれは最終的に村長が判断するから、それでやっていくと。今まで他市町村では、後援とかそういうものに関する事務取扱要綱というのはきっちりと定められてやっておられるんです。中城においてはそういう手続要綱とか、そういうものを定める意思はないということによろしいですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

仲眞議員、他市町村がどうかというのは定かではないなと思います。私どもがただやっていないというだけのことでなくて、どこに価値観を置いているかということがまず第一で、しっかり責任を負って、村長、そして担当も含めてこの事業に対してやっていこう。そのためにはどういう、例えば保険のこともあるでしょう。いろんなその事業に対する思い入れもあるでしょう。いろんなものを含めながら検討をしていく。書類が回ってきてポンポンと決済するようなものよりは、しっかりと話し合いを持って結論を出すのがいいと私は思っております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それは、もう村長がそういうお考えだから。私がどうのこうの言う問題じゃない。ただ、他市町村ではしっかりとした基準を持って後援になる、あるいは主催になると、そういうのを定めてこれに遵守した取り扱い規定を設けて手続を経て、最後には村長、あるいは市町村長が決するということでもあります。それが中城村は必要ないということであれば、もうしょうがないですがこれ以上は何も言

うことはありません。

次に移ります。専科についてお伺いしますけれども、今、中城小学校、津覇小学校においては18学級に満たないから2人の専科の担当を配置できないと、そういう状況でよろしいですか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 そのようであります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今現在、両小学校において学級数は13ですか。この13学級が2人配置の基準である18学級に行く予測といたしますか、見込みというものはあるのかどうか。あるとしたら、いつごろ2人の専科配置の基準学級まで持って行けるのか、その辺の見通しをお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

将来的な中城小学校、津覇小学校の学級数でありますけれども、現状か、それより下がる見込みであります。平成34年までは今検討しております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今のお話からしますと、これはもう将来的にしばらくそういう状況は避けられないと、そういうことであります。見込みとしては、ということは、これはもう対処療法では当分できないと。そういう話になってくると思うんです。そうなりますと、これは今までの兼任というんですか、これはそういう先生方を配置してもらって、これが配置できるかどうかよくわからないという状況ですが、このままの状況を続けていくと、これは非常に教育上大きい問題があるんじゃないかなと。長年にわたってそういう状況は避けられないという状況がはっきりしていると思いますけれども、教育長、これに対してはどのような対策が必要だと思いますか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

先ほどの答弁でお答えしましたが、音楽指導のできる教諭の配置というのを教育事務所に強く要望をしております。特に中城小学校と津覇小学校に要請をしておりますして、学級担任をしながら音楽の指導もできるという要望をやっております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これができるかどうかというのは、そのときにならないとわからないわけです。大変厳しいと思います。これではどう対応したらいいかと申しますと、例えば非常勤講師とか、そういうものを村費でやっていただくと、採用してもらおうと。非常勤講師とか、あるいは臨時教員とか。そういうことも可能かどうか。お伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

今すぐ答えを出すということはちょっと厳しいですので、財政と相談をしながら、そういう人事的な教諭ができるかどうかを検討していきたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 もう1回お聞きします。村費で予算計上ができれば、この臨時教員、あるいは非常勤講師、その辺の対応で解決できる問題ですかというのを伺います。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 可能性はあると思いますが、人事権は中頭教育事務所にありますので、その人事担当とも相談の上、オーケーであればそのような措置もできると思います。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 要するに、村費を使えば解決できるような問題の可能性が大きい問題ですね。そんなに大きい予算額にはならないと思うんですけれども、村長としてはこういう状

況というのはぜひ避けていただきたいんですけども、中城小学校、津霸小学校だけ専科の担任がいなくて。非常にふびんな状況なんです。両方を面倒見てもらえる先生、村費を出していただければ採用すればできるということでありますので、その辺は本当に真剣に考えていただきたいと思います。

それから次にお伺いしますが、先ほどジュニアオーケストラの団員の問題がありましたが、中城村出身は30名と答弁がありました。その内訳をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。
小学生が4名、中学生が9名、高校生が17名の計30名となっております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。
9番 仲眞功浩議員 これですね、本当に厳しい状況じゃないかと思えます。小学生は4名です。それから中学生が9名、高校生が17名。さて、この高校生が卒業していったらどうなるんだろうと。私はその辺の存続さえ危惧するわけではありますが、この現状に対して教育長はどのような対策が必要だと思えますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。
まずジュニアオーケストラの団員の目標としまして70名程度という目標を持っておりますので、現在の63名からしますと目標に近い数字で、団としての支障はない状況でございます。ただいま御指摘の中城村の小学生が4名のお話をされておりましたが、現在、南小学校におきましては吹奏楽部がございます。趣旨目的も同じく、音楽を通して青少年の健全育成につながっているというところで、そこを取り込む活動というのは必要かと考えております。もう一つ、現在、県内のジュニアオーケストラにおける現状なんですけれども、県内各地で立ち上げはしておりますが、読谷、佐敷、那覇などはどんどん消滅

していっている厳しい現状がございます。それからしますと、県内で一番歴史のある子供たちが楽しく音楽に親しみ、音楽を通して健全育成につながっている、非常にすばらしい受け皿としての役割も持っていると思っております。その組織の持つ魅力、役割を県内全体に間口を広げているというのは、逆にすばらしいことだと思っております。その辺も含めて理解していただきながら、村内の構成員をふやす努力を、してまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 まさにそのとおりです。そういう中にもあって、やはり小学校において音楽の専科の必要性は感じませんか。なんとしてもこの誇りある、伝統ある中城ジュニアオーケストラを、そこに中城村の子供たちが1人でも多く入れる環境をつくると。そういう意味でも、村長、これは村費を少し投入してでも、大体300万円とか400万円ぐらいじゃないですか。それぐらいだと思いますので、そしてこのジュニアオーケストラを育てる意味からも、やはり両小学校に専科の、まあ掛け持ちでいいです。掛け持ちできるような臨時、あるいは専科の先生を配置していただきたい。これを強く私は要望したいと思います。よろしく願います。

次です。トイレのほうに移っていきますけれども、中城村の現状としては51.8%が洋式だということで、教育委員会としては最終的に80%まで上げていきたいという計画でございますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

教育委員会では80%を目標に洋式に改修していきたいと思えます。これを全部洋式に変えますと、日本の文化は和式でありますので、そういったのも残していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長、私はこれは大変すばらしい計画だと思っています。ただ、金のかかることでありますので、やはりしっかりした年次計画を立てて、ぜひその方向に持って行っていただきたいと思います。

その前に、今、学校の現状というものを、中城小学校の例になりますけれども、少し御紹介したいと思います。中城小学校の現場、状況、実態等を申しますと、一つの例として職員トイレ、男女とも。これは和式だけだと聞いておりますけれども、これは教育委員会としてはそれを確認してございますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 今、手元にどこに和式があるのかという、資料としては準備してありませんが、資料はございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 職員トイレは和式しかないそうです。それでどういうことが起こっているかと申しますと、お客さんが来たときはしょうがないから保健室ですか、そこに案内して用を済ませてもらっていると、そういう状況らしいです。こういう、本当に厳しい状況が起こっているのが実態でございます。これは大変厳しい状況じゃないかと思えます。校長としても恥ずかしながらという話をしていましたが、特にまた女性職員にとっては大変厳しいものがある。特に妊娠中の職員がおられましたら、本当にこれは厳しい状況にあって、今のところ保健室、あるいは保養室ですか、そこに行って用を済ますという現状のようでありますので、やはり真剣な、厳しい状況にあるということを理解してもらって、優先順位をつけてどこからやるべきかというのは、本当にしっかりした計画で対応していただきたいと思えます。現状としてはそうなんです。そこではちょっとできないから保健室とか、そこに案内していると。実態はそういう実態らしいです。それから小学校6

年生の教室の階のところではトイレが壊れて、もう閉鎖されておりました。洋式トイレは、和式だけになっている。その辺の実態調査をして、ぜひ対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それから次の新庁舎の関係に移って行きますけれども、先ほどの説明会、9月でしたか、新庁舎についての説明会を持たれたんですけれども、このときに一番大きい問題、質問、疑問が投げかけられたのは、津波対策の件でした。浸水域じゃないのかと。そういうことが一番大きな問題で、ほとんどの方がそう言っておりました。中城村においての浸水域というのはどれくらいですか、9メートルくらいですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（15時45分）

~~~~~

再 開（15時46分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

浸水域と、先ほどは水深高という説明で1メートル以内だと説明をしましたが、浸水域は8メートルだと認識しています。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 浸水域は8メートルということに対して、この新庁舎建設の候補地に挙がっている場所は、ほとんどそれに近い状況、ほとんど一緒じゃなかったかと思えますが、それはどの程度の海拔レベルになっているんですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、建設を予定している場所については、一部の浸水域が1メートルで、そのほかはもう外れていますので、吉の浦線に使えば10メートルに近いということでございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ほとんどがこの8メートルですか、それ以上だと。そういう理解でよろしいですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほど言いましたように、一部は1メートルの水深高が入っていますが、そのほかについては、要は吉の浦線沿いは8メートル以上あるということです。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(15時48分)

~~~~~

再開(15時49分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 大変失礼しました。海拔がありまして、海拔は国道沿いが大体10メートルぐらいだと思っています。今のところは海拔8メートルです。訂正しますけれども、浸水域は1メートル未満です。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ちょっと休憩をお願いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(15時50分)

~~~~~

再開(15時51分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 わかりました。そういうことで説明会のときに皆さんが心配していたのは、浸水域ということで全員がああ辺を見て、余りにも近過ぎると。なぜ国道より上にできないかという話です。そういうことになりましたと、これはちゃんと村民の心配、この前出ていたあこれはクリアできると、そういうお話ですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、設計等のかさ上げ等による1メートル以上の設計、かさ上げ等によってクリアできると理解していません。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 じゃあ、結論から申しますと、かさ上げ等、そういうことを一部か全部かわかりませんが、その処理をすれば浸水域とかそういう問題はクリアできるということです。理解としては、ただ、村民はどれぐらいの浸水域からの安全といえますか、その辺を求めているかというのは、これはもう皆さんがちゃんと示して説得してもらう以外にはないと思うんですが、この件に関しては先ほどちょっと重複しますが、説明会とかそういうものはいつごろ予定しておりますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、設計の段階で前の答弁にもありましたけれども、まず3回の説明会を今予定しています。その中でアンケート調査なり、意向調査なり、それをやりながら説明していくということになります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これはぜひ実施していただきたいと思います。我々もまだちょっと不明瞭なところ、私の理解不足もあったとは思いますが、そういう状況で、村民の皆さんもそういうのが本当にクリアできていないところがあるわけです。それであのようなたくさんの方の心配事が寄せられたわけです。その辺はしっかりと説明をして、これはやはり村民のコンセンサスを得られないと、これから50年も続く庁舎の建設ですから、本当に村民の総意を得られて着工ができて完成させていただきたいと思いますので、丁寧な説明会をぜひ実施していただきたいと思います。その合意を得て、すばらしい庁舎建設に臨んでいただきたいと思

ます。

それから次の用地取得の問題についてちょっと指摘があるんですけども、この用地の取得に関しては賃借、あるいは買い取りというのがあると思うんですけども、この辺の状況はどうなっているのかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 大城議員のときだったと思うんですが、御説明を申しましたけれども、9筆の6地権者がございまして、その中の2筆、2地権者については借地、それから残りは買い取りということになります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 済みません、先ほど当初で申し上げたことに重複することがあると思うんですけども、確認の意味も込めて質問をしますので、この辺はよろしくお伺いしたいと思います。

それでこの賃借の部分に対して、ただ賃借料としては年間どれくらい、現在のペースでよろしいと思うんですが、どれくらいかかるのかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、村は坪2,000円で全筆契約をしてございます。それからすると885坪という形になりますので、177万円の年間の賃借料が発生します。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それに基づいて新庁舎の耐用年数を50年と考えますと、大体どんなものですか。8,000万円か9,000万円ぐらいの金額になるのかな。それぐらいになるかと思えます。そうすると単純に考えますと、大体50年この賃借料を払うとしますと、今のペースで考えますと、大体買い取り価格とほとんど同じような金額になるかと思えます。そうなりますと、この50年後を考えますと、今現在の買い取り価格と

同じような金額を払って借地、賃借料ですね。

50年もたったら、この財産は残っていないという状況が起こりますよね。賃借でやりますとね。これは大変不合理じゃないかと思うんです。今後もこういうことがありますと、これは後々大変悪い前例になるんじゃないかと思えます。そういう意味で、この賃借、借地というものじゃなくて、買い取りでぜひやっていただきたいと思うんですけども、これはどうしても買い取りにはいけそうにない物件なんですか。この辺をちょっとお伺いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

買い取りと賃借、個人的意見を言わせていただきましたら、買い取りでありがとうございませうという話でございます。ここは建物がもう永年にわたって建てられる、建ってしまう土地でございますので、我々は利息も出ないものを、結局買い取りであれば当然これは利息が発生するわけでございますから、利息が出ないものを単純に計算、今もし仲眞議員がおっしゃる金額であれば毎月毎月元金だけを払って行って、30年、40年、50年と。そして、確かにその後は私どもの取得ではありませんけれども、しかし、使用期間で考えた場合には、これは大きなメリットにあると思えますし、初期投資をしないということになりますと、これも大きなことになると思えます。これは考え方の違いで、どこが当たっている、間違っているということではないと思うんですけども、ただ、議員がおっしゃるように買い取りができれば、それにこしたことはないかもしれませんが、賃借ということが間違った方向性ではないということが言いたくて、今答弁をさせていただきました。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私もどっちがいいとは断言できませんが、ただ、この賃借となると非常に大きなリスクが伴うということでは

と心配しております。これは相続に絡む問題です。どうしてもこれは長期になりますけれども、途中で相続の問題が発生してくるだろうと思います。その場合において、いろいろあって、ぜひとも買い取りでやってくれと。途中からですね。そういうケースも発生することが予想されるわけです。そのときにどうなんだろうというのが一つの大きな問題です。例えば、もう買い取りを終わられたときは、もう既にそのときは土地の上に建物も建って、この土地の価格というのは相当上がっているはずなんです。農地だったのが宅地とかになります。そういうもとにおいて買い取りをおられた場合に、土地ですよ、大変大きな、我々としては損失を迫られてくる。そういうのもある。そういう例が全くないわけじゃないんです。相続問題がこじれて、一方が慌てて買い取りを迫られたと、おられたと。そういうケースを聞いたことがあります。そういうリスクというものをどのように考えるかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

正直な話、リスクよりも私の経験上を言わせていただきますと、底地、建物が建っている底地の買い取りというのは、相場の半分から3分の1ぐらいになります。ですから、通常の場合でしたら、これは市場の常識の話で、我々自治体には当てはまらないかもしれませんが、しかし、今議員が懸念するようなことはほとんど起こらないものだと思っております。私自身はですね。逆に買い取りになったときには、底地の金額ですから、これは世間一般常識的には金額は半分から3分の1程度。そして、例えばお互いの条件が合わないということであれば、この買い取りの義務もありませんので、大変奥歯に物が挟まった答弁で申しわけないんですが、相手のあることなものですから、今確認をさせていただきましてけれども、今わかっている段

階では、将来的にさほどのリスクは負わないだろうというのは社会通念上、私の経験も含めてそうなると思っております。

議長 與那覇朝輝 一般質問続行中ですがけれども、定刻の4時を回っておりますので、終了まで延長したいと思いますので、御了解をお願いいたします。

それでは、仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この道ベテランの村長がおっしゃることなので、そんなに心配はないかということもありますけれども、ただ、本当に私は心配は心配です。これは今どういうこと、どんなことが起こるか全く予測できないですよ。この相続の問題というのは、特に外人さん、嫁さん、あるいはお婿さんが外人さんが絡んでくる問題となると大変厳しいものになる。容赦しないと。あるいは、あまりにも不誠実なブローカーとかが絡んでくると、凶悪的にそういうこともおられると、迫られると、そういうこともあります。この辺、私はそういうことでちょっと心配なところがあるんですが、そういうことも含めて、本当にこれは買い取りでできないのか。そういうことを担当者はしっかりと何回も足を運んでやっていただきたいと思うんですが、この辺についてはどうでしょうか。課長。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えします。

買い取りについては、まだ契約まで時間もありますので、また努力してまいりたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これは一つの前例として、買い取りじゃなくて、これから村に対しては賃借でいったほうが得だといろいろ判断ができて、あまり売るのが、買い取りに応じなくなってくる懸念も一応私は持っておりますが、その辺についても心配しているわけです。どう



せ新庁舎をつくるんだったら全額買い取って、その敷地を村の財産として残せるような道というのも、本当に精いっぱい頑張っていたきたいと思います。

これをもちまして一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲真功浩議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（１６時０６分）

## 平成28年第7回中城村議会定例会（第8日目）

|                                                 |                 |                        |         |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成28年12月9日（金）   |                        |         |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成28年12月16日 （午前10時00分） |         |         |
|                                                 | 閉 会             | 平成28年12月16日 （午後12時06分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄                | 9 番     | 仲 眞 功 浩 |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃                | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良                | 11 番    | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則                | 12 番    | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏                | 13 番    | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則                | 14 番    | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                  | 15 番    | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝                | 16 番    | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                        |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 9 番             | 仲 眞 功 浩                | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                  | 議 事 係 長 | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |

## 議 事 日 程 第 6 号

| 日 程  | 件 名                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 陳情第19号 監査委員への税理士登用について（陳情）                                      |
| 第 2  | 陳情第20号 不服申立機関（第三者機関）委員への税理士登用について（陳情）                           |
| 第 3  | 陳情第23号 平成29年度福祉施策及び予算の充実について（要請）                                |
| 第 4  | 陳情第13号 過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める陳情                 |
| 第 5  | 陳情第24号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書                          |
| 第 6  | 陳情第25号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書                              |
| 第 7  | 陳情第26号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書                   |
| 第 8  | 陳情第27号 介護保険制度の見直しに対する陳情書                                        |
| 第 9  | 陳情第28号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書  |
| 第 10 | 陳情第29号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情                          |
| 第 11 | 陳情第30号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情                            |
| 第 12 | 意見書第11号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書                         |
| 第 13 | 意見書第12号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書                             |
| 第 14 | 意見書第13号 無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書                             |
| 第 15 | 意見書第14号 介護保険制度の見直しに対する意見書                                       |
| 第 16 | 意見書第15号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書 |
| 第 17 | 意見書第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書                        |
| 第 18 | 意見書第17号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書                          |
| 第 19 | 意見書第18号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書                                |
| 第 20 | 意見書第19号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する意見書                                   |
| 第 21 | 決議第6号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する抗議決議                                    |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。それではこれより本日の会議を開きます。  
(10時00分)

日程第1 陳情第19号 監査委員への税理士登用について(陳情)を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。  
総務常任委員長 新垣博正。  
総務常任委員長 新垣博正 皆さん、おはようございます。それではお手元の資料をお目通しください。読み上げて報告にかえます。

平成28年12月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

| 番号     | 付託年月日 | 件名                  | 審査の結果 |
|--------|-------|---------------------|-------|
| 陳情第19号 | 12月9日 | 監査委員への税理士登用について(陳情) | 不採択   |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第19号 監査委員への税理士登用について(陳情)の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時02分)

~~~~~

再開(10時05分)

議長 與那覇朝輝 再開します。
ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第19号 監査委員への税理士登用について(陳情)を採決いたします。

本案における委員長報告は不採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、陳情第19号 監査委員への税理士
登用について(陳情)は委員長報告のとおり不
採択となりました。

日程第2 陳情第20号 不服申立機関(第三
者機関)委員への税理士の登用について(陳情)
を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正

平成28年12月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の
規定により報告します。

記

| 番 号 | 付 託 年月日 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|------------|-------------------------------------|-------|
| 陳情第20号 | 12月9日 | 不服申立機関(第三者機関)委員への 税理士の登用について(陳情) | 不採択 |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わ
ります。

これから陳情第20号 不服申立機関(第三者
機関)委員への税理士の登用について(陳情)
の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩(10時08分)

~~~~~

再 開(10時10分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討  
論を終わります。

これから陳情第20号 不服申立機関(第三者  
機関)委員への税理士の登用について(陳情)

を採決いたします。

本案における委員長報告は不採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第20号 不服申立機関(第三者機関)委員への税理士の登用について(陳情)

は委員長報告のとおり不採択となりました。

日程第3 陳情第23号 平成29年度福祉施策及び予算の充実について(要請)を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正

平成28年12月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣博正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番号     | 付託年月日 | 件名                        | 審査の結果 |
|--------|-------|---------------------------|-------|
| 陳情第23号 | 12月9日 | 平成29年度福祉施策及び予算の充実について(要請) | 採 択   |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第23号 平成29年度福祉施策及び予算の充実について(要請)の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩(10時13分)

再開(10時15分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第23号 平成29年度福祉施策及び予算の充実について(要請)を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第23号 平成29年度福祉施策及び予算の充実について(要請)は委員長報告

のとおり採択されました。

日程第4 陳情第13号 過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 この案件は、9月定例議会において、陳情が上がってきていたものなのですが、継続審議ということになっておりました。今回、もう一遍審議した結果、採択ということで、ここで読み上げて報告したいと思います。

平成28年12月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳 正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                                      | 審査の結果 |
|--------|------------|------------------------------------------|-------|
| 陳情第13号 | 9月9日       | 過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める陳情 | 採 択   |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第13号 過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊か

な教育を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号 過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第13号 過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第5 陳情第24号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて報告いたします。

平成28年12月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                             | 審査の結果 |
|--------|------------|---------------------------------|-------|
| 陳情第24号 | 12月9日      | 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書 | 採 択   |



議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第24号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時21分）

~~~~~

再開（10時23分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第24号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって陳情第24号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

日程第6 陳情第25号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて報告いたします。

平成28年12月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会
委員長 新垣徳正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号 | 付 託 年月日 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|------------|-----------------------------|-------|
| 陳情第25号 | 12月9日 | 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書 | 採 択 |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第25号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時25分）

~~~~~

再 開（10時29分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第25号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって陳情第25号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

日程第7 陳情第26号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて報告いたします。

平成28年12月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣徳正

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

### 記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                                    | 審査の結果 |
|--------|------------|----------------------------------------|-------|
| 陳情第26号 | 12月9日      | 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書 | 採 択   |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第26号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第26号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出

を求める陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって陳情第26号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

日程第8 陳情第27号 介護保険制度の見直しに対する陳情書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて報告いたします。

平成28年12月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名               | 審査の結果 |
|--------|------------|-------------------|-------|
| 陳情第27号 | 12月9日      | 介護保険制度の見直しに対する陳情書 | 採 択   |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第27号 介護保険制度の見直しに対する陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第27号 介護保険制度の見直しに対する陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって陳情第27号 介護保険制度の見直しに対する陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

日程第9 陳情第28号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて報告いたします。

平成28年12月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                                                     | 審査の結果 |
|--------|------------|---------------------------------------------------------|-------|
| 陳情第28号 | 12月9日      | 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書 | 採 択   |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第28号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第28号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって陳情第28号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

日程第10 陳情第29号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げまして報告いたします。

平成28年12月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                             | 審査の結果 |
|--------|------------|---------------------------------|-------|
| 陳情第29号 | 12月9日      | 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情 | 採 択   |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第29号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第29号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって陳情第29号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第11 陳情第30号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて報告いたします。

平成28年12月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                           | 審査の結果 |
|--------|------------|-------------------------------|-------|
| 陳情第30号 | 12月9日      | 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情 | 採 択   |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第30号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第30号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって陳情第30号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第12 意見書第11号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書を議題とします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩(10時44分)

~~~~~

再 開(10時45分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

提出者の趣旨説明を求めます。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正 それでは意

見書第11号を読み上げて提出いたします。

意見書第11号

平成28年12月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳正

子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由

12月9日に本委員会に付託された陳情第24号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

子どもの医療助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書（案）

子どもが病気やけがで医療機関を受診すると、医療費の3割（小学校入学前は2割）を自己負担します。この負担が、アトピー性皮膚炎やぜんそくなど慢性疾患で継続的な治療が必要な子どもがいる家庭に重くのしかかっています。急に高熱が出たのに手元にお金がなくて病院に行けない事態は、病状が急変しやすい幼い子どもたちにとって命にかかわる問題です。

「お金がなくても子どもが医者にかかれるように」と、医療費無料化を求める運動が全国各地で巻き起こり、自治体独自の助成制度を導入する動きが広がりました。中学3年までの無料化を実現した群馬県では、無料化後、虫歯処置完了の子どもが全国平均を上回りました。医療費無料化が所得の違いに関係なく、全ての子どもの健康を守る上で大きな役割を果たしています。経済的負担が軽くなることで病気の早期発見・治療が可能になり、重症化を防ぎ、医療費を抑制している効果も生まれていることは明白です。

ところが、国は、独自に窓口無料化をしている自治体に対し国民健康保険の国庫負担金の減額という「罰則（ペナルティー）」を科し、子育て支援の取り組みを妨げています。全国知事会も

「少子化対策に取り組む地方の努力の足を引っ張るもの」と廃止を求め続けています。

子育て世代を応援する医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯どめをかける重要な制度であるだけでなく、「子どもの貧困」が広がる中、いよいよ緊急課題になっています。

よって、国において、地方自治体が単独で行う窓口無料化に伴う「罰則」を廃止するとともに、全国一律の子どもの医療費に対する助成制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月16日

沖縄県中城村議会

(宛先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
総務大臣 厚生労働大臣

以上であります。よろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

休憩します。

休憩(10時49分)

~~~~~

再開(10時57分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第11号 子どもの医療助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第11号 子どもの医療助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書は原案のとおり採択されました。

10分間休憩します。

休憩(10時59分)

~~~~~

再開(11時12分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第13 意見書第12号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書を議題といたします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 では読み上げて提案いたしたいと思います。

意見書第12号

平成28年12月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳正

貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由

12月9日に本委員会に付託された陳情第25号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書（案）

日本の子どもの貧困率は6人に1人、とりわけ沖縄では3人に1人が貧困の状態にあります。特に一人親世帯において深刻で、水道や電気などのライフラインが止められたりした家庭も少なくありません。就学援助制度や生活保護といった既存の制度も活用していない、または知らないといった状況も報告されています。

子どもの貧困は、家庭の経済的困難から学業や健康、成長に大きく影響し、時には生命に関わることもあります。給食費などの学校納付金が納められず、遠足や修学旅行などの学校行事に参加できなかったり、通院するための費用を準備できなくて病気を長引かせ、重体になったりといったケースも報告されるなど、深刻です。

非正規労働者が多いことからくる低賃金、長時間労働という親の労働環境は、子どもの貧困の背景に大きく関係しています。また認可保育所の圧倒的な不足、民設民営の学童保育の多さからくる高い保育料と多い待機児童といったことなどから子どもを預けて安心して働くことができないなど働く親への支援が不足していることも影響しています。

お金がないために満足に食事ができなかつたり、進学や学校行事への参加をあきらめたりすることなどがないように、次の事項について強く要望します。

記

1. 親の貧困解消のために、最低賃金の大幅な引き上げ、非正規雇用の規制、申請しやすい生活保護行政による生活保護率の向上、最低保障年金制度の創設などを行うこと。
2. 就学援助金を元の国庫補助金へ戻すこと。同時に給食費の無償化を実現すること。
3. 国の制度として高校生や大学生などへの給付型奨学金制度を創設すること。
4. 教育予算の大幅な増額により、保護者の経済的な負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年12月16日
沖縄県中城村議会

(宛先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

以上であります。

議長 與那覇朝輝 これて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第12号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、こ

れで討論を終わります。

これから意見書第12号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第12号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書は原案のとおり採択されました。

日程第14 意見書第13号 無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書を議題といたします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 それでは読み上げて意見書を提案いたします。

意見書第13号

平成28年12月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会

委員長 新垣 徳正

無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由

12月9日に本委員会に付託された陳情第26号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書（案）

わが国は国民皆保険にもかかわらず、経済的な理由で十分に医療にかかれぬ方も少なくありません。沖縄県内においても、こどもの貧困が全国ワースト1であり、格差と貧困が広がっており、経済的困難な方が多数おられます。そのような方に対しては、一定の基準を満たせば、社会福祉法第2条第3項第9号の「生活困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（無料低額診療事業）」を実施している医療機関において診療を受けることができます。

しかし、医薬分業が進展する昨今において、保険薬局は無料低額診療事業の対象事業所になれないことから、院外処方箋を発行する無料低額医療事業の医療機関を受診された患者の薬の自己負担はその対象となっていないため、治療を中断する事態も生まれています。

深刻な状況を受け、自治体独自に無料低額診療制度を受けている患者に対し保険薬局での薬代の助成実施が広がっており、利用者から喜ばれています。沖縄県内では那覇市が薬代の助成を行っております。この制度を確実に生活困難者の受診権を守ることができるよう、安心して無料低額診療事業が受けられるよう、保険薬局を対象事業所とするよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

沖縄県中城村議会

(宛先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明
を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す意見書第13号は、会議規則第39条第3項の規
定によって委員会付託を省略したいと思ます。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、意見書第13号は委員会付託を省略
します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、こ

れで討論を終わります。

これから意見書第13号 無料低額診療事業の
保険薬局への拡充を政府に求める意見書を採決
いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、意見書第13号 無料低額診療事業
の保険薬局への拡充を政府に求める意見書は原
案のとおり採択されました。

日程第15 意見書第14号 介護保険制度の見
直しに対する意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて
意見書を提出いたします。

意見書第14号

平成28年12月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳正

介護保険制度の見直しに対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由

12月9日に本委員会に付託された陳情第27号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

介護保険制度の見直しに対する意見書（案）

現在、政府内で介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移す等、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が多数寄せられています。家族の介護負担を増大させるこうした見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも真っ向から反するものです。

サービスの削減・負担増では高齢者の生活を守り、支えることはできません。

これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。

介護保険制度の見直しに対して、利用者本人も家族も安心して利用できる制度になるように、次の事項について、強く要望します。

記

1. 生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。
2. 家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと。
3. 介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化をはかること。
4. 以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年12月16日
沖縄県中城村議会

(宛先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 法務大臣 厚生労働大臣

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第14号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第14号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、こ

れで討論を終わります。

これから意見書第14号 介護保険制度の見直しに対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第14号 介護保険制度の見直しに対する意見書は原案のとおり採択されました。

日程第16 意見書第15号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 それでは読み上げて意見書を提案いたします。

意見書第15号

平成28年12月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳正

「要介護１・２」の「一部保険給付からの除外」を中止し、
安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由

12月9日に本委員会に付託された陳情第28号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

「要介護１・２」の「一部保険給付からの除外」を中止し、
安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書（案）

長寿を喜び、高齢者を尊ぶ習慣がわたしたちの社会にはありました。しかし、医療や介護の自己負担増大や長期療養の受け皿の困難も進み、自己責任論が流布される中、長寿を本人も家族も喜べない風潮が広がっています。「医療難民」「介護難民」「介護自殺」「介護殺人」までも社会問題化しています。こんな時代だからこそ、高齢者も家族も安心して生活できる介護保障の充実が求められます。しかし、現在の介護保障制度の動向は、充実とは逆で、昨年4月に『要支援者に対するデイサービス』と『ホームヘルプサービス』を介護保険から市町村の事業に移す」「特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定する」「介護報酬を大幅に引き下げる」など、介護保険の範囲縮小等の制度改定が実施されたばかりですが、財務省は、利用者にとってさらに改悪となる提案を準備しています。具体的には

軽度者（介護１，２）への生活援助を原則自己負担に

軽度者の福祉用具・住宅改修を原則自己負担に

要介護１，２の通所介護を市町村事業へ移行させる

65歳から74歳の利用料金負担を原則2割へ

このまま実行されると、要介護認定を受けた人（約444万人）の過半数を占める要介護１、２の軽度者（約299万人）の訪問介護などを保険給付から外れることとなります。財務省の財政制度審議会では、清掃や調理の生活援助利用が軽度者に多いことを繰り返し問題視し、「原則自己負担」を求めており、実施されたなら利用者は10倍の自己負担増となります。利用抑制が一時進み、一見保険財政は改善されたように見えますが、利用者家族の生活困難や介護離職の増加、更に長期的には重症化による介護保険財政の悪化という悪循環を生むこととなります。

生活援助サービスは、訪問介護で、掃除、洗濯、調理、買い物、薬の受け取り、衣類の整理・補修、ベッドメイクなど、日常生活を支えています。生活援助は、ケアプランにもとづき計画的に実施されているもので、専門家が利用者の状態に気づき、早期対応を可能にしています。生活援助の「保険給付からの除外」は、そのような対応を難しくし、その結果、利用者の重症化がすすみ、むしろ介護保険財政を圧迫しかねません。「医療・介護総合法」では、市町村の事業に移

され、17年度から全自治体で実施するとしていますが、各地で「受け皿」不足が浮き彫りになり、利用者・家族の不安を高めています。特別養護老人ホームの入所条件も「要介護3」以上とされたため「要介護2」以下の人たちの行き場探しが、ますます困難になっています。介護保険は保険料を払うことで介護サービスを利用できる制度として成り立ってきました。それが、サービスの後退の連続では、「負担あってサービス無し」という「制度の根幹」にかかわる重大な問題と言わざるを得ません。介護保険が利用者にとって安心して利用できる制度として信頼を高めるために、次の事項について、強く要望する。

記

- 1 介護保険が、利用者にとっても、利用家族にとっても、安心して利用できる制度として信頼を高め、重症化を予防することで保険財政悪化も防げるように「要介護1、2」などの軽度者を「保険給付から除外」する計画を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日
沖縄県中城村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

以上であります。よろしくお願いたします。
議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第15号は委員会付託を省略

します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第15号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第15号 「要介護1・2」

の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書は原案のとおり採択されました。

日程第17 意見書第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求め

る意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 それでは読み上げて意見書を提出いたします。

意見書第16号

平成28年12月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳正

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由

12月9日に本委員会に付託された陳情第29号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書（案）

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取り組みについて（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の規定（2014年改正）では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めています。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記

1. 医師・看護師・医療技術者・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術者・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。
4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月16日
沖縄県中城村議会

(宛先) 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第16号は、会議規則第39条第3項の規

定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第16号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求め

る意見書は原案のとおり採択されました。

日程第18 意見書第17号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 では読み上げて意見書を提出いたします。

意見書第17号

平成28年12月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳正

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由

12月9日に本委員会に付託された陳情第30号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書(案)

超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の低賃金の改善を図るためとして介護職員処遇改善加算が強化されました。しかし、同時に基本報酬が引き下げられ、事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難です。

人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として人材確保・離職防止策を講じる必要があります。

介護職場の労働環境も深刻な状況となっています。介護保険施設の人員体制は、法定で利用者3人に対して介護職員1人以上となっていますが、多くの介護施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、職員を加配しています。(介護事業経営実態調査)。介護現場では年次有給休暇はもとより、公休すら計画通りに取得できないという実態が横行しており、法定基準を大幅に引き上げ労働環境の改善を図る事は離職防止をすすめる上でも重要な課題となっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員の充実が事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。人材確保・離職防止の実質的な対策、及び安全・安心の介護体制の確立など、介護従事者の勤務環境改善及び実質的な対策、および安全・安心の介護体制の確立など、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記

1. 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善(一人夜勤の解消)すること。
3. 上記の項目の実現を図るために介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、処遇改善についての費用は国費で賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月16日
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時33分)

~~~~~

再開(11時38分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質

疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第17号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第17号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第17号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書

を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第17号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書は原案のとおり採択されました。

日程第19 意見書第18号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 それでは意見書第18号を読み上げて御提案いたします。

意見書第18号

平成28年12月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 宮 城 重 夫

賛成者

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 金 城 章

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度

加入のための法整備を早急を実現する為。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日  
沖縄県中城村議会

送付先

|       |       |        |        |
|-------|-------|--------|--------|
| 衆議院議長 | 参議院議長 | 内閣総理大臣 | 内閣官房長官 |
| 財務大臣  | 総務大臣  | 厚生労働大臣 |        |

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第18号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第18号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第18号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決いたし

ます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第18号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は原案のとおり採択されました。

日程第20 意見書第19号及び日程第21 決議第6号については関連しますので、一括審議にしていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって日程第20 意見書第19号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する意見書及び日程第21 決議第6号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する抗議決議を一括議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。大城常良議員。

3番 大城常良議員 こんにちは。新聞紙上、あるいはマスコミ等でも今相当話題になっている、大変本件においては厳しい事柄でありますので、読み上げて御提案をいたしたいと思いません。

意見書第19号

平成28年12月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛成者

中城村議会議員 仲 松 正 敏

外 間 博 則

仲 座 勇

石 原 昌 雄

安 里 ヨシ子

比 嘉 麻 乃

米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。



## 提案理由

12月13日の米軍新型輸送機オスプレイ墜落に伴い住民の生命の危機を感じ、住民の生命・財産・安心を守る立場から、関係機関に対し厳重に抗議する為。

## 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する意見書（案）

12月13日午後9時50分ごろ、名護市安部の沿岸部に夜間給油訓練中の普天間飛行場所属の垂直離着陸機MV22オスプレイが墜落した。

本土復帰以後、県内での米軍機墜落事故は今回を含め48件、今回の墜落事故は起こるべくして起きた事故にほかならない。県民の命を軽視することに対し激しい怒りを禁じえない。さらに、安慶田副知事の抗議に対し、在沖米軍のトップ、ニコルソン四軍調整官の対応は、沖縄はアメリカの所有物であり、植民地であるがごとく、墜落したことを肯定し、あろうことか「被害がなかったことに感謝すべきだ」とまで言い切った。これは県民の感情を踏みにじるものであり、言語道断である。

米軍新型輸送機オスプレイは、2012年10月、普天間飛行場に配備された。開発段階から墜落事故が相次ぐなど安全性への懸念から、配備前の2012年9月には配備に反対する10万人規模の県民大会が開かれたが、米軍が配備を強行し12機配備された。その後、更に12機が追加配備され、現在24機が配備されるに至った。オスプレイは普天間飛行場に隣接する本村の上空でも連日のように飛行が確認され、村民は極めて危険な状況にさらされている。

これまでも幾度となく繰り返される米軍機事故の抗議に対し事故原因の究明、再発防止策への何の手立てもなく訓練を続けてきた。日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている沖縄県民にとっては、一歩間違えれば生命・財産にかかわる重大な事故につながりかねない大きな不安と恐怖を与えるもので、これ以上一切の飛行を容認できない。

よって本村議会は、村民及び県民の生命・財産・安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

## 記

- 1、今後一切米軍機の訓練飛行の中止を求める。
- 2、オスプレイを含む全ての米軍機の飛行中止と配備撤回を求める。
- 3、在沖米軍の全面即時撤退を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日  
沖縄県中城村議会

送付先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

決議第6号

平成28年12月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛成者

中城村議会議員 仲 松 正 敏

外 間 博 則

仲 座 勇

石 原 昌 雄

安 里 ヨシ子

比 嘉 麻 乃

米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

12月13日の米軍新型輸送機オスプレイ墜落に伴い住民の生命の危機を感じ、住民の生命・財産・安心を守る立場から、関係機関に対し厳重に抗議する為。

米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する抗議決議（案）

12月13日午後9時50分ごろ、名護市安部の沿岸部に夜間給油訓練中の普天間飛行場所属の垂直離着陸機MV22オスプレイが墜落した。

本土復帰以後、県内での米軍機墜落事故は今回を含め48件、今回の墜落事故は起こるべくして起きた事故にほかならない。県民の命を軽視することに対し激しい怒りを禁じえない。さらに、安慶田副知事の抗議に対し、在沖米軍のトップ、ニコルソン四軍調整官の対応は、沖縄はアメリカ

力の所有物であり、植民地であるがのごとく、墜落したことを肯定し、あろうことか「被害がなかったことに感謝すべきだ」とまで言い切った。これは県民の感情を踏みにじるものであり、言語道断である。

米軍新型輸送機オスプレイは、2012年10月、普天間飛行場に配備された。開発段階から墜落事故が相次ぐなど安全性への懸念から、配備前の2012年9月には配備に反対する10万人規模の県民大会が開かれたが、米軍が配備を強行し12機配備された。その後、更に12機追加配備され、現在24機が配備されるに至った。オスプレイは普天間飛行場に隣接する本村の上空でも連日のように飛行が確認され、村民は極めて危険な状況にさらされている。

これまでも幾度となく繰り返される米軍機事故の抗議に対し事故原因の究明、再発防止策への何の手立てもなく訓練を続けてきた。日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている沖縄県民にとっては、一步間違えれば生命・財産にかかわる重大な事故につながることは明白であり、大きな不安と恐怖を与えるもので、これ以上一切の飛行を容認できない。

よって本村議会は、村民及び県民の生命・財産・安全を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

#### 記

- 1, 今後一切米軍機の訓練飛行の中止を求める。
- 2, オスプレイを含む全ての米軍機の飛行中止と配備撤回を求める。
- 3, 在沖米軍の全面即時撤退を求める。
- 4, ローレンス・ニコルソン四軍調整官の更迭を求める。

以上、決議する。

平成28年12月16日  
沖縄県中城村議会

#### 送付先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官  
在沖米総領事

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第19号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する意見書に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時55分)

~~~~~

再開(11時59分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第19号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第19号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

外間博則議員。

4番 外間博則議員 ただいまの意見書、米軍機オスプレイ墜落に関する意見書に対し、賛成の立場から討論を行います。

賛成理由として述べさせていただきます。3日前の12月13日に起こった墜落事故に対し、オスプレイ配備への不安が現実となり、その思いも恐れる結果となっております、その意見書に私自身も賛成であります。先日行われました会見でニコルソン四軍調整官の発言に対し、抗議をいたします。コメントでは謝罪を行わず暴言を行って、暴言をしたことに対し県民の怒りも抑えられない気持ちであると思っております、この通訳に対し謝罪も行わず感謝すべきだと、そういう発言をしており大変怒りを感じさせる発言だと思っております。それに対し、県民の方々のこれまで恐れていたことが現実起きてしまったことを深く謝罪すべきものを感謝すべきということを経験したことに対し、私も抗議を行いたい気持ちであります。したがって今の意見書に対し、私も賛成の立場であります。

議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第19号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第19号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する意見書は原案のとおり採択されました。

続いて日程第21 決議第6号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する抗議決議に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから決議第6号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第6号 米軍新型輸送機オスプレイ墜落に対する抗議決議は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで本定例会を閉会いたします。大変御苦

労さまでした。

閉 会（ 1 2 時 0 6 分）

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 仲 眞 功 浩

中城村議会議員 安 里 ヨシ子